

法テラス白書

平成30年度版

日本司法支援センター（法テラス）編著



法テラス白書

平成30年度版

日本司法支援センター 編著

法テラス 運営理念

使 命

私たちは、司法が個人の尊重を基礎に自由で公正な社会を築くための礎であることを深く認識し、すべての人と司法を結ぶ架け橋として、誰もが、いつでも、どこでも、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指します。

心がまえ

私たちは、一人ひとりがお互いを尊重し、相手の気持ちを思いやる心をもって、「自律」「協働」「創造」の精神で、私たちの使命に向かって取り組みます。

行動指針

1. 私たちは、人間性豊かで質の高いサービスの提供と多様化する社会のニーズへの的確な対応に努めます。
1. 私たちは、関係機関・地域社会と連携し、法律専門家等の援助によって誰もが安心して暮らしていける社会づくりに貢献します。
1. 私たちは、日本社会と世界の動向にも関心を払い、広い視野をもって日々の業務に取り組みます。
1. 私たちは、効率的で適正な業務遂行を心がけ、より良いサービスが広くいきわたるよう努めます。
1. 私たちは、高い倫理観をもって、個人情報保護に関する規程をはじめ法令等の規範を遵守し、常に国民の信頼を確保するよう努めます。

法テラス白書（平成30年度版）の発刊に寄せて

日本司法支援センター（法テラス）は、国民の司法へのアクセスを抜本的に拡充するため、平成18年4月10日の設立以後、情報提供、民事法律扶助、国選弁護等関連、犯罪被害者支援、司法過疎対策といった基幹業務に加え、災害の被害に遭われた方々への支援として東日本大震災法律援助や、大規模災害の被災者に対して無料の法律相談を行う被災者法律相談援助などの業務を展開してまいりました。大きく変わりゆく社会情勢に対応すべく、年度を重ねるごとに法テラスの業務や果たすべき役割なども拡大してきましたが、この間、多くの国民の皆様にご利用いただき、また、多くの関係機関の方々に支えられて、本年4月に開業から14年目を迎えることができたことに深く感謝申し上げます。

平成30年度は、コールセンター（法テラス・サポートダイヤル）における情報提供件数が362,709件で、開業以来の累計が400万件を超えました。民事法律扶助においては、弁護士・司法書士への無料法律相談にかかる援助（法律相談援助）の件数が平成30年度は過去最多の314,614件で開業以来の累計が300万件に達し、弁護士・司法書士費用の立替えにかかる援助（代理援助・書類作成援助）の件数も平成30年度は同じく過去最多の119,352件で開業以来の累計が130万件に達しました。加えて、平成30年1月24日に施行された特定援助対象者法律相談援助も、1年を通して初の実施となった平成30年度は570件、同じくDV等被害者法律相談援助については809件を実施し、法テラスが提供する各種法的サービスについて多くの方にご利用いただいたものと考えておりますが、引き続き様々な問題でお悩みの方々に適切なサービスをご利用いただけるよう質の向上を図ってまいります。

また、平成30年度は大きな災害が相次いで発生しました。法テラスでは、災害の被害に遭われた方々へのお悩みに対応するため、平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震について、それぞれQ&Aを緊急に作成・公開して、被災者の方々が必要とする情報を迅速に提供しました。また、平成30年7月豪雨が特定非常災害に政令指定されたことを受け、「被災者法律相談援助」が適用となり、災害救助法の適用地域である11府県110市町村に住所や居所、営業所があった方々を対象に12,905件（平成30年7月14日～平成31年3月31日）の無料法律相談を実施しました（令和元年6月27日をもって援助申込受付終了）。

さらに、平成30年6月1日からは改正刑事訴訟法が施行され、国選弁護関連業務の対象が被疑者段階の全ての勾留事件に拡大されたことを受け、平成30年度の被疑者国選弁護事件の受理件数は78,780件で、前年度比23.4%増となりました。

本年5月から令和の新たな時代を迎え、社会の多様性は加速していくものと感じておりますが、特に日本を訪れる外国人の方の増加にも法テラスは適切に対応していく必要があると考えております。法テラスでは、既に外国人の方にも気兼ねなくご利用いただけるように多言語対応の情報提供サービスの導入や、各地での外国人の方々を対象とした法律相談などを行っておりますが、今後も社会の様々なニーズに応えていけるような体制の整備に努めてまいります。

平成30年度版法テラス白書では、法テラスが行う様々な業務の遂行において重要な役割を担う「常勤（スタッフ）弁護士」の活動を特集しています。国民の皆様、また、関係機関の皆様におかれては、法テラスの活動に対するご理解をより深めていただき、法テラスを積極的にご活用いただければ幸いです。

令和元年11月吉日

日本司法支援センター

理事長 板 東 久美子

目次

法テラス運営理念	2
法テラス白書(平成30年度版)の発刊に寄せて	3

■法テラスの概要

1. 概要	8
(1) 設立	8
(2) 組織	8
(3) 主な業務	9
(4) 事務所	10
(5) 予算・決算の概要	12
2. 主な業務の概況	13

■法テラスのあゆみ

1. これまでのあゆみ	14
2. 平成30年度の主な出来事	16

特集 いざ、「司法アクセス」の最前線へ ～スタッフ弁護士の現在(いま)～

1. はじめに	18
2. 司法ソーシャルワーク	19
3. インタビュー座談会 「スタッフ弁護士と裁判員裁判」	23
4. 在留外国人に対する援助	27
5. 島スタ弁の座談会	28

1. 情報提供業務

1-1 平成30年度における業務の概況	34
(1) 利用者の利便性向上のための取組	34
(2) 品質向上のための取組	34
(3) 多言語での情報提供	35
(4) 法教育の取組	35
1-2 業務の概要	36
1-3 問合せ件数	37
(1) サポートダイヤル	37
(2) 地方事務所	38
1-4 問合せの傾向	39
(1) サポートダイヤル	39
(2) 地方事務所	42
1-5 認知媒体 (サポートダイヤル、地方事務所)	43
1-6 利用者の地域分布	44
(1) サポートダイヤル	44
(2) 地方事務所	45
1-7 紹介先関係機関 (サポートダイヤル、地方事務所)	46
1-8 多言語情報提供サービス	47
(1) サービスの概要	47
(2) サービスの仕組み	47
(3) 問合せ件数	48
(4) 問合せの傾向	49
(5) 認知媒体	49
(6) 利用者の地域分布	50
1-9 法教育	51

2. 民事法律扶助業務

2-1 平成30年度における業務の概況	54
(1) 法律相談援助及び代理援助の概況	54
(2) 平成30年7月豪雨災害の被災者に対し、 被災者法律相談援助を実施	54

(3) 特定援助対象者援助事業の状況	54
2-2 業務の概要	55
1 民事法律扶助業務	55
2 特定援助対象者援助事業	57
(1) 特定援助対象者法律相談援助	57
(2) 行政不服申立手続への法律扶助対象拡大	57
3 被災者法律相談援助	57
2-3 契約弁護士・司法書士数の推移	58
2-4 法律相談援助の状況	59
1 法律相談援助の状況	59
(1) 実施状況	59
(2) 法律相談援助を受けた人の属性	61
2 特定援助対象者援助事業の状況	62
特定援助対象者法律相談援助の実施状況	62
3 外国人向け法律相談の状況	63
2-5 代理援助・書類作成援助の状況	64
(1) 実施状況	64
(2) 代理援助・書類作成援助を受けた人の属性	65
2-6 代理援助の状況	67
2-7 書類作成援助の状況	69
2-8 立替金の償還(返済)	70
(1) 償還	70
(2) 立替金の免除	70
2-9 不服申立てと再審査申立て	71

3. 国選弁護等関連業務

3-1 平成30年度における業務の概況	83
3-2 国選弁護関連業務	84
(1) 業務の概要	84
(2) 国選弁護制度	84
(3) 弁護士との国選弁護人契約の締結	86
ア 契約の種類	86
イ 契約の方式	86
(4) 国選弁護人候補の指名通知	87
(5) 国選弁護人に対する報酬及び費用の算定	90
ア 概要	90
イ 報酬算定の手続	91
(6) 国選算定基準の改正	92
3-3 国選付添関連業務	93
(1) 業務の概要	93
(2) 国選付添人に対する報酬及び費用の算定	95

4. 司法過疎対策と常勤弁護士に関する業務

4-1 平成30年度における業務の概況	101
(1) 常勤弁護士とは	101
(2) 司法ソーシャルワークに関する取組	101
(3) 被災地での活動	101
4-2 業務の概要	102
4-3 常勤弁護士の配置	102
(1) 配置	102
(2) 司法修習直後の者からの採用	104
4-4 常勤弁護士の確保	105
4-5 司法過疎地域事務所の設置	106
4-6 常勤弁護士の活動のための環境整備	107
(1) 実務研修	107
ア 本部主催の研修	107
イ その他の研修	107
(2) 裁判員裁判弁護技術研究室・ 常勤弁護士業務支援室	110

5. 犯罪被害者支援業務

5-1 平成30年度における業務の概況	111
(1) DV等被害者法律相談援助業務	111
(2) 犯罪被害者支援業務の充実	111
(3) 研修等の実施	111
5-2 犯罪被害者支援業務	112
(1) 犯罪被害者支援業務等の概要	112
(2) 犯罪被害者支援ダイヤル	114
ア 問合せ件数	114
イ 問合せ内容	115
ウ 紹介先	116
エ 認知媒体	117
(3) 地方事務所	118
ア 電話及び面談による情報提供	118
(ア) 問合せ件数	118
(イ) 問合せ内容	118
(ウ) 紹介先	119
イ 犯罪被害者支援の経験や 理解のある弁護士の紹介業務	120
(ア) 弁護士数	120
(イ) 弁護士紹介件数	121
ウ DV等被害者法律相談援助業務	122
5-3 被害者国選弁護関連業務	127
(1) 被害者参加制度と被害者参加人のための 国選弁護制度	127
(2) 被害者国選弁護関連業務の実施状況	128
ア 被害者参加弁護士契約弁護士	128
イ 選定請求状況	129
5-4 被害者参加旅費等支給業務	130
(1) 被害者参加旅費等支給制度の概要	130
(2) 被害者参加旅費等支給業務の実績	131

6. 災害対応

6-1 法テラスにおける災害対応	132
1 東日本大震災への対応	132
2 総合法律支援法改正と 被災者法律相談援助	132
3 被災者への情報提供	133
6-2 平成30年度における災害対応	136
1 平成30年度の災害	136
2 平成30年7月豪雨対応	136
(1) 被災者法律相談援助業務の実施状況	137
ア 全体の件数及び推移(月別)	137
イ 事務所別件数	137
ウ 相談内容の傾向	138
エ 相談を実施した場所の傾向	139
オ 地方事務所別法律相談件数の伸び率	139
(2) 情報提供業務の実施状況	139
ア 問合せ件数の推移(月別)	140
イ 問合せの傾向	140
コラム1「広島における災害対応体制の 構築について」	141
3 平成30年北海道胆振東部地震対応	142
(1) 情報提供業務の実施状況	142
ア 問合せ件数の推移(月別)	142
イ 問合せの傾向	143
6-3 東日本大震災対応	144
1 震災法律援助業務の実施状況	144

(1) 業務の状況	144
(2) 震災法律援助契約弁護士数・司法書士数の推移	146
2 被災地出張所における専門士業による 「よろず相談」	148
3 被災者専用フリーダイヤル (震災 法テラスダイヤル)	150
コラム2「災害は忘れる間もなくやって来る」	151

7. 受託業務

7-1 業務の概要	152
(1) 日本弁護士連合会委託援助業務	152
ア 業務内容	152
イ 援助要件等	153
ウ 業務実績	154
エ 援助費用	154
(2) 中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得 支援業務	157

8. その他

8-1 組織	158
(1) 本部と地方事務所の組織	158
(2) 事務所	159
(3) 根拠法	162
(4) 主務大臣	162
(5) 資本金	162
(6) 役員の状況	162
(7) 職員の状況	162
8-2 法テラスの認知状況	163
(1) 認知状況の推移	163
(2) 性別・年代別認知度	164
(3) 認知経路	165
8-3 法テラスに寄せられた皆様からの声	166
8-4 審査委員会	171
(1) 審査委員会とは	171
ア 審査委員会の設置趣旨	171
イ 法令上の根拠	171
ウ 構成	171
エ 委員の任期	171
(2) 審査委員会の審議事項	172
ア 審査委員会の審議事項	172
イ 審査委員会の運営	172
ウ 審査委員会の開催頻度等	172
エ 審査委員会議決の内訳	172
オ 公表事項	172
8-5 顧問会議	173
(1) 設立の趣旨	173
(2) 顧問会議メンバー	173
(3) 顧問会議の開催状況	173
8-6 地方協議会	174
開催の目的、状況	174

法テラス用語の解説	180
-----------	-----

法テラスの刊行物	184
----------	-----

資料目次

1. 情報提供業務

資料1-1	情報提供業務の流れ	36
資料1-2	サポートダイヤル問合せ件数の推移	37
資料1-3	地方事務所問合せ件数の推移	38
資料1-4	サポートダイヤル問合せ分野別内訳の推移	39
資料1-5	平成30年度にサポートダイヤルで情報提供を受けた人の性別、年代	40
資料1-6	平成30年度サポートダイヤルにおける問合せ分野別の男女比（上位30分野）	41
資料1-7	地方事務所問合せ分野別内訳の推移	42
資料1-8	サポートダイヤル認知媒体内訳の推移	43
資料1-9	地方事務所認知媒体内訳の推移	43
資料1-10	平成30年度都道府県別サポートダイヤル問合せ件数	44
資料1-11	人口1万人あたりの平成30年度サポートダイヤル利用件数（都道府県別）	44
資料1-12	平成30年度地方事務所別の問合せ件数（電話・面談の合計数）	45
資料1-13	人口1万人あたりの平成30年度都道府県別問合せ件数（電話・面談の合計数）	45
資料1-14	平成30年度サポートダイヤル紹介先関係機関内訳	46
資料1-15	平成30年度地方事務所紹介先関係機関内訳	46
資料1-16	多言語情報提供サービスの流れ	47
資料1-17	多言語情報提供サービス言語別問合せ件数の推移	48
資料1-18	平成30年度多言語情報提供サービス問合せ分野別内訳	49
資料1-19	平成30年度多言語情報提供サービス認知媒体内訳	49
資料1-20	平成30年度利用者居住地別多言語情報提供サービス問合せ件数（上位20都道府県）	50

2. 民事法律扶助業務

資料2-1	民事法律扶助の手続（全体の流れ）	56
資料2-2	特定援助対象者法律相談援助の利用の流れ	57
資料2-3	契約弁護士数の推移	58
資料2-4	契約司法書士数の推移	58
資料2-5	法律相談援助件数の推移	59
資料2-6	法律相談援助の事件別内訳の推移	60
資料2-7	法律相談費の推移	60
資料2-8	平成30年度に法律相談援助を受けた人の性別、年代	61
資料2-9	特定援助対象者法律相談援助の月別件数の推移	62
資料2-10	特定援助機関別相談実施件数	62
資料2-11	申込対象者の資力状況	63
資料2-12	特定援助対象者法律相談援助の事件別内訳（一般相談との比較）	63
資料2-13	平成30年度外国人専門相談実施件数	63
資料2-14	代理援助・書類作成援助の開始決定件数の推移	64
資料2-15	平成30年度に代理援助・書類作成援助を受けた人の性別、年代	65

資料2-16	代理援助・書類作成援助を受けた人の収入（月額）の推移	66
資料2-17	代理援助・書類作成援助を受けた人の公的給付受給状況の推移	66
資料2-18	代理援助の事件別内訳の推移	67
資料2-19	代理援助立替金実績の推移	67
資料2-20	代理援助事件の結果別内訳の推移	68
資料2-21	書類作成援助の事件別内訳の推移	69
資料2-22	書類作成援助立替金実績の推移	69
資料2-23	立替金償還実績の推移	70
資料2-24	立替金償還免除実績の推移	70
資料2-25	不服申立てと再審査申立ての件数の推移	71
付表2-1	契約弁護士数・契約弁護士法人数の推移（地方事務所別）	72
付表2-2	契約司法書士数・契約司法書士法人数の推移（地方事務所別）	74
付表2-3	法律相談援助件数の推移（地方事務所別）	76
付表2-4	平成30年度法律相談援助の事件別内訳（地方事務所別）	78
付表2-5	代理援助・書類作成援助開始決定件数の推移（地方事務所別）	79
付表2-6	平成30年度代理援助の事件別内訳（地方事務所別）	80
付表2-7	平成30年度代理援助事件の結果別内訳（地方事務所別）	81
付表2-8	平成30年度書類作成援助の事件別内訳（地方事務所別）	82

3. 国選弁護等関連業務

資料3-1	国選弁護関連業務の概要	84
資料3-2	被疑事件のうち国選弁護人が付された割合	85
資料3-3	通常第一審事件のうち国選弁護人が付された割合	85
資料3-4	刑事事件の流れと国選弁護制度	85
資料3-5	被疑者国選弁護事件の対象範囲	86
資料3-6	国選弁護人契約弁護士契約数・契約率の推移	87
資料3-7	被疑者国選弁護事件のうち24時間以内に指名をした割合	88
資料3-8	被疑者国選弁護事件受理件数の推移	89
資料3-9	被告人国選弁護事件受理件数の推移	89
資料3-10	被疑者国選弁護の基礎報酬及び多数回接見加算報酬	90
資料3-11	被告人国選弁護事件（裁判員裁判事件以外）の基礎報酬	91
資料3-12	裁判員裁判事件の基礎報酬	91
資料3-13	被告人国選弁護事件の公判加算報酬	91
資料3-14	少年事件の流れと国選付添制度	93
資料3-15	国選付添人契約弁護士契約数・契約率の推移	94
資料3-16	国選付添事件受理件数の推移	94
資料3-17	一般保護事件のうち国選付添人が付された割合	95
資料3-18	国選付添人の基礎報酬	96
資料3-19	実質審理期日に対する加算報酬	96
付表3-1	国選弁護人契約弁護士契約数・契約率の推移（地方事務所別）	97
付表3-2	国選弁護事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）	98
付表3-3	国選付添人契約弁護士契約数・契約率の推移（地方事務所別）	99
付表3-4	国選付添事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）	100

4. 司法過疎対策と常勤弁護士に関する業務

資料4-1	常勤弁護士配置先一覧	103
資料4-2	常勤弁護士の配置数の推移	104
資料4-3	司法過疎地域事務所の設置数の推移	106
資料4-4	常勤弁護士に対する実務研修実施状況	108

5. 犯罪被害者支援業務

資料5-1	犯罪被害者支援業務の流れ	112
資料5-2	弁護士費用等に関する援助制度	113
資料5-3	犯罪被害者支援ダイヤルと地方事務所における 問合せ件数の推移	114
資料5-4	犯罪被害者支援ダイヤル問合せ分野別内訳の推移	115
資料5-5	平成30年度犯罪被害者支援ダイヤル紹介先関係機関内訳	116
資料5-6	犯罪被害者支援ダイヤル認知媒体内訳の推移	117
資料5-7	地方事務所問合せ分野別内訳の推移	118
資料5-8	平成30年度地方事務所紹介先関係機関内訳	119
資料5-9	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移	120
資料5-10	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移 (地方事務所別)	120
資料5-11	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数の推移	121
資料5-12	平成30年度犯罪被害者支援の経験や理解のある 弁護士紹介案件の被害種別内訳	121
資料5-13	DV等被害者法律相談援助制度利用の流れ	122
資料5-14	DV等被害者法律相談援助月別件数の推移	123
資料5-15	DV等被害者法律相談援助被害種別内訳	123
資料5-16	DV等被害者法律相談援助利用者の性別	124
資料5-17	DV等被害者法律相談援助利用者の年代	125
資料5-18	DV等被害者援助弁護士数	126
資料5-19	国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ	127
資料5-20	被害者参加弁護士契約弁護士数の推移	128
資料5-21	被害者参加弁護士契約弁護士数の推移(地方事務所別)	128
資料5-22	選定請求件数及び罪名内訳	129
資料5-23	通常第一審事件のうち被害者参加を許可された人員数と 国選被害者参加弁護士への委託人員数(司法統計による)	129
資料5-24	被害者参加旅費等の支給の流れ	130
資料5-25	被害者参加旅費等支給業務実績の推移	131

6. 災害対応

資料6-1	法テラス災害対応年表	134
資料6-2	災害時に利用できる制度の比較	135
資料6-3	被災者法律相談援助の月別件数の推移	137
資料6-4	被災者法律相談援助の事務所別件数	137
資料6-5	被災者法律相談援助の事件別内訳	138
資料6-6	被災者法律相談援助の実施場所別件数	139
資料6-7	法律相談援助件数の前年同時期比 (広島、岡山、愛媛)	139

資料6-8	平成30年7月豪雨に関する問合せ月別件数の推移	140
資料6-9	平成30年7月豪雨に関する問合せ分野別内訳	140
資料6-10	平成30年北海道胆振東部地震に関する問合せ件数の推移	142
資料6-11	平成30年北海道胆振東部地震に関する問合せ分野別内訳	143
資料6-12	震災法律相談援助・震災代理援助・震災書類作成援助 開始決定件数の推移	145
資料6-13	平成30年度震災法律相談援助の事件別内訳	146
資料6-14	平成30年度震災代理援助の事件別内訳	146
資料6-15	震災法律援助契約弁護士数・震災法律援助 契約司法書士数の推移	147
資料6-16	被災地出張所における「よろず相談」件数と 内訳の推移	148
資料6-17	被災者専用フリーダイヤル(震災 法テラスダイヤル) 問合せ内訳の推移	150

7. 受託業務

資料7-1	日本弁護士連合会委託援助業務の対象者及び 援助内容一覧	153
資料7-2	平成30年度申込受理件数(地方事務所別)	155
資料7-3	事業種別申込受理件数の推移	156
資料7-4	事業種別受託業務援助費用の推移	156
資料7-5	平成30年度申込受理件数(本部取扱い)	157

8. その他

資料8-1	本部及び地方事務所組織図	158
資料8-2	法テラス全国事務所所在地	159
資料8-3	名称認知度及び業務認知度の推移	163
資料8-4	認知状況の推移	164
資料8-5	認知経路の内訳の推移	165
資料8-6	苦情等受付件数・対象別苦情内訳の推移	167
資料8-7	平成30年度業務別苦情内訳	168
資料8-8	苦情等取扱結果の推移	168
資料8-9	平成30年度「皆様の声」に基づいた 取組事例等のご紹介	169
資料8-10	日本司法支援センター審査委員会委員名簿	171
資料8-11	審査委員会議決の内訳	172
資料8-12	平成30年度地方協議会開催一覧	174

注記：30年度の統計から、構成比の表記において、四捨五入をしているため、実際の構成比の合計は100にならないことがある。

1. 概要

(1) 設立

日本司法支援センター（法テラス）は、司法制度改革審議会の意見書を受けて制定された総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づき、平成18年4月10日に設立された。

当時、日本の社会は、いわゆる「事前規制型社会」（主として行政による規制や指導を通じて個人や企業の活動や利害を調整する社会）からいわゆる「事後救済型社会」（国民一人ひとりが自らの責任で自由に行動することを基本とし、その結果、紛争や利害対立が生じた場合については、社会のルールである法律を主体的に利用することで解決を図る社会）へと変わりつつあり、法テラスは、そうした社会の変化に対応して「法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を実現することを目指し設立されたものである。

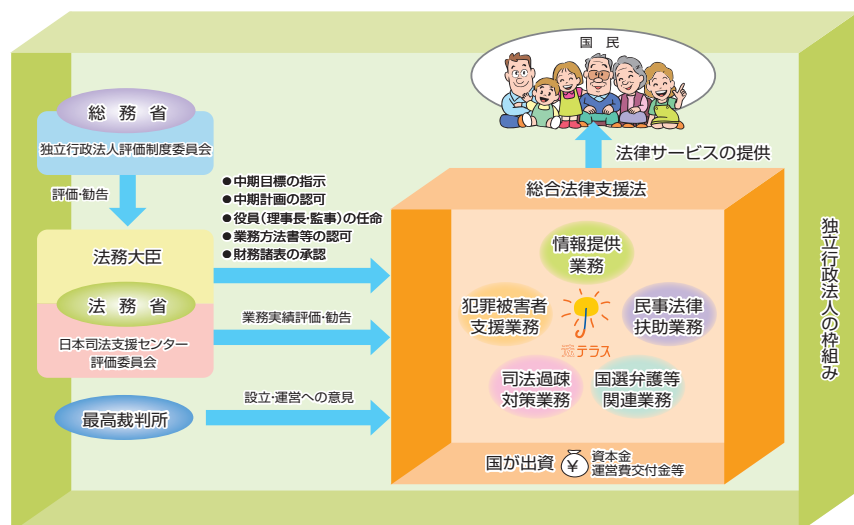
設立後半年の準備期間において、全国に事務所を設置して人的・物的体制を整えるとともに、業務の骨格となる業務方法書等の規程類を整備し、平成18年10月2日から全国各地の事務所とコールセンター（通称「法テラス・サポートダイヤル」。以下、「サポートダイヤル」という。）で業務を開始した。

(2) 組織

法テラスは、政府全額出資により設立された公的な法人であり、公正中立で透明性の高い運営が求められるため、組織形態としては独立行政法人に準じた枠組みで作られている。独立行政法人とは、国民生活に欠かせない公的な事業のうち、国が直接実施する必要はないが、民間に委ねると実施されないおそれがあるものを効率的・効果的に実施するため、独立行政法人通則法（独法通則法）及び各独立行政法人の個別法に基づいて設立される法人をいう。

法テラスは、法務省の所管法人であるが、その業務が司法と密接に関わり、最高裁判所が設立や運営に関与するため三権分立の観点から、独立行政法人とはせず、独法通則法を準用する法人と規定されている。

業務の運営に関しては、独法通則法を準用し、主務大臣である法務大臣から中期目標を指示され、これを達成するための中期計画を策定した上で、それを達成すべく業務の質の向上や効率性に努めながら自律的に展開し、その結果については、第三者機関である日本司法支援センター評価委員会から毎年業務実績評価を受けることが総合法律支援法で義務付けられている。



通称「法テラス」の由来

利用者である国民に覚えやすく、親しみを感じていただけるよう、設立前年の平成17年9月、通称及びロゴを「 **法テラス**」と決定し、発表した。

「法テラス」には、法律によってトラブル解決へ進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやした心に光を「照らす」という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」のような場でありたいという意味が込められている。

(3) 主な業務

法テラスの行う主な業務は、①綜合法律支援法第30条第1項、②東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（法テラス震災特例法）（平成24年4月1日施行）、③綜合法律支援法第30条第2項において次のように規定されている。

① 綜合法律支援法第30条第1項の業務（本来業務）

ア 情報提供業務（34ページ：情報提供業務 参照）

法的問題の解決に役立つ制度や、適切な相談機関・団体に関する情報を収集・整理し、電話、面談、電子メール等による問合せに対して提供する業務。

イ 民事法律扶助業務（54ページ：民事法律扶助業務 参照）

経済的に余裕のない方に対し、無料法律相談や民事裁判手続等に係る弁護士・司法書士費用等の立替えを行う業務。

なお、平成28年6月に公布された改正綜合法律支援法により、認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある高齢者、障害者等に対する資力にかかわらず法律相談等（平成30年1月24日施行）、大規模災害の被災者に対する資力を問わない無料法律相談（平成28年7月1日施行）の業務が追加された。

ウ 国選弁護等関連業務（83ページ：国選弁護等関連業務 参照）

貧困等の理由で自分では弁護士を頼めない被疑者・被告人のため、裁判所等からの求めに応じて国選弁護人になろうとする弁護士との契約、国選弁護人候補の指名及び裁判所等への通知を行い、国選弁護人に対する報酬・費用の算定及び支払などを行う業務。

なお、平成28年6月に公布された改正刑事訴訟法により、被疑者国選弁護の対象事件が、被疑者が勾留された全事件に拡大された（平成30年6月1日施行）。

エ 司法過疎対策業務（101ページ：司法過疎対策と常勤弁護士に関する業務 参照）

身近に弁護士や司法書士がいないなど、法律サービスへのアクセスが容易でない地域に法律事務所を設置し、法テラスに勤務する常勤弁護士を常駐させ、有償での法律サービスを含む、法律サービス全般の提供を行う業務。

オ 犯罪被害者支援業務（111ページ：犯罪被害者支援業務 参照）

犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などに対し、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための制度に関する情報を提供するとともに、適切な相談窓口の紹介や

関係機関・団体への取次ぎ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介などを行う業務。
また、刑事裁判に参加する犯罪被害者等のために、国選被害者参加弁護士候補の指名、裁判所への通知、報酬・費用の支払及び被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方の旅費の算定、送金などを行う業務。

なお、平成28年6月に公布された改正総合法律支援法により、DV、ストーカー、児童虐待の被害者に対して資力にかかわらず法律相談を実施する業務が追加された（平成30年1月24日施行）。

司法ソーシャルワークに関する取組

法テラスでは、地方公共団体・福祉機関等の職員（福祉職）と法律専門職である弁護士・司法書士とが協働しながら、自発的には司法サービスを求めづらい高齢者・障がい者のもとに出向くなど積極的に働きかけ、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図る「司法ソーシャルワーク」を推進している。

そこで、例えば福祉職からの要請を受けて高齢者・障がい者に対する出張法律相談を実施するほか、地方公共団体・福祉機関の施設を巡回して法律相談を行うなど、司法ソーシャルワークを実践するための仕組みの整備・拡充を進めている。

② 法テラス震災特例法の業務

震災法律援助業務（132ページ：災害対応 参照）

「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（法テラス震災特例法）に基づき、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方等を対象として、無料で法律相談を行い、民事事件やADR等の手続に関する弁護士・司法書士の費用の立替えを行う業務。

③ 総合法律支援法第30条第2項の業務

受託業務（152ページ：受託業務 参照）

国、地方公共団体、公益法人等の委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

（４）事務所

法テラスは、本部（東京）のほか、全国110か所に事務所を設置（平成31年3月31日現在）。

事務所の種類には、①地方事務所、②支部、③出張所、④地域事務所の4つがあり、それぞれの設置の目的により、扱う業務の範囲が異なる。

① 地方事務所

地方裁判所の本庁所在地と同じ全国50か所（県庁所在地47か所と北海道は札幌以外に3か所（函館・旭川・釧路））に設置。当該都道府県の支部・出張所・地域事務所を管轄する役割を持つ。他の事務所と区別するため、本所（ほんしょ）と呼ぶこともある。法テラスが行うすべての業務を行う。

② 支部

人口や裁判事件数が多い都市など、本所だけではカバーしきれない地域の事件を管轄するため、全国11か所に設置。法テラスが行う5つの本来業務を行う。

③ 出張所

東京に2か所（上野、八王子）、大阪に1か所（堺）設置。民事法律扶助業務・震災法律援助業務を中心に、情報提供業務も行う。

この他被災地支援のため被災地出張所7か所（宮城に3か所（南三陸、山元、東松島）、福島に2か所（二本松、ふたば）、岩手に2か所（大槌、気仙））を設置。

④ 地域事務所

弁護士・司法書士为数が少ないなどの理由で法律サービスが行き届かない地域に設置する。平成31年3月31日現在で39か所あり、法テラスに勤務する常勤弁護士が常駐する。

地域事務所にはさらに2つの種類がある。

1つは、司法過疎地域と呼ばれる弁護士へのアクセスが困難な場所に設置する事務所で、一般の開業弁護士と同様の有償による法律相談や事件の受任を含む、法律サービス全般の提供を行う（35か所）。

もう1つは、司法過疎地域ではないものの、民事法律扶助事件や被疑者・被告人の国選弁護事件、国選被害者参加事件を取り扱う弁護士が少ない地域で、主にこれらの事件を扱うために設置する事務所である（4か所）。

事務所の種類	① 地方事務所 (本所)	② 支部	③ 出張所	④ 地域事務所	
				司法過疎地域事務所	扶助・国選地域事務所
正式名称	日本司法支援センター〇〇地方事務所	日本司法支援センター〇〇地方事務所△△支部	日本司法支援センター〇〇地方事務所△△出張所	日本司法支援センター〇〇地方事務所△△地域事務所	
通称	法テラス〇〇 例：法テラス東京	法テラス△△ 例：法テラス多摩	法テラス△△ 例：法テラス上野	法テラス△△ 例：法テラス佐渡	
扱う業務	法テラスが行うすべての業務	法テラスが行う5つの本来業務	民事法律扶助業務等	法律サービス全般（有償による法律相談・事件の受任も含む）	民事法律扶助・国選弁護等関連業務
設置場所	全国に50か所 都道府県庁所在地（47か所）のほか、北海道に3か所（函館、旭川、釧路）	全国に11か所 川越（埼玉）、松戸（千葉）、多摩（東京立川）、川崎・小田原（神奈川）、浜松・沼津（静岡）、三河（愛知）、姫路・阪神（兵庫）、北九州（福岡）	岩手に2か所（震災対応） 宮城に3か所（震災対応） 福島に2か所（震災対応） 東京に2か所 大阪に1か所 気仙・大槌（岩手）、東松島・山元・南三陸（宮城）、二本松・ふたば（福島）、上野・八王子（東京）、堺（大阪）	35か所 八雲・江差（函館）、八戸（注）・むつ・鰺ヶ沢（青森）、宮古（岩手）、鹿角（秋田）、会津若松（福島）、牛久（茨城）、秩父（埼玉）、佐渡（新潟）、魚津（富山）、中津川・可児（岐阜）、下田（静岡）、福知山（京都）、南和（奈良）、倉吉（鳥取）、浜田・西郷（島根）、安芸・須崎・中村（高知）、平戸・対馬・壱岐・五島・雲仙（長崎）、高森（熊本）、延岡（宮崎）、鹿屋・指宿・奄美・徳之島（鹿児島）、宮古島（沖縄）	4か所 下妻（茨城）、熊谷（埼玉）、松本（注）（長野）、佐世保（長崎）

（注）八戸地域事務所及び松本地域事務所は平成31年3月31日をもって閉鎖

(5) 予算・決算の概要

法テラスは民事法律扶助業務や国選弁護等関連業務など国民の権利・利益に関わる重要な業務を行っているため、業務運営に係る予算の約7割が国費で賄われている。

他方、国費に依存するばかりではなく、民事法律扶助業務において発生した立替金の償還金や一般の方からの寄附金などの自己収入の確保に努めている。

なお、経費節減等を図る観点から、各種契約手続においては、その内容、必要性及び緊急性等を十分精査するとともに、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札等の競争的手法によることとしている。

法テラスに係る政府予算の推移

(単位：百万円、%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
運営費交付金	15,206	15,117	15,396	15,391	15,508
国選弁護人確保業務等委託費	16,110	16,067	15,478	16,851	16,613
合計	31,316	31,184	30,874	32,242	32,121
対前年伸び率	△ 1.94	△ 0.42	△ 0.99	4.43	△ 0.38

(注) 平成30年度の運営費交付金及び国選弁護人確保業務等委託費については、補正予算等の金額を含む。

法テラス決算の推移

(単位：百万円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収 入					
運営費交付金	15,507	15,206	15,117	15,396	15,391
事業収入（民事法律扶助償還金等）	10,737	10,958	11,469	11,859	12,206
補助金等収入	68	69	69	46	45
受託事業収入	18,079	17,230	17,411	17,014	17,950
その他事業外収入	532	1,064	1,119	1,495	1,667
計	44,923	44,526	45,185	45,811	47,260
支 出					
民事法律扶助等事業経費	17,815	18,337	-	-	-
受託事業経費（国選弁護人確保事業）	16,066	15,458	-	-	-
受託事業経費（日本弁護士連合会等委託事業）	2,012	1,772	-	-	-
その他人件費等経費（受託事業に係るものを除く）	8,046	7,911	-	-	-
事業経費（注2）	-	-	32,319	32,928	33,705
一般管理費（注2）	-	-	3,503	3,717	4,061
人件費（注2）	-	-	7,911	7,737	7,875
計	43,939	43,477	43,733	44,382	45,642

(注1) 各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注2) 独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、平成28年度より支出の区分を見直している。

収入	支出
運営費交付金	独立行政法人等の業務運営の財源として国から交付されるもの
事業収入	民事法律扶助の償還金や、常勤弁護士担当事件の報酬金など
補助金等収入	国民からの寄附金や、地方公共団体からの補助金
受託事業収入	受託業務に使用するため、委託元から支払われるもの
その他事業外収入	前中期目標期間繰越積立金や講演料など事業外の収入
	民事法律扶助等事業経費
	民事法律扶助業務の立替金など
	受託事業経費
	受託業務の実施に係る経費
	その他人件費等経費
	人件費、事務所賃借料、広報周知費、事務消耗品購入費など
	事業経費
	民事法律扶助業務の立替金、国選弁護人確保業務の契約弁護士報酬など
	一般管理費
	事務所賃借料、広報周知費、事務消耗品購入費など
	人件費
	給与、賞与及び法定福利費など

2. 主な業務の概況

平成26年度から5事業年度における各業務の概況は次のとおりである。

業 務		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
情報提供業務						
サポートダイヤルへの問合せ件数・電話		307,756 件	295,600 件	322,595 件	305,130 件	322,150 件
サポートダイヤルへの問合せ件数・メール		22,982 件	22,920 件	27,004 件	34,214 件	40,559 件
サポートダイヤル問合せ件数・合計		330,738 件	318,520 件	349,599 件	339,344 件	362,709 件
地方事務所問合せ件数		198,692 件	202,987 件	204,837 件	196,135 件	206,269 件
民事法律扶助業務（※）						
法律相談援助件数		282,369 件	286,602 件	298,220 件	302,410 件	314,614 件
代理援助件数		103,214 件	107,358 件	108,583 件	114,770 件	115,830 件
書類作成援助件数		3,982 件	3,993 件	3,877 件	4,278 件	3,522 件
契約弁護士数		20,176 人	21,033 人	21,885 人	22,346 人	23,371 人
契約司法書士数		6,897 人	7,128 人	7,193 人	7,294 人	7,440 人
国選弁護等関連業務						
被疑者国選事件受理件数		70,939 件	70,393 件	66,579 件	63,839 件	78,780 件
被告人国選事件受理件数		59,816 件	59,504 件	56,388 件	53,655 件	53,862 件
国選付添事件受理件数		2,955 件	3,698 件	3,427 件	3,417 件	3,489 件
国選弁護人契約弁護士数		25,218 人	26,370 人	27,667 人	28,585 人	29,297 人
国選付添人契約弁護士数		12,512 人	13,409 人	14,272 人	14,867 人	15,177 人
司法過疎対策と常勤弁護士に関する業務						
常勤弁護士の配置数		252 人	250 人	232 人	215 人	198 人
司法過疎地域事務所の設置数		34 件	35 件	35 件	35 件	35 件
犯罪被害者支援業務						
犯罪被害者支援ダイヤル受電件数		13,137 件	13,056 件	12,014 件	13,461 件	15,145 件
地方事務所受付件数		12,695 件	13,380 件	13,825 件	12,717 件	14,035 件
精通弁護士紹介件数		1,491 件	1,603 件	1,677 件	1,705 件	1,795 件
被害者参加旅費等請求件数		2,578 件	2,594 件	2,912 件	2,685 件	3,111 件
国選被害者参加弁護士選定請求件数		451 件	521 件	511 件	561 件	635 件
被害者参加弁護士契約弁護士数		4,122 人	4,449 人	4,709 人	5,038 人	5,250 人
震災法律援助業務（※）						
法律相談援助件数		51,542 件	54,575 件	52,995 件	53,433 件	54,765 件
代理援助件数		1,802 件	2,126 件	471 件	219 件	216 件
書類作成援助件数		9 件	43 件	31 件	29 件	0 件
震災法律援助契約弁護士数		3,173 人	3,043 人	3,134 人	3,197 人	3,231 人
震災法律援助契約司法書士数		1,168 人	1,192 人	1,205 人	1,224 人	1,219 人
受託業務						
日本弁護士連合会委託援助業務申込件数 (全援助合計)		24,096 件	22,316 件	22,444 件	22,206 件	15,158 件
中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得支援 委託業務援助申込件数		0 件	0 件	0 件	1 件	0 件

（※）平成28年度以前は、契約弁護士数は「受任予定者弁護士数」であり、契約司法書士数は、「受託予定者契約司法書士数」である。

1. これまでのあゆみ

平成11年	7月	司法制度改革審議会を内閣に設置
平成13年	6月	司法制度改革審議会最終意見書を内閣に提出
	12月	司法制度改革推進本部を内閣に設置
平成14年	3月	司法制度改革推進計画を閣議決定
平成16年	6月	総合法律支援法公布
平成17年	9月	日本司法支援センターの通称を「法テラス」とすると発表
平成18年	4月10日	日本司法支援センター設立 金平輝子理事長就任
	4月28日	法務大臣、第1期中期計画を認可
	5月25日	法務大臣、業務方法書、法律事務取扱規程、国選弁護人の事務に関する契約約款を認可
	10月2日	業務開始（東京でコールセンター始動、常勤弁護士1期生が各地に赴任） 法務大臣、(財)法律扶助協会からの権利及び義務の承継を認可
平成19年	3月30日	総合法律支援法第30条第2項に規定する業務（受託業務）の委託者として日本弁護士連合会（日弁連）、中国残留孤児援護基金と契約締結
	4月1日	中国残留孤児援護基金委託援助業務開始
	10月1日	日弁連委託援助業務開始
	10月30日	法務大臣、国選付添人の事務に関する契約約款を認可
	11月1日	国選付添人に関する業務開始
平成20年	4月10日	寺井一弘理事長就任 顧問会議を設置
	9月-12月	「法律扶助のニーズと法テラス利用状況の調査（路上生活者も調査対象に含む）」を実施
	11月13日	法務大臣、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款を認可
	12月1日	被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務開始
平成21年	5月1日	法テラス本部移転（千代田区九段北から中野区本町へ）
	5月21日	裁判員制度スタート 被疑者国選弁護制度対象事件の拡大
平成22年	2月25日	コールセンターへの問合せ件数が業務開始から累計100万件を突破
	2月26日	法務大臣、第2期中期目標を指示
	3月1日	「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査報告書」発行
	3月30日	法務大臣、第2期中期計画を認可
	12月1日	仙台コールセンターが受電業務を開始
平成23年	3月11日	東日本大震災発生。仙台コールセンターの受電を打ち切り。東京のコールセンターのみで受電業務を行う。
	4月4日	仙台コールセンター、受電業務を再開
	4月10日	梶谷剛理事長就任
	7月1日	仙台コールセンターに受電業務を完全移行

	10月2日	東日本大震災被災地出張所「法テラス南三陸」を宮城県南三陸町に開所
	11月1日	被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）開始
	12月1日	被災地出張所「法テラス山元」を宮城県山元町に開所
平成24年	2月5日	被災地出張所「法テラス東松島」を宮城県東松島市に開所
	3月10日	被災地出張所「法テラス大槌」を岩手県大槌町に開所
	4月1日	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（法テラス震災特例法）が施行
	4月2日	全国の法テラス地方事務所で法テラス震災特例法による法律援助事業を開始
	9月30日	被災地出張所「法テラス二本松」を福島県二本松市に開所
	11月-12月	「東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査」を実施
平成25年	1月7日	コールセンターへの問合せ件数が累計で200万件を突破
	3月1日	「東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査報告書」発行
	3月17日	被災地出張所「法テラスふたば」を福島県広野町に開所
	3月24日	被災地出張所「法テラス気仙」を岩手県大船渡市に開所
	4月1日	常勤弁護士を被災自治体へ任期付職員として派遣 多言語情報提供サービスを開始
	10月1日	7か所の被災地出張所における相談件数が1万件を突破
	12月1日	被害者参加旅費等支給業務を開始
平成26年	2月28日	法務大臣、第3期中期目標を指示
	3月28日	法務大臣、第3期中期計画を認可
	4月1日	ハーグ条約適用事件が新たな援助対象に
	4月10日	宮崎誠理事長就任
	6月18日	国選付添人制度対象事件の拡大
平成27年	3月31日	法テラス震災特例法の延長が決定（平成30年3月31日まで）
平成28年	2月18日	コールセンターへの問合せ件数が累計で300万件を突破
	4月14日	平成28年熊本地震発生
	6月3日	「総合法律支援法の一部を改正する法律」公布
	7月1日	「総合法律支援法の一部を改正する法律」の一部先行施行により、平成28年熊本地震被災者に対する「被災者法律相談援助」開始
平成29年	1月	民事法律扶助 援助件数（代理援助・書類作成援助）累計100万件突破
平成30年	1月24日	「総合法律支援法の一部を改正する法律」の全面施行により、「特定援助対象者法律相談援助」、「DV等被害者法律相談援助」開始
	2月28日	法務大臣、第4期中期目標を指示
	3月29日	法務大臣、第4期中期計画を認可
	3月30日	法テラス震災特例法の2度目の延長が決定（令和3年3月31日まで）

2. 平成30年度の主な出来事

平成30年 4月10日

板東久美子理事長就任

6月1日

被疑者国選弁護の対象が勾留事件全件に拡大

改正刑事訴訟法の施行により、被疑者国選弁護制度の対象について、平成21年5月以降、二度目となる拡大がなされ、勾留状が発せられた全ての被疑者が対象となる。

6月28日～7月8日

平成30年7月豪雨（西日本豪雨）発生

7月11日

「平成30年7月豪雨（西日本豪雨）Q&A」を作成し、ホームページに掲載

7月14日

平成30年7月豪雨（西日本豪雨）被災者に対する「被災者法律相談援助」開始
総合法律支援法に基づく特別措置の適用を受けて、被災者の方々に対する無料法律相談を開始。併せて被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）の利用も可能となった。（令和元年6月27日まで）

9月6日

平成30年北海道胆振東部地震発生

9月14日

「平成30年北海道胆振東部地震Q&A」を作成し、ホームページに掲載
被害にあわれた方への情報提供を開始。

11月1日～3日

「法律扶助国際会議」に参加

台湾（台北市）で開催された「International Forum on Legal Aid（法律扶助国際会議）」に法テラスから5名が参加し、利用者の視点から見た法律扶助のあり方、高齢者・障がい者への支援のあり方などが話し合われた。



11月9、12、13日

国際協力機構（JICA）と日本弁護士連合会共催の研修を法テラスで実施

「司法アクセス強化」をテーマとする開発途上国向け研修の一部が法テラスで実施され、6か国9名の方々が法テラス本部、コールセンター、宮城地方事務所に来訪され、講義など熱心に受講された。

平成31年1月5日

コールセンターへの問合せ件数が累計で400万件を突破

法テラスのコールセンター「法テラス・サポートダイヤル」への問合せ件数が、業務を開始した平成18年10月2日からの累計で400万件を突破した。

1月16日

国連アジア極東犯罪防止研修所の「国際高官セミナー」参加者の本部来訪

「第171回国際高官セミナー」のカリキュラムの一環で、10か国19名の方々が法テラス本部にて講義を受講。活発な質疑応答が行われた。

特集

いざ、「司法アクセス」の最前線へ ～スタッフ弁護士の現在（いま）～

1. はじめに

2. 司法ソーシャルワーク

事例1 「現場での試行錯誤～法的課題の早期発見・解決を目指して～」

法テラス東京法律事務所

弁護士 太田 晃弘（第57期）

事例2 「司法ソーシャルワーク×意思決定支援」

法テラス埼玉法律事務所

弁護士 水島 俊彦（第61期）

事例3 「成年後見人を引き受けるということは」

法テラス福岡法律事務所

弁護士 柿木 翼（第62期）

事例4 「『隠れた司法過疎』に挑む」

法テラス本部第一事業部付

弁護士 鍋木 信行（第64期）

3. インタビュー座談会 「スタッフ弁護士と裁判員裁判」

司 会 元スタッフ弁護士・現法テラス常勤弁護士業務支援室長

弁護士 浦崎 寛泰（第58期）

出席者 法テラス多摩法律事務所

弁護士 村井 宏彰（第61期）

同

弁護士 加藤 梓（第64期）

4. 在留外国人に対する援助

事例5 「外国人のお母さん、子どもに戸籍と父親を」

法テラス本部第二事業部付

弁護士 小坂友希乃（第67期）

5. 島スタ弁の座談会

出席者 法テラス佐渡法律事務所

弁護士 朝岡周太郎（第69期）

法テラス西郷法律事務所

弁護士 塩澤 裕樹（第70期）

法テラス対馬法律事務所

弁護士 金澤万里子（第67期）

法テラス壱岐法律事務所

弁護士 大嶋 功（第65期）

法テラス五島法律事務所

弁護士 寺井研一郎（第63期）

法テラス奄美法律事務所

弁護士 池田 征弘（第66期）

法テラス徳之島法律事務所

弁護士 平賀 宏典（第67期）

法テラス宮古島法律事務所

弁護士 長尾 大輔（第64期）

（注）所属は平成31年4月1日現在

1. はじめに

平成18年の法テラス業務開始とともに、法テラスのスタッフ弁護士（常勤弁護士）制度は誕生した。

スタッフ弁護士は、法テラスの業務に関して法テラスに常時勤務する契約をしている弁護士であるが、このように、公的機関に所属しつつ主として他人の法律事務を扱う弁護士であるという点で先進的な制度であった。その目的は、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現する」（総合法律支援法第2条）との基本理念のもと、弁護士過疎地域はもちろんのこと、都市部においても司法へのアクセス障害の改善を図ることであり、各地の実情に応じて、弁護士需要の担い手としての役割を果たすことであった。

そして、当初は、一般契約弁護士等と協働して、法的セーフティネットを積極的に構築し、法的需要に幅広く応えてゆこうとするものであったが、スタッフ弁護士は、それだけにとどまらず、各地の弁護士会、弁護士、司法書士、地方公共団体をはじめとする関係機関と連携を深めながら、かつては弁護士等による法的救済にアクセスできなかった多くの国民等の様々な法的需要に応えようと試みを始めた。その取組の一つが福祉機関や民間の取組等と連携を図り、高齢者・障害者にアウトリーチするなどして、その法的問題を含めて総合的に問題を解決していく手法（「司法ソーシャルワーク」とも呼ばれている。）であり、これは今もなお拡大を続けている。

また、平成21年に開始された裁判員裁判制度など、刑事司法の変化に対応するべく、公判前整理手続を経て連日的・集中的開廷に耐え、かつ、法律専門家ではない裁判員が加わった裁判に対応する質の高い刑事弁護を提供する役割を果たそうとしてきた。そのため、高いレベルでの各種研修等の機会を通じて研鑽を積んでおり、このようなスタッフ弁護士を各地に配置することによって、わが国の刑事司法を活性化させ、より一層の厚みを醸成することにも寄与するよう努めている。

さらに、いわゆる「弁護士ゼロワン地域」（弁護士数がゼロ又は1名のみの地域）は解消しつつあるが、離島をはじめとする地域では、スタッフ弁護士が当該地域の数少ない弁護士として、地域の法的需要に対応するセーフティネットとして重要な機能を果たしている。

そして、近時でも、在留外国人に対する援助など、様々なニーズごとに、また時機に応じて関係機関と連携しながら法的支援の実践の幅を広げている。

このように、当初24名で誕生したスタッフ弁護士は、現在は200名程度まで増加し、それとともに、活動も更に広がっている。

本項では、このようなスタッフ弁護士の活動内容に対する理解を深めていただくため、コラムや座談会方式により紹介する。

2. 司法ソーシャルワーク

事例1 「現場での試行錯誤～法的課題の早期発見・解決を目指して～」

法テラス東京法律事務所 弁護士 太田 晃弘

ある暑い夏の日。自宅の近くの道端でAさん（83歳）が倒れているのが発見されました。周囲に居合わせた人たちはあわてて救急車を呼びました。Aさんは病院へと無事に搬送され、一命をとりとめ、快復されました。

元気になって退院できる。――喜ばしい話であるはずなのに、病院内で退院調整をしている相談員は、青い顔をしています。事情を調べれば調べるほど、いろいろな課題が発見されたのです。――頼りになる親族はいない。家の中にゴミが散乱している。介護保険サービスを使わないと自宅での生活が困難そう。それなりの年金収入があるのに預貯金残高がほぼ0となっている。なので、入院費もただちに支払えない。

Aさんには、1年ほど前から認知症の傾向があったようです。Aさんのお話にも、ときどき記憶違いと思われる話が混ざります。

病院の相談員は、自分だけでは手に負えないと思いました。Aさんの了解を得て、地域包括支援センターに相談をもちかけ、そこからスタッフ弁護士にも声が掛かりました。スタッフ弁護士は、地域包括支援センターとともにAさん宅にある資料を検討しました。家賃滞納、クレジットカードの借金、近隣住民による不透明な年金管理、半年前の配偶者との協議離婚・・・ここでは、法的課題がいろいろと見つかりました。

法的課題は目に見えません。ですので、地域包括支援センターだけで法的課題を明らかにするというのはかなり困難です。「Aさんの許可を得て郵便物の内容を検討しましょう。」「不動産登記をみてみましょう。」スタッフ弁護士もアイデアを出し、役割分担をしながら進めてい

けば、いろいろな法的課題が発見できます。そのうえで、その解決に乗り出していくのです。

Aさんのケースですが、見方によっては「緊急搬送されない限り弁護士につながらなかった」ということでもあります。もっと前の段階で早期発見・早期治療ができなかったのでしょうか。

Aさんは、半年前から定期通院ができていませんでした。大家さんはなんども家賃の督促をしていました。大量のゴミについてかなり前から区役所に苦情が入っていました。――判断能力が低下していることを示すサインはだいぶ前から出ていたし、後から振り返ると、きっかけはいくらでもあったのです。

このケースでは、スタッフ弁護士が区長による保佐開始審判の申立てを促し、Aさんの保佐人に選任されました。そして、保佐人として、近隣住民による金銭搾取を食い止め、さらには、滞納家賃の弁済交渉、ゴミの処分、介護保険サービスの導入を行ったことで、Aさんは住み慣れた家を追い出されることなく生活できるようになりました。また、Aさんの定期預金を発見したので、クレジットカードの借金も何とか解消できそうです。

福祉・医療関係者と密なネットワークを作り出し、判断能力の低下した当事者の法的課題について、いかにして早期発見・早期解決を図るか。日々、現場で試行錯誤をしています。



事例2 「司法ソーシャルワーク×意思決定支援」

法テラス埼玉法律事務所 弁護士 水島 俊彦

脳梗塞が原因で高次脳機能障害・失語症になった60代の男性Hさん。以前はゴミ屋敷のような自宅で一人暮らしをしていたが、夏に熱中症になって病院に緊急搬送され、その後、障害福祉サービスに属するグループホームに一時的に身を寄せている。他の利用者との交流はあまりなく、一人で自室にこもりがちであると関係者は心配している。障害福祉課から「Hさん宛の借金の督促状がグループホームに届いているので相談に乗ってもらいたい。」との連絡があり、関係機関同席の下、Hさんの出張相談を最寄りの市役所にて実施した。

初めてHさんに会った時、過度の緊張からか、しかめっ面のまま下を向いており、失語症のため言葉のやりとりも難しい状況であった。このような場合、法的支援の観点からは成年後見制度を利用することが考えられるものの、それだけではHさんが本当はどのような生活を送りたいと思っているのかはわからない。そこで、国の意思決定支援ガイドラインを参考に、本人の希望や価値観を収集するための面談を行ったうえで、関係者を交えて、本人による意思決定を支援するための会議を開催することとした。私自身は英国留学中に身に着けた意思決定支援ツール「トーキングマット」を活用してHさんの日中の過ごし方の希望について聞き取りを行うとともに、成年後見制度や財産管理・債務整理に関するHさんの意向を伺った。

面談及び会議を重ねた結果、Hさんは危険な自宅での一人暮らしよりも好きな職員のいるグループホームでの生活を望んでいることが分かった。加えて、自室にこもりがちな点については、自室でテレビを見ながらのんびりすることが好みであるということ、たまに利用者にこだわりのコーヒーを振舞うことを楽しみにしていることなども理解できた。関係者もまた、H

さんの指を振るサインやうなずき、表情などを読み取ることができるようになり、Hさんが冗談好き的一面を知ることでもできた。

借金の整理につい

ては無事終了。Hさんの希望で成年後見人も選任されたことにより生活は安定した。そんなある日、Hさんに再び面会した際、Hさんは突然、自ら「1・2・3・・・」と数字を数え始めた。「・・・9、10」とカウントを終えるといつもの「ニヤっ」とした得意げな表情で関係者を驚かせた。Hさん自ら希望して、言語聴覚士の人と一緒に言語障害に関するリハビリを始めたとのことであった。

司法ソーシャルワークは、支援者間の連携と社会資源の活用によって、本人の生きづらさを解消し、本人が本人らしい生活を送ることを総合的に支援するための取り組みである。しかし、関係者が本人の可能性や能力を否定し、表面的な問題解決に終始してしまえば、その支援は「支援者のエゴ」、すなわち支援者が望む生活を本人に押し付けてしまう結果になるだろう。「連携」が支援者側にとって都合良く使われていないか、本人の意思に本当に寄り添えているか、司法ソーシャルワークを担う者として私たちは常に自戒して支援にあたる必要がある。



※写真は、訪問時に持ち歩いている便利グッズです。ホワイトボード用マーカー、指差し確認で意向を伝えるためのシート、筆談ボード、トーキングマット用カードなどがあります。

事例3 「成年後見人を引き受けるということは」

法テラス福岡法律事務所 弁護士 柿木 翼

「弁護士さんが来てくれましたよ。」

ケースワーカーが話しかける。聞こえているのかいないのか反応がない。ゴミ屋敷と化した家の中でぐったりと椅子に座っているAさんの目は宙を見つめたままだ。テーブルの上には総菜が入っていたであろうスーパーのバックが空のまま放置されている。私は、先ほどこの件を引き受けると言った事を少し後悔していた。

Aさんは、中年の一人息子と二人で暮らす高齢女性だ。認知症が進んでいて会話をすることが難しく、足腰も弱っていて自力で移動することもできない。もっとも生活するには十分な金額の年金があるはずだった。ところが様子がおかしい。気付いた地域包括支援センターの職員が、B市役所の福祉課に連絡し、ケース会議を開くことになった。虐待が疑われることから弁護士も参加すべきとなり、日頃からB市の福祉課と連携して活動していたスタッフ弁護士である私に来て欲しいと連絡が入った。「わかりました。行きます。」と即答した。

ケース会議で報告があった。Aさんのお金は息子が管理しているが、十分食べさせていないために、Aさんはかなり衰弱している。それどころか、お金がかかるということで病院に連れていくことを拒否しているため、Aさんは失明しかけているとのことだった。それでも、全く食べさせていないわけではないし、直接暴力をふるっているわけでもない。市が動くことに慎重な意見もあった。しかし、お金はあるのに治療を受けさせていないため

に失明しかけているというのは、虐待と言えるだろう。市長申立てで成年後見人を付け、息子に代わって財産を管理し、適切な治療を受けさせるべきだ。私が後見人になってもいい。そう言ったところ、早速会いに行くことになった。そうして出かけたのが冒頭のシーンである。



B市では、それまで成年後見について市長申立てを行ったことがなかった。私が、申立方法を職員に教える。逆に、Aさんにはどのようなケアが必要なのかといった医療・福祉に関することは教えてもらう。Aさんの成年後見人として、三食きちんと準備され病院への送迎も行ってくれる施設と契約し、入所を見届けたときには出会ってから半年以上が経過していた。

久しぶりにAさんに会いに施設を訪問した。みんなと並んで座っているAさんは、以前より血色がよく多少ふっくらしたようだ。やっぱりこの件を引き受けてよかった。

「弁護士さんが来てくれましたよ。」

ケースワーカーが話しかける。Aさんは顔を上げた。私が誰なのかはわかっていない。それでもAさんは、私にニッコリと微笑んだ。

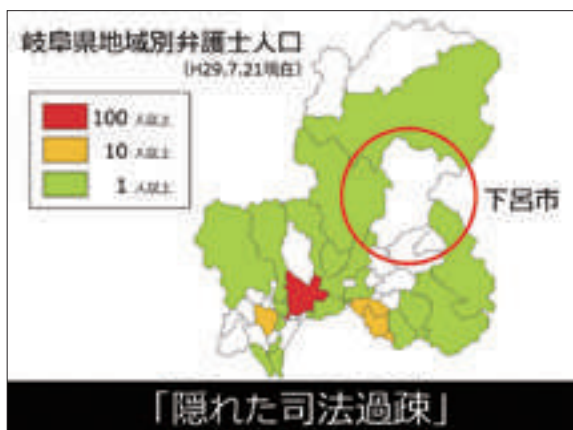
事例4 「『隠れた司法過疎』に挑む」

法テラス本部第一事業部付 弁護士 鍋木 信行

岐阜県下呂市。日本三名泉に数えられる温泉街。この地で、ある夫婦が花屋を始めました。順調な人生に変化が訪れたのは、平成10年頃。近くにホームセンターができました。夫婦の仕入原価を下回る低価格の花鉢が並びます。到底太刀打ちできません。遠のく客足。下がる売上。営業資金は借入で調達。何とかしなければ。その矢先、さらに悪いことが起きます。夫婦がともに65歳を過ぎた頃。夫が脳梗塞と心不全を発症。妻も癌を発症。障がいのため、仕事は全くできなくなりました。特に困ったのは風呂に入れないことです。最初に相談したのは地域包括支援センター。ここで訪問入浴のサービスを提案されます。しかし、夫婦は断ります。「有料なら結構です」と。

金銭的な問題を抱えているのでは。地域包括の職員は、自立相談支援センターにつながります。莫大な借金が判明します。債務整理が必要でした。弁護士につなぐ必要がありました。しかし、夫婦はすぐには弁護士につながりませんでした。なぜか。そこに、「司法がなかったから」です。

日本弁護士連合会（日弁連）は、地方裁判所支部管轄当たりの弁護士人口が、0又は1の地



域を「ゼロワン地域」と呼んで、その司法過疎解消に取り組んできました。

下呂市は岐阜地方裁判所高山支部管轄。同支部には2人以上の弁護士がいま

す。下呂市は「ゼロワン地域」ではありません。

しかし、市内には、弁護士が一人もいません。弁護士のいる隣接市に行くのに車で片道1時間以上。高齢で障がいを抱える夫婦が通える距離ではありません。弁護士人口からは見えてこない、「隠れた司法過疎」が下呂市にはあるのです。

平成28年当時、私は、下呂市に隣接する中津川市に赴任していました。

福祉関係者向けに連続法律講座を開催していた縁で、支援者の方から、夫婦の話を聞きました。急いで夫婦の支援調整会議に私も出席し、破産申立事件として受任しました。無事に破産免責を受けました。

しかし、それだけでは、下呂市の「隠れた司法過疎」は解決しません。地域で弁護士につながる持続的な仕組みが必要でした。様々な関係者のご協力を得て、平成29年から、「高齢者・障がい者・生活困窮者のための専門相談」が始まりました。下呂市、岐阜県弁護士会、法テラスの共催企画です。

弁護士も福祉の一部です。司法は、「地域共生社会」実現のための不可欠な要素です。

事件解決によりその人の生活を取り戻す。関係機関と連携して地域に必要な司法インフラを整備する。今、スタッフ弁護士の「司法ソーシャルワーク」が、地域に必要とされています。



3. インタビュー座談会 「スタッフ弁護士と裁判員裁判」

裁判員裁判制度が開始されて10年…。スタッフ弁護士は、裁判員裁判にどのように関わってきたのでしょうか。元スタッフ弁護士で、現在は弁護士法人ソーシャルワーカーズの代表、そして、法テラスの常勤弁護士業務支援室長でもある浦崎寛泰弁護士に、法テラス多摩法律事務所所属のスタッフ弁護士である村井宏彰弁護士と加藤梓弁護士にインタビューいただきました（なお、罪名は事件当時のものです）。



村井 宏彰 弁護士

加藤 梓 弁護士

浦崎 寛泰 弁護士(司会)

1 裁判員裁判への取組み状況

司会：刑事弁護の分野でご活躍している二人をお招きしました。よろしくお願いいたします。

まずは、これまで裁判員裁判を何件ぐらい、どのような事件に取り組んできたかについて教えてください。

村井：千葉赴任時に15件、岐阜赴任時に3件ぐらい。平成29年1月から多摩に赴任して、裁判員裁判の公判までやったのは2件なので、合計20件ぐらいです。

強盗殺人、強盗強姦致死など、法定刑が死刑又は無期懲役しかないものをはじめ、殺人や傷害致死といった人が亡くなっている事件など、とても重い事件が多いです。

加藤：私は、裁判員裁判の判決まで担当したものは合計5件で、強姦致傷が1件、覚せい剤営利目的密輸が2件、殺人が2件です。3件が千葉赴任時で、2件が愛知赴任時です。進行中の

事件は2件、今日また1件が起訴され、強盗殺人、強盗致傷、強制性交殺人です。

司会：手応えがあったというか、納得いく結果が出たものはありましたか？

加藤：なかなか100%納得することはないのですが、直近で担当した殺人事件について、殺意を争っていて、結局、殺意は認定されたものの、量刑上の理由については、こちらの主張が認められました。

司会：逆に、うまくいかなかった経験を踏まえて、変えていったということはあるですか？

村井：法廷での伝え方、話し方です。変えていったというか、意識して訓練をするようになりました。例えば、最終弁論ですと、以前は、文章を書いて読み上げていましたし、パワーポイントも、話すときの「間」も、効果的に伝えるための要素が伴っていなかったのです。これでは、

内容はそれなりに主張できていても、法廷の雰囲気を変えることはできません。被害者論告や意見陳述を終え、「死刑が当然だ」という空気の中で、今度は弁護人の意見を裁判官や裁判員に聞いてもらわなければならない。そもそも、それができていませんでした。聞いてもらえなかったら、全然意味がないですよ。証人尋問や異議の出し方も、法廷での活動すべてがそうです。法廷では、その場で瞬時に考え、的確に発言しなければならないのに、そうした瞬発力が全然なかったんですね。

そこで、日頃から訓練するようになりました。普段の相談、接見、電話対応など、発言する機会はすべて練習の機会だと意識しています。

…そういえば、一般の方の中には、なぜそんなに悪人をかばうのかと思われている方もいらっしゃるのではないかな。

加藤：私も以前はそう思っていました。でも、それなりに重い事件の被疑者に初めて接見で会ったとき、想像と違い、とても弱々しく見えました。弱々しいと感じたのは、一つは捕まっていた社会から隔絶されていること、そして、警察や検察の取調べで一方的にいろいろ言われることです。そういう人を助けたいと感じました。

報道や事件だけを聞くとすごく悪い人に思えますが、話を聞いてみると、それぞれに生活がありますし、国からたった一人で罪を問い詰められる立場にあります。それを助けられるのは弁護人だけです。国が刑事弁護を制度として保障している以上、弁護しなくてはならないと思います。

司会：確かに、一方的に報道や検察が伝えるものと異なる情報を伝えるということで被告人を支え、裁判終了後は福祉サービスにつなげるなどの役割を弁護士が果たすことは重要だと思います。



2 裁判員裁判では弁護活動が違ってくる？

司会：ところで、村井さんにとって、裁判員裁判とそれ以外の刑事事件について違いはありますか？

村井：ありません。裁判官のみであるか裁判員もいるかで、例えば、難解な法的用語を使わなかったりするような工夫はしますが、本質的には変わりません。伝えるべきことを伝えることが大切。後から判決を聞いて「そういうつもりではなかった…」と反省しなければならないということは、伝える技術が足りないということです。

伝える技術を磨くために、普段から、駅から自宅まで一人で歩きながらしゃべる練習をしています。さすがに電車の中ではやらないようにしていますが、冬はマスクをしてやっていました。

短文で話したり、「えー」などのノイズを発しないようにする訓練をしています。その成果か、あらゆるシーンで的確に言いたい内容を言葉にできているように感じます。

加藤：私も、裁判員裁判とそれ以外の刑事事件で、本質的には変わらないと思っています。どの事件でも、裁判員裁判で使うのと同じような資料を配り、弁論は書面を読み上げずに行います。

書面を読み上げると、書面に拘束されてしまう。結局、法廷は生き物だと思っていて、その時に出た証拠や供述をその場で取り入れて弁論する必要があると思いますし、検察の論告に対する反論もその場で的確に返す必要がある。だから、事前に準備するより、要点を押えて、ペーパーレスで語るのがよいと思っています。ですが、本番前には、他のスタッフ弁護士と議論をしたり、実演練習を見てもらって助言を受けることもあります。

司会：僕自身、弁護士として、14年目ぐらいですが、裁判員裁判が始まって、いわゆるペーパー

レスの文化が始まったんじゃないか、つまり、自分たちの仕事のやり方が変わったと思います。

そして他者の助言をもらう点については、自分では、「この結論で決まりだろう。」と思っても、第三者から見ると違って、特に、裁判員裁判では、法律の専門家ではない人を説得しなければならないので、他の人に聞いてもらわなければならないのかなと思います。

では、裁判員裁判とそれ以外の刑事事件で、被告人との接し方や裁判での説明の仕方に違いがありますか？



村井：裁判官は経験もありますので、被告人の話を聞いて、おそらくこういうことなのだろうと推測するかもしれませんが、裁判員の方は被告人の言葉を字面どおりに捉えるかもし

れない点では違いがあるかもしれません。

加藤：裁判員から誤解を受けないように、「被告人質問での受け答えを注意してね。」と被告人に言うことはあります。その他、裁判員裁判は起訴から判決まで長期間にわたることを被告人に説明をしています。私の場合は、被告人が外国人の事件が多かったので、裁判員裁判制度についてよく説明するようにしていました。

司会：被告人は日本の制度には当然詳しくないでしょうし、しかも外国語で説明するというのはとても難しいのでは？

加藤：すごく難しいです。言葉もですが、文化の問題もあります。日本の法制度を説明しても、聞き入れてもらえないことがあります。また、法廷でも、被告人の国では当然のことでも、日本ではすごくおかしい話に感じられてしまうので、なかなか裁判員には受け入れ難いということはあるように感じました。こういう場合、「冒

頭陳述で、常識は国や背景によって異なる。被告人の本国の事情からするとこのような主張があり得る。最後の弁論でも、常識は国によって異なり、信じられないかもしれないが、その国の人の置かれた背景を踏まえるとこのような行動に出ることは変ではない。」と主張します。

3 若手弁護士に伝えたいこと

司会：ところで、お二人は日本弁護士連合会（日弁連）が主催する若手弁護士向けの研修の講師もされていますが、研修の中で若手弁護士に対し、特に伝えようとしていることは何ですか？

村井：ケースセオリーをきちんと作ることです。つまり、検察官の出してくる証拠すべてを説明でき、それらの証拠を踏まえても無罪だという結論に導ける道筋を作らなければならないということです。

そして、それをきちんと伝えられないと裁判員裁判では通じない。だから、講師をするときは、ケースセオリーをきちんと詰めて、伝え方も工夫する。これを両方やらないといけないと教えています。

加藤：私の場合、初めての裁判員裁判でうまくいかなかった経験から、鬼のように法廷弁護技術研修を受けて、講師にまでなれたのですが、自分と同じような思いを後輩にしてほしくないんです。やはり、村井さんが指摘するように「伝え方」がすごく大切です。裁判員裁判では、書面ではなく、その場で裁判員に理解していただく必要がありますので、いかに中身がよくても伝えられないとそこで終わりです。研修では、冒頭陳述、証人尋問、被告人質問、弁論を実演してもらい、講師が講評をします。

そして、講師としては、立ち居振る舞い全部がお手本になるよう心がけています。女性弁護士としての立ち居振る舞いは、男性のそれとは異なると思いますので、私は自分が尊敬する女性弁護士を手本にしています。研修では、私が他の女性弁護士から声を掛けられる機会も多くなってきました。

司会：スタッフ弁護士の研修についても触れておきたいのですが、法テラスには、「裁判員裁判 弁護技術研究室」があって、スタッフ弁護士1年目の養成期間中や2年目以降のスタッフ弁護士も、定期的開催される事例研修に参加できますね。

ところで、裁判員裁判の終了後、検察官や弁護人の法廷での活動について、裁判員へのアンケートがありますが、この結果は見ていますか？

村井：見ています。説明のわかりやすさをはじめ、法廷での伝え方については検察官に負けていません。個別の自由記載欄も非常に参考になります。



加藤：アンケートの回答のなかに、「最後の弁論になって弁護人の主張の結論を初めて言うのは止めてほしい」という指摘がありました。尋問のときに伝えるべきことは先に伝えないと失敗、ということなんです。

もう一点、「疑わしきは被告人の利益に」ということで、被告人を有罪にする立証責任を負っているのは検察官であり、検察官の立証が不十分だから無罪だという点を強く主張したところ、アンケートの回答では、「重苦しい」と書かれてしまいました。言い過ぎはいけなかったと反省しております。

4 スタッフ弁護士としての今後

司会：最後になりますが、お二人は現在、多摩に赴任しており、これからも刑事弁護も含めて活躍されると思いますが、法テラスのスタッフ弁護士としての今後の抱負を伺いたと思います。

村井：基本的には、スタッフ弁護士は、赴任先の地域のニーズに応じて確実にそれをこなして

いくというのがあります。多摩では、刑事弁護が期待されていますが、期待されている以上のものを返さないといけない。事件で結果を出すことはもちろん、研修の講師を引き受けるなど、確実にニーズに応えていく。スタッフ弁護士としては、地域の福祉関係機関等と連携して法律サービスを提供するという「司法ソーシャルワーク」が主流になっていると感じますが、スタッフ弁護士制度の創成期に偉大な刑事弁護人の方々に教わった身としては、スタッフ弁護士だからこそ、ここまでできるようになったということの後進に伝えていきたい。スタッフ弁護士として刑事事件を頑張りたいという人を迎えたいと思います。

加藤：裁判員裁判がやりたくてスタッフ弁護士になりましたが、まだまだ満足するほどやれていないので、これからもやっていきたいと思います。

後進に伝えたいのは、刑事弁護自体が、弁護士の基本ともいえるべき大事な仕事で、弁護士にしかできない仕事であり、国選事件であると被告人は弁護人を選べないわけですから、各自がレベルを上げて、適切な弁護ができるようになっていくのがとても大事だということです。

スタッフ弁護士のメリットは、バックアップ体制が充実していることです。各地で勤務して、いろいろな弁護士と裁判員裁判をやっているのは、スタッフ弁護士だからこれだけ裁判員裁判に注力できたと感じるところです。そして、各地でスタッフ弁護士が裁判員裁判を担うのは、とても大切な意味があると思います。スタッフ弁護士だからという理由で裁判員裁判の2人目の弁護人を依頼されることもありますし、裁判員裁判という大事な業務のレベルを上げていくことができる環境だと思うからです。

司会：ありがとうございます。お二人にはこれからも最前線でご活躍いただければと思います。

以上

4. 在留外国人に対する援助

事例5 「外国人のお母さん、子どもに戸籍と父親を」

法テラス本部第二事業部付 弁護士 小坂 友希乃

私の前任地、浜松法律事務所（静岡県）での出来事です。

相談室にいるのは、打合せ中に幾度となく涙を流す外国人の母親と、暴れるように玩具で遊ぶ5歳の子供。子供の顔つきは、同席する日本人の父親そっくりですが、その親子関係は公的には存在しません。それどころか、この子がもうすぐ6歳になることすら、公的に証明する手段はありません。子供には、戸籍がないのです。

この母親は以前、子供の父親とは別の男性と結婚していました。その後、後遺症が残るほど壮絶なDVを受けてこの元夫の元から逃げ出し、子供の父親と出会い妊娠するのですが、当時、母親は元夫との離婚が成立していませんでした。婚姻中に妊娠した場合、子供は法律上の夫の子と推定されます。そのため、母親は出生届を出せず、子供は無戸籍となりました。

以来母親は、子供の戸籍がないことに悩み続けてきました。しかし、日本語ができないことで法的な情報は乏しく、手続きにより自身らの所在が元夫にばれる恐怖心もあり、無戸籍状態のまま子供の就学が迫っていました。

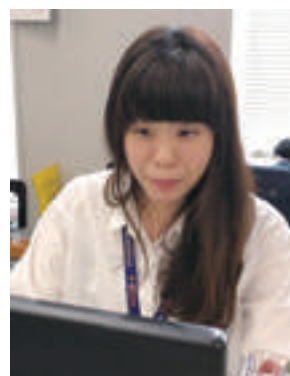
そこで本件では、戸籍を作るために、実の父親に対する認知調停・審判を行うことにし

ました。この方法は、婚姻中に妊娠した子は法律上の夫の子と推定するという前述の原則を破り、実父との親子関係を直接認めるものですから、裁判所は、外観

上、法律上の夫による妊娠ができない場合（妻の妊娠当時、夫が服役中など）に限定して認知を認めてきました。ですので、認知を得るためには、妊娠当時母親が法律上の夫と接触する可能性がなかったことが重要となります。しかし、こうした日本の法制度を、通訳を通して母親に理解してもらうこと自体が難しかった上、母親は着の身着のままで元夫から逃げ出しており、妊娠当時の生活に関する資料は散逸していました。

打合せを重ね、辛うじて見つけた光熱費の領収書から母親の妊娠当時の居所を立証し、出入国記録を取寄せて、元夫との接触可能性がなかったことを裁判所に説明しました。また、元夫に手続きを知られば加害の危険があることを説明し、裁判所から元夫に対して通常行う照会手続きも行わないことにしてもらいました。

その後、DNA鑑定を経て、子供は認知を受け、戸籍を取得しました。できた戸籍を見たとき、私と母親にとっては感動の瞬間でしたが、子供はいつもどおり、元気に暴れ回っていました。戸籍ができたことに感動するような年齢になる前に手続きができたことを、心からよかったと感じた経験です。



浜松城

5. 島スタ弁の座談会

法テラスの司法過疎地域事務所（法律事務所）は、全国に34か所あります。そのうち、離島にある法律事務所に赴任している（又は赴任していた）スタッフ弁護士8名で座談会を行いました！離島に赴任する弁護士の本音はいかに…。

<自己紹介> ①氏名 ②出身地 ③島赴任時期 ④我が赴任島アピール

対馬（長崎）

法テラス対馬法律事務所

- ①金澤 万里子
- ②東京都
- ③平成28年10月～
- ④暮らして初めて知る魅力があります。



隠岐（島根）

法テラス西郷法律事務所

- ①塩澤 裕樹
- ②長野県
- ③平成31年1月～
- ④後醍醐天皇、後鳥羽上皇などの流刑地であり、伝統文化が根強く残っている。



佐渡（新潟）

法テラス佐渡法律事務所

- ①朝岡 周太郎
- ②新潟県→北海道
- ③平成30年1月～
- ④海産物（特に、寒ブリ、牡蠣が最高！）



壱岐（長崎）

法テラス壱岐法律事務所

- ①大嶋 功
- ②愛知県
- ③平成28年9月～
- ④美味しい海産物（ウニ・イカ）、交通アクセスの良さ（福岡へ高速船で1時間）



五島（長崎）

法テラス五島法律事務所

- ①寺井 研一郎
- ②千葉県
- ③平成29年7月～
- ④大瀬崎の夕焼け、青い海と白いビーチ、豊富な食、カトリック文化と世界遺産



宮古島（沖縄）

法テラス宮古島法律事務所

- ①長尾 大輔
- ②大阪府
- ③平成25年1月～
- ④透明度の高い海。特に、東洋一美しい海と評される与那覇前浜ビーチ。



徳之島（鹿児島）

法テラス徳之島法律事務所

- ①平賀 宏典
- ②東京都
- ③平成28年1月～同31年1月（現任地は愛知）
- ④気候が暑い、闘牛が熱い、人情が厚い、長寿・子宝、海が綺麗



奄美大島（鹿児島）

法テラス奄美法律事務所

- ①池田 征弘
- ②東京都
- ③平成31年1月～
- ④高級絹織物「大島紬」



<皆さんに質問です！>

1 島で弁護士の仕事ってあるのですか？

朝岡：常時手持ち事件が60～80件、法律相談も週に6～10件。関係機関との会議、後見センターの運営業務や研修講師、弁護士会の委員会活動などを全て一人でこなすので、島だからこそ仕事はあります！

塩澤：思ったよりも多くあります。メインは後見なのですが、一般民事、家事、クレサラ系も満遍なくあります。成年後見人、相続財産管理人、不在者財産管理人、破産管財人などの財産管理案件が多いです。

金澤：もちろん、ありますよー。

大嶋：特に裁判所から選任される案件は、難易度の高い事案があります。家事事件や債務整理はもちろん、一般的な弁護士業務の範囲の仕事は普通にあります。

寺井：人口が3万5000人で、島に弁護士は私とひまわり基金法律事務所の弁護士の合計2人。営業や宣伝、司法ソーシャルワークを駆使して掘り起こせば、仕事はいくらでも見つけれられると思うけれど、手が回らないのが現状です。

池田：何もしなくても仕事は次々にきます。法律相談は月約30件。他の離島へ出張もします。事件処理の他に、法テラスの業務説明会、法律講座、地元の有識者との飲み会など多岐にわたり、地域貢献において重要なものばかりです。

平賀：法テラス徳之島法律事務所は、徳之島・沖永良部島、与論島を管轄しています。顔の見える身近な弁護士に相談したいというニーズが

あるようです。相談事件数は多いけれど、民間の弁護士にとっては採算が合わない事件が多くあり、人的関係の狭さから生じる利益相反、地域の経済状況から、島に弁護士が定着して法律事務所を経営することは困難だと感じました。だからこそ、島に弁護士がいないのだと気付きました。そういった意味で、スタッフ弁護士が2～3年の交代で赴任することは有意義であるし、島民からも歓迎されるのでしょうか。

長尾：法律相談や受任事件も多いですし、各種関係機関との連携も活発です。



徳之島

2 島の外から弁護士が来ることについて島の人の反応は？

朝岡：たまに「島外の人には言ってもわからない。」と言われることもありますが、「勉強になるので教えてください！」と返すと、可愛がってくれる人が大半です。

塩澤：県職員の方や地域おこし協力隊の方など、島の外から多く人が来ていることから、そこまですでに不安に感じている方はいないと思います。

金澤：地元の人に、「対馬にも弁護士っていたん

ですね！」と言われたことがありますし、「東京からですか!？」と出身で驚かれることはしょっちゅうです。

大嶋：「わざわざこんな僻地に（笑）」と自虐的な反応が多いです。

寺井：法テラスはかなり認知されていて、島外からの弁護士ということも知られています。出身地の話で盛り上がるなど、好意的に受け止めてもらっています。

池田：島民の方々には、トラブルについて知人等に知られたくないと思う人がいるので、地縁のない弁護士が来ることは島民の方にとって悪いことはないと思います。

平賀：平成25年8月1日に、徳之島の事務所が開設され、弁護士が常駐すること自体が初めてだったので、いつでも相談できる場所ができたこと歓迎されています。徳之島に弁護士がいなければ、島外の事務所へ飛行機か船に乗っていく必要がありますし、今でも沖永良部島や与論島の方は、飛行機か船に乗って1泊2日で法律相談に来られます。ただ、徳之島には、弁護士が一人しかいないため、島民同士の紛争の場合、利益相反の関係で早い者勝ちになってしまいます。

長尾：赴任当初は、「できれば宮古島の先生に聞いてもらいたい。」と言われたこともありま

すが、それなりに名前が知られると言われなくなりました。慣れていただけると大事にさせていただきます。

3 島の人との交流で気を付けていることはありますか？

朝岡：島を歩けばたいいの知り合いと会います。休日、子どもと散歩をしていたら、依頼者、相手方、裁判所職員等6組の知人と会いました。狭いコミュニティですし、当然ですが、事務所の外では仕事の話はしないようにしています。

塩澤：島の人たちの生活や、価値観など、一緒に過ごさなければ分からないことが多くあるので、島の外から来た人でまとまらずに、飲食店など色々な場所に顔を出すようにしています。

大嶋：島の人とはごく近い人間関係でつながっているので、守秘義務や情報漏えいにはとても気を遣います。地方公共団体の職員や警察職員も同じなので、事件の関係で話をする際に、どこまで話すか気を遣います。

寺井：被害弁償先の店や依頼者や相手方の勤務先も普通に利用する。職業を聞かれたら、法テラスの弁護士だと話す。このように自然に振る舞い、無理せずに地域に溶け込みたいと思っています。

池田：私は標準語しか話すことができないので、地元の人からは「どちらの人?」「どっから来たの?」と聞かれ、「東京です。」と答えると、必ず「何をしてる人?」と聞かれます。特に弁護士であることを隠しませんが、弁護士のイメージは人それぞれなので、肩書を抜いた素の自分を好きになってもらえるように心がけています。

平賀：プライベートで会う人にも、依頼者や相



対馬

手方の関係者がいるかもしれないと常に意識していました。ただし、せっかく島に赴任したのだから、部屋にこもらず、ツーリンググループに入るなど、なるべく島民の方と交流しました。

長尾：島独特の風習や考え方に最初は戸惑いですが、及び腰にならずに飛び込んで経験し、わからないことは率直に尋ねるようにしています。そうすることで可愛がってもらっているように思います。



壱岐

4 島ならではの事件を紹介してください。

朝岡：事件の種類は多岐にわたっています。裁判所選任事件だけでも、成年後見、相続財産管理、遺言執行、特別代理、破産管財があり、様々な事件を経験できるのが島ならではのと言えるかもしれません。

塩澤：顔の見える関係ということもあり、多くの個人債権者を巻き込んだ破産申立事件です。

金澤：土地トラブルや相続は多いです。数世代前の土地の名義を変更する、抵当権を抹消するという依頼は結構あります。「万延」「文久」生まれの人が出てきたりします。

寺井：漁業者の破産事件等、船や使えなくなっ

た養殖用のイケス網などの処理（売買・廃棄）に頭を悩ませることが多いです。日頃感じている島ならではの問題は、負の情報の伝播性です。ネットの匿名掲示板での誹謗中傷投稿の相談が多いのですが、閉じられた環境のため、相談者にとっては取り返しのつかないダメージになります。また、刑事事件の実名報道も大きな問題で、軽微な事件でも実名で報道されることが多く、島の多くの人々が知るところになり、被疑者段階で釈放されたり、執行猶予になっても、島内で再起を図るのは相当困難になります。人や事件のあふれた都市部との大きな違いです。

平賀：交通事故の物損事故で、過失割合に関わらず、お互いの損害額を賠償するというローカルルールがまかりとおっており、依頼者が法的根拠のない過大な請求をされていた事案がありました。その他、売買契約の対象がジャガイモの種芋、境界線争いで当事者間ではソテツが境界の基準となっていた、サトウキビを収穫したトラックが交通事故を起こすなど事件に登場する1つ1つが島を感じさせました。

長尾：被後見人の財産に牛が数頭いて、各牛に血統書のようなものがあり、その鼻紋で特定するということでした。土地がらみの訴訟で、登記簿の名義が明治時代から変更されていないことも珍しくなく、数十名の相続人全員を相手に訴訟をするので、内地の相続人が訴状を受領しないとなると現地調査がとても大変です。



佐渡

5 弁護士がいなかったらどうなっていたでしょう？

朝岡：佐渡に弁護士がいなかった頃は、島の重鎮や長老さんに相談に行って解決を依頼していたことも多かったようです。

塩澤：債権者が債務者の親族に直接請求するなど、大事になっていたのではないのでしょうか。

金澤：声の大きい人、（物理的、経済的、地位的に）力のある人が勝っていくのだと思います。現実には弁護士がいたから解決できたという事件はほんのわずかだと思います。

大嶋：島内の密な人間関係が悪い方向へ働くと、一方が泣寝入りを強られる解決をさせられそうになり、相談に来られる方がいます。相談できる弁護士がいなかった頃は、権利擁護という観点からは問題が多かったであろうことは容易に想像できます。

平賀：声の大きい人や力のある人が述べる意見、島内の慣習による不公正な解決になり、中には泣寝入りをせざるを得ないような方も出てくるだろうと思います。

長尾：各集落に中心人物がおり、その者の鶴の一声で紛争が解決することは決して珍しくありません。皆が納得すればいいのですが、明らかに法的根拠を欠いた解決がなされることもあり、法律に基づいた解決を理解してもらうことも弁護士の役目だと考えています。



宮古島

6 島に赴任して得られたことはありますか？

朝岡：度胸です。事件や事務所のこと、全てについて判断を求められます。自分で判断して、その責任を負うという度胸がついてきました。

塩澤：まだ赴任して半年ですが、スーパーで買いためして自炊する能力や全部自分で決断していく力がついたと思います。

金澤：都会にない贅沢（海や山を毎日見られる。星がきれい。人が温かい。島時間でのんびり。）を味わっています。

大嶋：様々な事件と出会い、弁護士としての実力はついていると思います。また、過疎化や少子高齢化という日本が抱える問題は、島では既に発生していると言っていい問題で、これからの日本が進んでいく未来を考えるきっかけになりました。

寺井：DIYという新しい趣味。五島の自然や風土がとても気に入っていますので、空き家バンクを利用して破格で家を購入しました。休みを利用して、ぼちぼちですがセルフリノベーションをしています。

池田：赴任したばかりなので、今後、多くの島民から弁護士に対する信頼を得たいです。

平賀：深い人間関係の面白さ、ありがたさは、東京ですっと暮らしていたら気づかなかったと思います。

長尾：多種多様な事件を経験することにより、確実に弁護士としての経験値は間違いなく上がっていると思います。他には、島の独特な風習等を経験することにより、自分の価値観が唯一の正解ではないと考えることができるようになりました。



五島

7 今後の目標は？

朝岡：関係者と顔の見える関係がとても落ち着きますので、私は島での仕事に向いているように感じます。離島専門の弁護士として活動しても面白いかもしれないと思う今日この頃です。

塩澤：法テラスをより多くの人に認識してもらい、島になくてはならない存在になれるよう努力したいです。

金澤：社会福祉士の資格を取るために勉強中。必ず取りたいです。

大嶋：島に来てからは、新聞や判例雑誌に掲載されるような大きな事件を担当する弁護士だけでなく、普通の事件を妥協なく、普通に解決することを継続してできることも立派な弁護士だと思うようになりました。これからも、いろいろ

ろと悩み苦しみながら弁護士の仕事をしていくと思いますが、普通の事件を妥協なく解決し続けることができる弁護士になりたいです。

寺井：弁護士として訴訟の実力を磨きたいです。これまでの赴任地ではその地域のニーズを踏まえ、事件の受任よりも法律相談をできるだけ多く行い、少しでも多くの人の悩みを解決することを重視してきました。しかし、五島では、事件を受任して解決することが求められており、もっと経験を積んで、訴訟を中心に事件を解決する能力を高めるのが当面の目標です。

池田：鳥取赴任時の経験をもとに、司法ソーシャルワークを推進していくことです。福祉機関や行政機関と連携し、困っている人だけではなく、問題を自覚されていない方にもアウトリーチ（積極的に出向いて働きかけること）していける体制作りを目指しています。

平賀：現在は、法テラス愛知法律事務所（名古屋市）に異動し、都市部の事務所に勤務しています。徳之島とは勝手が違いますが、都市部においても法律問題で困っている多くの方々のトラブルを解決できるように努力し、弁護士としての経験も増やして自分自身も成長していきたいです。

長尾：どのような形であれ、弁護士へのアクセスが難しい人たちの力になれる仕事をするのが目標です。

以上



奄美大島

1. 情報提供業務



1-1 平成30年度における業務の概況

（１）利用者の利便性向上のための取組 —サポートダイヤルの活用、災害への取組—

法テラスの情報提供業務は、全国統一窓口であるコールセンター（通称「法テラス・サポートダイヤル」。以下「サポートダイヤル」という。）と地方事務所において、日々多数の問合せに対応しているところである。サポートダイヤルについては、平成31年1月に累計問合せ件数（電話・メールの合計）が400万件に到達した。また、平成28年度にスマートフォン及び携帯電話用ホームページに専用のメール問合せフォームを設置したこともあり、メールによる情報提供件数も増えており、平成30年度の問合せ件数は40,000件を超え、前年度と比べ約6,000件増加した。

サポートダイヤルでは、利用者の利便性向上の一環として、平成27年10月から開始した、各地の地方事務所における話中電話（話中で応答できない電話）及び無応答電話（着信から一定時間内に応答できない電話）をサポートダイヤルに自動転送して問合せに対応する取組を拡大して継続実施した。

また、ワンストップサービス（1か所で必要な案内や手続きが完了できること）を目指し、平成25年3月からサポートダイヤルにおいて、法律相談を希望する利用者に対して、法律相談援助を利用する条件となる収入や資産要件を確認する取組を始めた。平成29年10月から全国の地方事務所の利用者に範囲を拡大し、平成30年度も継続して本取組を実施することで、法律相談への橋渡しを行っている。

災害に対する取組としては、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）及び平成30年北海道胆振東部地震への対応を行い、災害に関するQ&Aの作成や被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）による対応体制の整備を行った。また、災害等の事情により対応できない地方事務所の電話を、サポートダイヤルへ自動転送する取組を行った。

（２）品質向上のための取組 —データの拡充と最新化、研修等—

法テラスでは、様々な問合せに対し的確な情報提供が行えるよう、法制度情報を「よくある質問と答え」（FAQ）として整備している。また、全国の相談窓口情報をデータベース化して、データの拡充と最新化に努めている。

平成30年度は、FAQについて、平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震の災害発生を受け、既存のFAQを基に新たに被災者支援のためのQ&Aを迅速に作成の上、ホームページ上に掲載した。また、よく利用されるFAQ1,146件をホームページ上で継続公開するとともに、関係省庁・機関等からの法改正情報の提供を契機として、関連するFAQ61件を更新、5件の新規作成を行った。相談窓口情報については、関係機関の本部と連携し、データベースの情報を一括収集するなど追加更新方法を見直し、「公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート」、税務署等について統一的な整備を実施するとともに、平成30年度中に既存の相談窓口情報約3,840件を更新、新たに約120件を追加した。また、平成30年7月豪雨の災害発生を受け、弁護士会・司法書士会の無料相談会情報をとりまとめたものをホームページ上に掲載した。

トラブルを抱えた利用者の心情に配慮しつつ、適切な情報提供を行うためには、利用者の主訴（最も重要な訴え）の的確な把握やそのための会話技術が必要である。サポートダイヤルでは、第三者による客観的評価（専門業者が、法テラス職員が実際に対応した通話音声記録（コールログ）を評価したもの）

の結果を踏まえ、オペレーター（サポートダイヤルにおいて情報提供業務を専門に行う職員）に対し個別に指導を行い、情報提供業務における対応の質の向上を図った。また、平成30年度も昨年度に続き、スーパーバイザー（オペレーターの監督・指導を行う者）やオペレーターが、外部団体主催の研修に積極的に参加することにより、関係機関の業務に関する理解を深めた。

地方事務所においては、FAQ・関係機関データベース（全国の相談窓口情報をデータベース化したもの）からの適切な情報を抽出するスキルの向上を図るため、サポートダイヤルのオペレーター等の研修用として相談分野別に作成した講義DVDを地方事務所の全職員に共有し、これを活用した研修を地方事務所で開催するなど、法テラス全体の情報提供業務の質の向上に向けた取組を実践した。また、各地方事務所においても、独自に勉強会や関係機関が開催する会議・研修会等に出席するなどしている。

（３）多言語での情報提供 — 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に向けた準備 —

日本の法制度や相談窓口情報に関する外国語話者のニーズに適切に対応するため、法テラスでは平成25年度から通訳サービス業者を介した多言語情報提供サービスを実施している。

多言語情報提供サービスが「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（※）の一つであることから、平成30年度は次年度に向けて対応言語（ネパール語及びタイ語）追加のための準備をすすめるとともに、入電数増加に備えて回線数を増設した。また、外国語話者（英語・ポルトガル語）に対するアンケートを初めて実施し、外国語話者のニーズ把握に努めた。

平成30年度の対応言語は英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語の計7か国語（上記のとおり、平成31年度は計9か国語）であり、問合せ件数は3,949件であった。

（※）政府により作成。外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すもの。法律トラブル相談等への対応の充実の具体的施策の1つとして当サービスが記載されている。

（４）法教育の取組 — 一般市民に向けた法教育事業を全国の法テラスで実施 —

総合法律支援法の基本理念である「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現」するためには、利用者である国民が、法が社会の中でもつ機能・役割や、なぜ法が社会に必要なのかなどについて理解することが必要であるとの観点から、平成22年度以降、情報提供業務の一環として法教育に取り組んでいる。

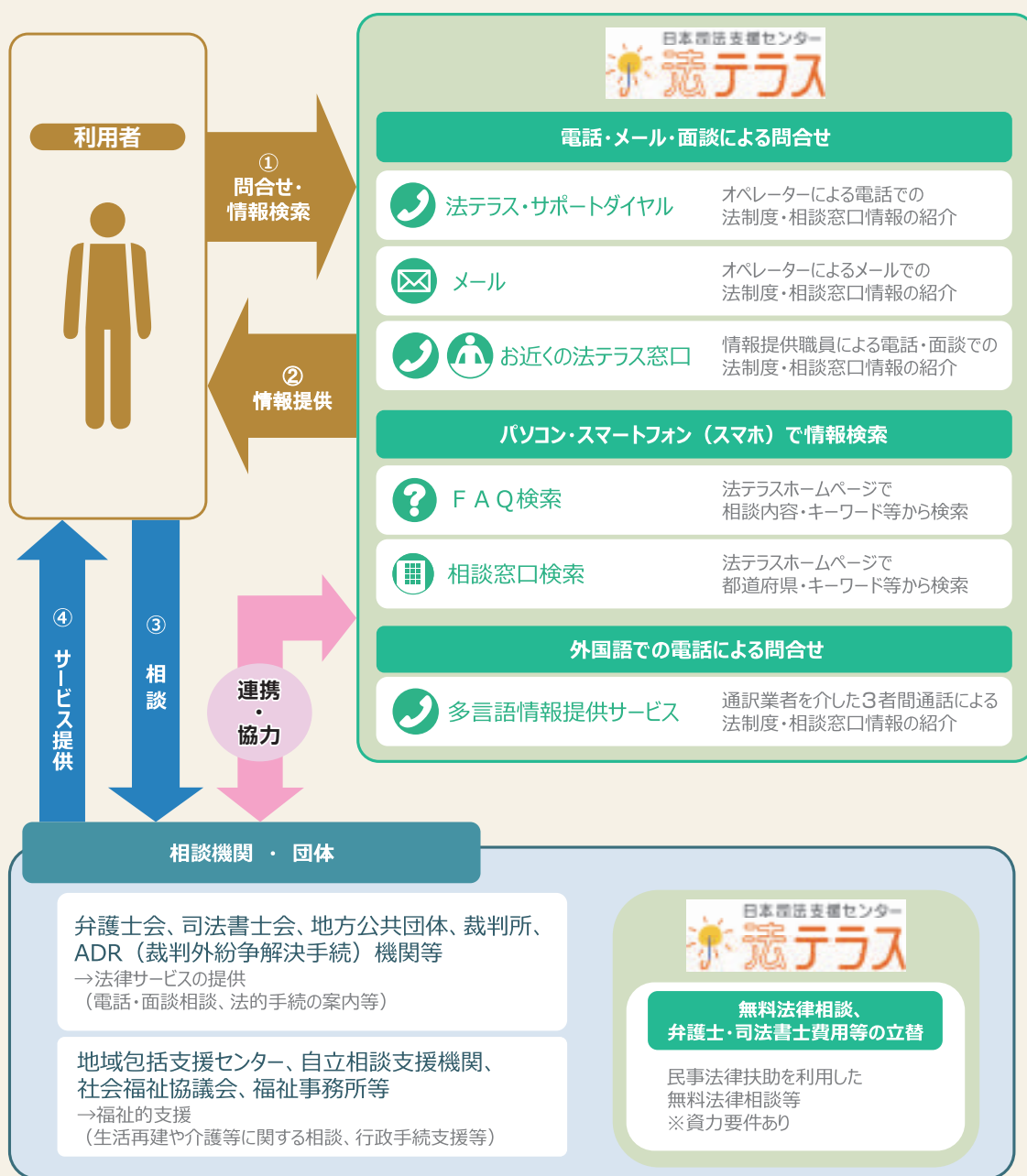
平成30年度以降、法テラスが主として取り組むべき法教育事業は、一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めることを目的としたものと位置付け、全国の地方事務所において、一般市民向けの講演会、意見交換会、常勤弁護士を中心とした学校における出前授業等のほか、法的トラブルの具体的事例を取り入れるなど、地域住民等の法的問題に関する対応能力の向上につながるような業務説明を実施した。実施に際しては、一般市民に向けて開かれた企画とするなど、各地において趣向を凝らしながら法教育事業の充実を図った。

このほか、地方事務所において法教育企画を立案する際の参考とするために、地方事務所がこれまで実施した法教育企画の内容を取りまとめた「法教育実施事例集」を作成し、地方事務所に共有するとともに、地方事務所で行う取組を標準化し、かつ事務の負担も軽減させるための「法教育教材」を作成した。

1-2 業務の概要

情報提供業務は、法的トラブルを抱えながらも、どこに、誰に、相談したらいいかわからない方々に対し、①裁判その他の法による紛争の解決のための制度の有効な利用に資する情報（法制度情報）及び、②弁護士及び隣接法律専門職（司法書士など）の業務に関する情報（関係機関・団体の相談窓口情報）を提供するものである。利用資格などの制限はないので、広く国民等にかかれた、司法サービスの玄関口といえる。上記関係機関・団体との連携を図りながら、サポートダイヤルにおいては電話とメールで、各地方事務所においては面談と電話で個別の問合せに対応しているが、それ以外にも、ホームページやリーフレットなどを利用した一般的な情報提供も行っている（資料1-1）。

資料 1-1 情報提供業務の流れ



1-3 問合せ件数

(1) サポートダイヤル

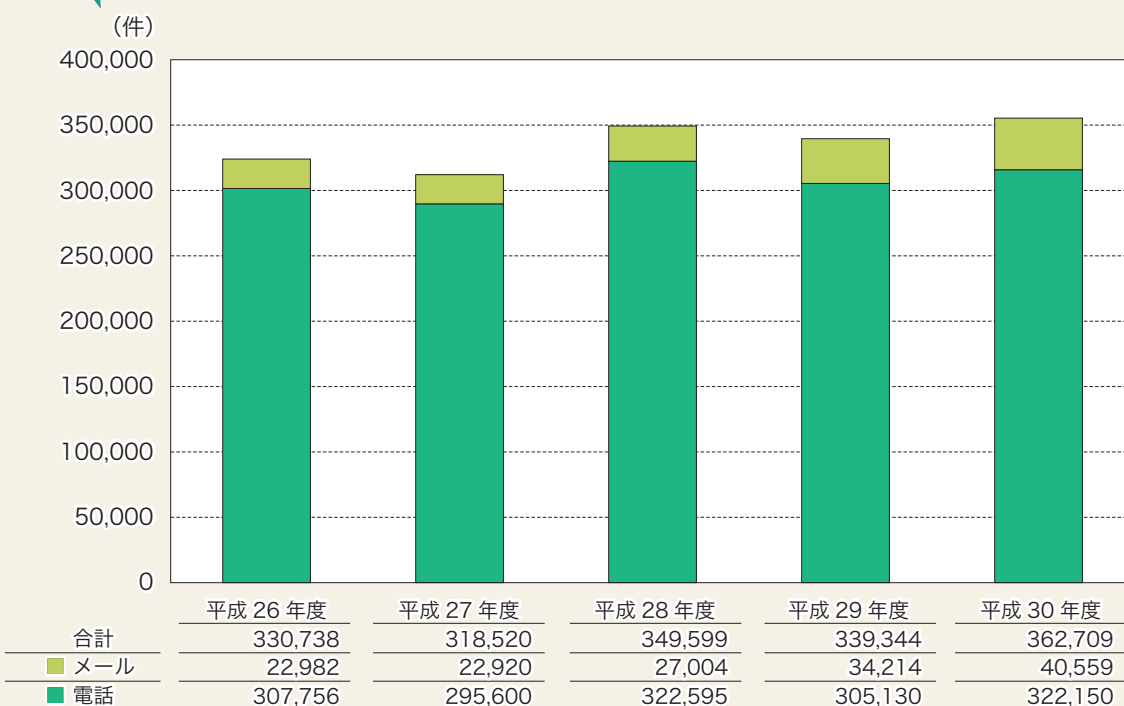
平成18年10月、法テラスの業務開始に合わせて、全国からの問合せに応じるコールセンターを設け、情報提供を行っている。コールセンターは、当初、専門業者に業務を委託していたが、平成23年4月から自主運営に切り替え、これを契機により親しみを持っていただけるよう、コールセンターの通称を「法テラス・サポートダイヤル」とした。

電話受付時間は平日午前9時から午後9時まで、土曜日は午前9時から午後5時までとして、お勤めの方も利用しやすいように体制を整えており、法的問題や電話対応の研修を積んだオペレーターが対応している。また、サポートダイヤルに寄せられた問合せ等を集計・分析し、関係機関への情報提供及びホームページからの情報発信などに活用している。

平成26年度以降にサポートダイヤルに寄せられた問合せ件数の推移は、資料1-2のとおりである。平成19年1月から開始したメールによる情報提供は、平成28年9月にスマートフォン及び携帯電話用ホームページに専用のメール問合せフォームを設置したこともあり、平成30年度は、件数が40,000件に達した。

累計利用件数は、平成31年1月5日に400万件を突破した。

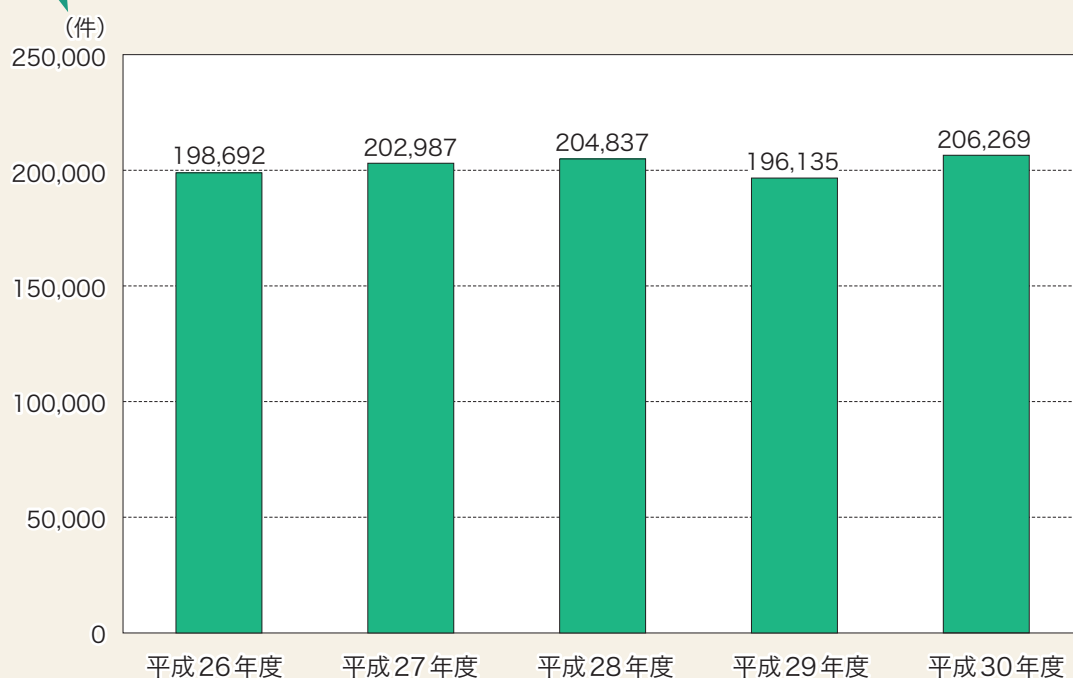
資料 1-2 サポートダイヤル問合せ件数の推移



(2) 地方事務所

地方事務所では、支部も含め全国61か所に情報提供専門職員（地方事務所において情報提供業務を専門に行う職員）を配置し、面談と電話による問合せに対応している。情報提供専門職員は、行政機関等の相談員経験者、社会福祉士、消費生活相談関係の有資格者、司法書士などが担当している。平成26年度以降の地方事務所全体の問合せ件数の推移は資料1-3のとおりである。

資料 1-3 地方事務所問合せ件数の推移

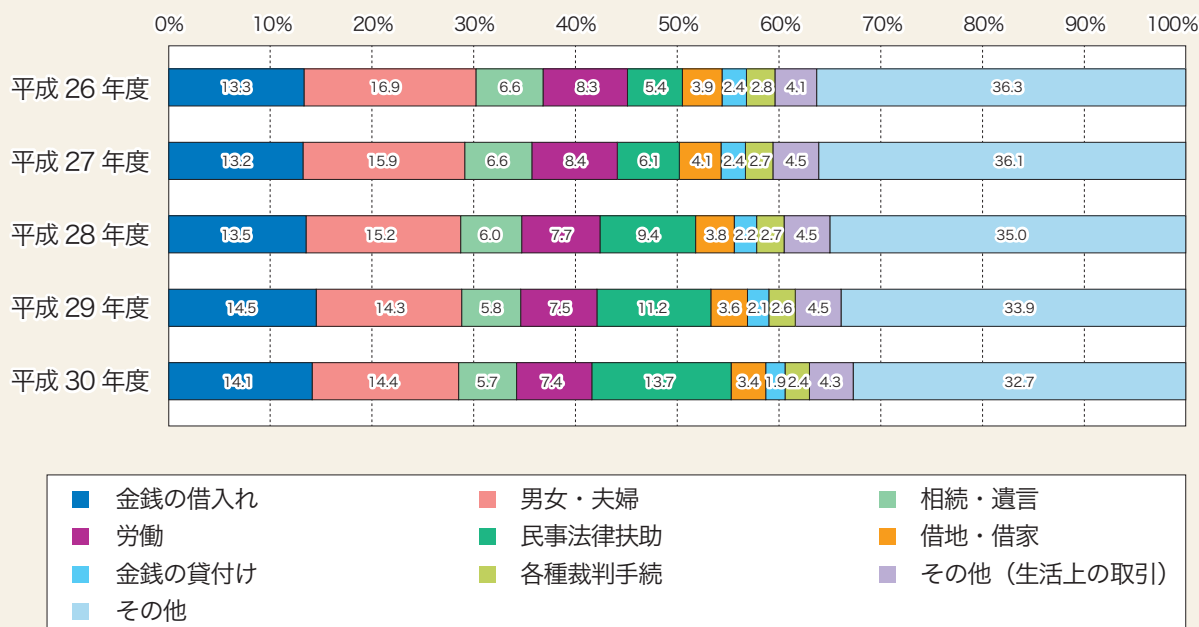


1-4 問合せの傾向

(1) サポートダイヤル

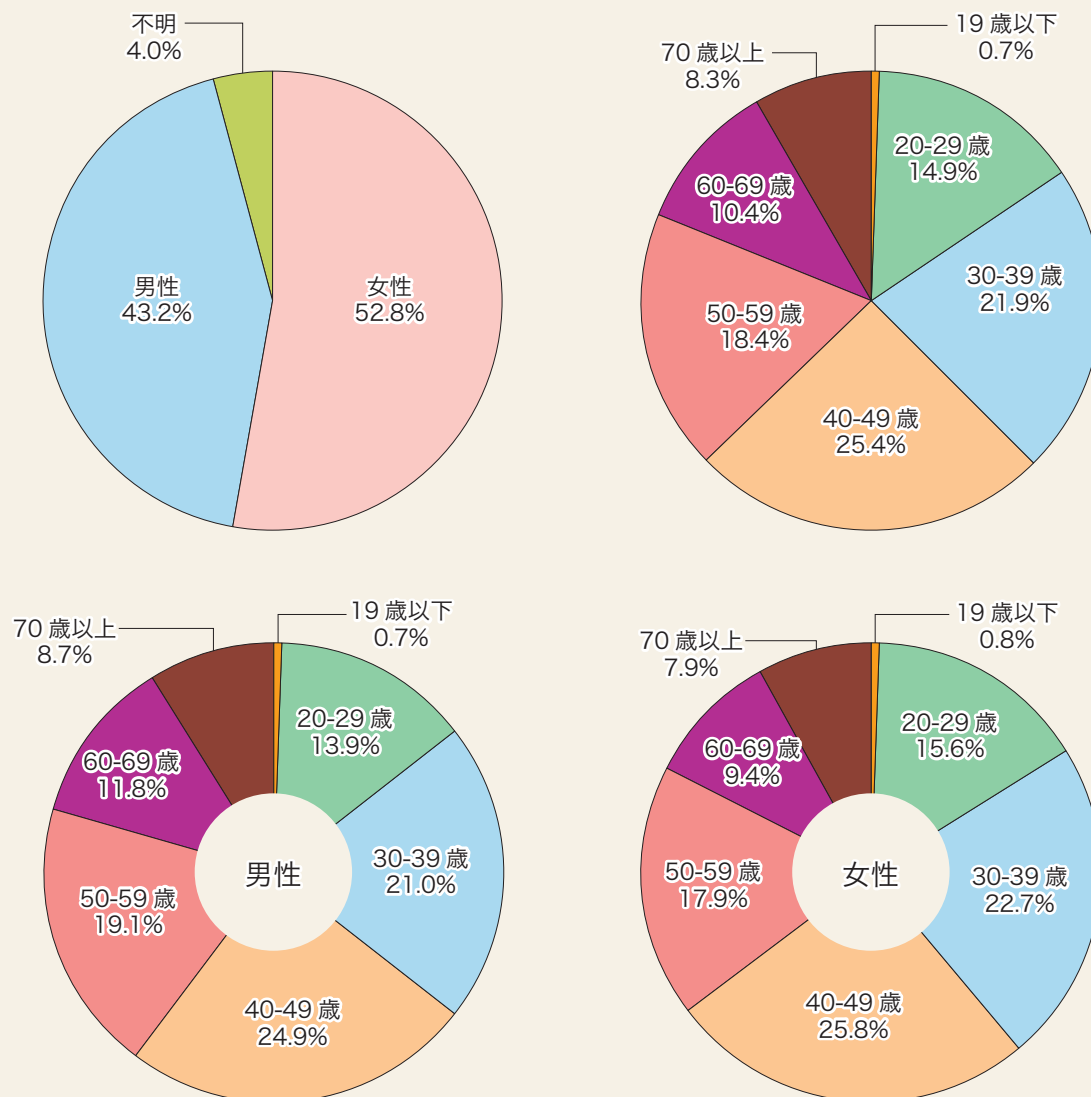
サポートダイヤルにおける平成26年度以降の問合せ分野別内訳は、資料1-4のとおりである。最も多い問合せ内容は、男女・夫婦であり、次いで金銭の借入れとなっている。また、平成23年度以降、継続して増加している民事法律扶助に関する問合せは、平成30年度も引き続き増加傾向にある。

資料1-4 サポートダイヤル問合せ分野別内訳の推移



平成30年度にサポートダイヤルで情報提供を受けた人の性別及び年代は、資料1-5のとおりである。利用者は女性が多く、男性、女性ともに30代と40代の利用者が全体の約半数を占めている。

資料 1-5 平成30年度にサポートダイヤルで情報提供を受けた人の性別、年代



(注) 年代は、任意で聞き取りを行った。

問合せ分野ごとの男女比は資料1-6のとおりである。女性からの問合せが多い分野は、男女・夫婦、相続・遺言、高齢者・障害者、子ども、家族などである。一方、金銭の借入れ、各種裁判手続、損害賠償、職場、賃金・退職金、刑事手続のしくみ、犯罪・刑事事件、インターネット取引、民事上の問題、会社などの分野は男性の比率が高くなっている。

資料1-6 平成30年度サポートダイヤルにおける問合せ分野別の男女比（上位30分野）

順位	相談分野	件数	割合		
		合計	割合	分野別男女比	
				男性	女性
1	男女・夫婦	50,216	14.4%	26.0%	74.0%
2	金銭の借入れ	49,066	14.1%	53.3%	46.7%
3	民事法律扶助	47,685	13.7%	44.7%	55.3%
4	労働	25,817	7.4%	49.9%	50.1%
5	相続・遺言	19,810	5.7%	35.4%	64.6%
6	その他（生活上の取引）	14,936	4.3%	50.0%	50.0%
7	借地・借家	11,945	3.4%	46.5%	53.5%
8	その他（法テラス）	9,621	2.8%	50.3%	49.7%
9	各種裁判手続	8,398	2.4%	58.8%	41.2%
10	金銭の貸し付け	6,579	1.9%	49.9%	50.1%
11	高齢者・障害者	6,310	1.8%	36.1%	63.9%
12	犯罪被害者	6,083	1.7%	39.4%	60.6%
13	いじめ・嫌がらせ	5,843	1.7%	44.0%	56.0%
14	損害賠償	5,754	1.7%	54.7%	45.3%
15	その他（職場）	5,637	1.6%	53.4%	46.6%
16	定年・退職・解雇	5,167	1.5%	49.6%	50.4%
17	子ども	4,491	1.3%	26.1%	73.9%
18	その他（家族）	4,366	1.3%	33.6%	66.4%
19	弁護士	3,788	1.1%	43.3%	56.7%
20	賃金・退職金	3,602	1.0%	59.6%	40.4%
21	刑事手続のしくみ	3,226	0.9%	58.9%	41.1%
22	その他（犯罪・刑事事件）	3,085	0.9%	55.1%	44.9%
23	その他の法律事務	2,926	0.8%	51.3%	48.7%
24	インターネット取引	2,829	0.8%	55.4%	44.6%
25	生活福祉	2,788	0.8%	51.0%	49.0%
26	民事上の問題	2,348	0.7%	53.3%	46.7%
27	その他（人権）	2,347	0.7%	37.7%	62.3%
28	その他（住まい・不動産）	2,332	0.7%	44.6%	55.4%
29	その他（会社）	2,311	0.7%	69.8%	30.2%
30	情報提供	2,162	0.6%	48.7%	51.3%

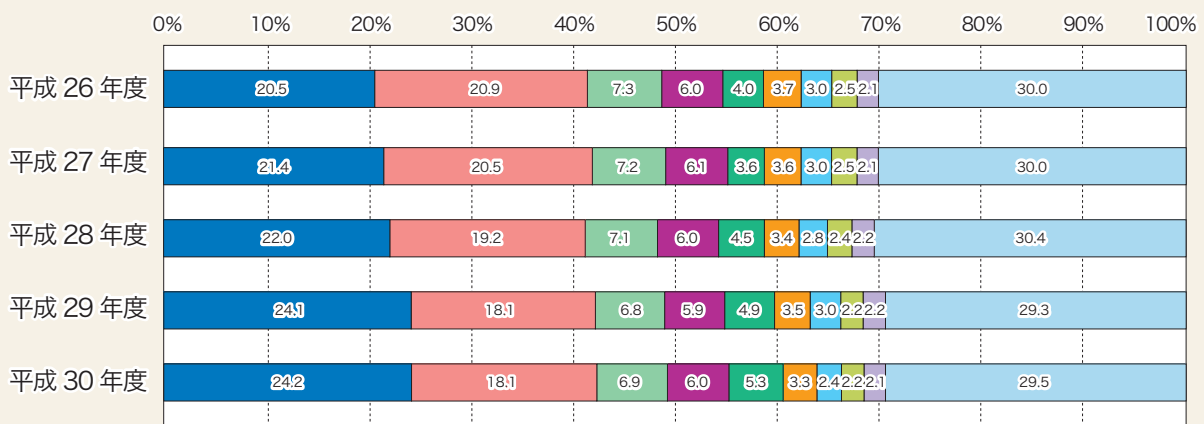
（注1）「労働」は、表中の「定年・退職・解雇」「賃金・退職金」等の職場に関する問合せの件数に加え、「福祉」「保険」といった問合せ分野の中で労働に関連した件数も含む。

（注2）資料1-5に示した利用者の男女比（男性43.2%、女性52.8%）と比較して、男性からの問合せが10ポイント以上多い（53.2%以上）分野を青色、女性からの問合せが10ポイント以上多い分野（62.8%以上）を赤色で表示した。

(2) 地方事務所

平成26年度以降の地方事務所における問合せ分野別内訳は、資料1-7のとおりである。平成26年度は男女・夫婦がわずかに金銭の借入れを上回っていたが、平成27年度以降は金銭の借入れが男女・夫婦を上回っている。

資料1-7 地方事務所問合せ分野別内訳の推移



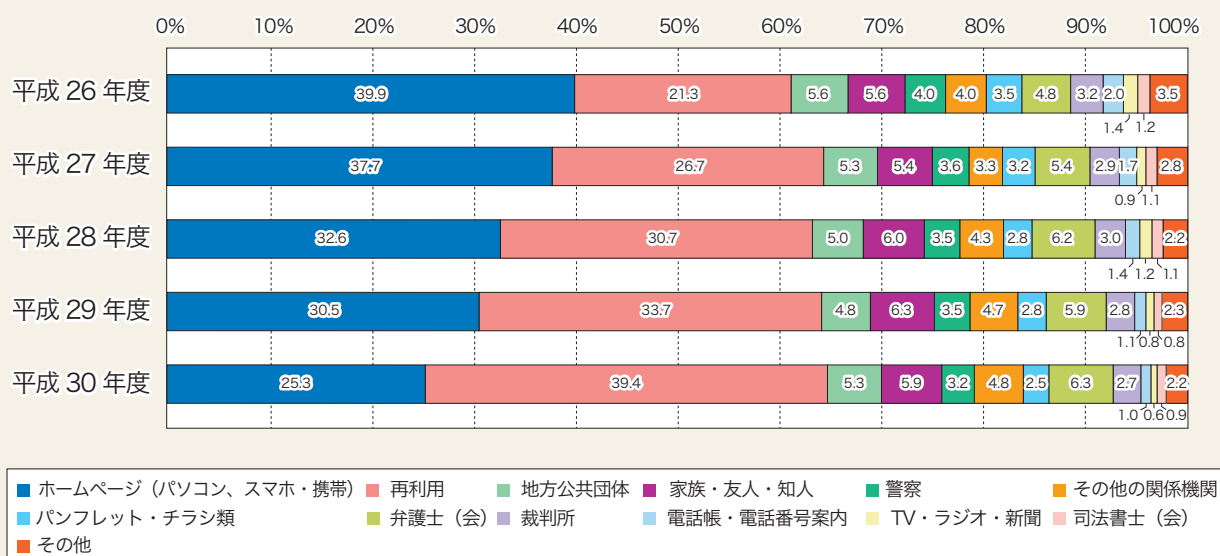
- 金銭の借入れ
- 男女・夫婦
- 相続・遺言
- 労働
- 民事法律扶助
- 借地・借家
- 各種裁判手続
- 金銭の貸付け
- その他（生活上の取引）
- その他

1-5 認知媒体（サポートダイヤル、地方事務所）

平成26年度以降のサポートダイヤルにおける法テラスの認知媒体（注）内訳は、資料1-8のとおりである。再利用の割合が高く、次いで、ホームページ（パソコン、スマートフォン・携帯電話の合計）となっている。

（注）認知媒体：利用者が、何によって法テラスを知ったか、その媒体のこと。

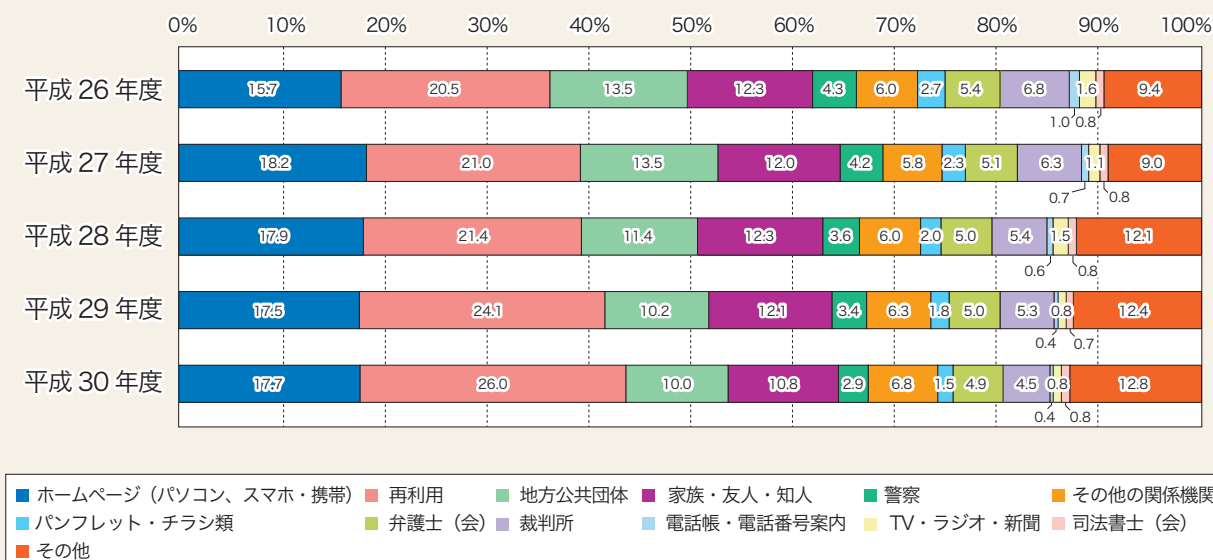
資料1-8 サポートダイヤル認知媒体内訳の推移



平成26年度以降の地方事務所における法テラスの認知媒体内訳は、資料1-9のとおりである。再利用の割合が最も高く、次いで、ホームページとなっている。

地方事務所の特色として、地方公共団体、裁判所などの関係機関や、家族・友人・知人から法テラスを紹介され、利用につながるケースも多い。

資料1-9 地方事務所認知媒体内訳の推移



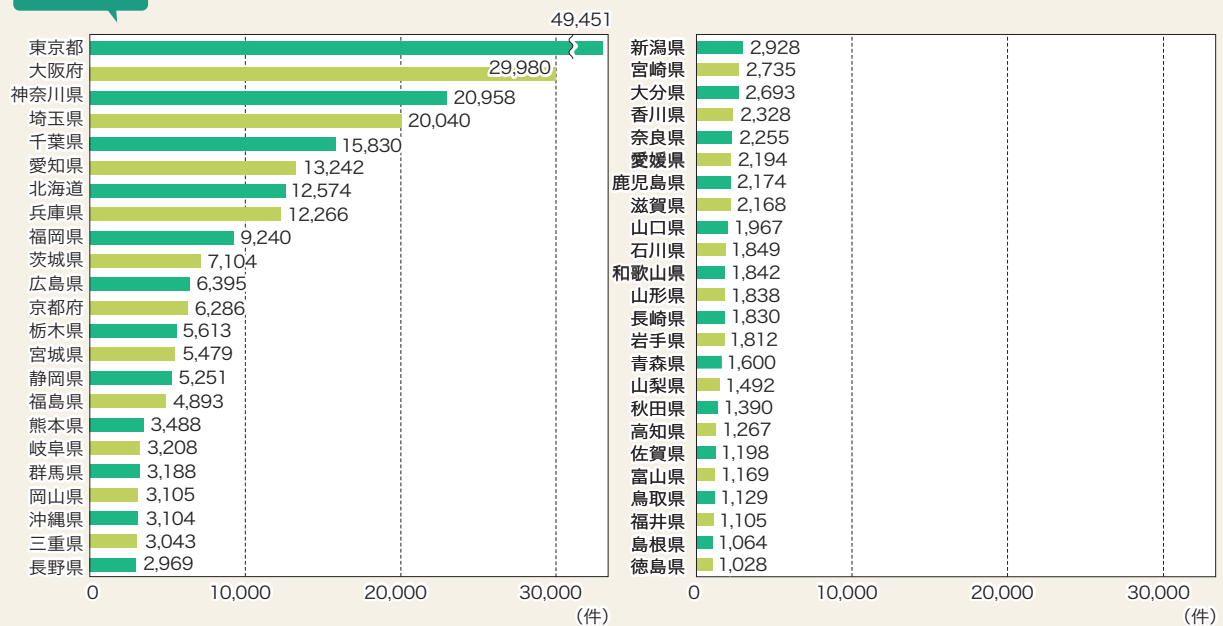
1-6 利用者の地域分布

(1) サポートダイヤル

平成30年度の都道府県別サポートダイヤル利用件数は、資料1-10のとおりである。東京、大阪、神奈川をはじめとする大都市圏での利用が多い。

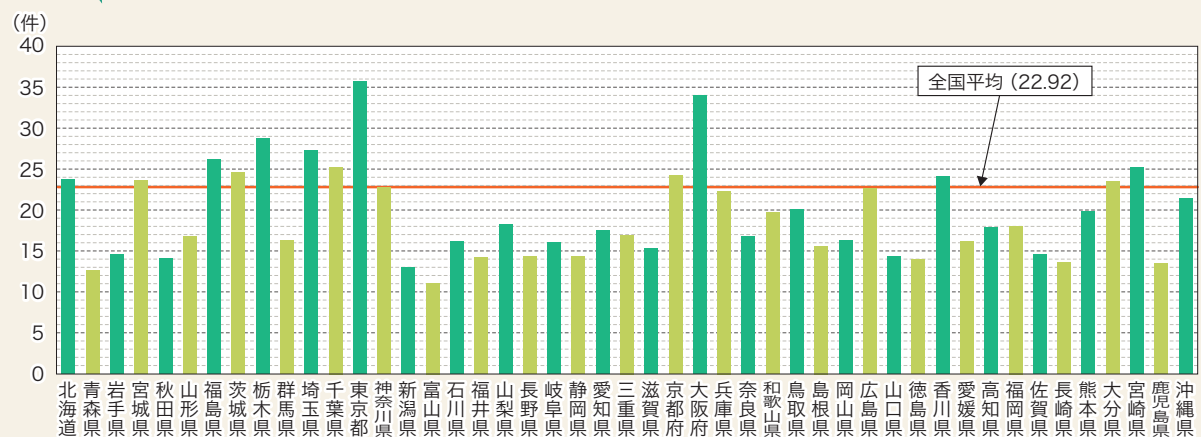
また、人口1万人あたりの利用件数（都道府県別）は、資料1-11のとおりである。東京が高く、次いで大阪、栃木となっている。

資料 1-10 平成30年度都道府県別サポートダイヤル問合せ件数



(注) 法テラスの情報提供業務では、匿名での問合せのため、最寄りの相談機関を紹介する際に居住地域を確認している。

資料 1-11 人口1万人あたりの平成30年度サポートダイヤル利用件数（都道府県別）



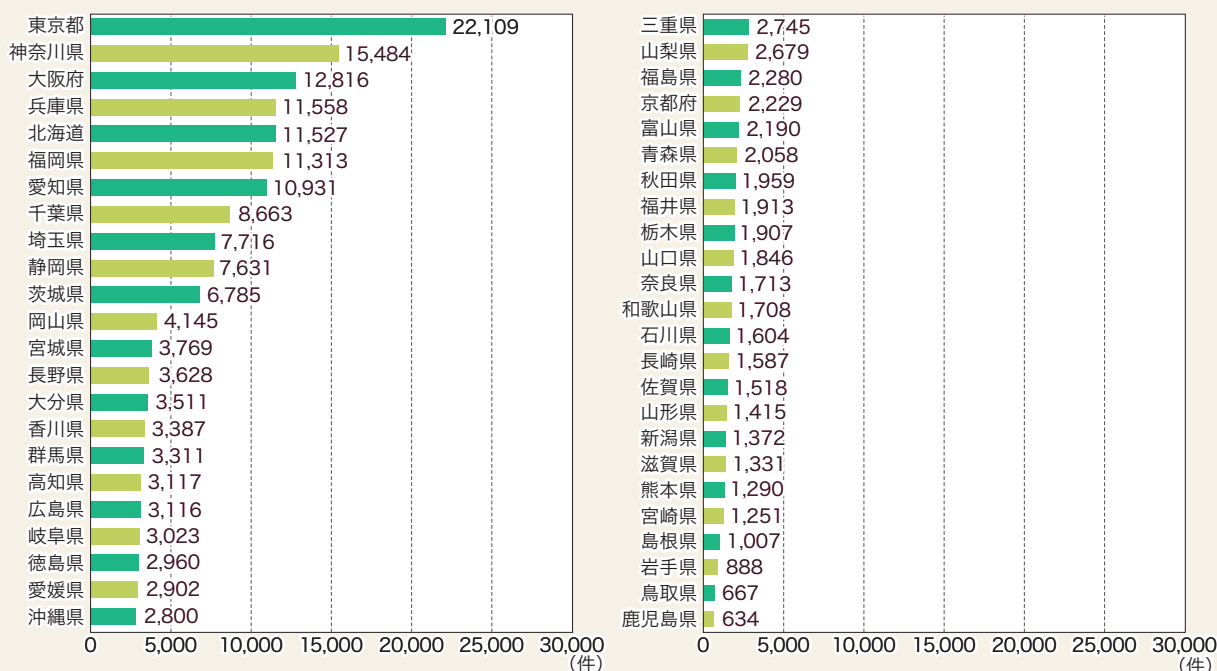
(注) 人口は、総務省統計局の「平成30年10月1日現在推計人口」データを参照した。

(2) 地方事務所

平成30年度の地方事務所ごとの問合せ件数は、資料1-12のとおりである。東京、神奈川、大阪をはじめとする大都市圏での利用が多い。

また、人口1万人あたりの問合せ件数（都道府県別）は、資料1-13のとおりである。高知、徳島、香川など比較的人口の少ない地域で比率が高くなっている。

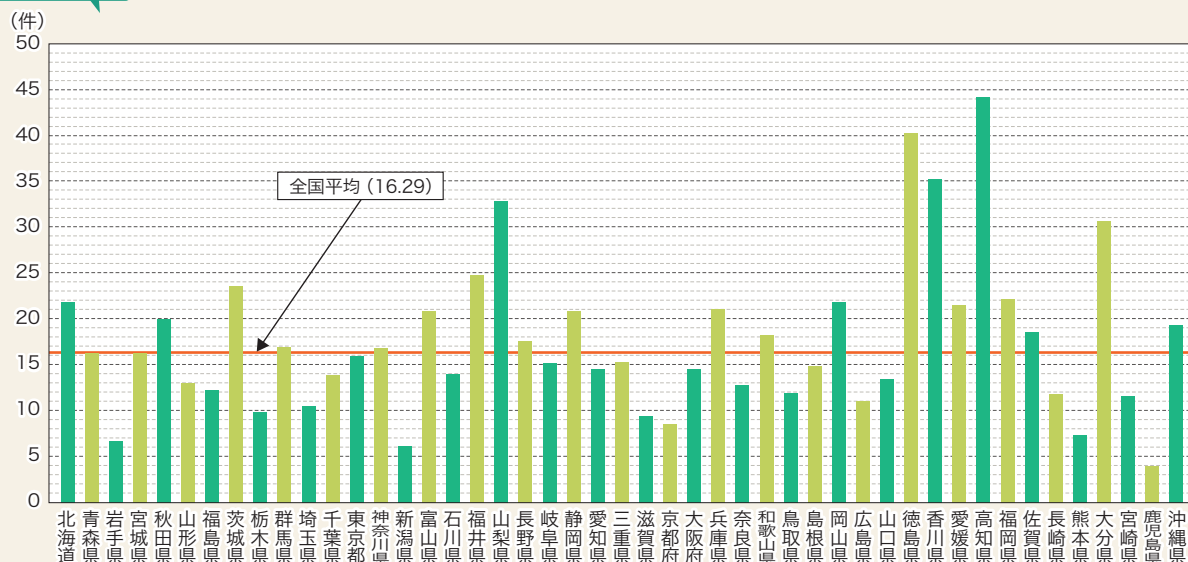
資料 1-12 平成30年度地方事務所別の問合せ件数（電話・面談の合計数）



（注1）北海道は札幌（5,625）、函館（1,814）、旭川（1,490）、釧路（2,598）の合計

（注2）法テラスの情報提供業務では、匿名での問合せのため、最寄りの相談機関を紹介する際に居住地域を確認している。

資料 1-13 人口1万人あたりの平成30年度都道府県別問合せ件数（電話・面談の合計数）

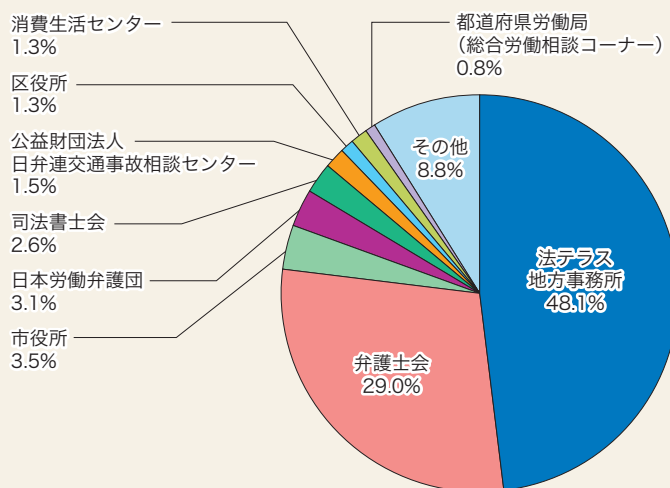


（注）人口は、総務省統計局の「平成30年10月1日現在推計人口」データを参照した。

1-7 紹介先関係機関 (サポートダイヤル、地方事務所)

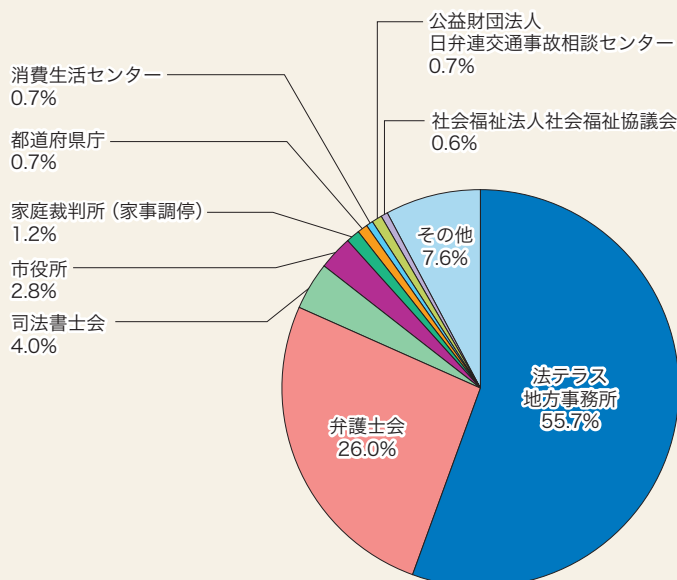
サポートダイヤルと地方事務所では、利用者の問合せ内容に応じて、適切な相談窓口（関係機関）を紹介している。利用者の居住地を聴取し、問合せ内容に適した相談窓口をデータベースから検索して、所在地や電話番号などを案内する。平成30年度にサポートダイヤルと地方事務所に寄せられた問合せに対して、紹介した関係機関の内訳は、資料1-14、1-15のとおりである。利用者が民事法律扶助制度による法律相談を希望している場合には、サポートダイヤルでは法テラスの地方事務所を案内し、地方事務所では法律相談の予約を取る。地方事務所以外の主要な紹介先関係機関としては、弁護士会や司法書士会、地方公共団体等がある。

資料 1-14 平成30年度サポートダイヤル紹介先関係機関内訳



(注) 利用者への情報提供の際には、1件の問合せにつき、複数の関係機関相談窓口を紹介する場合がある。

資料 1-15 平成30年度地方事務所紹介先関係機関内訳



(注) 利用者への情報提供の際には、1件の問合せにつき、複数の関係機関相談窓口を紹介する場合がある。

1-8 多言語情報提供サービス

(1) サービスの概要

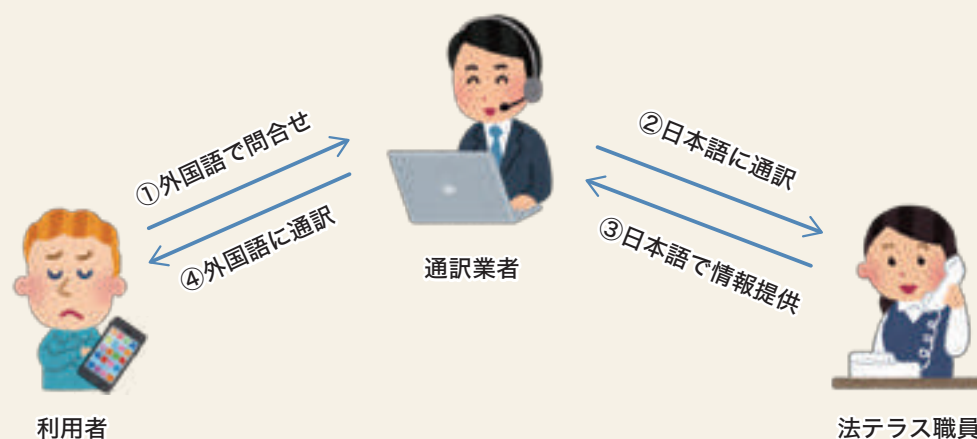
法テラスの情報提供業務は、日本語話者でない方々にも利用いただけるが、法テラス職員だけでは外国語による対応が困難であったために、従前は十分なサービス提供が行えない状況にあった。そこで、話す言語に関わらず、適切な情報提供が受けられるように、平成25年度から「多言語情報提供サービス」を行っている。

当初は5言語で対応を開始し、その後、対応言語を追加するなどし、平成30年度は英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語の計7言語での対応を行った。並行して、トークフローの改善、電話回線の増設など、サービス提供体制を整備してきた。

(2) サービスの仕組み

多言語情報提供サービスにおいては、専用電話番号「0570-078377（おなやみナインイ）」に入った電話を、利用者、通訳業者、法テラス職員の3者間で繋ぎ、法的トラブルの解決に役立つ法制度と相談窓口についての情報提供を外国語で行っている。

資料 1-16 多言語情報提供サービスの流れ

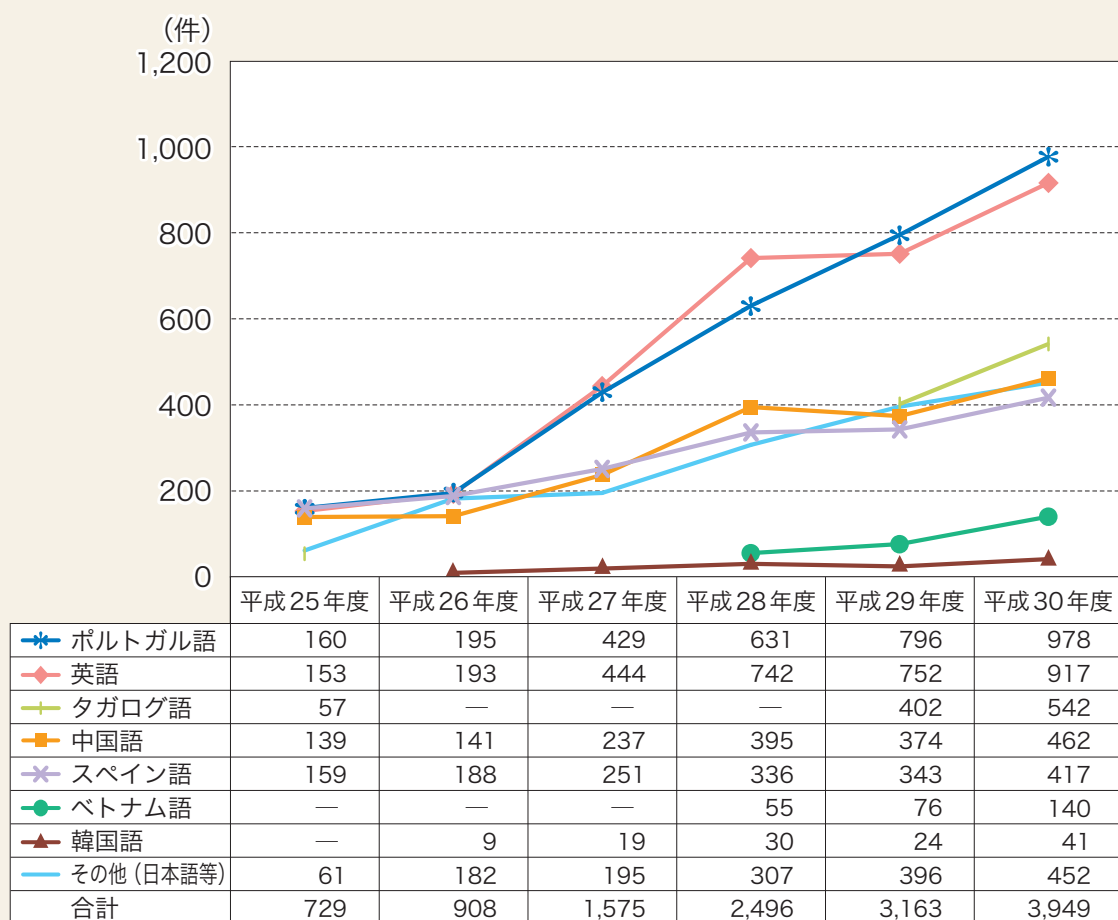


(3) 問合せ件数

多言語情報提供サービスの言語別問合せ件数の推移は資料1-17のとおりである。平成30年度の合計件数は、サービスを開始した平成25年度の合計件数の5倍以上に達しており、今後も利用件数の増加が見込まれる。

言語別にみると、利用件数が特に多いのは英語とポルトガル語である。

資料 1-17 多言語情報提供サービス言語別問合せ件数の推移



(注1) タガログ語は平成 26 年度から平成 28 年度の間対応を行っていない。

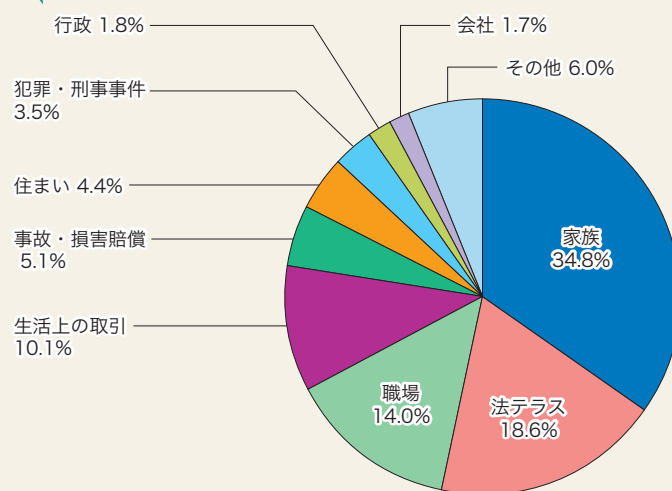
(注2) 韓国語は平成 26 年度から対応を開始した。

(注3) ベトナム語は平成 28 年度から対応を開始した。

(4) 問合せの傾向

平成30年度における多言語情報提供サービスの問合せ分野別内訳は資料1-18のとおりである。最も問合せが多いのは、離婚や子の親権など家族に関する問合せであり、このほか法テラス地方事務所の電話番号など、法テラスに関する問合せがそれに続いている。

資料 1-18 平成30年度多言語情報提供サービス問合せ分野別内訳



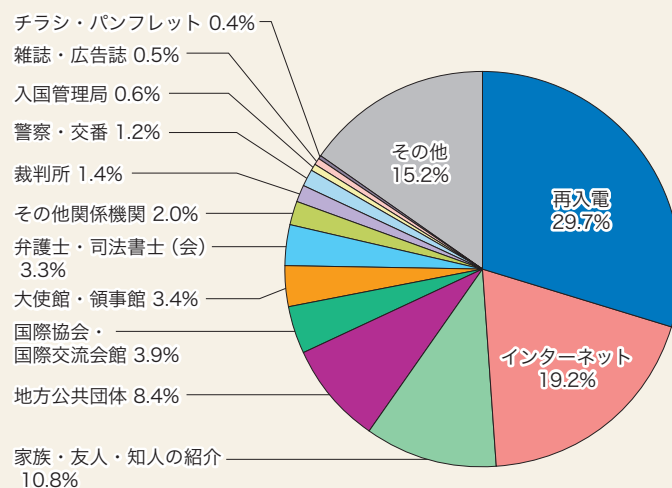
(注) 問合せ分野「会社」とは、会社の設立等に関連する問合せである。

(5) 認知媒体

平成30年度における多言語情報提供サービスの認知媒体（注）内訳は、資料1-19のとおりである。再入電の割合が高く、次いで、インターネットとなっている。

(注) 認知媒体：利用者が、何によって法テラスを知ったか、その媒体のこと。

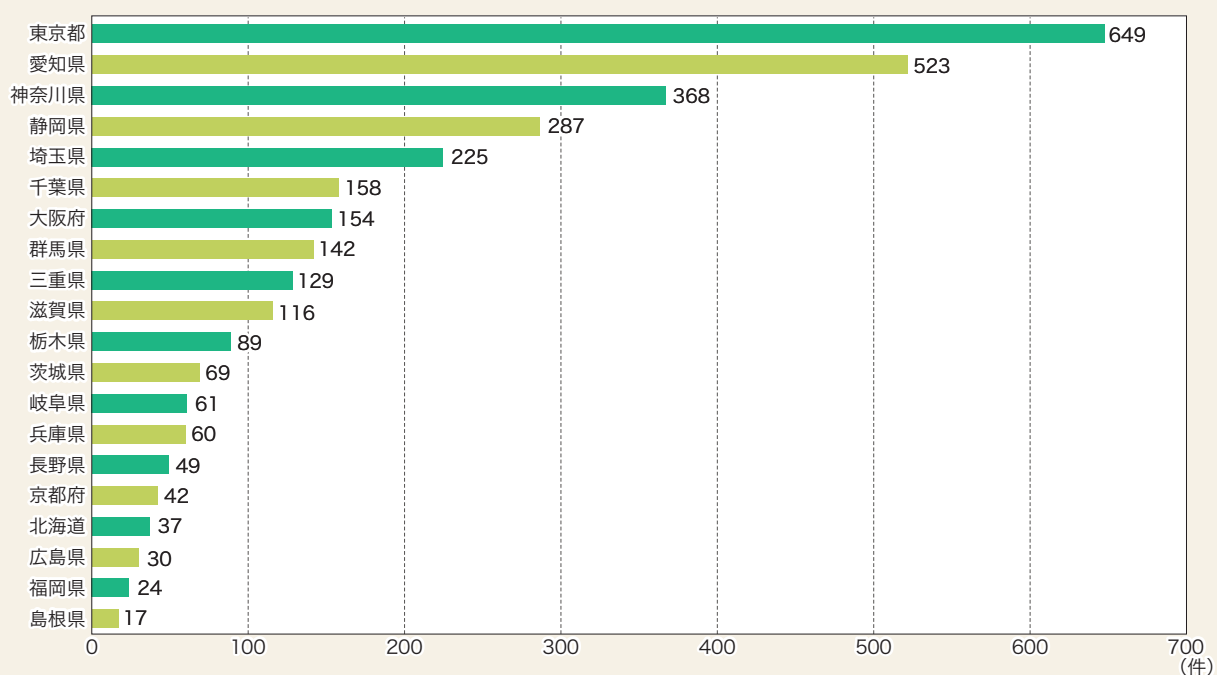
資料 1-19 平成30年度多言語情報提供サービス認知媒体内訳



(6) 利用者の地域分布

平成30年度の利用者居住地別多言語情報提供サービス問合せ件数は、資料1-20のとおりである。東京、愛知、神奈川に住む利用者が多い。

資料 1-20 平成30年度利用者居住地別多言語情報提供サービス問合せ件数（上位20都道府県）



1-9 法教育

平成30年度は全国各地で合計148回の法教育を実施した。参加人数は合計6,828人に上り、全地方事務所において、一般市民向けの講演会、意見交換会、常勤弁護士を中心とした学校における出前授業等のほか、法的トラブルの具体的事例を取り入れるなど、地域住民等の法的問題に関する対応能力の向上につながるような業務説明を実施した。

主な実施イベントは以下のとおりである。

(注) いずれも役職、所属はイベント当時のもの。

事例：落語で学ぶ法教育

落語で学ぶ法律講座 高座 障害を理解する心

愛知

愛知地方事務所では、「障害を理解する心」をテーマに法教育講座を開催した。第1部では、盲導犬介助の必要な視覚障害のある落語家の桂文太氏による落語と、桂氏の日常生活における苦労話などをお話しいただいた。第2部では、元・法テラススタッフ弁護士の櫻井義也弁護士（愛知県弁護士会所属）が「共生社会実現のため、私たちができること」をテーマに講演を行い、堅苦しく難しい印象を与える法律について、クイズなどを交えてわかりやすく解説した。第3部では、副所長の舟橋直昭弁護士がコーディネーターを務め、桂氏と櫻井弁護士が「障害」をテーマに対談した。障害を理解した上で、社会の中でその思いやりをどのように形にしていけるのかについて学んだ。



無断使用・転載・複写等を禁止します。

第3部の対談の様子。桂氏の相棒である盲導犬も登壇。

参加者からは「固くなりがちなテーマだが、文太師匠の話術で入りやすかった。」「障害者の“実際”がよくわかるいい企画だった。」との声が寄せられた。

[日時] 平成31年2月23日（土曜日） [後援] 愛知県弁護士会、愛知県司法書士会
[場所] 大須演芸場
[参加人数] 152人

事例：福祉機関や自治体との共催による法教育

3人の甘い憂鬱。～トラブルを防ぐきっかけに貴方は気付けますか？～

千葉

千葉地方事務所では、福祉関係者と地域住民とが共に学び合う研修会である「ふくしおべんきょうかい」の第23回において、バレンタイン特別企画法律講座を開催した。当日は、渡邊大貴弁護士（千葉県弁護士会所属 法テラス千葉法律事務所）が、男女関係にまつわる法律问题や高齢者の方にも起こりうる様々なトラブルについての知識を楽しく習得し、トラブルになった際に法的な救済システムを活用できる力を育むことを目的として、「債務と裁判」



無断使用・転載・複写等を禁止します。

講演する法テラス千葉法律事務所の渡邊大貴弁護士

「男女トラブルと消費者問題」「相続と備え」の3つの事例を用いて、「こんな時どうする?」「トラブルを防ぐきっかけはどこ?」といった視点から講演を行った。参加者アンケートでは「弁護士の話でこれだけわかりやすい話を聞ける機会は貴重。」「困った時に相談できる所があるとわかって安心した。」などの声が寄せられた。

[日時]	平成31年2月14日（木曜日）	[共催]	館山市地域包括支援センター
[場所]	館山市コミュニティセンター		（たてやま／なのはな／いちご）
[参加人数]	82人		千葉県中核地域生活支援センターひだまり
		[後援]	館山市役所

事例：図書館との共催による法教育

備えあれば憂いなし！図書館で学ぶ相続入門

栃木

栃木地方事務所では、一般市民の法的トラブルへの対応能力向上に繋げるため、「知の拠点」としての図書館と連携して、相続をテーマに栃木県立図書館で法教育イベントを開催した。当日は、島藺佐紀弁護士（栃木県弁護士会所属）が、相続で起きるトラブル、遺言の効力、相続人の役割などについて、一般市民向けにわかりやすく解説した。また、図書館での開催という利点を活かし、一般市民が相続関連のトラブルに自ら対処する際の一助となるよう、同図書館の司書の方々から図書館所蔵の相続関連資料の紹介と図書館利用についての説明・案内も行われた。参加者からは、「司書の方々による資料の紹介が非常に分かりやすかった。図書館をもっと活用して勉強しようと思った。」「誰でも経験するであろうことについて、分かりやすく、役に立つ話を聞いた。」などの声が寄せられた。



（上）相続に関連する図書館所蔵資料
（下）当日の講話の様子

[日時]	平成31年2月15日（金曜日）	[共催]	栃木県立図書館
[場所]	栃木県立図書館	[後援]	栃木県弁護士会
[参加人数]	34人		

事例：映画で学ぶ法教育

終活 ～人生の終わりをより良く締めくくるために～

高知

高知地方事務所では、成年後見制度や相続・遺言をテーマに法教育イベントを開催した。前半では、定年退職後に胃ガンが見つかった男性が、自らの「死の段取り」に取り掛かる様子を記録した映画「エンディングノート」を上映し、終活についての理解を深めた。後半では、成年後見制度や相続・遺言関連で実際に多く寄せられるトラブルの実例を元に、4名の弁護士によるトークセッションを行った。参加者には、もしものことがあった際に連絡してほしい人、延命措置、お墓、財産等についての希望を記入できる「エンディングノート」のサンプル書式も配布した。参加者からは、「相続対策を始めようと思うきっかけになった。」「エンディングノートに書き込むことで、どのような準備をすれば良いかよくわかると思うので、早速取り掛かってみる。」との声が寄せられた。



[日時]	平成30年11月20日（火曜日）	[トークセッション登壇弁護士]
[場所]	県民文化ホール4階	中島 香織（高知弁護士会所属）
[参加人数]	38人	高野 亜紀（高知弁護士会所属）
		高井 雅秀（高知弁護士会所属 法テラス須崎法律事務所）
		伊藤 達泰（高知弁護士会所属 法テラス安芸法律事務所）

事例：大学との共催による法教育

福井大学への出張講義

福井

福井地方事務所では、福井大学の法学概論講座の一コマをいただき、教育学部及び国際地域学部の1回生及び2回生に対し出張講義を行った。当日は、福井地方事務所の飯田祥久事務局長が、まず大学生に「法テラス」を知ってもらうため法テラスの組織及び主な業務の説明を行い、その後、消費者問題・ストーカーなどを事例に対処方法などの講義を行った。講義後、学生から「法テラスにはどれくらいの相談が寄せられるのか？」などの質問もあり、法テラスに関心を持ってもらったほか、先生から「事例問題について学生が興味をひく内容で、ためになった。引き続き講義をお願いしたい。」との要望がなされた。

[日時]	平成31年1月23日（水曜日）	[共催]	福井大学
[場所]	福井大学		
[参加人数]	約50人		

2. 民事法律扶助業務



2-1 平成30年度における業務の概況

(1) 法律相談援助及び代理援助の概況

弁護士・司法書士への無料法律相談（法律相談援助）及び弁護士費用の立替えにかかる援助（代理援助）の件数は毎年度増加している。平成30年度においては、法律相談援助の件数が314,614件で開業以来の累計が300万件に達し、代理援助の件数も115,830件で開業以来の累計が130万件に達した。

(2) 平成30年7月豪雨災害の被災者に対し、被災者法律相談援助を実施

平成30年6月28日から7月8日にかけて西日本を中心に全国的に広い範囲で発生した集中豪雨災害（平成30年7月豪雨（西日本豪雨））に対して、平成28年6月に公布された改正総合法律支援法の「被災者法律相談援助」が適用され、平成30年7月14日から令和元年6月27日までの間、不動産問題、金銭問題、相続問題など、生活の再建に当たり必要な民事に関する問題全般について、被災者に対する無料の法律相談を実施した。本援助の実施は、平成28年（2016年）熊本地震（以下「平成28年熊本地震」）に続き、第2例目となる。

災害発生直後から日本弁護士連合会・災害発生地の弁護士会・司法書士会と迅速に連携して、円滑に援助業務を運営することができ、市町村役場や図書館、小学校などの公共施設だけでなく、山間部の公民館等にも弁護士・司法書士が出張して法律相談を行うなどした結果、相談件数は累計1万8千件を超えるに至った。

（詳細は「6 災害対応」を参照）

(3) 特定援助対象者援助事業の状況

平成30年1月24日の援助開始以降、法律相談は毎月50件程度の件数で推移している。本援助は、地方公共団体等関係機関からの申入れがあってはじめて手続きを進めることになるため、関係機関との連携・協力がより重要となる。毎月一定の相談件数があるのは、そうした連携・協力関係の一端を示すものであり、法テラスがこれまで取り組んできた司法ソーシャルワーク活動の成果のひとつといえるものである。

一方、特定援助対象者についてのみ代理援助・書類作成援助の対象となる公的給付にかかる行政不服申立手続は、いまだ7件の援助実績に留まっている。

2-2 業務の概要

1 民事法律扶助業務

民事法律扶助業務とは、経済的に余裕のない方などが法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行う（代理援助・書類作成援助）業務である。刑事事件に関するものは対象にはならない。法律相談援助は、法テラス事務所のほか、法テラスと契約した弁護士・司法書士の事務所などでも行っている。

援助の申込みは法テラスの事務所、契約弁護士・契約司法書士の事務所、指定相談場所で受け付けている。

法律相談援助を受けるには、援助要件として、①資力（収入・保有資産）に乏しいこと、②民事法律扶助の趣旨に適すること（報復的感情を満たすだけや自己宣伝のためといった場合でないこと）の2点を満たすことが必要となる。この場合、相談料は無料である。ただし、法律相談援助に付随して、相談担当弁護士・司法書士が被援助者（相談者）名義で内容証明郵便等の簡易な法的文書を作成する簡易援助においては、被援助者が生活保護受給者でない場合、一部費用負担が発生する。

法律相談援助の結果、裁判や調停、交渉などの手続きにおいて弁護士・司法書士の代理が必要な場合（代理援助）や、自分で裁判を起こすときに裁判所提出書類の作成が必要な場合（書類作成援助）は、審査の上、弁護士・司法書士費用の立替えを行う。審査においては、援助要件①②に加えて、③勝訴の見込みがないとはいえないこと（和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなどを含む）の3点を満たす必要がある。

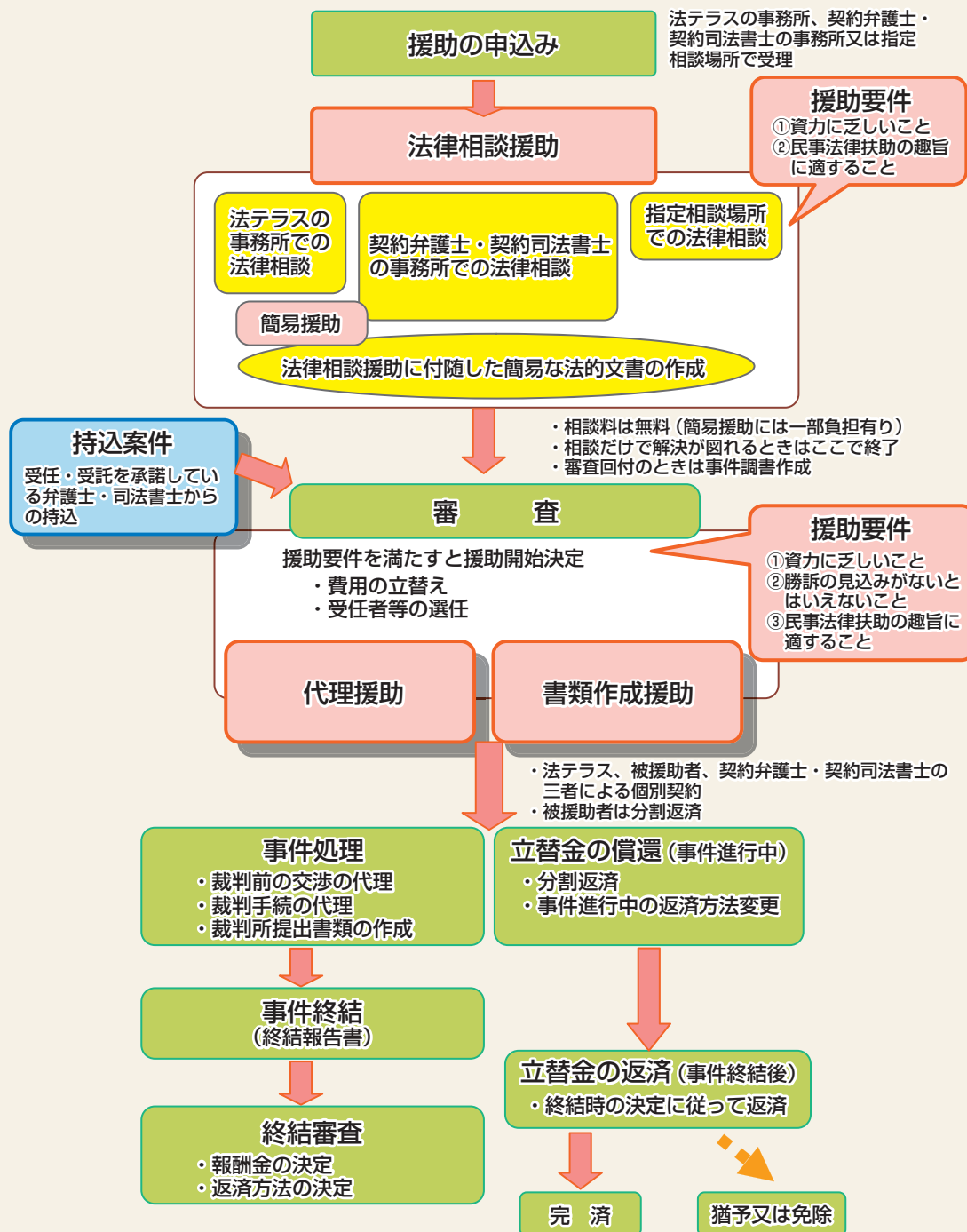
援助開始が決まると、法テラスの基準に基づき弁護士・司法書士の費用（着手金・実費等）が決定する。決定した費用は法テラスが立て替え、被援助者は毎月分割して償還（返済）することとなる。

事件処理が終了すると、弁護士・司法書士から終結報告書の提出を受けて終結審査を行い、報酬金及びその支払方法並びに立替残金の償還方法等を決定する。

報酬金の額は、事件の種類、性質、財産的利益の額に応じて法テラスが決定する（財産的利益がない場合でも、法的な成果があったと認められる場合には報酬金が発生する）。この決定において、被援助者が立替金を引き続き分割で償還する場合は、原則として援助終結日から3年以内に完済予定となる償還月額を法テラスが設定する。

なお、被援助者が生活保護を受給している場合は、原則として、事件終結まで立替費用の償還を猶予し、事件終結後に本人からの申請により立替費用の償還が免除となる場合がある（事件の相手方等から経済的に利益を得た場合を除く）。被援助者が生活保護を受給していない場合においても、それに準じる程度に生計が困難である場合は、本人からの申請により償還を猶予し、免除となる場合がある。

資料 2-1 民事法律扶助の手続（全体の流れ）

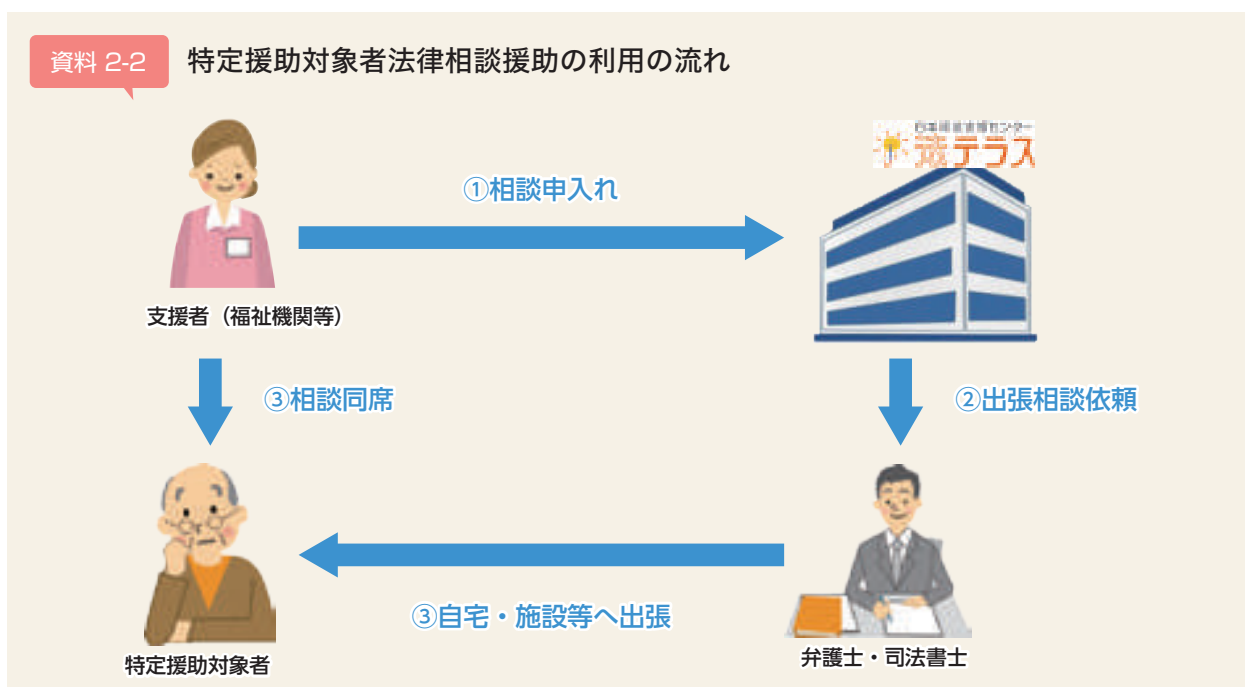


2 特定援助対象者援助事業

平成30年1月24日から、高齢や障がいなどで認知機能が十分でないために、自己の権利の実現を妨げられているおそれがある方（特定援助対象者）を対象とした、資力にかかわらず法律相談援助（特定援助対象者法律相談援助）を開始し、弁護士費用等の立替えの対象を一定の行政不服申立手続まで拡大した。

（1）特定援助対象者法律相談援助

当援助は、対象者本人ではなく、対象者を支援する地方公共団体又は福祉機関等からの申入れに基づき、対象者の資力の有無にかかわらず、弁護士等が対象者のもとへ出張して法律相談を実施するところに特徴がある（但し、対象者に資力がある場合、法律相談料は対象者の負担となる）。申入れができる機関（特定援助機関）は、地方公共団体のほか、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の7種類の機関である（資料2-10参照）。



（2）行政不服申立手続への法律扶助対象拡大

特定援助対象者については、代理援助・書類作成援助の対象手続が、公的給付にかかる行政不服申立手続に拡大された。具体的には、生活保護法（第64条の審査請求または第66号1項の再審査請求）、介護保険法（第183条1項の審査請求）及び障害者総合支援法（第97条1項の審査請求）上の不服申立手続、精神障害・身体障害者手帳の交付に関する不服申立手続が対象となる。

3 被災者法律相談援助

平成28年7月1日から、政令で指定された大規模災害により被災された方に、災害発生日から1年を超えない範囲内で、資力を問わない無料法律相談を行う業務（被災者法律相談援助）を開始した。当援助はこれまでに、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨に適用された。

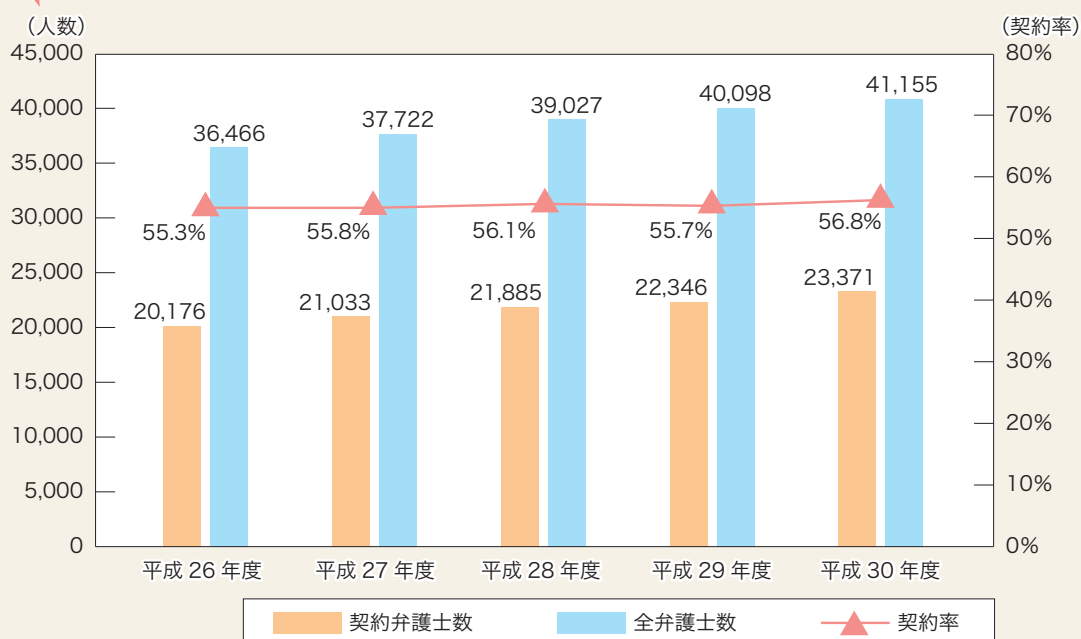
（詳細は、「6 災害対応」参照）

2-3 契約弁護士・司法書士数の推移

法テラスでは、民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・司法書士の確保に努めている。契約弁護士数は毎年増加しており、平成30年度末には23,371名となった。

資料 2-3 契約弁護士数の推移

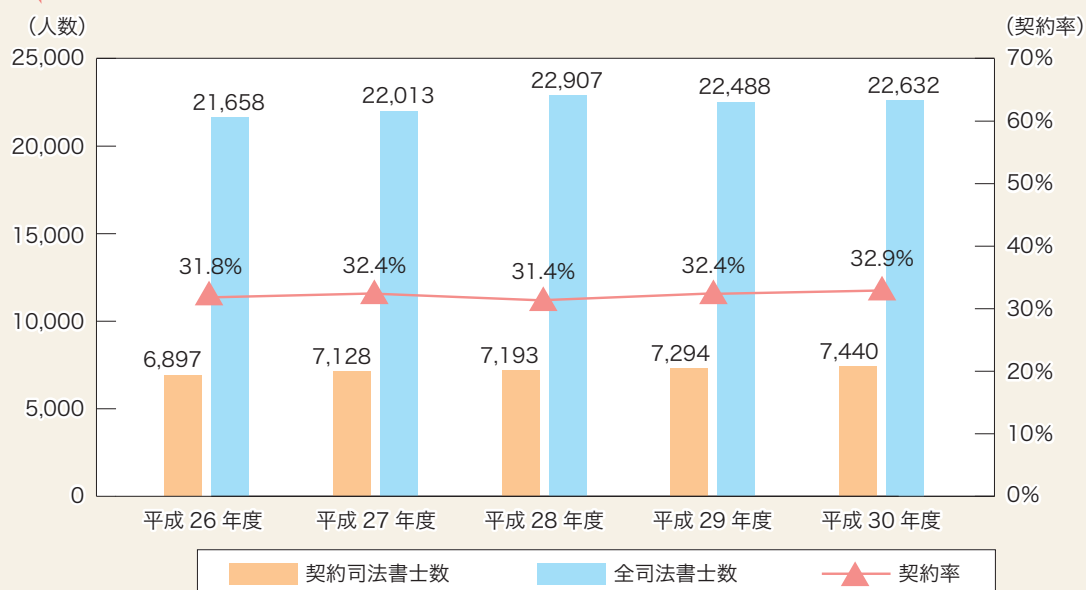
地方事務所別データは 付表 2-1



契約司法書士数も毎年増加しており、平成30年度末には7,440名となった。

資料 2-4 契約司法書士数の推移

地方事務所別データは 付表 2-2



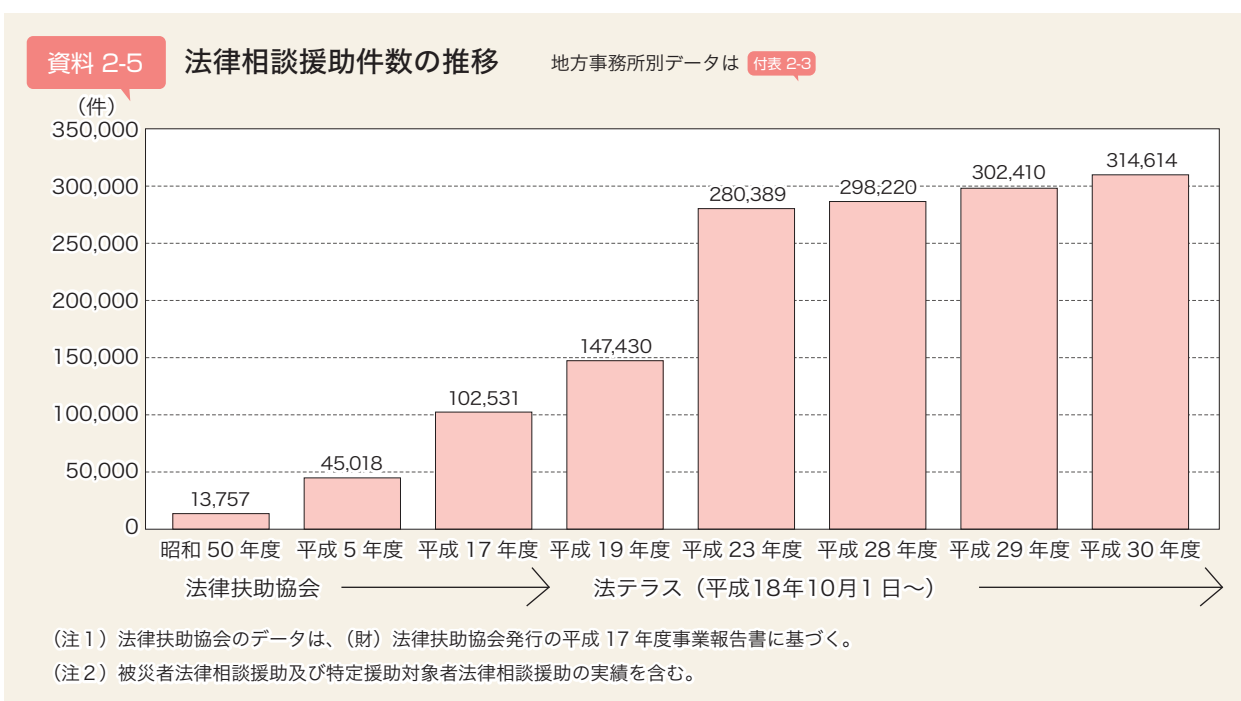
2-4 法律相談援助の状況

1 法律相談援助の状況

(1) 実施状況

法律相談援助件数は、法テラスに法律扶助業務を引き継いだ財団法人法律扶助協会が事業を行っていた昭和50年度に13,757件、平成5年度45,018件、平成17年度102,531件であったが、法テラスが通年で業務を行った初年度である平成19年度には147,430件に急増し、以後、平成23年度280,389件、平成28年度298,220件、平成29年度302,410件（前年度比1.4%増）、平成30年度314,614件（同4.0%増）と毎年増加している。

平成30年度は昭和50年度と比較して約23倍、平成19年度と比較しても2倍を超える件数であり、平成26年度以降、毎年過去最高の件数を更新している。



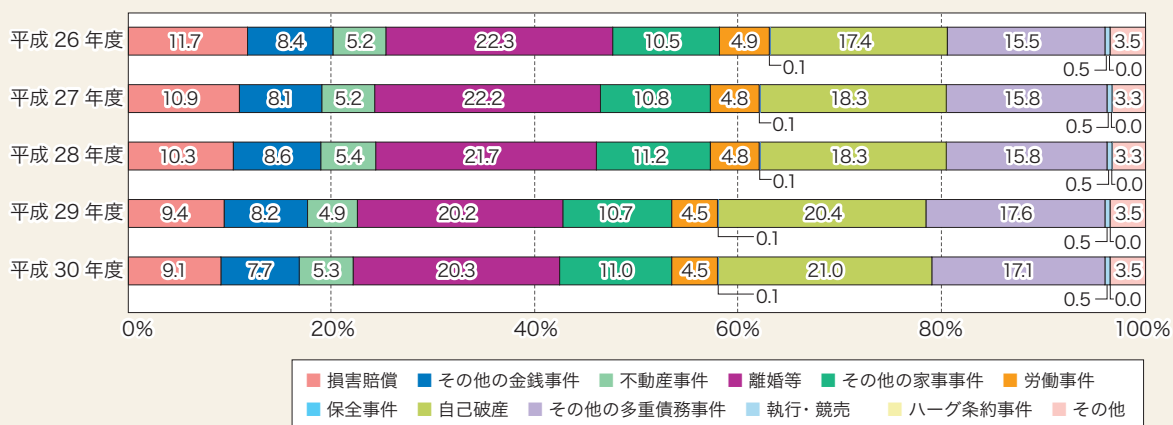
どのような問題で法律相談を受けたかを見ると、平成30年度は自己破産に関する相談が最も多く、21.0%となっている。

近年、離婚や親子関係などの家事に関する相談が、自己破産や任意整理などの多重債務に関する相談とほぼ同じ割合を占める傾向にあったが、平成29年度からは多重債務に関する相談の割合が増加している。

資料 2-6

法律相談援助の事件別内訳の推移

地方事務所別データは 付表 2-4 (平成 30 年度のみ)

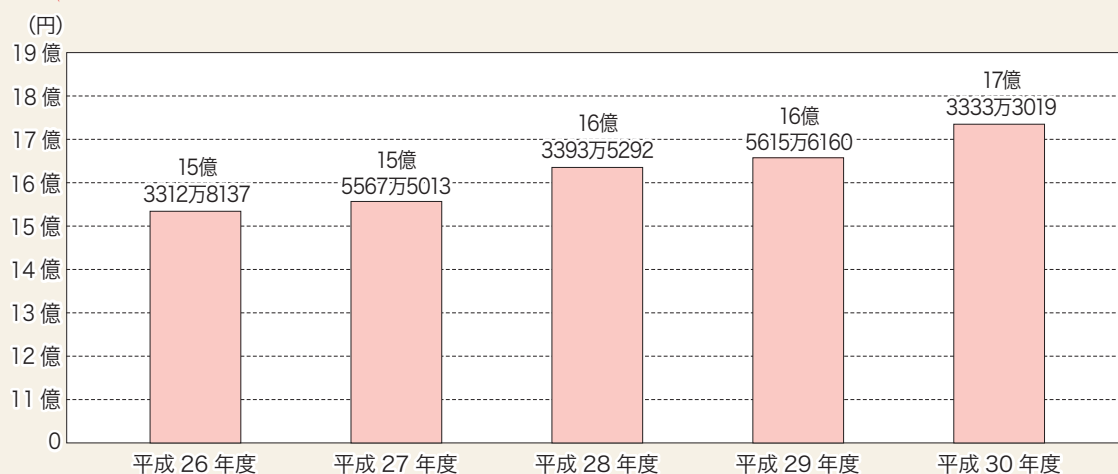


(注) 被災者法律相談援助及び特定援助対象者法律相談援助の実績を含む。

法テラス業務開始以降、民事法律扶助の法律相談援助件数の増加に伴い、法テラスから弁護士・司法書士に支払った相談費用は増加しており、平成30年度は、過去最高となる、17億3333万3019円となった。

資料 2-7

法律相談費の推移



(注) 被災者法律相談援助及び特定援助対象者法律相談援助の実績を含む。

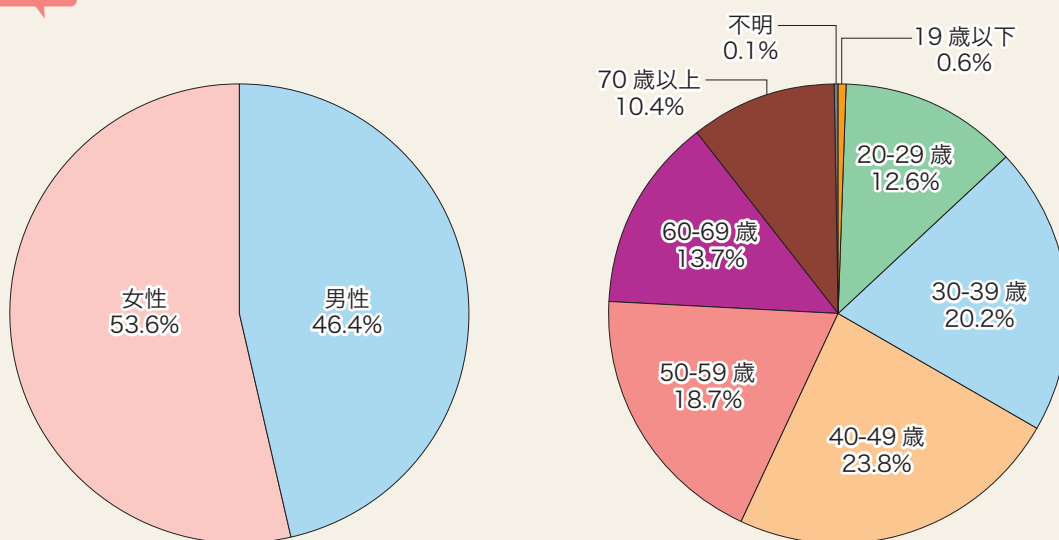
(2) 法律相談援助を受けた人の属性

平成30年度に法律相談援助を受けた人は、女性が53.6%、男性が46.4%と、女性の比率が若干高くなっている。

年代別に見ると、40代の比率が一番大きく、全体の約4分の1を占める。次いで30代、50代となっている。

資料 2-8

平成30年度に法律相談援助を受けた人の性別、年代



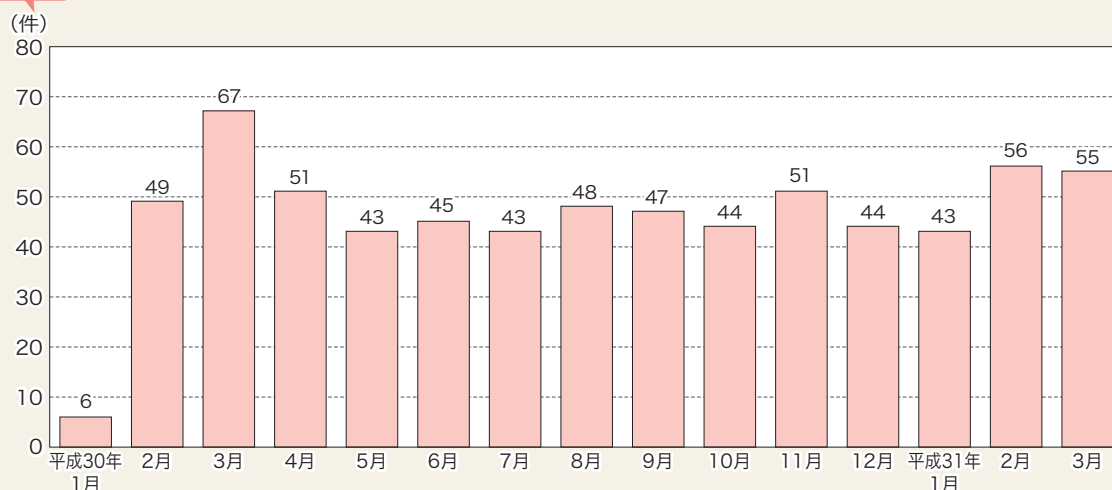
2 特定援助対象者援助事業の状況

特定援助対象者法律相談援助の実施状況

平成30年1月24日の制度開始時から、平成31年3月31日までの月別利用実績は、資料2-9のとおりである。

資料 2-9 特定援助対象者法律相談援助の月別件数の推移

地方事務所別データは 付表 2-3



(注) 平成30年1月24日～平成31年3月31日

本援助は、相談する対象者本人からではなく、特定援助機関（7類型）からの申入れにより援助を開始するが、地域包括支援センターからの申入れが36%と最多となっている。申入れ特定援助機関ごとの実施件数は、資料2-10のとおりである。

資料 2-10 特定援助機関別相談実施件数

合計	申入れ特定援助機関						
	地方公共団体	社会福祉協議会	地域包括支援センター	介護保険法上のサービス事業者(注1)	障害者総合支援法上のサービス事業者(注1)	児童福祉法上の支援事業者(注1)	その他(注2)
692件	137件	92件	249件	105件	29件	2件	78件
100%	19.8%	13.3%	36.0%	15.2%	4.2%	0.3%	11.3%

(注1) 地方公共団体から指定又は監督を受ける事業者

(注2) 医療ソーシャルワーカーが所属している医療機関、地域生活定着支援センター、精神保健福祉センター等

(注3) 平成30年1月24日～平成31年3月31日

資力の有無にかかわらず相談援助制度であるが、申入対象者又はその配偶者が有する現金又は預貯金を合算した額が一定の基準を超える場合は、法律相談料は申入対象者の負担となる。

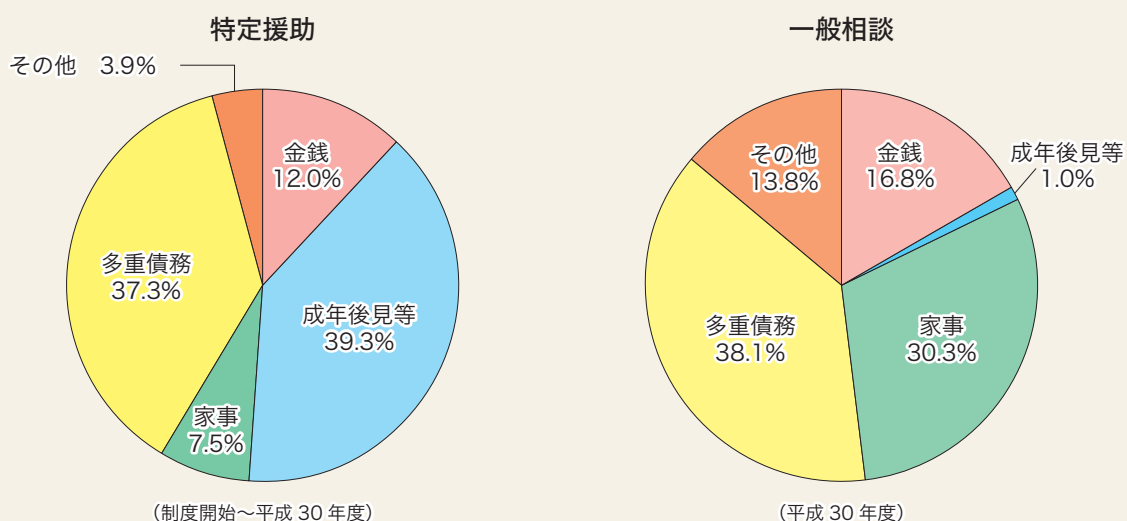
資料 2-11 申入対象者の資力状況

実施件数	資力状況	
	資力基準内だった方	資力基準を超えた方
692件	609件 (88.0%)	83件 (12.0%)

(注) 平成30年1月24日～平成31年3月31日

一般的な民事法律扶助制度による相談では1.0%程度の成年後見等の相談内容について、本制度では39.3%と最多となっている。

資料 2-12 特定援助対象者法律相談援助の事件別内訳（一般相談との比較）



3 外国人向け法律相談の状況

日本国内に住所を有し適法に在留する外国人は、民事法律扶助制度を利用できる。また、ハーグ条約事件の対象者については、一定の要件のもと、国外に居住する外国人であっても利用が可能となっている。

全国の法テラス事務所のうち、外国人向けの専門相談を実施している事務所は6か所ある。

資料 2-13 平成 30 年度外国人専門相談実施件数

地方事務所	東京	埼玉	浜松	愛知	三河	大阪	(件)
実施件数	245	11	80	53	66	80	
					合計	535	

2-5 代理援助・書類作成援助の状況

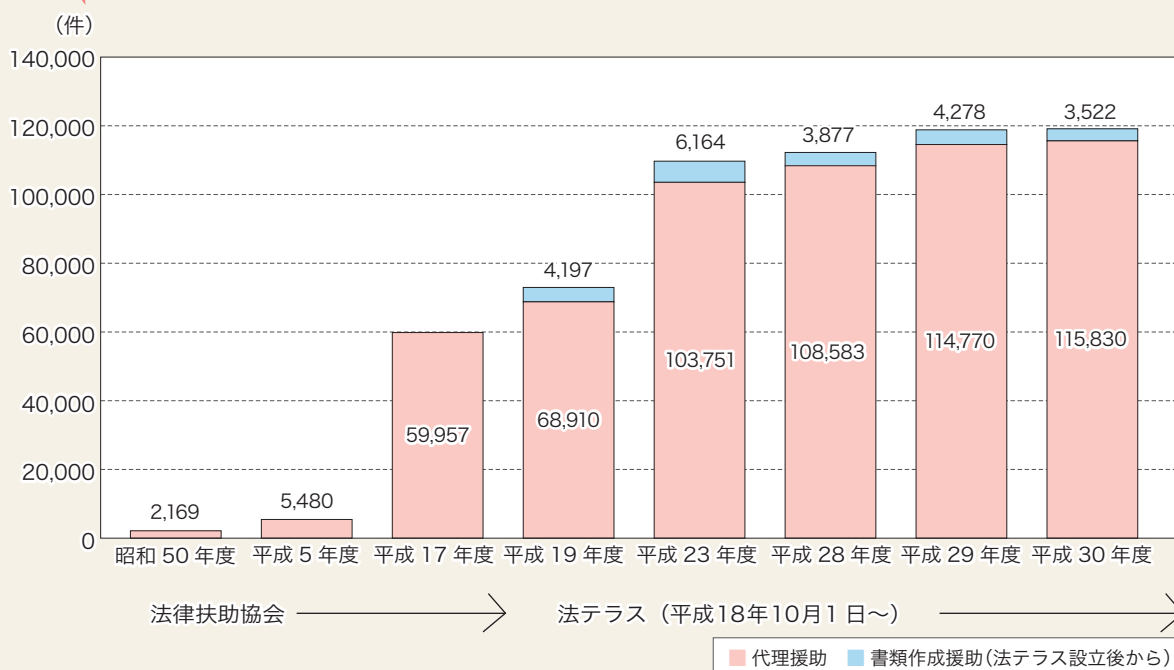
(1) 実施状況

代理援助、書類作成援助件数は、法テラスに法律扶助業務を引き継いだ財団法人法律扶助協会が事業を行っていた昭和50年度に代理援助2,169件、平成5年度代理援助5,480件、平成17年度代理援助59,957件であったが、法テラスが通年で業務を行った初年度である平成19年度には代理援助68,910件、書類作成援助4,197件（書類作成援助の統計は法テラス設立後から）と増加し、以後、平成23年度代理援助103,751件、書類作成援助6,164件、平成28年度代理援助108,583件、書類作成援助3,877件、平成29年度代理援助114,770件（前年度比5.6%増）、書類作成援助4,278件（同10.3%増）、平成30年度代理援助115,830件（前年度比0.9%増）、書類作成援助3,522件（同17.7%減）と代理援助件数は毎年増加している。

代理援助件数は、平成30年度は昭和50年度と比較して約53倍、平成19年度と比較しても1.6倍を超える件数であり、法テラス設立以降、過去最高の件数を更新している。

資料 2-14 代理援助・書類作成援助の開始決定件数の推移

地方事務所別データは 付表 2-5



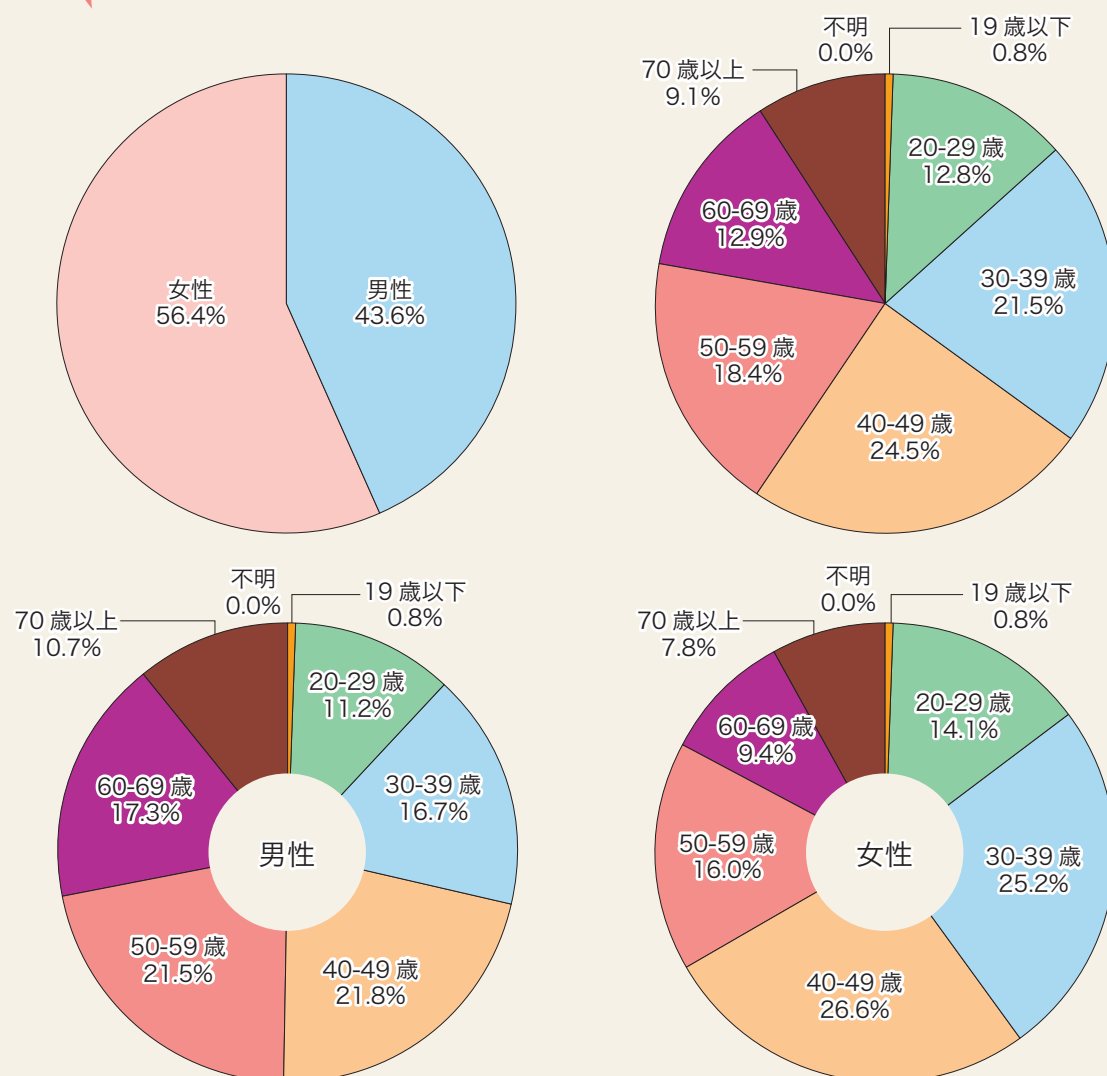
(注) 法律扶助協会のデータは、(財) 法律扶助協会発行の平成 17 年度事業報告書に基づく。

(2) 代理援助・書類作成援助を受けた人の属性

平成30年度に代理援助・書類作成援助を受けた人は、女性が56.4%、男性が43.6%と、法律相談援助と同様に女性の比率が高くなっている。

年代別に見ると、男性、女性とも40代が最も多かった。援助を受けた人全体に占める、40代以下の比率をみると、男性では50.5%、女性では66.7%になり、女性のほうが、援助を受けた人の年齢層が若い傾向がある。

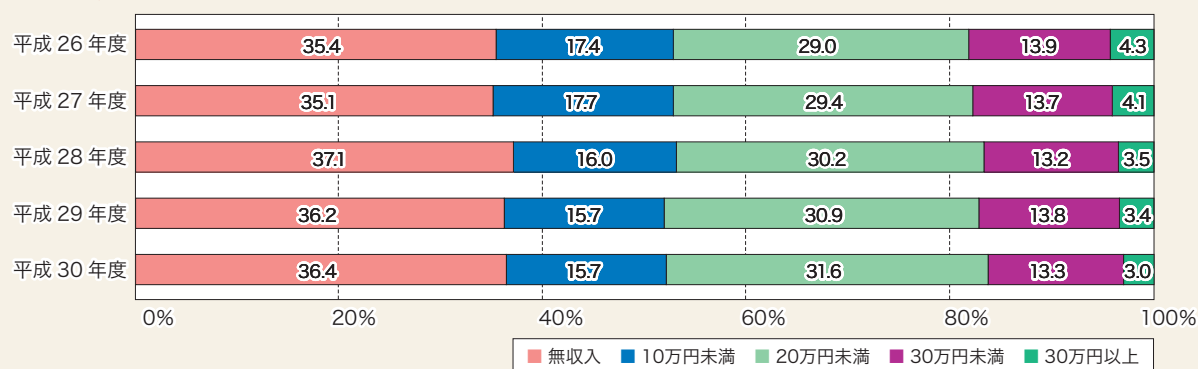
資料 2-15 平成30年度に代理援助・書類作成援助を受けた人の性別、年代



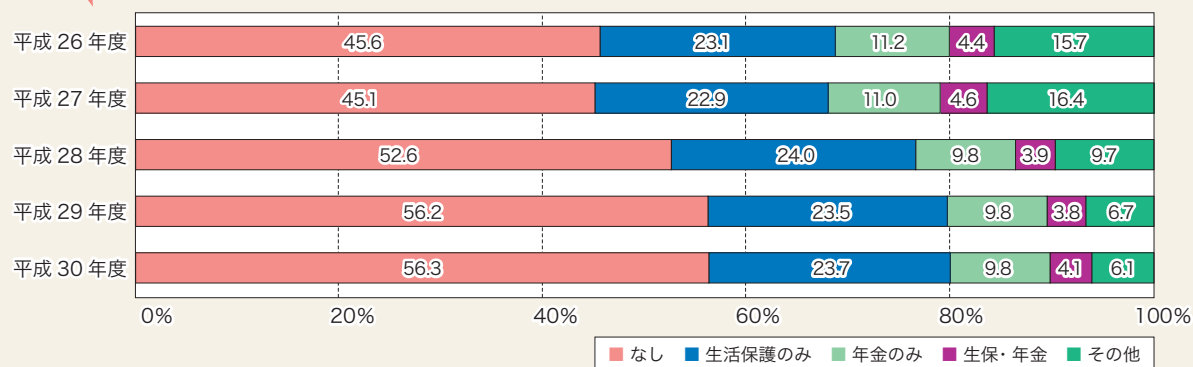
収入については、無収入が36.4%（前年度比0.2ポイント増）で、月収10万円未満の15.7%と合わせると52.1%（同0.2ポイント増）になる。これらの所得水準の方が援助利用者の半数を超える状況は平成24年度以降続いている。

また、援助を受けた方の公的給付の受給の有無及びその内容をみると、平成27年度までは、なんらかの公的給付を受給している方の割合が増加していたが、平成28年度からは減少に転じ、公的給付を受けていない方の利用が50%を超えた。平成30年度も同様である。

資料 2-16 代理援助・書類作成援助を受けた人の収入（月額）の推移



資料 2-17 代理援助・書類作成援助を受けた人の公的給付受給状況の推移

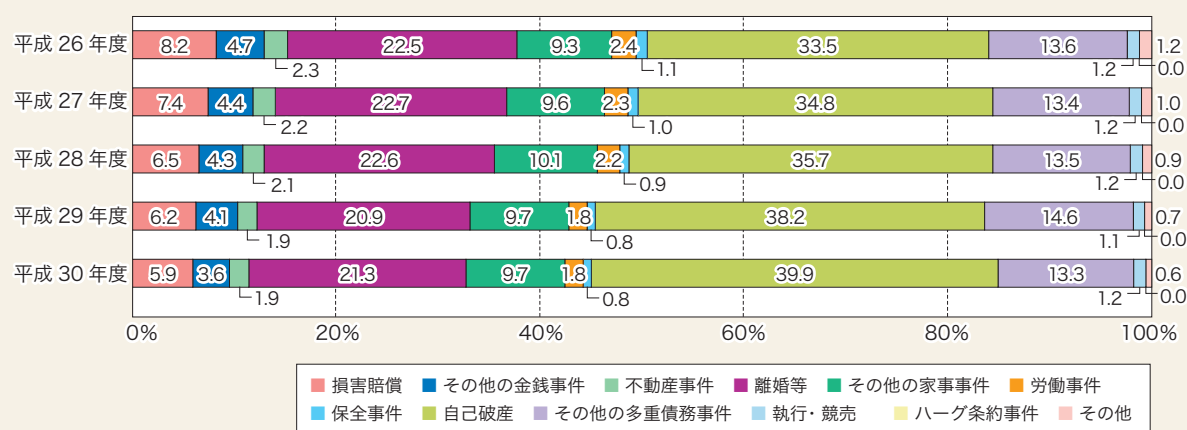


2-6 代理援助の状況

代理援助を事件内容別に見ると、依然として自己破産が最も多く、平成30年度は39.9%であり、任意整理などその他の多重債務事件と合わせると53.2%となった。平成25年度以降、50%を下回る状態が続いていたが、平成29年度、30年度は50%を上回った。

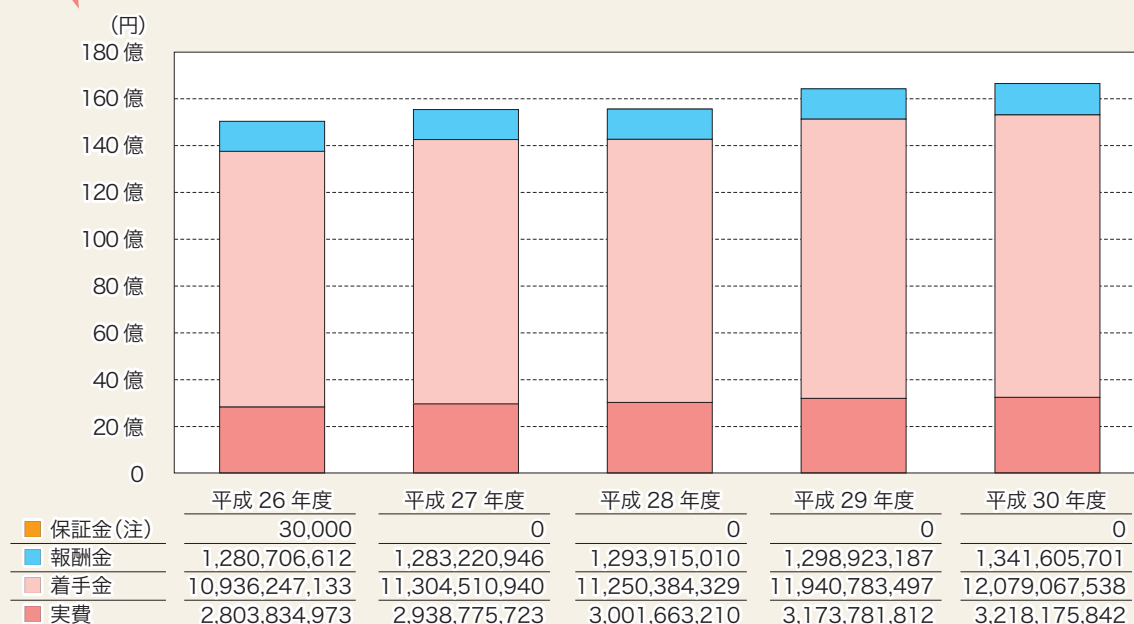
資料 2-18 代理援助の事件別内訳の推移

地方事務所別データは 付表 2-6 (平成30年度のみ)



代理援助にかかる立替金は着手金、実費、弁護士等への報酬及び保証金から成り、合計で、平成30年度は166億3884万9081円であった。

資料 2-19 代理援助立替金実績の推移

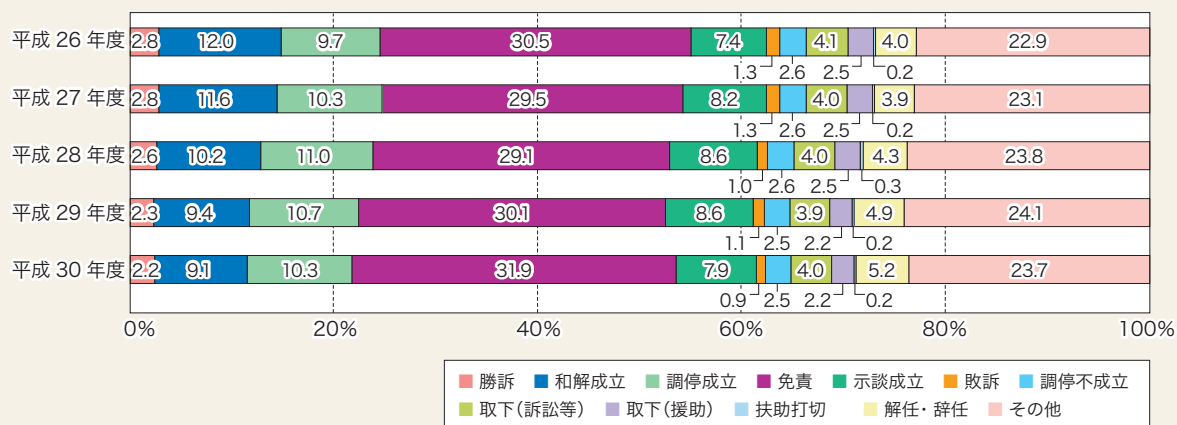


(注) 仮差押、仮処分等によって債務者が被る損害の賠償のための担保、執行停止によって債権者が被る損害の賠償のための担保等として裁判所から納付を命じられる金員

平成30年度における代理援助事件の結果は、勝訴・和解成立等により成功裏に終了したものが61.4%と多く、敗訴は0.9%、調停不成立は2.5%である。

資料 2-20 代理援助事件の結果別内訳の推移

地方事務所別データは 付表 2-7 (平成 30 年度のみ)

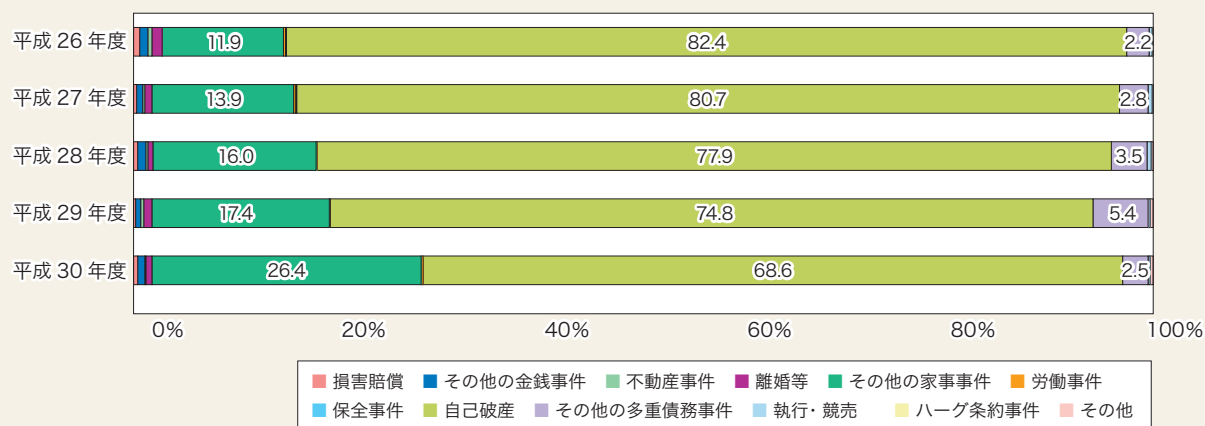


2-7 書類作成援助の状況

平成30年度における書類作成援助を事件内容別に見ると、68.6%が自己破産事件となっている。年々割合は減ってきているものの、依然として書類作成援助の大半を占めている。

資料 2-21 書類作成援助の事件別内訳の推移

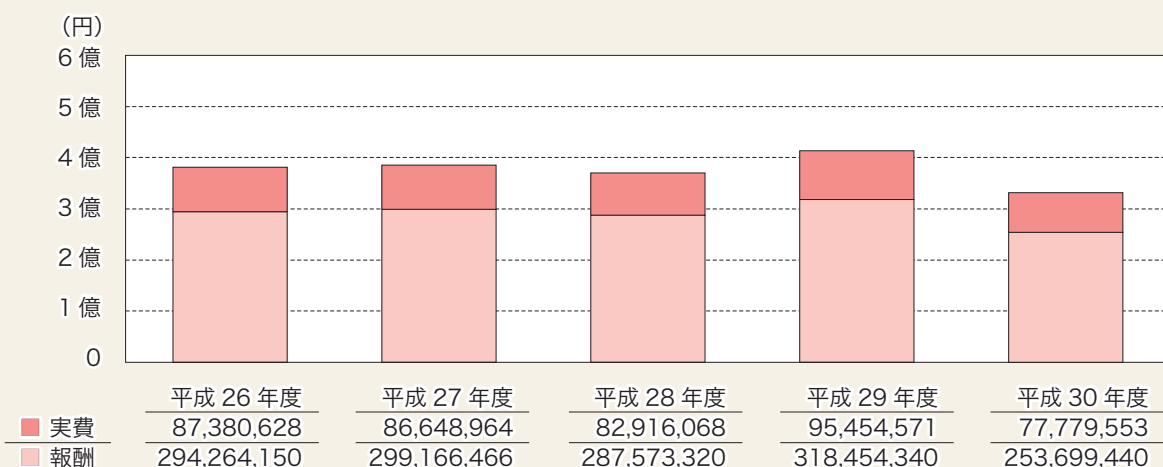
地方事務所別データは 付表 2-8 (平成 30 年度のみ)



	損害賠償	その他の金銭事件	不動産事件	離婚等	その他の家事事件	労働事件	保全事件	自己破産	その他の多重債務事件	執行・競売	ハーグ条約事件	その他
平成26年度	0.6%	0.8%	0.4%	1.0%	11.9%	0.2%	0.1%	82.4%	2.2%	0.3%	0.0%	0.1%
平成27年度	0.3%	0.6%	0.2%	0.7%	13.9%	0.2%	0.1%	80.7%	2.8%	0.4%	0.0%	0.1%
平成28年度	0.4%	0.8%	0.2%	0.5%	16.0%	0.1%	0.0%	77.9%	3.5%	0.4%	0.0%	0.2%
平成29年度	0.2%	0.5%	0.3%	0.8%	17.4%	0.1%	0.0%	74.8%	5.4%	0.2%	0.0%	0.3%
平成30年度	0.4%	0.7%	0.1%	0.6%	26.4%	0.0%	0.2%	68.6%	2.5%	0.2%	0.0%	0.2%

書類作成援助にかかる立替金は、実費と報酬から成り、合計で、平成30年度は3億3147万8993円であった。

資料 2-22 書類作成援助立替金実績の推移



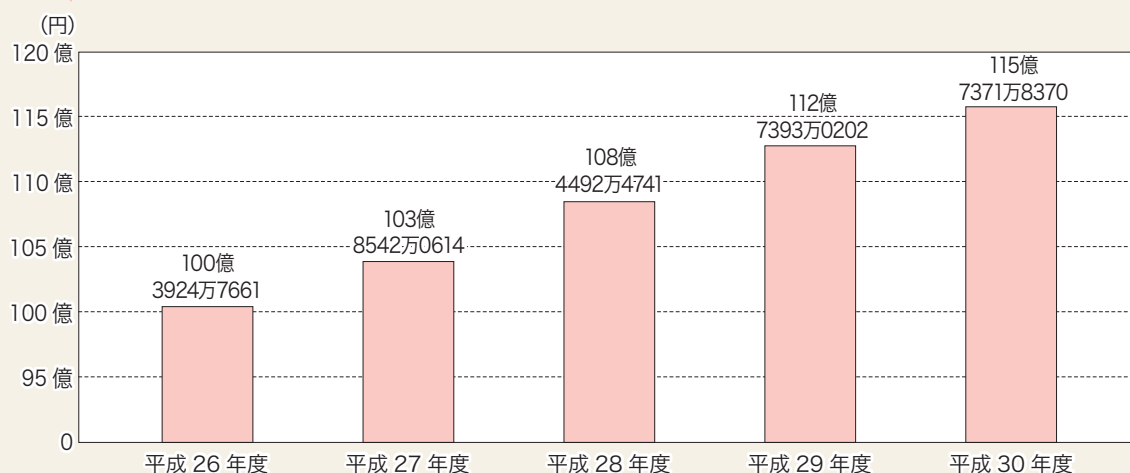
2-8 立替金の償還（返済）

（1）償還

代理援助、書類作成援助を受けた利用者は、法テラスが立て替えた弁護士又は司法書士の費用等を、免除や猶予の決定を受けた場合を除き、法テラスに対し毎月割賦償還（分割返済）する。

立替金償還実績の推移は資料2-23のとおりである。

資料 2-23 立替金償還実績の推移

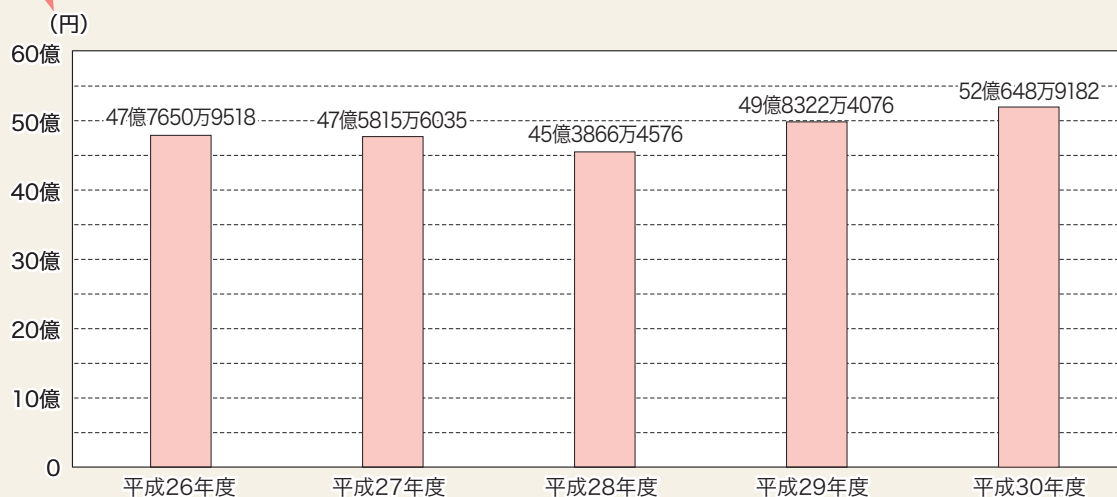


（2）立替金の免除

援助を受けた利用者は、生活保護を受給しているなど一定の要件を満たす場合は、立替金の償還について免除の申請をすることができます。

立替金償還免除実績の推移は、資料2-24のとおりである。

資料 2-24 立替金償還免除実績の推移

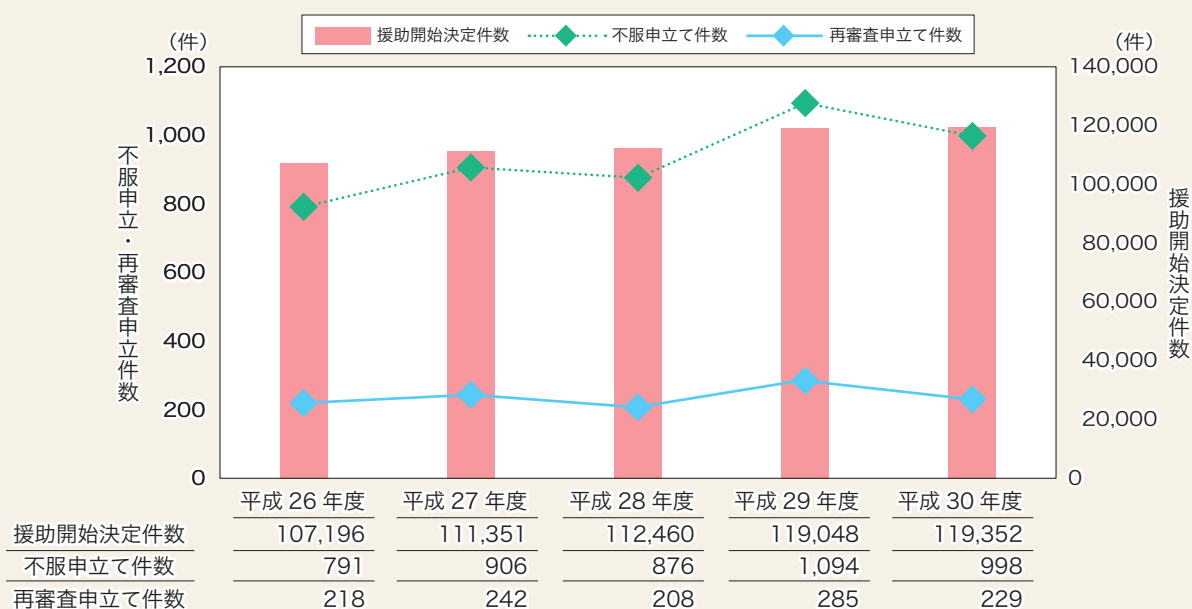


2-9 不服申立てと再審査申立て

代理援助又は書類作成援助に関する地方事務所長の決定に不服がある利用者（援助の申込みをした、又は援助を受けた人）、法律相談担当者や受任者等は、地方事務所長に対して不服申立てを行うことができる。この申立てに対する決定にさらに不服がある不服申立人又はその他の利害関係人は、理事長に対して再審査の申立てを行うことができる。

平成30年度の不服申立件数は998件（前年度比8.8%減）、再審査申立件数は229件（同19.0%減）であった。

資料 2-25 不服申立てと再審査申立ての件数の推移



付表 2-1 契約弁護士数・契約弁護士法人数の推移（地方事務所別）

(人)

地 方 事 務 所	平成26年度							平成27年度						
	センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者	全弁護士 数	受任 予定者 契約率	契約 法人数	センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者	全弁護士 数	受任 予定者 契約率	契約 法人数
札幌	522	575	601	578	730	82.3%	24	518	586	611	588	754	81.0%	21
函館	42	42	43	43	50	86.0%	1	46	45	46	45	53	86.8%	1
旭川	56	63	63	63	69	91.3%	2	60	66	66	65	72	91.7%	2
釧路	60	62	63	63	72	87.5%	10	62	65	66	66	76	86.8%	10
青森	97	98	98	94	119	82.4%	4	99	101	101	98	117	86.3%	4
岩手	91	91	93	90	103	90.3%	2	90	91	92	87	100	92.0%	2
宮城	341	352	357	322	432	82.6%	10	351	363	368	334	440	83.6%	11
秋田	66	69	70	65	77	90.9%	2	68	70	71	66	78	91.0%	2
山形	87	87	86	85	94	91.5%	4	85	84	84	83	95	88.4%	4
福島	166	170	170	169	183	92.9%	8	176	179	179	176	194	92.3%	9
茨城	213	226	226	224	261	86.6%	3	215	227	227	223	269	84.4%	5
栃木	135	153	157	152	209	75.1%	4	134	152	156	151	211	73.9%	4
群馬	198	216	224	216	273	82.1%	6	206	227	233	226	278	83.8%	7
埼玉	447	513	544	511	757	71.9%	16	490	548	579	546	800	72.4%	15
千葉	412	533	548	509	723	75.8%	11	451	568	587	543	750	78.3%	12
東京	4,578	4,364	5,413	4,514	16,918	32.0%	92	4,812	4,740	5,705	4,785	17,592	32.4%	103
神奈川	990	1,015	1,069	907	1,493	71.6%	22	1,043	1,067	1,121	961	1,532	73.2%	25
新潟	226	227	227	225	262	86.6%	9	234	236	235	232	268	87.7%	10
富山	93	88	90	84	110	81.8%	0	93	90	92	86	114	80.7%	0
石川	148	150	150	146	166	90.4%	4	150	152	152	148	165	92.1%	4
福井	90	91	91	84	102	89.2%	1	92	92	93	85	103	90.3%	2
山梨	106	106	105	104	118	89.0%	0	107	107	106	105	120	88.3%	0
長野	191	204	203	200	236	86.0%	3	201	213	212	208	241	88.0%	3
岐阜	127	133	138	123	186	74.2%	6	133	142	145	129	189	76.7%	6
静岡	359	343	353	321	435	81.1%	5	370	354	365	332	447	81.7%	5
愛知	847	879	1,083	392	1,783	60.7%	32	902	959	1,140	438	1,860	61.3%	33
三重	132	137	139	121	180	77.2%	0	135	141	142	125	187	75.9%	0
滋賀	126	128	128	125	141	90.8%	1	123	125	125	121	144	86.8%	1
京都	554	528	561	509	697	80.5%	16	578	558	589	535	733	80.4%	16
大阪	2,644	2,729	2,962	1,584	4,226	70.1%	78	2,784	2,861	3,096	1,652	4,331	71.5%	80
兵庫	670	686	693	649	847	81.8%	15	684	697	705	660	874	80.7%	16
奈良	141	143	143	135	167	85.6%	2	141	143	143	134	165	86.7%	1
和歌山	119	122	124	115	141	87.9%	2	120	126	127	117	146	87.0%	2
鳥取	58	59	58	58	67	86.6%	5	60	61	60	60	66	90.9%	5
島根	63	63	63	62	76	82.9%	2	69	69	69	68	79	87.3%	2
岡山	297	296	301	295	368	81.8%	7	309	308	313	307	381	82.2%	10
広島	399	427	441	429	545	80.9%	15	407	434	449	434	560	80.2%	15
山口	130	138	133	133	157	84.7%	9	140	148	142	142	163	87.1%	9
徳島	71	70	70	70	92	76.1%	5	73	72	71	71	92	77.2%	5
香川	106	104	107	107	170	62.9%	1	102	103	105	105	172	61.0%	1
愛媛	85	93	92	89	162	56.8%	3	88	96	96	92	163	58.9%	4
高知	71	68	71	61	90	78.9%	0	71	68	72	62	88	81.8%	0
福岡	786	805	845	799	1,148	73.6%	23	815	840	878	832	1,195	73.5%	25
佐賀	87	92	94	91	98	95.9%	6	89	95	97	94	100	97.0%	5
長崎	133	136	136	133	158	86.1%	8	131	133	133	130	156	85.3%	8
熊本	200	203	206	200	256	80.5%	10	207	210	209	203	266	78.6%	11
大分	128	127	128	128	151	84.8%	12	138	138	139	139	156	89.1%	12
宮崎	109	111	111	111	130	85.4%	13	114	116	116	116	136	85.3%	13
鹿児島	140	143	143	143	189	75.7%	16	150	154	154	153	197	78.2%	20
沖縄	151	161	162	152	249	65.1%	3	158	168	171	157	254	67.3%	3
全国合計	18,088	18,419	20,176	16,583	36,466	55.3%	533	18,874	19,388	21,033	17,315	37,722	55.8%	564

(注1) 契約弁護士数は、いずれも各年度末現在

(注2) 全弁護士数は、日本弁護士連合会資料による。

(注3) 平成26年から平成28年の契約法人数は、受任予定者契約のある法人数

(人)

地 方 事 務 所	平成28年度							平成29年度				平成30年度			
	センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者	全弁護士 数	受任 予定者 契約率	契約 法人数	契約者数	全弁護士 数	契約率	契約 法人数	契約者数	全弁護士 数	契約率	契約 法人数
札幌	532	605	628	601	772	81.3%	22	646	799	80.9%	22	671	807	83.1%	27
函館	47	46	47	46	55	85.5%	2	45	56	80.4%	2	46	54	85.2%	2
旭川	64	69	69	68	76	90.8%	3	68	72	94.4%	3	66	73	90.4%	4
釧路	64	67	68	68	77	88.3%	10	65	78	83.3%	8	75	81	92.6%	10
青森	95	97	97	95	120	80.8%	4	96	113	85.0%	4	94	113	83.2%	3
岩手	91	92	93	89	104	89.4%	2	93	104	89.4%	2	94	104	90.4%	2
宮城	362	373	378	346	439	86.1%	11	393	453	86.8%	11	395	457	86.4%	13
秋田	69	70	71	67	79	89.9%	2	73	77	94.8%	2	71	77	92.2%	2
山形	89	88	88	87	101	87.1%	4	88	97	90.7%	3	90	99	90.9%	4
福島	177	182	183	179	198	92.4%	10	173	203	85.2%	12	182	201	90.5%	12
茨城	222	237	237	232	281	84.3%	7	238	288	82.6%	8	243	287	84.7%	7
栃木	139	156	160	155	218	73.4%	4	161	222	72.5%	6	163	227	71.8%	6
群馬	208	233	237	231	279	84.9%	7	240	290	82.8%	7	241	295	81.7%	6
埼玉	513	577	603	569	830	72.7%	16	641	869	73.8%	19	664	881	75.4%	18
千葉	467	580	600	555	775	77.4%	13	610	799	76.3%	13	629	816	77.1%	13
東京	5,061	5,058	6,001	5,060	18,255	32.9%	118	6,219	18,880	32.9%	141	6,531	19,588	33.3%	142
神奈川	1,096	1,124	1,180	1,024	1,597	73.9%	26	1,223	1,637	74.7%	27	1,276	1,657	77.0%	26
新潟	243	245	245	242	277	88.4%	10	238	281	84.7%	10	256	289	88.6%	10
富山	101	98	100	93	122	82.0%	1	101	125	80.8%	2	100	122	82.0%	3
石川	153	154	153	150	173	88.4%	5	153	174	87.9%	4	152	173	87.9%	5
福井	92	92	93	85	103	90.3%	2	99	108	91.7%	2	105	113	92.9%	2
山梨	108	108	107	106	121	88.4%	0	107	122	87.7%	0	108	128	84.4%	0
長野	201	214	213	209	244	87.3%	4	209	244	85.7%	4	220	249	88.4%	4
岐阜	140	149	152	135	194	78.4%	6	155	203	76.4%	8	163	204	79.9%	9
静岡	392	379	387	351	465	83.2%	6	404	481	84.0%	6	423	498	84.9%	7
愛知	970	1,027	1,205	491	1,924	62.6%	39	1,294	1,963	65.9%	37	1,347	1,996	67.5%	44
三重	140	148	150	128	190	78.9%	0	150	184	81.5%	1	153	187	81.8%	1
滋賀	125	127	127	121	146	87.0%	2	133	154	86.4%	2	136	149	91.3%	1
京都	609	587	615	561	754	81.6%	18	613	772	79.4%	18	636	787	80.8%	20
大阪	2,875	2,959	3,184	1,705	4,461	71.4%	84	3,224	4,566	70.6%	90	3,461	4,652	74.4%	90
兵庫	716	735	744	690	914	81.4%	22	745	933	79.8%	22	807	970	83.2%	22
奈良	146	149	149	141	169	88.2%	1	147	173	85.0%	1	153	176	86.9%	1
和歌山	118	125	126	116	143	88.1%	2	130	146	89.0%	2	128	144	88.9%	2
鳥取	58	59	59	59	64	92.2%	5	55	65	84.6%	4	62	66	93.9%	5
島根	66	66	66	65	80	82.5%	2	71	82	86.6%	2	74	85	87.1%	2
岡山	311	309	313	308	397	78.8%	11	308	401	76.8%	15	316	408	77.5%	14
広島	427	456	466	453	578	80.6%	17	446	583	76.5%	18	481	594	81.0%	18
山口	146	155	149	149	170	87.6%	10	161	176	91.5%	10	154	177	87.0%	10
徳島	78	77	76	76	96	79.2%	5	71	93	76.3%	4	75	93	80.6%	5
香川	110	113	114	114	175	65.1%	1	114	172	66.3%	2	115	177	65.0%	2
愛媛	91	102	101	97	166	60.8%	4	108	164	65.9%	4	114	166	68.7%	4
高知	73	70	73	63	89	82.0%	0	68	86	79.1%	0	74	88	84.1%	0
福岡	852	884	920	871	1,244	74.0%	29	928	1,286	72.2%	29	955	1,319	72.4%	29
佐賀	83	93	96	92	103	93.2%	5	97	105	92.4%	4	100	108	92.6%	5
長崎	135	136	137	134	163	84.0%	9	132	159	83.0%	9	131	161	81.4%	9
熊本	222	219	220	212	273	80.6%	11	218	281	77.6%	10	227	282	80.5%	11
大分	140	140	142	141	160	88.8%	12	133	161	82.6%	14	138	156	88.5%	14
宮崎	120	122	122	122	142	85.9%	15	109	139	78.4%	15	116	136	85.3%	17
鹿児島	157	162	162	160	207	78.3%	21	163	211	77.3%	21	171	217	78.8%	21
沖縄	165	176	179	164	264	67.8%	5	190	268	70.9%	8	189	268	70.5%	7
全国合計	19,659	20,289	21,885	18,076	39,027	56.1%	625	22,346	40,098	55.7%	668	23,371	41,155	56.8%	691

(注1) 契約弁護士数は、いずれも各年度末現在

(注2) 全弁護士数は、日本弁護士連合会資料による。

(注3) 平成26年から平成28年の契約法人数は、受任予定者契約のある法人数

付表 2-2 契約司法書士数・契約司法書士法人数の推移（地方事務所別）

(人)

地 方 事 務 所	平成26年度							平成27年度						
	センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者	全司法 書士数	受任 予定者 契約率	契約 法人数	センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者	全司法 書士数	受任 予定者 契約率	契約 法人数
札幌	170	198	211	216	459	47.1%	3	173	201	214	218	472	46.2%	4
函館	13	15	15	16	47	34.0%	1	13	15	15	16	46	34.8%	1
旭川	22	27	27	29	67	43.3%	0	22	28	28	29	69	42.0%	0
釧路	27	29	29	34	86	39.5%	1	26	28	28	33	84	39.3%	1
青森	37	43	44	48	121	39.7%	2	35	41	42	46	119	38.7%	2
岩手	32	35	34	35	152	23.0%	1	35	36	35	36	147	24.5%	1
宮城	87	96	96	97	320	30.3%	3	92	101	101	102	323	31.6%	3
秋田	53	55	56	64	111	57.7%	0	54	56	57	65	112	58.0%	0
山形	60	71	70	73	155	47.1%	0	62	72	72	75	159	47.2%	0
福島	107	112	111	114	273	41.8%	2	108	113	112	115	278	41.4%	2
茨城	74	102	88	94	323	29.1%	1	75	104	90	96	326	29.4%	1
栃木	59	79	79	79	230	34.3%	0	61	80	80	80	231	34.6%	0
群馬	99	105	104	105	302	34.8%	2	102	108	107	109	298	36.6%	2
埼玉	196	248	246	249	843	29.5%	6	198	253	251	256	857	29.9%	7
千葉	117	149	151	154	708	21.8%	7	123	151	154	157	725	21.7%	9
東京	546	636	661	685	3,785	18.1%	37	574	661	689	717	3,943	18.2%	36
神奈川	266	337	351	362	1,097	33.0%	20	298	371	388	402	1,132	35.5%	20
新潟	78	101	100	105	292	36.0%	3	73	96	95	100	291	34.4%	5
富山	31	48	52	53	162	32.7%	2	31	47	51	52	161	32.3%	2
石川	57	70	71	73	198	36.9%	0	59	75	77	79	200	39.5%	0
福井	25	38	37	50	128	39.1%	2	23	37	35	48	124	38.7%	2
山梨	39	39	39	39	131	29.8%	0	44	44	44	44	133	33.1%	0
長野	104	132	135	143	382	37.4%	1	105	134	136	145	373	38.9%	1
岐阜	69	84	82	91	351	25.9%	4	68	86	83	93	350	26.6%	4
静岡	113	132	135	136	486	28.0%	5	111	135	139	140	493	28.4%	5
愛知	356	407	404	454	1,240	36.6%	17	371	428	422	488	1,275	38.3%	17
三重	82	100	100	100	263	38.0%	2	83	102	102	102	261	39.1%	2
滋賀	65	71	70	72	230	31.3%	2	67	73	73	77	226	34.1%	3
京都	199	226	228	231	558	41.4%	9	201	229	230	234	570	41.1%	10
大阪	504	600	601	607	2,330	26.1%	23	519	630	631	637	2,368	26.9%	25
兵庫	334	401	399	413	1,030	40.1%	14	347	416	414	429	1,042	41.2%	8
奈良	64	70	70	70	216	32.4%	1	64	72	71	72	218	33.0%	1
和歌山	44	52	52	56	168	33.3%	0	48	55	55	59	169	34.9%	0
鳥取	32	45	38	42	104	40.4%	1	32	45	38	42	102	41.2%	1
島根	27	35	35	36	121	29.8%	0	26	34	34	35	117	29.9%	0
岡山	116	129	123	126	365	34.5%	6	114	128	123	128	365	35.1%	7
広島	195	210	207	212	509	41.7%	8	201	215	212	221	518	42.7%	9
山口	72	78	79	85	237	35.9%	2	74	81	81	87	234	37.2%	2
徳島	26	37	37	39	135	28.9%	1	28	39	39	40	133	30.1%	1
香川	64	62	63	65	166	39.2%	1	69	66	67	70	168	41.7%	1
愛媛	44	58	58	61	248	24.6%	4	44	60	60	64	254	25.2%	4
高知	65	66	64	66	117	56.4%	3	67	68	66	69	117	59.0%	3
福岡	295	391	407	417	922	45.2%	12	288	394	408	418	939	44.5%	13
佐賀	40	44	43	44	115	38.3%	7	38	43	42	43	120	35.8%	7
長崎	54	59	59	62	162	38.3%	3	54	59	59	62	161	38.5%	2
熊本	109	133	131	133	322	41.3%	5	108	131	129	132	327	40.4%	6
大分	51	64	58	64	172	37.2%	0	50	61	56	62	174	35.6%	1
宮崎	62	71	69	70	182	38.5%	2	64	74	72	73	178	41.0%	2
鹿児島	118	134	135	141	319	44.2%	3	117	135	136	142	308	46.1%	3
沖縄	46	83	85	87	218	39.9%	2	45	85	87	89	223	39.9%	2
全国合計	5,545	6,607	6,639	6,897	21,658	31.8%	231	5,684	6,796	6,830	7,128	22,013	32.4%	238

(注1) 契約司法書士数は、いずれも各年度末現在

(注2) 全司法書士数は、日本司法書士会連合会資料による。

(注3) 平成26年から平成28年の契約法人数は、受託予定者契約のある法人数

(人)

地 方 事 務 所	平成28年度							平成29年度				平成30年度			
	センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者	全司法 書士数	受任 予定者 契約率	契約 法人数	契約者数	全司法 書士数	契約率	契約 法人数	契約者数	全司法 書士数	契約率	契約 法人数
札幌	177	208	222	224	495	45.3%	5	232	500	46.4%	2	235	497	47.3%	3
函館	10	12	12	13	43	30.2%	2	12	39	30.8%	3	10	37	27.0%	3
旭川	23	30	30	31	71	43.7%	0	33	70	47.1%	0	32	70	45.7%	0
釧路	23	25	25	30	84	35.7%	0	29	84	34.5%	0	27	83	32.5%	0
青森	36	42	43	47	126	37.3%	2	27	128	21.1%	1	27	124	21.8%	2
岩手	35	35	34	34	146	23.3%	1	38	144	26.4%	1	49	141	34.8%	3
宮城	88	97	97	98	330	29.7%	3	102	324	31.5%	4	100	326	30.7%	4
秋田	53	55	56	63	115	54.8%	0	64	112	57.1%	0	55	112	49.1%	1
山形	62	71	71	74	156	47.4%	0	75	156	48.1%	0	76	156	48.7%	0
福島	106	111	110	113	272	41.5%	3	114	270	42.2%	3	115	279	41.2%	3
茨城	75	105	91	96	332	28.9%	1	103	336	30.7%	1	120	335	35.8%	1
栃木	62	80	81	81	235	34.5%	0	81	231	35.1%	0	81	232	34.9%	0
群馬	99	104	104	105	300	35.0%	5	112	296	37.8%	3	106	297	35.7%	6
埼玉	203	258	257	262	897	29.2%	7	255	899	28.4%	8	251	910	27.6%	8
千葉	124	154	157	160	763	21.0%	10	159	750	21.2%	9	161	742	21.7%	8
東京	591	676	707	736	4,277	17.2%	39	755	4,193	18.0%	42	764	4,294	17.8%	35
神奈川	322	392	410	422	1,181	35.7%	20	425	1,151	36.9%	18	432	1,189	36.3%	17
新潟	74	99	97	102	308	33.1%	3	106	293	36.2%	3	104	292	35.6%	5
富山	31	47	51	52	166	31.3%	2	55	160	34.4%	2	55	154	35.7%	2
石川	59	75	77	79	204	38.7%	0	78	203	38.4%	0	78	205	38.0%	0
福井	23	37	35	48	126	38.1%	2	49	126	38.9%	1	50	124	40.3%	2
山梨	45	45	45	45	135	33.3%	0	46	132	34.8%	0	47	133	35.3%	0
長野	106	137	138	147	366	40.2%	1	143	365	39.2%	1	142	367	38.7%	1
岐阜	66	86	82	92	354	26.0%	4	93	352	26.4%	4	93	343	27.1%	4
静岡	112	140	143	144	514	28.0%	8	144	500	28.8%	14	151	500	30.2%	14
愛知	378	432	424	493	1,330	37.1%	19	509	1,300	39.2%	18	570	1,298	43.9%	19
三重	80	100	100	100	261	38.3%	2	99	254	39.0%	2	99	252	39.3%	1
滋賀	66	74	74	79	238	33.2%	3	82	230	35.7%	3	85	233	36.5%	3
京都	206	236	237	241	595	40.5%	9	239	576	41.5%	10	246	572	43.0%	10
大阪	517	629	631	640	2,471	25.9%	26	658	2,404	27.4%	29	679	2,406	28.2%	31
兵庫	347	417	418	433	1,075	40.3%	7	448	1,057	42.4%	7	452	1,059	42.7%	7
奈良	64	72	71	72	218	33.0%	1	71	217	32.7%	2	67	215	31.2%	2
和歌山	49	54	55	58	164	35.4%	0	59	164	36.0%	0	58	168	34.5%	0
鳥取	33	46	39	43	100	43.0%	1	45	101	44.6%	1	49	97	50.5%	1
島根	26	34	34	35	112	31.3%	0	34	112	30.4%	0	31	109	28.4%	0
岡山	114	127	123	127	383	33.2%	8	129	366	35.2%	8	130	368	35.3%	7
広島	200	214	211	220	532	41.4%	9	228	519	43.9%	8	237	536	44.2%	8
山口	74	82	82	89	233	38.2%	3	85	228	37.3%	3	82	226	36.3%	2
徳島	29	40	40	42	141	29.8%	1	41	139	29.5%	1	40	143	28.0%	1
香川	70	69	70	73	176	41.5%	1	73	172	42.4%	1	74	172	43.0%	1
愛媛	43	59	59	64	254	25.2%	3	68	244	27.9%	3	70	240	29.2%	3
高知	68	68	66	68	123	55.3%	4	69	119	58.0%	4	72	116	62.1%	4
福岡	284	391	406	416	973	42.8%	16	406	972	41.8%	16	415	988	42.0%	13
佐賀	43	48	47	48	123	39.0%	6	48	123	39.0%	5	48	123	39.0%	7
長崎	52	56	56	60	166	36.1%	2	57	157	36.3%	2	57	156	36.5%	2
熊本	102	126	124	128	335	38.2%	6	134	329	40.7%	4	138	329	41.9%	7
大分	46	55	52	58	172	33.7%	2	58	166	34.9%	3	61	166	36.7%	3
宮崎	64	74	72	73	178	41.0%	2	80	179	44.7%	2	77	174	44.3%	2
鹿児島	118	137	138	145	331	43.8%	4	150	329	45.6%	4	149	328	45.4%	4
沖縄	45	86	88	90	227	39.6%	3	94	217	43.3%	4	93	216	43.1%	4
全国合計	5,723	6,847	6,892	7,193	22,907	31.4%	256	7,294	22,488	32.4%	260	7,440	22,632	32.9%	264

(注1) 契約司法書士数は、いずれも各年度末現在

(注2) 全司法書士数は、日本司法書士会連合会資料による。

(注3) 平成26年から平成28年の契約法人数は、受託予定者契約のある法人数

付表 2-3 法律相談援助件数の推移（地方事務所別）

地 方 事 務 所	平成26年度				平成27年度				平成28年度			
	相談件数計	センター 相談件数	事務所 相談件数	簡易援助 件数	相談件数計	センター 相談件数	事務所 相談件数	簡易援助 件数	相談件数計	センター 相談件数	事務所 相談件数	簡易援助 件数
札 幌	11,380	408	10,972	60	12,209	498	11,711	74	11,903	643	11,260	106
函 館	2,437	1,398	1,039	12	2,377	1,304	1,073	16	2,392	1,333	1,059	22
旭 川	2,482	524	1,958	14	2,464	520	1,944	6	2,417	556	1,861	15
釧 路	3,311	323	2,988	44	3,423	325	3,098	37	3,519	347	3,172	43
青 森	4,480	2,589	1,891	52	5,078	2,948	2,130	41	5,000	2,672	2,328	36
岩 手	1,069	124	945	6	1,102	148	954	5	1,098	170	928	14
宮 城	2,433	490	1,943	3	2,387	456	1,931	10	2,538	617	1,921	3
秋 田	3,373	1,254	2,119	22	3,342	1,351	1,991	23	3,425	1,317	2,108	28
山 形	2,585	670	1,915	17	2,646	717	1,929	17	2,686	713	1,973	14
福 島	928	171	757	5	1,049	230	819	8	1,089	257	832	10
茨 城	1,844	139	1,705	30	1,776	236	1,540	31	1,812	167	1,645	21
栃 木	2,073	335	1,738	14	1,947	298	1,649	8	1,988	293	1,695	9
群 馬	2,660	1,518	1,142	7	2,729	1,646	1,083	2	3,140	1,927	1,213	7
埼 玉	11,477	5,620	5,857	79	11,788	5,805	5,983	69	12,371	5,728	6,643	91
千 葉	10,113	5,426	4,687	32	10,388	5,473	4,915	32	11,216	5,829	5,387	42
東 京	38,433	28,781	9,652	102	37,135	26,930	10,205	107	38,575	27,301	11,274	108
神奈川	16,345	9,817	6,528	57	16,363	9,607	6,756	55	15,859	8,385	7,474	78
新 潟	4,386	1,913	2,473	31	4,517	2,008	2,509	23	5,032	2,125	2,907	32
富 山	1,682	707	975	2	1,498	676	822	5	1,701	709	992	19
石 川	2,481	827	1,654	12	2,534	862	1,672	20	2,490	777	1,713	18
福 井	1,524	652	872	8	1,503	669	834	9	1,540	663	877	13
山 梨	2,814	1,437	1,377	23	2,562	1,332	1,230	35	2,561	1,419	1,142	44
長 野	3,681	366	3,315	25	3,585	374	3,211	30	4,072	588	3,484	40
岐 阜	3,097	1,936	1,161	18	3,491	2,180	1,311	13	3,315	2,107	1,208	22
静 岡	6,586	3,960	2,626	36	6,558	3,887	2,671	35	7,206	4,413	2,793	52
愛 知	9,012	5,284	3,728	81	9,441	5,130	4,311	55	10,494	5,905	4,589	72
三 重	2,951	1,242	1,709	14	2,866	1,221	1,645	12	2,835	1,293	1,542	24
滋 賀	3,064	988	2,076	24	3,180	1,033	2,147	34	3,009	1,026	1,983	31
京 都	6,801	4,010	2,791	26	6,844	3,821	3,023	36	6,570	3,690	2,880	52
大 阪	23,854	14,156	9,698	49	24,216	14,037	10,179	67	24,589	13,881	10,708	73
兵 庫	12,466	5,364	7,102	72	12,064	5,135	6,929	56	12,991	6,056	6,935	72
奈 良	3,717	1,007	2,710	14	3,821	1,101	2,720	14	3,790	1,096	2,694	25
和歌山	2,017	1,056	961	4	2,149	1,201	948	6	2,337	1,301	1,036	7
鳥 取	2,095	726	1,369	41	2,132	676	1,456	44	2,172	744	1,428	17
島 根	2,058	875	1,183	23	2,169	910	1,259	15	2,031	699	1,332	23
岡 山	3,097	1,464	1,633	31	3,266	1,501	1,765	23	3,622	1,581	2,041	30
広 島	7,534	2,435	5,099	37	8,006	2,703	5,303	64	8,441	3,204	5,237	61
山 口	3,170	1,222	1,948	20	3,091	1,190	1,901	19	3,175	1,227	1,948	29
徳 島	2,003	450	1,553	12	1,986	432	1,554	10	2,162	577	1,585	11
香 川	1,860	685	1,175	18	1,980	750	1,230	21	2,032	738	1,294	44
愛 媛	2,097	1,090	1,007	13	2,170	1,021	1,149	19	2,256	960	1,296	19
高 知	2,171	1,246	925	26	2,157	1,107	1,050	31	2,055	1,003	1,052	30
福 岡	14,680	7,079	7,601	86	15,943	7,246	8,697	117	15,540	7,347	8,193	109
佐 賀	2,950	723	2,227	28	2,811	654	2,157	26	2,737	716	2,021	33
長 崎	4,890	1,824	3,066	73	4,367	1,923	2,444	53	4,305	1,590	2,715	60
熊 本	5,577	1,498	4,079	59	6,016	1,734	4,282	49	11,455	4,689	6,766	76
大 分	4,017	1,901	2,116	25	4,024	1,902	2,122	20	3,779	1,681	2,098	33
宮 崎	5,258	1,279	3,979	67	5,617	1,227	4,390	55	5,233	1,219	4,014	70
鹿児島	5,408	1,254	4,154	45	5,547	1,090	4,457	45	5,504	1,070	4,434	47
沖 縄	5,948	2,591	3,357	40	6,288	2,812	3,476	37	6,161	3,140	3,021	42
全国合計	282,369	132,834	149,535	1,639	286,602	132,037	154,565	1,639	298,220	137,489	160,731	1,977

(注1) 相談件数には常勤弁護士によるものを含む。

(注2) センター相談件数には、指定相談場所での相談及び出張・巡回相談（特定援助対象者法律相談件数を含む。）の件数を含む。

(注3) 特定援助対象者法律相談援助は、平成30年1月24日開始

地 方 事 務 所	平成29年度					平成30年度				
	相談件数計	センター 相談件数	事務所 相談件数	特定援助 対象者法律 相談件数	簡易援助 件数	相談件数計	センター 相談件数	事務所 相談件数	特定援助 対象者法律 相談件数	簡易援助 件数
札 幌	10,993	526	10,467	6	107	11,778	638	11,140	20	105
函 館	2,467	1,328	1,139	7	27	2,459	1,373	1,086	25	24
旭 川	2,671	594	2,077	0	16	2,862	607	2,255	4	27
釧 路	3,610	381	3,229	0	62	3,547	370	3,177	2	71
青 森	4,668	2,517	2,151	3	41	4,819	2,491	2,328	6	67
岩 手	1,242	172	1,070	1	11	1,214	180	1,034	4	5
宮 城	2,922	678	2,244	0	4	3,048	761	2,287	2	14
秋 田	3,250	1,195	2,055	0	40	3,244	1,196	2,048	5	44
山 形	3,071	749	2,322	2	37	3,290	733	2,557	3	60
福 島	1,212	254	958	1	6	1,341	305	1,036	7	8
茨 城	1,824	137	1,687	3	31	2,110	346	1,764	1	37
栃 木	2,234	325	1,909	5	20	2,164	331	1,833	11	17
群 馬	3,082	1,786	1,296	2	8	3,437	2,081	1,356	18	13
埼 玉	13,026	5,647	7,379	5	113	13,457	5,656	7,801	36	105
千 葉	11,672	5,936	5,736	8	43	11,837	5,977	5,860	12	51
東 京	40,488	27,712	12,776	7	136	40,460	27,173	13,287	30	144
神奈川	17,286	8,473	8,813	3	108	17,923	9,053	8,870	34	107
新 潟	5,162	2,183	2,979	0	28	4,898	1,970	2,928	3	41
富 山	1,731	697	1,034	1	19	1,892	814	1,078	3	33
石 川	2,247	721	1,526	1	20	2,318	825	1,493	4	9
福 井	1,549	698	851	1	9	1,604	684	920	6	11
山 梨	2,311	1,219	1,092	2	31	2,487	1,424	1,063	10	37
長 野	4,097	603	3,494	2	38	4,061	677	3,384	4	36
岐 阜	3,755	2,067	1,688	1	25	4,054	1,928	2,126	5	30
静 岡	7,037	4,421	2,616	6	49	6,778	4,285	2,493	2	58
愛 知	10,849	5,975	4,874	8	91	11,013	6,011	5,002	28	68
三 重	2,880	1,341	1,539	2	31	2,840	1,256	1,584	5	30
滋 賀	3,040	979	2,061	1	29	3,084	1,052	2,032	28	32
京 都	6,659	3,470	3,189	1	38	7,201	3,746	3,455	29	40
大 阪	25,594	14,072	11,522	3	69	25,363	13,580	11,783	37	62
兵 庫	13,028	6,279	6,749	7	75	13,595	6,170	7,425	7	78
奈 良	3,887	1,058	2,829	6	24	4,186	1,029	3,157	17	30
和歌山	2,509	1,384	1,125	4	9	2,869	1,550	1,319	14	19
鳥 取	2,345	898	1,447	0	28	2,453	941	1,512	1	28
島 根	2,342	970	1,372	1	45	2,294	955	1,339	5	24
岡 山	3,822	1,702	2,120	6	34	4,978	2,535	2,443	31	42
広 島	8,259	3,192	5,067	3	60	12,832	5,000	7,832	15	98
山 口	2,856	1,087	1,769	0	33	2,717	1,026	1,691	3	28
徳 島	2,355	655	1,700	2	20	2,482	726	1,756	5	13
香 川	2,518	1,006	1,512	2	64	2,423	1,011	1,412	24	64
愛 媛	2,425	948	1,477	1	35	3,025	991	2,034	6	25
高 知	2,214	1,129	1,085	1	38	2,637	1,216	1,421	5	42
福 岡	15,795	7,355	8,440	0	130	15,923	7,032	8,891	4	100
佐 賀	2,903	658	2,245	0	48	3,072	624	2,448	4	42
長 崎	4,727	1,840	2,887	1	59	5,098	2,066	3,032	10	107
熊 本	7,252	2,380	4,872	1	93	6,631	2,067	4,564	10	86
大 分	4,176	1,873	2,303	3	47	4,094	1,900	2,194	2	36
宮 崎	4,700	1,371	3,329	1	74	4,666	1,278	3,388	5	93
鹿児島	5,526	1,073	4,453	0	63	5,664	1,143	4,521	9	90
沖 縄	6,142	3,073	3,069	1	56	6,392	3,135	3,257	9	69
全国合計	302,410	136,787	165,623	122	2,322	314,614	139,918	174,696	570	2,500

(注1) 相談件数には常勤弁護士によるものを含む。

(注2) センター相談件数には、指定相談場所での相談及び出張・巡回相談（特定援助対象者法律相談件数を含む。）の件数を含む。

(注3) 特定援助対象者法律相談援助は、平成30年1月24日開始

付表 2-4 平成30年度法律相談援助の事件別内訳（地方事務所別）

(件)

地 方 事務所	合計	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売	ハグ	その他
		損害 賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己 破産	その他	合計			
札幌	11,778	1,073	793	1,866	513	2,112	1,147	3,259	452	22	3,321	2,030	5,351	57	0	258
函館	2,459	210	191	401	131	410	378	788	119	1	559	415	974	5	0	40
旭川	2,862	329	264	593	80	636	324	960	99	2	404	635	1,039	12	0	77
釧路	3,547	266	260	526	110	850	423	1,273	150	6	741	639	1,380	23	0	79
青森	4,819	432	422	854	239	838	683	1,521	157	1	906	959	1,865	16	0	166
岩手	1,214	46	51	97	26	237	109	346	38	0	470	217	687	10	0	10
宮城	3,048	207	150	357	89	634	280	914	139	3	986	490	1,476	11	0	59
秋田	3,244	285	404	689	153	595	396	991	125	0	637	529	1,166	29	0	91
山形	3,290	262	302	564	136	731	471	1,202	120	2	597	565	1,162	17	0	87
福島	1,341	85	101	186	31	281	137	418	56	0	416	192	608	14	0	28
茨城	2,110	136	120	256	89	475	164	639	91	1	645	337	982	11	0	41
栃木	2,164	196	150	346	62	458	177	635	87	2	489	500	989	12	0	31
群馬	3,437	338	240	578	112	927	311	1,238	162	0	729	501	1,230	10	0	107
埼玉	13,457	1,110	831	1,941	603	3,173	1,173	4,346	508	9	3,219	2,311	5,530	60	0	460
千葉	11,837	904	658	1,562	512	2,299	1,294	3,593	477	5	2,852	2,495	5,347	40	0	301
東京	40,460	3,480	2,963	6,443	2,955	7,427	3,969	11,396	2,500	15	8,153	6,171	14,324	126	8	2,693
神奈川	17,923	1,337	1,214	2,551	944	3,802	1,600	5,402	698	11	4,622	3,139	7,761	69	0	487
新潟	4,898	398	400	798	206	1,063	652	1,715	149	1	1,096	806	1,902	24	0	103
富山	1,892	199	170	369	83	465	248	713	112	4	222	334	556	12	0	43
石川	2,318	209	160	369	73	587	290	877	83	4	420	383	803	14	0	95
福井	1,604	122	171	293	61	402	194	596	66	1	291	224	515	14	0	58
山梨	2,487	217	200	417	133	643	308	951	119	0	532	250	782	4	0	81
長野	4,061	288	333	621	173	1,107	494	1,601	202	3	729	597	1,326	30	0	105
岐阜	4,054	444	323	767	191	990	564	1,554	203	2	701	524	1,225	26	1	85
静岡	6,778	686	501	1,187	254	1,686	741	2,427	335	2	1,406	956	2,362	39	3	169
愛知	11,013	1,082	882	1,964	504	2,645	1,177	3,822	526	3	2,195	1,589	3,784	40	0	370
三重	2,840	198	186	384	109	717	262	979	128	1	599	531	1,130	14	2	93
滋賀	3,084	339	261	600	132	823	358	1,181	126	1	500	418	918	17	0	109
京都	7,201	734	658	1,392	600	1,433	856	2,289	337	6	1,353	908	2,261	26	0	290
大阪	25,363	2,709	1,842	4,551	1,375	3,950	1,904	5,854	1,549	11	6,768	4,031	10,799	113	1	1,110
兵庫	13,595	1,255	1,054	2,309	627	2,667	1,322	3,989	594	12	2,947	2,658	5,605	69	0	390
奈良	4,186	394	332	726	210	914	477	1,391	214	5	809	646	1,455	24	0	161
和歌山	2,869	268	232	500	173	645	357	1,002	89	2	522	478	1,000	28	0	75
鳥取	2,453	216	189	405	115	589	316	905	76	2	408	463	871	11	0	68
島根	2,294	253	178	431	101	565	271	836	116	4	337	390	727	7	0	72
岡山	4,978	608	478	1,086	414	959	683	1,642	245	11	696	663	1,359	30	0	191
広島	12,832	1,238	1,195	2,433	1,102	2,776	2,101	4,877	610	12	1,509	1,725	3,234	52	2	510
山口	2,717	213	213	426	109	626	351	977	109	0	461	552	1,013	13	0	70
徳島	2,482	260	210	470	144	555	303	858	75	9	370	446	816	9	0	101
香川	2,423	237	162	399	82	569	290	859	106	5	505	399	904	18	0	50
愛媛	3,025	264	219	483	160	475	367	842	134	1	716	590	1,306	13	0	86
高知	2,637	274	248	522	127	445	271	716	71	2	365	766	1,131	7	0	61
福岡	15,923	1,314	1,110	2,424	763	2,879	1,707	4,586	588	3	3,848	3,171	7,019	73	2	465
佐賀	3,072	326	191	517	115	626	344	970	148	1	767	463	1,230	12	0	79
長崎	5,098	454	450	904	250	892	719	1,611	154	0	1,096	870	1,966	53	0	160
熊本	6,631	648	756	1,404	368	1,285	788	2,073	257	0	611	1,750	2,361	20	0	148
大分	4,094	428	379	807	153	909	472	1,381	190	2	810	643	1,453	4	0	104
宮崎	4,666	485	400	885	212	767	608	1,375	165	6	993	926	1,919	31	0	73
鹿児島	5,664	526	560	1,086	267	1,246	811	2,057	173	2	975	974	1,949	31	0	99
沖縄	6,392	606	527	1,133	465	1,127	850	1,977	223	9	832	1,486	2,318	38	1	228
全国合計	314,614	28,588	24,284	52,872	16,636	63,912	34,492	98,404	14,250	207	66,135	53,735	119,870	1,438	20	10,917
割合	100%	9.1%	7.7%	16.8%	5.3%	20.3%	11.0%	31.3%	4.5%	0.1%	21.0%	17.1%	38.1%	0.5%	0.0%	3.5%

付表 2-5

代理援助・書類作成援助開始決定件数の推移（地方事務所別）

(件)

地方事務所	代理援助					書類作成援助				
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
札幌	4,888	5,023	4,873	6,131	5,609	119	90	75	106	127
函館	797	812	846	909	946	7	6	10	2	8
旭川	921	916	859	993	1,004	17	20	14	22	15
釧路	1,142	1,178	1,155	1,214	1,201	7	10	7	6	3
青森	1,208	1,221	1,159	1,355	1,384	30	21	28	28	25
岩手	1,144	1,095	1,115	1,192	1,285	55	41	46	51	51
宮城	2,554	2,697	2,694	3,080	2,862	21	49	215	305	16
秋田	862	931	906	901	856	33	60	53	42	28
山形	892	1,015	953	1,126	1,038	20	8	12	3	9
福島	843	840	995	1,126	1,168	28	15	16	16	18
茨城	1,378	1,356	1,537	1,648	1,700	19	20	14	33	12
栃木	1,129	1,097	1,072	1,212	1,100	27	15	28	15	18
群馬	1,225	1,265	1,246	1,244	1,192	60	49	55	30	41
埼玉	4,353	4,913	4,834	4,836	5,482	151	137	102	102	74
千葉	3,475	3,718	3,857	4,298	4,521	75	66	47	50	59
東京	15,455	15,245	16,663	16,746	16,552	143	138	170	221	125
神奈川	6,707	6,778	6,747	6,929	7,189	182	179	175	161	151
新潟	1,488	1,699	1,646	1,600	1,649	59	65	51	66	93
富山	478	469	478	588	535	26	16	15	12	21
石川	1,105	1,098	988	897	1,039	26	19	16	18	21
福井	548	551	560	551	568	8	7	6	11	6
山梨	552	535	544	533	592	8	6	8	9	8
長野	1,228	1,111	1,301	1,343	1,328	93	56	78	74	46
岐阜	819	877	908	1,037	978	15	7	16	17	17
静岡	1,850	2,022	2,175	2,211	2,113	135	169	166	188	225
愛知	3,701	3,913	4,350	4,380	4,604	114	120	123	174	159
三重	871	809	754	811	853	92	69	42	48	40
滋賀	953	954	955	989	1,060	45	54	57	39	37
京都	2,347	2,462	2,241	2,362	2,388	125	114	114	123	183
大阪	9,926	10,746	11,008	11,398	11,563	483	566	477	529	471
兵庫	4,205	4,221	4,352	4,349	4,451	371	415	373	393	392
奈良	1,326	1,361	1,338	1,354	1,523	27	13	31	30	14
和歌山	746	806	830	828	980	40	25	23	19	21
鳥取	708	712	645	665	678	11	13	22	12	8
島根	485	569	545	634	638	9	6	10	8	6
岡山	1,211	1,258	1,282	1,343	1,392	82	118	95	168	60
広島	2,078	2,254	2,338	2,379	2,421	90	71	106	117	54
山口	858	882	903	937	997	30	32	11	19	12
徳島	544	535	560	577	690	14	22	25	26	24
香川	433	512	534	707	689	8	6	11	5	4
愛媛	577	562	661	753	785	47	41	21	24	14
高知	450	475	561	638	635	149	132	86	97	95
福岡	5,839	6,285	6,012	6,434	6,138	383	433	408	457	373
佐賀	847	896	821	877	819	32	31	24	23	35
長崎	1,084	1,159	1,063	1,214	1,340	53	35	47	39	12
熊本	1,692	1,797	1,409	1,691	1,600	80	101	54	58	49
大分	1,066	1,008	989	1,063	1,117	18	14	17	11	10
宮崎	1,522	1,771	1,511	1,621	1,588	22	22	29	25	24
鹿児島	1,484	1,670	1,523	1,661	1,602	123	98	96	103	78
沖縄	1,220	1,279	1,287	1,405	1,388	170	173	152	143	130
全国合計	103,214	107,358	108,583	114,770	115,830	3,982	3,993	3,877	4,278	3,522

付表 2-6 平成30年度代理援助の事件別内訳（地方事務所別）

(件)

地 方 事務所	合計	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売	ハーグ	その他
		損害 賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己 破産	その他	合計			
札幌	5,609	337	199	536	104	1,117	501	1,618	121	42	2,393	715	3,108	53	0	27
函館	946	27	15	42	9	137	134	271	20	11	414	172	586	5	0	2
旭川	1,004	79	35	114	3	248	112	360	13	11	316	179	495	6	0	2
釧路	1,201	49	28	77	15	226	126	352	25	12	515	189	704	10	0	6
青森	1,384	75	55	130	21	239	111	350	16	9	609	231	840	10	0	8
岩手	1,285	24	36	60	16	294	104	398	21	1	578	197	775	14	0	0
宮城	2,862	134	98	232	50	650	240	890	55	22	1,161	409	1,570	27	0	16
秋田	856	49	30	79	7	147	58	205	11	3	420	116	536	7	0	8
山形	1,038	60	53	113	17	235	132	367	12	3	339	166	505	11	0	10
福島	1,168	61	51	112	14	279	139	418	31	10	423	135	558	21	0	4
茨城	1,700	76	42	118	19	302	124	426	33	5	806	269	1,075	17	0	7
栃木	1,100	74	36	110	15	243	82	325	18	9	431	165	596	16	0	11
群馬	1,192	69	46	115	16	321	81	402	21	11	454	142	596	23	0	8
埼玉	5,482	268	120	388	87	1,260	476	1,736	58	42	2,396	685	3,081	65	0	25
千葉	4,521	166	93	259	70	837	397	1,234	60	24	2,253	562	2,815	39	0	20
東京	16,552	925	821	1,746	453	3,281	1,499	4,780	331	129	6,878	1,868	8,746	217	11	139
神奈川	7,189	291	153	444	134	1,562	603	2,165	93	50	3,102	1,059	4,161	102	0	40
新潟	1,649	83	64	147	31	362	230	592	21	12	576	241	817	21	0	8
富山	535	35	18	53	5	159	79	238	11	10	139	65	204	9	0	5
石川	1,039	72	46	118	6	285	121	406	19	11	325	131	456	17	0	6
福井	568	47	20	67	13	132	73	205	17	10	173	64	237	11	0	8
山梨	592	33	14	47	12	157	61	218	9	7	232	65	297	2	0	0
長野	1,328	51	44	95	29	325	160	485	27	15	486	173	659	13	0	5
岐阜	978	36	37	73	13	276	116	392	21	6	340	112	452	20	0	1
静岡	2,113	107	61	168	29	465	195	660	47	10	889	276	1,165	26	0	8
愛知	4,604	352	222	574	79	1,293	472	1,765	69	34	1,466	524	1,990	58	2	33
三重	853	41	21	62	7	221	75	296	20	8	351	96	447	10	1	2
滋賀	1,060	82	40	122	12	266	137	403	24	4	347	124	471	19	0	5
京都	2,388	148	91	239	91	593	268	861	53	35	831	234	1,065	28	0	16
大阪	11,563	933	446	1,379	320	2,150	989	3,139	243	99	4,530	1,642	6,172	136	5	70
兵庫	4,451	314	154	468	82	937	413	1,350	81	49	1,689	653	2,342	53	0	26
奈良	1,523	118	69	187	27	360	183	543	38	21	493	180	673	23	0	11
和歌山	980	73	40	113	22	265	131	396	6	8	289	129	418	11	0	6
鳥取	678	41	25	66	13	175	91	266	6	4	200	106	306	13	0	4
島根	638	56	20	76	7	163	58	221	18	6	209	95	304	6	0	0
岡山	1,392	93	35	128	18	328	168	496	29	5	548	141	689	12	0	15
広島	2,421	158	87	245	37	614	272	886	58	25	845	277	1,122	29	0	19
山口	997	54	46	100	16	235	109	344	15	12	347	138	485	11	0	14
徳島	690	57	18	75	14	164	86	250	7	9	239	84	323	6	0	6
香川	689	35	17	52	9	163	85	248	15	7	266	81	347	6	0	5
愛媛	785	40	23	63	10	125	70	195	16	6	375	88	463	9	0	23
高知	635	59	22	81	6	89	46	135	8	4	308	83	391	7	0	3
福岡	6,138	377	159	536	98	1,222	629	1,851	105	50	2,381	1,022	3,403	61	2	32
佐賀	819	77	26	103	8	169	69	238	9	9	385	58	443	7	0	2
長崎	1,340	57	37	94	17	218	178	396	9	3	629	177	806	11	0	4
熊本	1,600	108	65	173	30	300	163	463	29	9	605	263	868	20	0	8
大分	1,117	70	46	116	16	270	94	364	7	20	444	137	581	8	0	5
宮崎	1,588	98	67	165	22	203	170	373	21	17	686	285	971	14	0	5
鹿児島	1,602	86	68	154	21	329	186	515	21	9	640	225	865	14	0	3
沖縄	1,388	68	60	128	38	279	174	453	24	13	473	234	707	14	0	11
全国合計	115,830	6,823	4,119	10,942	2,208	24,670	11,270	35,940	2,042	941	46,224	15,462	61,686	1,348	21	702
割合	100.0%	5.9%	3.6%	9.4%	1.9%	21.3%	9.7%	31.0%	1.8%	0.8%	39.9%	13.3%	53.3%	1.2%	0.0%	0.6%

付表 2-7 平成30年度代理援助事件の結果別内訳（地方事務所別）

(件)

担 当 事務所	合計	勝訴	和解成立	調停成立	免責	示談成立	敗訴	調停 不成立	取下 (訴訟等)	取下 (援助)	扶助 打切	解任・ 辞任	その他
札幌	5,667	112	375	560	1,903	661	47	154	230	59	87	218	1,261
函館	917	9	59	65	347	130	5	17	7	1	1	32	244
旭川	1,016	19	93	144	272	111	9	27	48	33	22	2	236
釧路	1,338	19	92	114	452	111	11	50	69	8	3	90	319
青森	1,331	22	78	116	496	181	9	13	54	1	3	42	316
岩手	1,258	14	154	132	501	44	2	28	55	32	4	40	252
宮城	2,556	42	186	221	791	446	11	38	126	83	0	141	471
秋田	908	6	122	65	365	9	7	18	20	16	0	52	228
山形	1,098	34	191	132	308	17	4	31	70	6	0	52	253
福島	1,059	9	124	112	311	62	1	24	49	26	1	43	297
茨城	1,485	29	76	127	559	218	9	14	50	47	1	106	249
栃木	1,018	24	82	91	376	105	5	12	51	18	0	53	201
群馬	1,146	46	125	150	359	103	10	23	48	0	0	59	223
埼玉	5,504	226	588	598	1,855	238	68	142	238	206	7	314	1,024
千葉	4,240	65	464	357	1,741	130	20	79	175	123	8	254	824
東京	16,668	315	1,285	1,433	5,013	1,554	168	414	522	412	61	1,065	4,426
神奈川	7,274	166	850	759	2,418	157	44	285	288	205	4	457	1,641
新潟	1,614	31	219	194	482	98	12	32	63	30	2	52	399
富山	524	13	73	81	122	12	3	21	40	6	0	18	135
石川	911	32	68	129	202	109	13	33	45	27	0	52	201
福井	559	6	37	97	160	40	5	6	24	20	0	11	153
山梨	544	15	36	90	190	43	5	17	26	10	2	24	86
長野	1,298	15	96	178	363	157	1	44	47	15	0	76	306
岐阜	1,010	18	67	147	328	116	9	19	58	28	1	54	165
静岡	2,314	62	202	241	775	193	22	65	90	74	13	152	425
愛知	4,540	109	338	669	1,183	406	49	188	234	74	1	192	1,097
三重	828	28	78	103	261	47	18	29	33	40	1	26	164
滋賀	978	15	61	107	287	84	10	14	27	30	2	53	288
京都	2,474	47	178	325	739	206	32	83	110	43	0	66	645
大阪	10,149	178	1,046	951	3,249	669	75	203	361	153	2	466	2,796
兵庫	4,152	114	387	439	1,298	279	69	105	174	80	0	195	1,012
奈良	1,428	45	78	176	425	167	14	25	52	48	0	65	333
和歌山	835	34	79	90	217	79	11	25	38	32	15	23	192
鳥取	651	14	115	50	186	29	2	14	29	12	0	20	180
島根	675	15	137	78	220	5	7	17	12	17	1	13	153
岡山	1,327	46	116	147	421	135	15	34	64	20	0	21	308
広島	2,212	49	283	244	634	110	33	59	143	33	0	121	503
山口	968	36	79	97	303	109	12	22	40	6	0	56	208
徳島	594	12	31	70	188	46	0	18	20	12	1	25	171
香川	636	8	73	65	250	34	7	10	21	15	1	12	140
愛媛	727	27	46	70	264	65	10	21	22	17	0	48	137
高知	575	12	33	62	208	68	3	13	21	3	0	46	106
福岡	5,904	97	420	592	1,803	506	43	127	215	111	1	371	1,618
佐賀	928	20	88	80	335	65	9	34	42	15	1	42	197
長崎	1,223	19	64	89	459	113	15	25	32	43	0	43	321
熊本	1,708	31	252	158	439	40	9	51	77	81	3	132	435
大分	1,089	43	57	150	367	97	17	22	66	21	0	36	213
宮崎	1,582	20	116	128	549	167	11	11	66	20	0	88	406
鹿児島	1,506	54	198	133	496	99	7	37	69	28	0	100	285
沖縄	1,505	16	130	125	430	172	3	40	67	53	1	100	368
全国合計	112,451	2,438	10,225	11,531	35,900	8,842	981	2,833	4,528	2,493	250	5,819	26,611
割合	100.0%	2.2%	9.1%	10.3%	31.9%	7.9%	0.9%	2.5%	4.0%	2.2%	0.2%	5.2%	23.7%

2 民事法律扶助業務

3 国選弁護等関連業務

4 司法過疎対策・常勤弁護士

5 犯罪被害者支援業務

6 災害対応

7 受託業務

8 その他

付表 2-8 平成30年度書類作成援助の事件別内訳（地方事務所別）

(件)

地 方 事務所	合計	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売	ハグ	その他
		損害 賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己 破産	その他	合計			
札幌	127	3	0	3	1	0	29	29	0	0	93	1	94	0	0	0
函館	8	2	0	2	0	0	1	1	0	0	5	0	5	0	0	0
旭川	15	0	0	0	0	1	2	3	0	0	12	0	12	0	0	0
釧路	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0
青森	25	1	1	2	0	0	1	1	0	0	19	3	22	0	0	0
岩手	51	0	0	0	0	0	9	9	0	0	39	3	42	0	0	0
宮城	16	0	0	0	0	0	4	4	0	0	11	1	12	0	0	0
秋田	28	0	2	2	0	0	3	3	0	0	23	0	23	0	0	0
山形	9	0	0	0	0	1	2	3	0	0	6	0	6	0	0	0
福島	18	0	0	0	0	0	4	4	0	0	13	0	13	1	0	0
茨城	12	0	0	0	0	0	3	3	0	0	9	0	9	0	0	0
栃木	18	0	0	0	0	3	1	4	0	0	14	0	14	0	0	0
群馬	41	0	1	1	0	0	2	2	0	0	35	3	38	0	0	0
埼玉	74	0	2	2	1	0	13	13	0	1	55	2	57	0	0	0
千葉	59	0	0	0	0	1	23	24	0	0	33	2	35	0	0	0
東京	125	2	2	4	0	1	26	27	0	0	87	4	91	0	0	3
神奈川	151	0	3	3	0	1	38	39	0	0	108	1	109	0	0	0
新潟	93	0	2	2	2	1	49	50	0	2	33	4	37	0	0	0
富山	21	0	0	0	0	0	7	7	0	0	12	2	14	0	0	0
石川	21	0	0	0	0	0	9	9	0	0	12	0	12	0	0	0
福井	6	0	0	0	0	0	1	1	0	0	5	0	5	0	0	0
山梨	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0	0	0
長野	46	0	0	0	0	1	5	6	0	0	37	2	39	1	0	0
岐阜	17	0	0	0	0	1	6	7	0	1	9	0	9	0	0	0
静岡	225	1	1	2	0	2	48	50	0	0	163	8	171	2	0	0
愛知	159	0	3	3	0	0	25	25	1	0	128	2	130	0	0	0
三重	40	0	0	0	0	0	5	5	0	0	34	1	35	0	0	0
滋賀	37	0	1	1	0	0	17	17	0	0	19	0	19	0	0	0
京都	183	0	0	0	0	1	123	124	0	0	57	2	59	0	0	0
大阪	471	1	1	2	1	1	173	174	0	0	286	6	292	2	0	0
兵庫	392	0	0	0	0	0	143	143	0	1	244	4	248	0	0	0
奈良	14	0	0	0	0	1	2	3	0	0	10	1	11	0	0	0
和歌山	21	0	1	1	0	0	6	6	0	0	14	0	14	0	0	0
鳥取	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	1	8	0	0	0
島根	6	0	1	1	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0	0	0
岡山	60	0	0	0	0	0	28	28	0	1	29	2	31	0	0	0
広島	54	0	1	1	0	2	10	12	0	1	39	0	39	0	0	1
山口	12	0	0	0	0	1	1	2	0	0	10	0	10	0	0	0
徳島	24	0	0	0	0	0	6	6	0	0	17	1	18	0	0	0
香川	4	0	0	0	0	1	0	1	0	0	3	0	3	0	0	0
愛媛	14	0	0	0	0	0	3	3	0	0	11	0	11	0	0	0
高知	95	0	0	0	0	0	0	0	0	0	95	0	95	0	0	0
福岡	373	2	0	2	0	0	49	49	0	0	294	28	322	0	0	0
佐賀	35	0	0	0	0	0	6	6	0	0	29	0	29	0	0	0
長崎	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	1	12	0	0	0
熊本	49	1	0	1	0	0	10	10	0	0	38	0	38	0	0	0
大分	10	0	0	0	0	0	1	1	0	0	8	1	9	0	0	0
宮崎	24	1	1	2	0	0	7	7	0	0	13	2	15	0	0	0
鹿児島	78	1	1	2	0	0	25	25	0	0	49	1	50	0	0	1
沖縄	130	0	2	2	0	0	5	5	0	0	122	0	122	0	0	1
全国合計	3,522	15	26	41	5	20	931	951	1	7	2,416	89	2,505	6	0	6
割合	100.0%	0.4%	0.7%	1.2%	0.1%	0.6%	26.4%	27.0%	0.0%	0.2%	68.6%	2.5%	71.1%	0.2%	0.0%	0.2%

3. 国選弁護等関連業務



3-1 平成30年度における業務の概況

被疑者国選弁護人制度とは、勾留された（勾留状を発せられた）被疑者が貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、国（裁判所）が弁護人（被疑者国選弁護人）を選任する制度である。法テラスは、平成18年10月の同制度開始当初から、被疑者国選弁護人を選任するための役割（被疑者国選弁護人候補者の指名通知業務）を担ってきた。

制度開始時点の被疑者国選弁護の対象事件は、殺人や現住建造物等放火などの重大事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件）に限られていたが、平成21年5月21日（裁判員制度施行と同日）に、対象事件が拡大（死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件。窃盗や詐欺等も該当）され、対象事件数は約10倍に増加した。

法テラスでは、特に迅速な選任が要請される被疑者国選弁護事件については、原則数時間以内、遅くとも24時間以内に指名通知を行う運用をしており、99%以上は24時間以内に指名通知を行っている。

平成30年度も、迅速な指名通知を行うための体制整備や運用改善に努め、99.9%の事件について24時間以内に指名通知を行った。

平成30年6月1日には、被疑者国選弁護の対象事件が、被疑者が勾留された全事件にさらに拡大されたことから、法テラスでは、今後も迅速な指名通知業務ができるよう、更なる体制整備の強化に努めている。

3-2 国選弁護関連業務

(1) 業務の概要

法テラスは、国選弁護事件及び国選付添事件に関し、①国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約の締結、②個別の事件における国選弁護人及び国選付添人候補者の指名及び裁判所、裁判長又は裁判官（以下「裁判所等」という。）への通知、③国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の算定や支払等の業務を行っている。

(2) 国選弁護制度

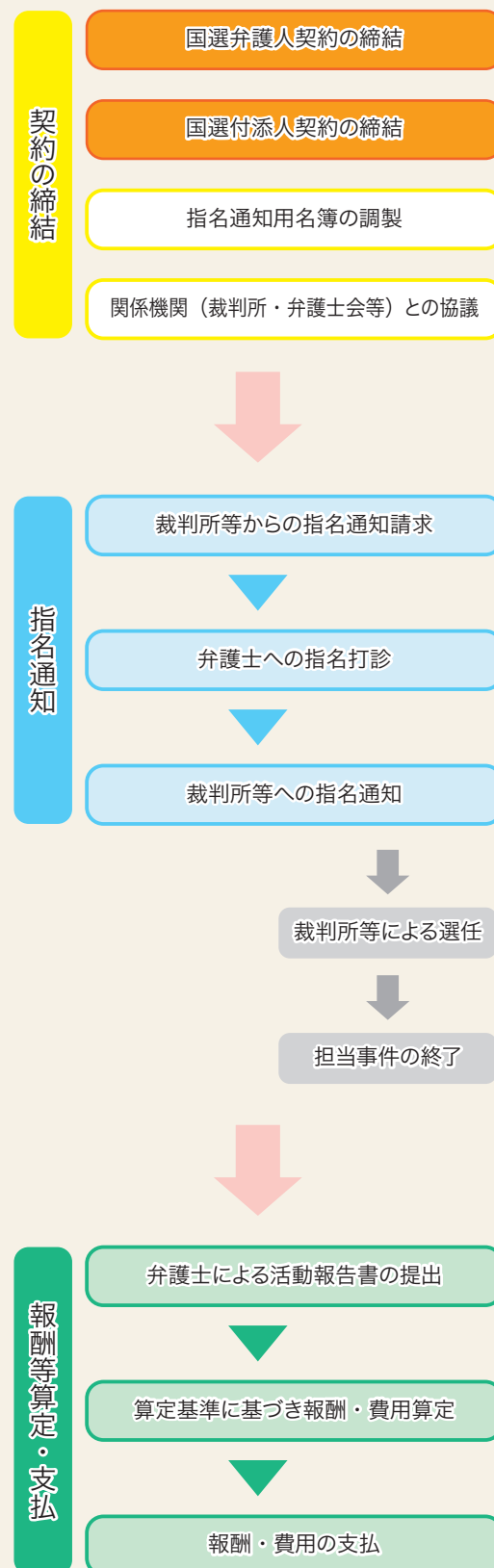
国選弁護制度とは、刑事事件で勾留された人（被疑者）や起訴された人（被告人）が、貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、本人の請求又は法律の規定により、裁判所等が弁護人を選任する制度である。

統計年報等によれば、平成30年に国選弁護人が付された割合は、被疑者国選弁護事件については、対象事件の拡大前である1月から5月までは93.7%、拡大後の6月から12月までは80.9%（注1）、被告人事件については、地裁事件で84.8%、簡裁事件で93.1%（注2）であった。

平成18年9月以前は、被告人のみに国選弁護人が付されていたが、平成18年10月からは、被疑者についても、殺人や現住建造物等放火、傷害致死、強盗など、一定の重い刑罰が定められている事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件）に関して国選弁護人が付されることとされた。さらに、平成21年5月21日からは、被疑者国選弁護事件の対象範囲が拡大され、窃盗や傷害、詐欺など（死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件）の被疑者についても国選弁護人が付されることとされた（いずれも、被疑者に勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができず、かつ、その被疑者から請求があった場合）。

「3-1」で述べたとおり、平成30年6月1日以降の被疑者国選弁護の対象は、勾留状の発せられた全ての事件に拡大されることになり、暴行、住居侵入など従前の被疑者国選対象事件より軽い

資料 3-1 国選弁護関連業務の概要



法定刑の事件に関しても国選弁護人が付されることになった。

(注1) 平成30年検察統計年報及び平成30年司法統計年報の数値並びに法務省及び最高裁判所からの提供値を基に算出。被疑者国選弁護の対象事件拡大前の1月から5月については、刑法犯、特別刑法犯のうち必要的弁護事件に該当する罪名で勾留された人員数に対する国選弁護人が選任された者の数の割合。ただし、統計上、一部の罰条の内訳が不明であるため、上記の値は推計値。

(注2) 平成30年司法統計年報の数値を基に算出。弁護人が付いた被告人数に対する、国選弁護人が選任された者の数の割合。

資料 3-2 被疑事件のうち国選弁護人が付された割合

<被疑者>

	勾留状発付数 ①	うち必要的弁護 事件数 (推計値) ②	選任数 ③	平成30年 1月～5月 ③/② 平成30年 6月～12月 ③/①
平成30年1月～5月	35,222	27,523	25,785	93.7%
平成30年6月～12月	59,857		48,423	80.9%

(注) ①と②は法務省からの提供値、③は最高裁判所からの提供値を基に作成。

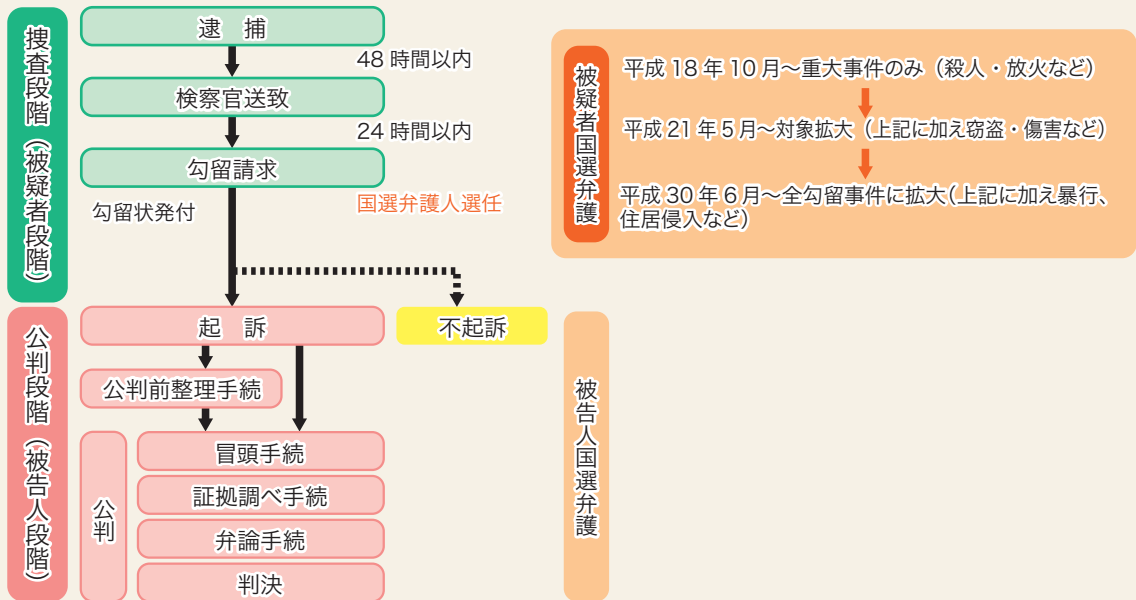
資料 3-3 通常第一審事件のうち国選弁護人が付された割合

<被告人>

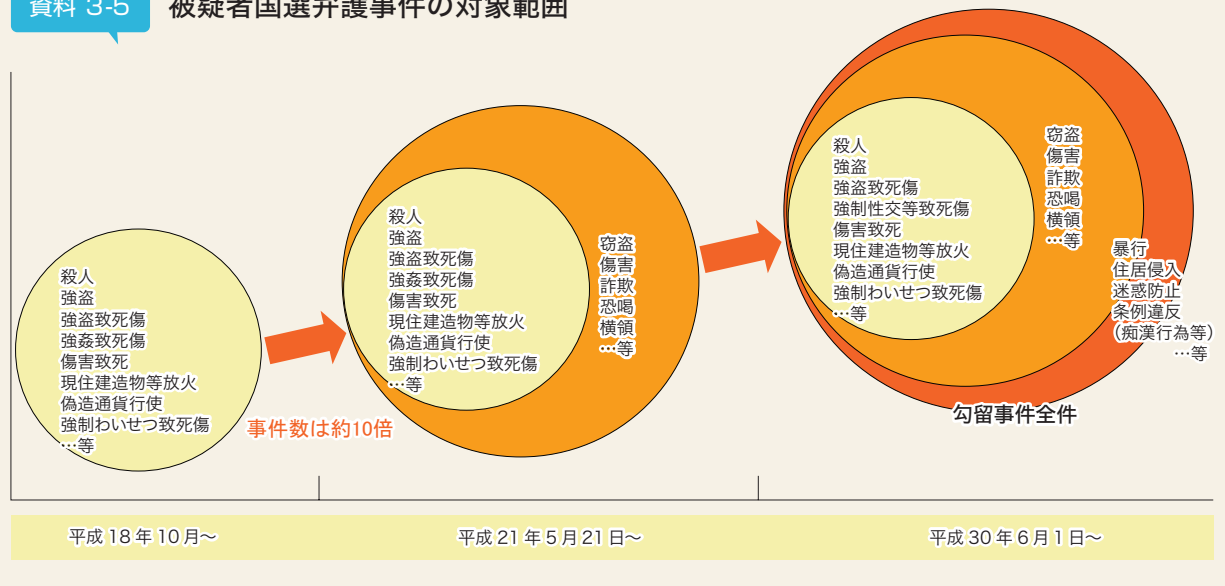
		終局総人員 ①	うち弁護人のついた被告人 ②	うち国選 ③	③/②
平成30年	地裁	49,811	49,623	42,080	84.8%
	簡裁	5,051	4,987	4,645	93.1%

(注) ①～③はいずれも平成30年司法統計年報を基に作成。

資料 3-4 刑事事件の流れと国選弁護制度



資料 3-5 被疑者国選弁護事件の対象範囲



(3) 弁護士との国選弁護人契約の締結

ア 契約の種類

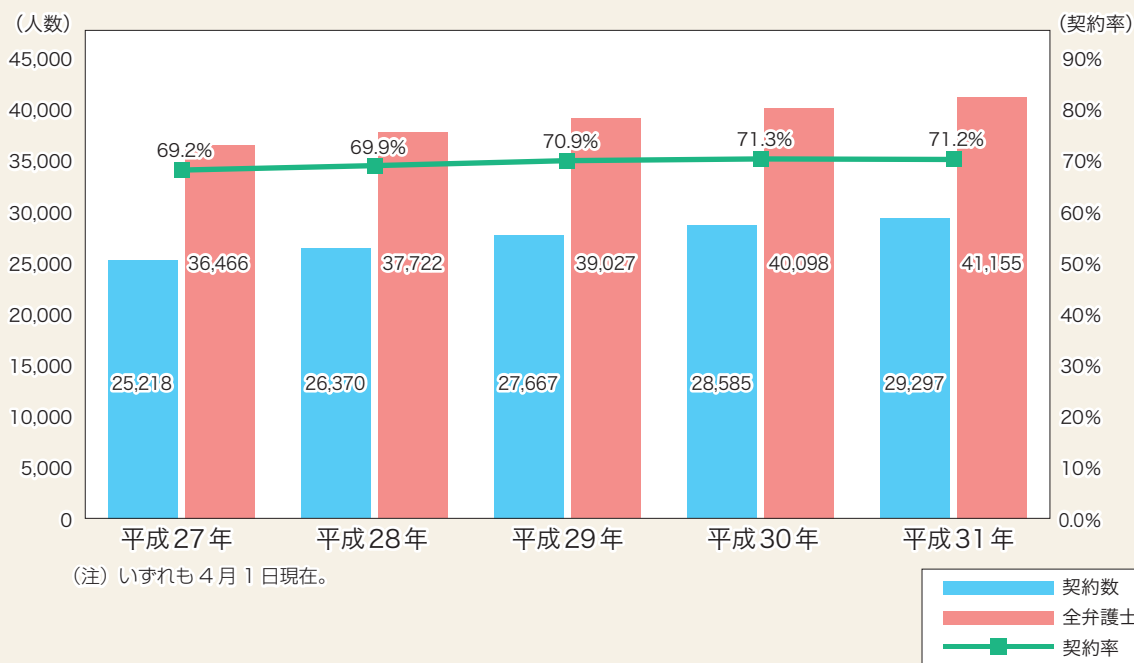
平成18年10月以降、裁判所等は、法テラスとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士（以下、このような契約を「国選弁護人契約」といい、このような事務を取り扱う弁護士を「国選弁護人契約弁護士」という。）の中から国選弁護人を選任している。国選弁護人契約には、取り扱う事件に対応して支給すべき報酬・費用が定められる契約（一般国選弁護人契約）と、法テラスに勤務して給与の支払を受ける契約（勤務契約）の2種類があり、前者の契約を締結する弁護士が一般国選弁護人契約弁護士、後者の契約を締結する弁護士が勤務弁護士（常勤弁護士）である。このうち一般国選弁護人契約は、報酬及び費用が事件ごとに定められる普通国選弁護人契約と、報酬及び費用がその取り扱う複数の事件について一括して定められる一括国選弁護人契約の2種類に区分される。一括国選弁護人契約は、複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任することを想定した契約形態である。

イ 契約の方式

法テラスは、弁護士と一般国選弁護人契約を締結するときは、国選弁護人の事務に関する契約約款（平成18年5月25日法務大臣認可。その後複数回変更があり、令和元年9月5日法務大臣認可版が現在の最新版。以下、「国選弁護人契約約款」という。）によらなければならない。国選弁護人契約約款は、国選弁護に関する事務の取扱いについて締結する契約の内容を規定したものであり、国選弁護人の契約の締結に関する事項、国選弁護人の候補者の指名通知に関する事項、報酬及び費用の算定基準と、その支払に関する事項、並びに契約解除その他契約に違反した場合の措置に関する事項が定められている。

国選弁護人契約弁護士の人数は、各弁護士会の協力を得て毎年増加し、平成31年4月1日時点で29,297名となっており、これは全国の弁護士数の約71%に当たる。

資料 3-6 国選弁護人契約弁護士契約数・契約率の推移



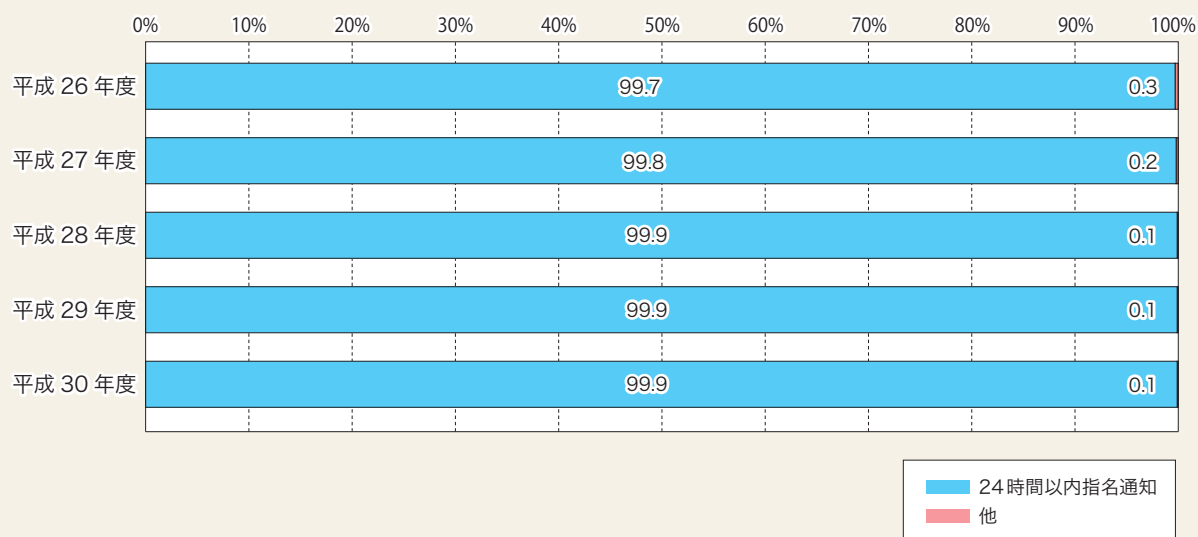
(4) 国選弁護人候補の指名通知

法テラスの地方事務所は、指名通知業務を迅速かつ確実に行うため、個別の事件において裁判所等から国選弁護人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補者を指名し、裁判所等に通知するための体制を整備することとされている。このような体制整備の中で、最も重要なものが指名通知を行うために用いる名簿の整備である。法テラスは、全ての地方事務所において、対応する弁護士会の協力を得て、地域の実情に応じて、被疑者国選弁護用名簿、被告人国選弁護用名簿等の名簿を調製している。

「遅滞のない指名通知」とは具体的には、地方事務所において、裁判所との協議により、被疑者国選については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内、被告人国選については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内に指名通知を行う運用をしている。なお、被疑者国選弁護事件については、土・日・祝日においても指名通知業務を行っている。

裁判所から指名通知の請求があった被疑者国選弁護事件のうち、24時間以内に指名通知した割合は、平成22年以降、常に99.0%以上の高い割合を維持しており、平成30年度においては、99.9%と極めて高い割合となっている。

資料 3-7 被疑者国選弁護事件のうち 24 時間以内に指名をした割合

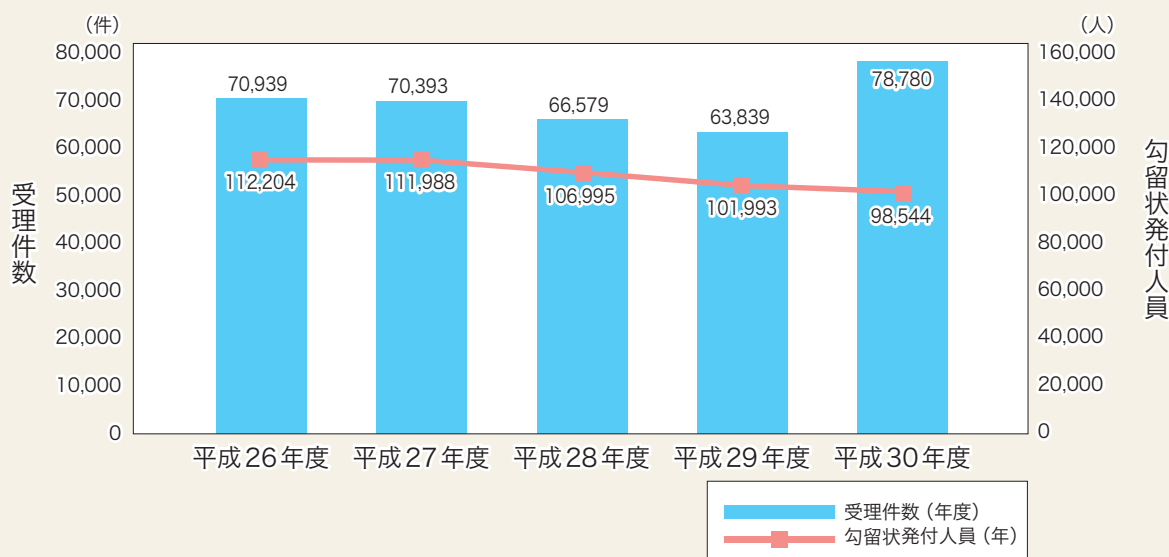


一般国選弁護人契約弁護士について指名通知業務を行う場合は、指名通知用名簿に基づき、あらかじめ定められた手順に従って指名の打診を行い、弁護士の承諾を確認した上で、国選弁護人候補者として指名し、裁判所等に通知する。この場合、指名打診を受けた一般国選弁護人契約弁護士は、指名打診を承諾するように努めなければならないこととされている。

平成30年4月から平成31年3月までの受理件数は、被疑者国選弁護は78,780件、被告人国選弁護は53,862件（合計132,642件）であった。1か月当たりの平均件数は、被疑者国選弁護は約6,565件、被告人国選弁護は約4,489件（合計約11,054件）であり、前年度における1か月当たりの平均件数から被疑者は約1,245件、被告人は約18件増加した。

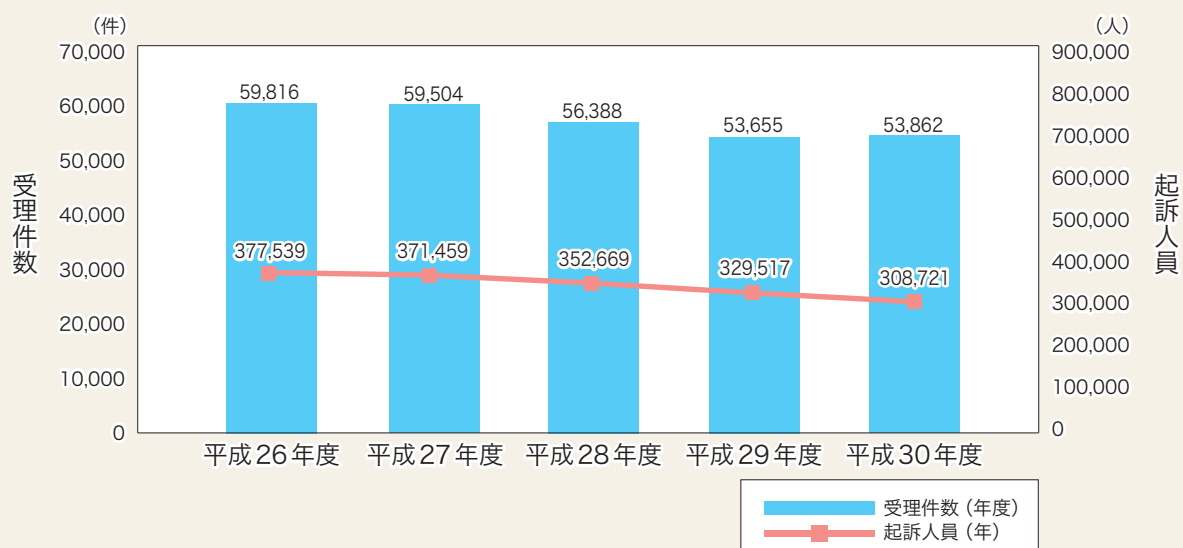
被疑者国選については平成26年度以降緩やかな減少傾向にあったが、平成30年6月1日から対象事件が全ての勾留事件に拡大したため、平成30年度は前年度より23.4%増加した。一方、被告人国選については、平成26年度以降緩やかな減少傾向にあったが、平成30年度は前年度と横ばいとなり、前年度より0.4%増加した。

資料 3-8 被疑者国選弁護事件受理件数の推移



(注) 勾留状発付人員は各年の司法統計年報の「請求により勾留状が発付された人員」(全簡裁・全地裁)による。

資料 3-9 被告人国選弁護事件受理件数の推移



(注) 起訴人員は各年の検察統計年報による(略式起訴人員を含む)。

(5) 国選弁護人に対する報酬及び費用の算定

ア 概要

国選弁護人に対して支給する報酬・費用は、従前は裁判所が金額を決定し支給していたが、平成18年10月の法テラスの業務開始以降は、法テラスが金額を算定し、これを支給する仕組みとなった。

国選弁護人に支払う報酬・費用は、国選弁護人契約約款で定める「報酬及び費用の算定基準」（以下、「算定基準」という。）に基づき算定される。算定基準は、法テラスの恣意が入らないように、あらかじめ定められた客観的な指標を基に、類型的・画一的に算定する方針に基づいて設計されている。具体的には、①労力に見合った報酬を基本とした上で（労力基準）、②一定の成果に対しては別途報酬（成功報酬）の加算を行う（成果基準）、③費用は報酬と別立てで考える、の3点を軸に組み立てられている。

まず、被疑者国選弁護については、①労力基準として、接見が弁護活動の中心であることから、接見の回数を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することになっている。具体的には、4日に1回の接見を基準接見回数と定めて、接見回数に応じた基礎報酬を算定し、接見回数が基準接見回数を超えた場合には、多数回接見加算報酬を算定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要した場合など、基準接見回数だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、勾留取消や示談といった特別の成果があった場合には、一定の加算がされる。③費用としては、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

資料 3-10 被疑者国選弁護の基礎報酬及び多数回接見加算報酬

基礎報酬	基準接見回数に満たない接見回数の場合 20,000円×接見回数	
	基準接見回数以上の接見をした場合 20,000円×（基準接見回数－1）+26,400円	
多数回接見加算報酬	基準1回超	+10,000円
	基準2回超	+16,000円
	基準3回超から9回超まで	上記16,000円に加え3回目以降1回につき+4,000円
	基準10回超以上	基準9回超までの多数回接見加算の合計額44,000円に加え、基準10回超以降1回につき+3,000円（上限あり）

次に、第一審の被告人国選弁護については、①労力基準として、公判期日における活動が弁護活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することになっている。もっとも、同じ公判回数で終了した事件であっても、対象事件の種別（即決事件、簡裁事件、地裁単独事件、地裁通常合議事件、地裁重大合議事件、裁判員裁判事件）によって事件に要する労力は、相当に異なっていると考えられる。そこで、対象事件の種別や整理手続に付されたか否かなど、事案の軽重・複雑さを示す指標を基に類型分けをして、報酬を設定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、無罪や公訴事実比べて法定刑が軽い罪の事実が認定（縮小認定）されたときや、示談成立等の特別の成果があったとき、一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

なお、控訴審、上告審の被告人国選弁護についても、第一審の被告事件に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

資料 3-11 被告人国選弁護事件（裁判員裁判事件以外）の基礎報酬

裁判所	公判前整理手続なし	公判前整理手続あり
簡裁	66,000円	70,000円
地裁単独	77,000円	80,000円
地裁通常合議	88,000円	90,000円
地裁重大合議	99,000円	100,000円

資料 3-12 裁判員裁判事件の基礎報酬

	弁護士2名以上	弁護士1名
公判前整理手続1～4回	(裁判官1 裁判員4) 170,000円 (裁判官3 裁判員6) 190,000円	170,000円 240,000円
公判前整理手続5～7回 (かつ公判3日以上)	240,000円	300,000円
公判前整理手続8～10回 (かつ公判3日以上)	300,000円	380,000円
公判前整理手続11回以上 (かつ公判4日以上)	400,000円	500,000円

資料 3-13 被告人国選弁護事件の公判加算報酬

例：地裁単独	公判時間	公判1回目	公判2回目以降
	～45分未満	0円	5,800円
	45分～1.5時間未満	5,800円	8,200円
	1.5時間～2.5時間未満	8,200円	13,600円
	2.5時間～3.5時間未満	13,600円	20,500円
	3.5時間～4.5時間未満	20,500円	29,100円
	4.5時間～5.5時間未満	29,100円	40,600円
	5.5時間～	40,600円	47,400円

イ 報酬算定の手続

国選弁護人は、事件終了から14日以内に、法テラスの地方事務所に対し、報告書を提出して報酬及び費用を請求する。法テラスの地方事務所は、請求から7日以内に、国選弁護人から提出された報告書に基づき、支給すべき報酬及び費用を算定し、当該弁護士に対しその金額及び内訳を通知する。

ところで、報酬及び費用の算定根拠となる算定基準は、改正を経るごとに複雑化しており、その適用

に際して過誤を生じる危険がある。そこで、複雑化した算定基準への対応を確実なものとするため、本部に、報酬及び費用の計算を専門的に行うことを目的とした国選弁護等報酬算定業務室を設置し、平成26年2月から、全国の地方事務所での報酬及び費用の算定前に、同室に報酬及び費用の計算を依頼する仕組みにした。

このような手続を経て算定された報酬及び費用の金額及び内訳の通知を受けた弁護士は、7日以内に、法テラスに対し、報酬及び費用の算定に対する不服申立てをすることができる。不服申立てを受けた法テラスの地方事務所は、再度算定を行い、7日以内にその結果を当該弁護士に通知する。国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、不服申立てがあったときは再算定を経たときに、不服申立てがないときは不服申立期間が経過したときに、その金額が確定する。

報酬及び費用の算定に対する平成30年4月から平成31年3月までの不服申立件数は、合計342件であり、1か月あたり約29件であって、前年度における1か月あたり平均件数約26件に比べて増加した。

また、報酬算定に対する不服申立てについて「判断が容易であり、理事長による判断が明らかに必要でない」場合は地方事務所限りで処理する制度を導入して9年目に入った平成30年度は、41件（約12.0%）が地方事務所限りで処理されており、制度の運用は相当程度定着しているといえる。

（6）国選算定基準の改正

算定基準を改正するためには、綜合法律支援法に基づき、法務大臣と財務大臣の協議、法務大臣から最高裁判所及び日本司法支援センター評価委員会への求意見といくつもの手続を経た上で、最終的に法務大臣の認可を受けなければならない、とりわけ厳しい近時の財政的制約のもとでは、改正の実現は容易ではない。しかし、法テラスでは、国選弁護人契約弁護士からの不服申立てを受け止め、必要に応じて算定基準改正のための手続をとってきた。次に掲げるものは、不服申立てが国選弁護算定基準の改正に結実したもののうちの主なものである。

- ①平成19年4月1日の改正では、示談について、全損害について示談が成立しないと報酬算定の対象とならなかった扱いから、被害弁償を段階的に区分して特別成果加算が支給されるようになり、また、加算報酬が支払われる遠距離移動の対象活動が広がり、遠距離交通費が実費支給になった。
- ②平成19年11月1日の改正では、否認事件等について、200枚超からしか謄写費用が支給されなかったものが、1枚目から支給されるようになった。また、無罪や縮小認定等が新たに特別成果加算の支給対象になった。
- ③平成20年9月1日の改正では、それまで全く手をつけられていなかった基礎報酬及び公判加算報酬の見直しと増額を行った。また、第1回公判期日から立会時間に応じた公判加算を行うことになった。
- ④平成22年4月1日の改正では、記録謄写費用の単価を20円から40円（を上限とする実費）に増額した。
- ⑤平成23年4月1日の改正では、第1回公判期日前の証人尋問等期日に出頭した場合の報酬が支給されるようになった。また、行政機関が発行する証明書（住民票や戸籍謄本等）の発行手数料についても、訴訟準備費用の支給対象になった。
- ⑥平成30年2月14日の改正では、勾留期間延長決定に対する準抗告の申立てにより、原決定の取消し、勾留延長請求の却下及び被疑者の釈放があった場合も、新たに支給対象になり、また、上訴国選弁護人が上訴取下げにより国選弁護人の選任の効力が失われたことを知るまでの間に行った活動費用（交通費等）なども支給対象となった。

3-3 国選付添関連業務

(1) 業務の概要

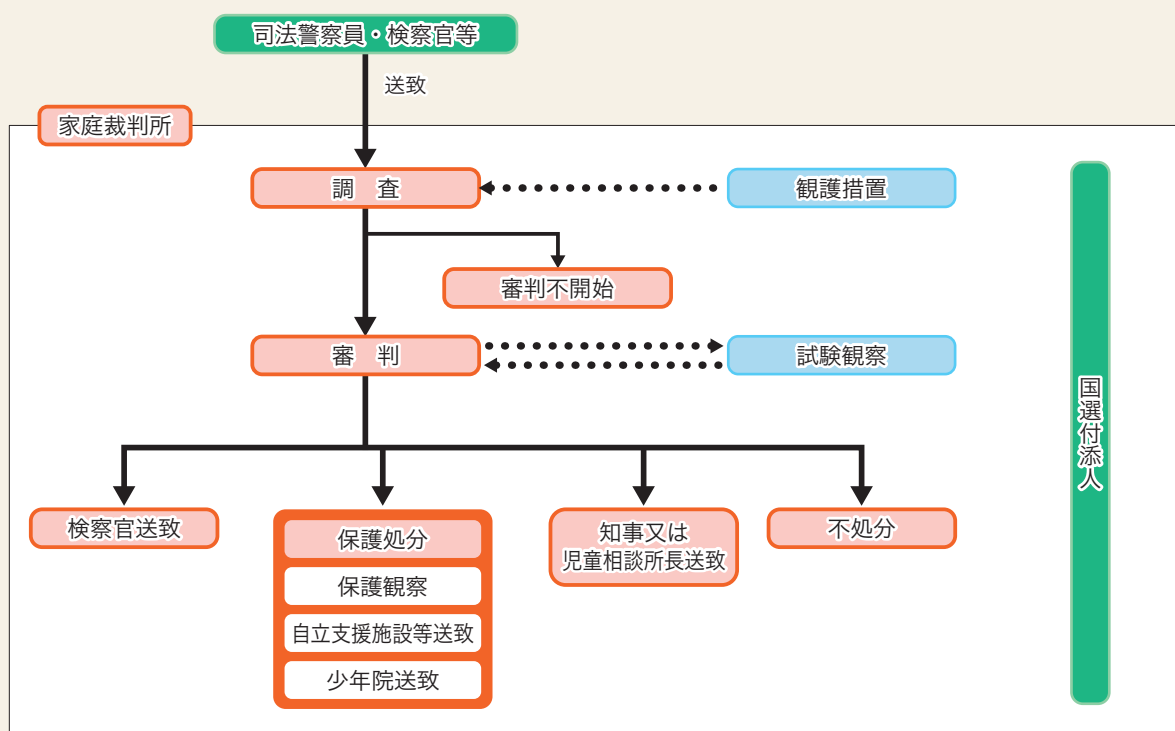
法テラスは、平成19年11月から、少年審判事件における国選付添人の選任等に関する業務として、国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選付添人候補者の指名及び裁判所への通知、国選付添人に対する報酬・費用の算定や支払等の業務を行っている。

この業務を始めたときには、国選付添人の選任対象となる事件類型は、「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役又は禁錮に当たる罪」に係る事件に限られていた（少年法第22条の2第1項）。そして、これらの罪に係る事件について、裁判所が検察官関与決定をしたときは、国選付添人を付さなければならないとされ（同法第22条の3第1項）、また、少年を少年鑑別所に収容する決定（観護措置）がされたときは、裁判所の裁量で国選付添人を付することができるとされていた（同法第22条の3第2項）。

その後、平成20年12月に改正少年法が施行され、裁判所は、「故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪、刑法第211条（業務上過失致死傷等）の罪」において、被害者等による少年審判の傍聴を許すことができることとなった（少年法第22条の4第1項。なお、平成25年改正により、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第4条、第5条又は第6条第3項若しくは第4項の罪」が追加された。）が、傍聴を許すにはあらかじめ弁護士である付添人の意見を聴かなければならず、このような付添人がいないときは、弁護士である付添人を付さなければならないこととなり（同法第22条の5第2項）、国選付添人の選任対象となる事件の範囲が拡大した。

さらに、平成26年6月施行の改正少年法により、同法第22条の2第1項の罪が「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪」と改正されたことにより、国選付添人の選任対象

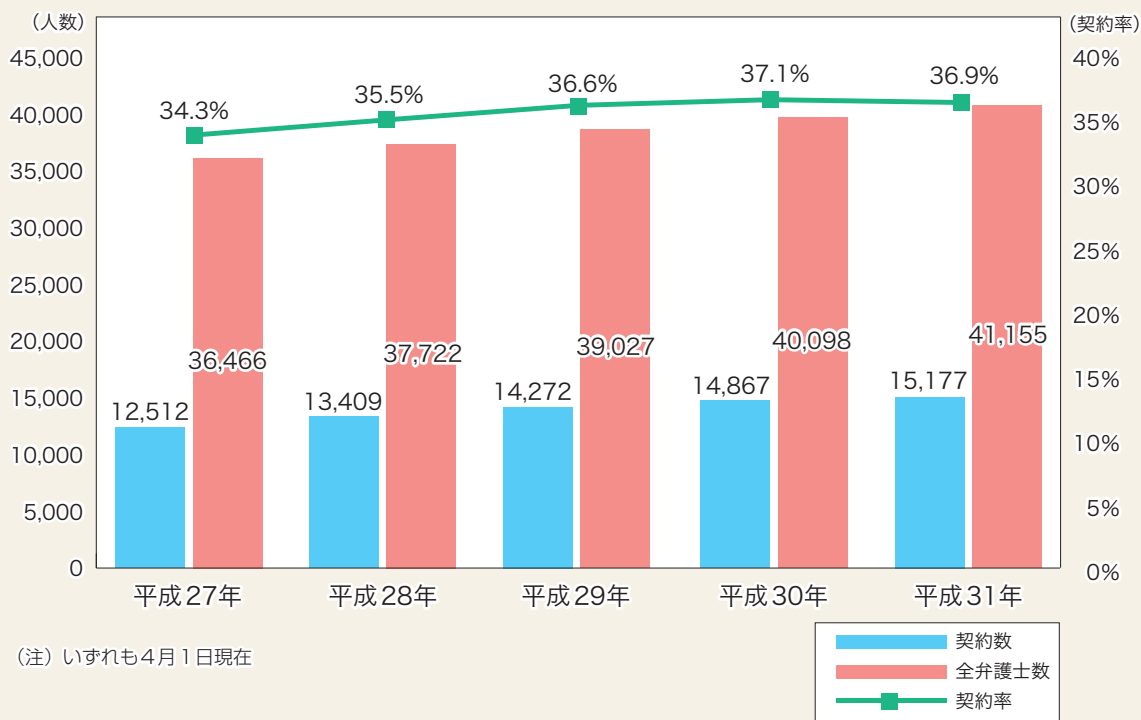
資料 3-14 少年事件の流れと国選付添制度



となる事件の範囲がさらに拡大することとなった。

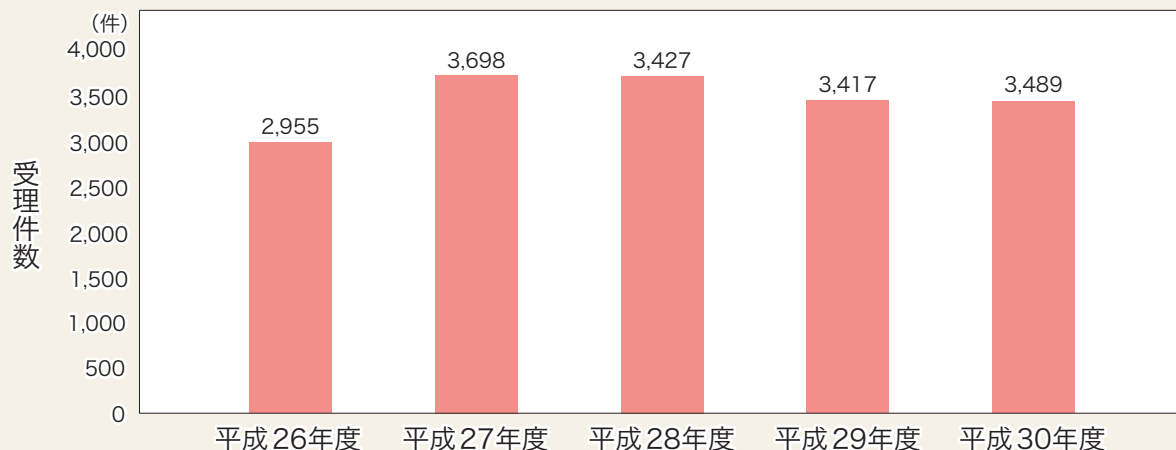
国選付添人契約弁護士の人数は、業務開始時の平成19年11月時点で654名であったが、その後は、各弁護士会の協力を得て毎月増加し、平成31年4月1日現在で15,177名となった。

資料 3-15 国選付添人契約弁護士契約数・契約率の推移



平成30年4月から平成31年3月までの国選付添人の受理件数は合計3,489件である。平成27年度以降、受理件数は横ばい状態であり、平成30年度は前年度より2.1%増加している。国選付添人の選任率は、終局総人員中15.7%、観護措置人員中63.3%、付添人選任数中67.5%である。

資料 3-16 国選付添事件受理件数の推移



資料 3-17 一般保護事件のうち国選付添人が付された割合

	終局総人員 ①	うち観護 措置あり ②	うち付添人あり		終局総人員中 の選任率 ④／①	観護措置人員 中の選任率 ④／②	付添人選任数 中の選任率 ④／③
			③	うち国選 付添人あり ④			
平成30年	21,625	5,345	5,016	3,386	15.7%	63.3%	67.5%

(注1) ①②は平成30年度司法統計年報を基に作成。③④は最高裁判所の提供値によるもの。

(注2) 国選付添人選任数は法テラスの国選付添人事件受理件数とは異なる。

(2) 国選付添人に対する報酬及び費用の算定

国選付添人に対して支給する報酬・費用は、国選弁護人契約約款における算定基準と同様の考え方の下に設計されており、国選付添人については、①労力基準として、審判期日における活動が付添活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、付添活動全体の労力を評価することとしている。前記(1)のとおり、国選付添人が付される事件は、手続の種類（検察官が関与しない単独事件、検察官が関与しない合議事件、検察官が関与する事件）に応じて算定基準を設計している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設けている。②成果基準として、非行事実が認められないことを理由に保護処分につさない旨の決定があったときや、示談成立等の特別の成果があったとき、一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離面会等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、審判準備費用が支給される。

なお、抗告審、再抗告審の国選付添についても、国選付添人に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

資料 3-18 国選付添人の基礎報酬

類型	金額
単独事件（検察官不関与）	90,000円
合議事件（検察官不関与）	90,000円
検察官関与事件	100,000円

資料 3-19 実質審理期日に対する加算報酬

例：単独（検察官不関与）	審理時間	審理1回目	審理2回目以降
	～ 45分未満	0円	6,400円
	45分～ 1.5時間未満	6,400円	9,600円
	1.5時間～ 2.5時間未満	9,600円	16,800円
	2.5時間～ 3.5時間未満	16,800円	25,900円
	3.5時間～ 4.5時間未満	25,900円	37,200円
	4.5時間～ 5.5時間未満	37,200円	52,000円
	5.5時間～	52,000円	61,100円

付表 3-1 国選弁護人契約弁護士契約数・契約率の推移（地方事務所別）

地方事務所	平成27年4月1日現在			平成28年4月1日現在			平成29年4月1日現在			平成30年4月1日現在			平成31年4月1日現在		
	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率
札幌	535	730	73.3%	569	754	75.5%	543	772	70.3%	571	799	71.5%	589	807	73.0%
函館	48	50	96.0%	48	53	90.6%	50	55	90.9%	50	56	89.3%	50	54	92.6%
旭川	64	69	92.8%	67	72	93.1%	71	76	93.4%	68	72	94.4%	67	73	91.8%
釧路	66	72	91.7%	71	76	93.4%	73	77	94.8%	74	78	94.9%	76	81	93.8%
青森	105	119	88.2%	108	117	92.3%	106	120	88.3%	100	113	88.5%	100	113	88.5%
岩手	96	103	93.2%	96	100	96.0%	98	104	94.2%	95	104	91.3%	96	104	92.3%
宮城	360	432	83.3%	371	440	84.3%	377	439	85.9%	396	453	87.4%	398	457	87.1%
秋田	66	77	85.7%	68	78	87.2%	68	79	86.1%	69	77	89.6%	69	77	89.6%
山形	87	94	92.6%	85	95	89.5%	92	101	91.1%	92	97	94.8%	93	99	93.9%
福島	178	183	97.3%	185	194	95.4%	188	198	94.9%	191	203	94.1%	189	201	94.0%
茨城	238	261	91.2%	244	269	90.7%	250	281	89.0%	257	288	89.2%	256	287	89.2%
栃木	169	209	80.9%	170	211	80.6%	179	218	82.1%	183	222	82.4%	188	227	82.8%
群馬	241	273	88.3%	248	278	89.2%	252	279	90.3%	261	290	90.0%	263	295	89.2%
埼玉	632	757	83.5%	666	800	83.3%	696	830	83.9%	732	869	84.2%	754	881	85.6%
千葉	618	723	85.5%	660	750	88.0%	681	775	87.9%	709	799	88.7%	729	816	89.3%
東京	10,072	16,918	59.5%	10,678	17,592	60.7%	11,220	18,255	61.5%	11,683	18,880	61.9%	12,126	19,588	61.9%
神奈川	1,220	1,493	81.7%	1,291	1,532	84.3%	1,352	1,597	84.7%	1,409	1,637	86.1%	1,452	1,657	87.6%
新潟	237	262	90.5%	241	268	89.9%	251	277	90.6%	254	281	90.4%	253	289	87.5%
富山	91	110	82.7%	95	114	83.3%	106	122	86.9%	109	125	87.2%	108	122	88.5%
石川	160	166	96.4%	162	165	98.2%	165	173	95.4%	168	174	96.6%	165	173	95.4%
福井	89	102	87.3%	92	103	89.3%	94	103	91.3%	98	108	90.7%	104	113	92.0%
山梨	109	118	92.4%	110	120	91.7%	112	121	92.6%	113	122	92.6%	118	128	92.2%
長野	214	236	90.7%	221	241	91.7%	228	244	93.4%	230	244	94.3%	236	249	94.8%
岐阜	157	186	84.4%	163	189	86.2%	166	194	85.6%	166	203	81.8%	170	204	83.3%
静岡	381	435	87.6%	390	447	87.2%	410	465	88.2%	422	481	87.7%	430	498	86.3%
愛知	1,458	1,783	81.8%	1,529	1,860	82.2%	1,612	1,924	83.8%	1,662	1,963	84.7%	1,696	1,996	85.0%
三重	165	180	91.7%	171	187	91.4%	178	190	93.7%	166	184	90.2%	166	187	88.8%
滋賀	113	141	80.1%	106	144	73.6%	106	146	72.6%	118	154	76.6%	119	149	79.9%
京都	552	697	79.2%	584	733	79.7%	609	754	80.8%	617	772	79.9%	630	787	80.1%
大阪	2,448	4,226	57.9%	2,565	4,331	59.2%	2,819	4,461	63.2%	2,920	4,566	64.0%	2,903	4,652	62.4%
兵庫	622	847	73.4%	638	874	73.0%	686	914	75.1%	706	933	75.7%	751	970	77.4%
奈良	152	167	91.0%	149	165	90.3%	156	169	92.3%	158	173	91.3%	159	176	90.3%
和歌山	126	141	89.4%	129	146	88.4%	128	143	89.5%	130	146	89.0%	130	144	90.3%
鳥取	64	67	95.5%	65	66	98.5%	64	64	100.0%	64	65	98.5%	66	66	100.0%
島根	68	76	89.5%	75	79	94.9%	73	80	91.3%	74	82	90.2%	76	85	89.4%
岡山	296	368	80.4%	307	381	80.6%	314	397	79.1%	322	401	80.3%	335	408	82.1%
広島	424	545	77.8%	427	560	76.3%	441	578	76.3%	442	583	75.8%	448	594	75.4%
山口	139	157	88.5%	140	163	85.9%	145	170	85.3%	152	176	86.4%	152	177	85.9%
徳島	82	92	89.1%	82	92	89.1%	89	96	92.7%	86	93	92.5%	85	93	91.4%
香川	130	170	76.5%	127	172	73.8%	128	175	73.1%	129	172	75.0%	134	177	75.7%
愛媛	124	162	76.5%	125	163	76.7%	130	166	78.3%	131	164	79.9%	129	166	77.7%
高知	79	90	87.8%	79	88	89.8%	79	89	88.8%	77	86	89.5%	82	88	93.2%
福岡	893	1,148	77.8%	880	1,195	73.6%	960	1,244	77.2%	986	1,286	76.7%	1,014	1,319	76.9%
佐賀	87	98	88.8%	92	100	92.0%	95	103	92.2%	96	105	91.4%	98	108	90.7%
長崎	145	158	91.8%	142	156	91.0%	147	163	90.2%	147	159	92.5%	149	161	92.5%
熊本	213	256	83.2%	222	266	83.5%	230	273	84.2%	237	281	84.3%	236	282	83.7%
大分	132	151	87.4%	141	156	90.4%	143	160	89.4%	141	161	87.6%	140	156	89.7%
宮崎	118	130	90.8%	123	136	90.4%	127	142	89.4%	128	139	92.1%	121	136	89.0%
鹿児島	181	189	95.8%	190	197	96.4%	195	207	94.2%	199	211	94.3%	203	217	93.5%
沖縄	174	249	69.9%	183	254	72.0%	185	264	70.1%	197	268	73.5%	196	268	73.1%
合 計	25,218	36,466	69.2%	26,370	37,722	69.9%	27,667	39,027	70.9%	28,585	40,098	71.3%	29,297	41,155	71.2%

付表 3-2 国選弁護事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）

(件)

地方事務所	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人
札幌	1,660	1,478	1,605	1,527	1,497	1,379	1,707	1,399	1,701	1,301
函館	283	206	201	192	162	147	164	146	220	131
旭川	304	298	296	273	264	230	238	195	305	192
釧路	409	368	369	346	353	312	325	270	358	251
青森	354	300	438	368	324	330	322	363	353	320
岩手	468	386	440	356	411	364	358	327	474	328
宮城	1,263	939	1,328	1,032	1,052	1,006	1,099	834	1,274	821
秋田	306	284	269	311	338	359	296	313	324	304
山形	412	327	444	353	462	374	333	250	369	255
福島	1,033	752	975	800	818	739	739	693	891	692
茨城	1,530	1,478	1,561	1,282	1,456	1,182	1,378	1,343	1,851	1,235
栃木	1,291	1,016	1,069	990	1,014	960	1,044	1,015	1,188	968
群馬	1,607	950	1,649	1,048	1,443	887	1,356	828	1,660	864
埼玉	3,348	1,924	2,943	2,209	2,982	2,073	2,739	1,814	3,638	1,741
川越	630	437	656	475	664	440	554	369	662	282
千葉	3,187	2,389	3,173	2,488	2,946	2,420	2,685	2,058	3,459	2,017
松戸	670	550	642	372	572	315	610	366	826	364
東京	7,267	8,222	7,142	7,934	6,881	7,831	6,842	8,260	9,597	8,981
多摩	1,929	1,228	1,935	1,207	1,756	995	1,688	1,025	2,492	1,199
神奈川	2,710	1,757	2,890	1,868	2,563	1,911	2,466	1,827	2,851	1,749
川崎	569	430	573	373	597	335	516	321	600	324
小田原	512	388	561	352	632	494	547	492	589	317
新潟	988	763	978	763	943	780	935	730	1,096	781
富山	229	162	274	191	298	215	304	200	448	225
石川	473	486	550	518	611	430	445	331	634	402
福井	407	330	440	318	416	230	414	269	455	211
山梨	345	392	364	398	354	364	354	424	518	504
長野	802	776	720	685	622	576	587	563	624	521
岐阜	839	670	916	628	814	584	646	511	902	690
静岡	707	426	645	418	572	402	550	376	693	391
浜松	660	518	722	603	750	561	638	431	804	409
沼津	702	561	777	519	800	472	625	459	1,017	433
愛知	3,277	2,800	3,585	2,842	3,570	2,537	3,499	2,211	4,518	2,191
三河	1,208	905	1,314	888	1,339	781	1,216	789	1,492	679
三重	964	740	828	614	769	644	779	644	871	623
滋賀	872	620	792	550	693	528	768	530	888	625
京都	1,775	1,371	1,643	1,216	1,492	1,082	1,495	944	1,809	1,093
大阪	5,946	5,895	5,627	5,415	5,474	5,379	5,165	4,964	5,525	4,893
兵庫	1,599	1,168	1,669	1,244	1,582	1,143	1,681	1,323	2,356	1,236
姫路	990	733	911	785	807	605	985	669	1,120	560
阪神	716	508	712	523	740	538	820	571	980	503
奈良	836	565	840	614	802	581	642	472	690	473
和歌山	621	532	515	504	551	425	607	417	583	398
鳥取	323	219	232	174	239	181	254	181	306	224
島根	293	296	239	262	270	301	290	222	377	269
岡山	1,110	972	1,009	777	1,011	858	973	860	1,204	852
広島	1,598	1,315	1,544	1,256	1,498	1,171	1,431	914	1,836	1,094
山口	632	500	634	490	702	549	743	662	753	749
徳島	324	324	374	381	329	334	305	291	309	280
香川	684	971	649	841	619	800	508	724	585	790
愛媛	762	804	795	834	655	770	541	668	729	661
高知	399	453	374	462	404	441	372	420	419	389
福岡	2,482	2,264	2,672	2,613	2,383	2,338	2,306	2,111	3,002	2,123
北九州	885	916	1,070	1,082	951	893	822	674	1,080	743
佐賀	491	388	586	435	510	406	413	345	373	291
長崎	491	403	493	444	433	403	481	407	499	402
熊本	912	629	873	760	686	611	590	611	725	554
大分	464	468	440	444	383	348	475	347	422	321
宮崎	615	462	593	398	519	365	568	420	497	358
鹿児島	699	557	624	485	637	636	497	422	579	365
沖縄	1,077	847	1,211	974	1,164	1,043	1,109	1,040	1,380	920
合計	70,939	59,816	70,393	59,504	66,579	56,388	63,839	53,655	78,780	53,862

付表 3-3

国選付添人契約弁護士契約数・契約率の推移(地方事務所別)

地方 事務所	平成27年4月1日現在			平成28年4月1日現在			平成29年4月1日現在			平成30年4月1日現在			平成31年4月1日現在		
	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率
札幌	467	730	64.0%	496	754	65.8%	503	772	65.2%	532	799	66.6%	547	807	67.8%
函館	45	50	90.0%	45	53	84.9%	47	55	85.5%	47	56	83.9%	47	54	87.0%
旭川	59	69	85.5%	61	72	84.7%	65	76	85.5%	63	72	87.5%	62	73	84.9%
釧路	56	72	77.8%	63	76	82.9%	64	77	83.1%	65	78	83.3%	67	81	82.7%
青森	88	119	73.9%	90	117	76.9%	86	120	71.7%	84	113	74.3%	85	113	75.2%
岩手	79	103	76.7%	79	100	79.0%	82	104	78.8%	79	104	76.0%	78	104	75.0%
宮城	274	432	63.4%	291	440	66.1%	298	439	67.9%	316	453	69.8%	320	457	70.0%
秋田	55	77	71.4%	57	78	73.1%	58	79	73.4%	60	77	77.9%	60	77	77.9%
山形	76	94	80.9%	74	95	77.9%	80	101	79.2%	81	97	83.5%	83	99	83.8%
福島	149	183	81.4%	154	194	79.4%	161	198	81.3%	163	203	80.3%	163	201	81.1%
茨城	183	261	70.1%	193	269	71.7%	199	281	70.8%	208	288	72.2%	206	287	71.8%
栃木	122	209	58.4%	127	211	60.2%	134	218	61.5%	137	222	61.7%	141	227	62.1%
群馬	181	273	66.3%	189	278	68.0%	192	279	68.8%	203	290	70.0%	209	295	70.8%
埼玉	381	757	50.3%	427	800	53.4%	458	830	55.2%	491	869	56.5%	508	881	57.7%
千葉	433	723	59.9%	469	750	62.5%	488	775	63.0%	514	799	64.3%	529	816	64.8%
東京	2,330	16,918	13.8%	2,576	17,592	14.6%	2,723	18,255	14.9%	2,856	18,880	15.1%	2,952	19,588	15.1%
神奈川	829	1,493	55.5%	893	1,532	58.3%	942	1,597	59.0%	985	1,637	60.2%	1,014	1,657	61.2%
新潟	157	262	59.9%	168	268	62.7%	178	277	64.3%	178	281	63.3%	178	289	61.6%
富山	63	110	57.3%	75	114	65.8%	86	122	70.5%	90	125	72.0%	85	122	69.7%
石川	112	166	67.5%	114	165	69.1%	119	173	68.8%	125	174	71.8%	124	173	71.7%
福井	83	102	81.4%	85	103	82.5%	86	103	83.5%	89	108	82.4%	95	113	84.1%
山梨	83	118	70.3%	87	120	72.5%	89	121	73.6%	90	122	73.8%	93	128	72.7%
長野	165	236	69.9%	172	241	71.4%	180	244	73.8%	182	244	74.6%	186	249	74.7%
岐阜	115	186	61.8%	121	189	64.0%	125	194	64.4%	128	203	63.1%	132	204	64.7%
静岡	303	435	69.7%	310	447	69.4%	327	465	70.3%	338	481	70.3%	342	498	68.7%
愛知	689	1,783	38.6%	784	1,860	42.2%	867	1,924	45.1%	927	1,963	47.2%	970	1,996	48.6%
三重	102	180	56.7%	109	187	58.3%	117	190	61.6%	110	184	59.8%	109	187	58.3%
滋賀	111	141	78.7%	103	144	71.5%	102	146	69.9%	115	154	74.7%	115	149	77.2%
京都	338	697	48.5%	362	733	49.4%	390	754	51.7%	392	772	50.8%	398	787	50.6%
大阪	1,202	4,226	28.4%	1,319	4,331	30.5%	1,500	4,461	33.6%	1,573	4,566	34.5%	1,558	4,652	33.5%
兵庫	399	847	47.1%	442	874	50.6%	503	914	55.0%	543	933	58.2%	591	970	60.9%
奈良	118	167	70.7%	116	165	70.3%	127	169	75.1%	130	173	75.1%	132	176	75.0%
和歌山	87	141	61.7%	94	146	64.4%	91	143	63.6%	95	146	65.1%	93	144	64.6%
鳥取	57	67	85.1%	57	66	86.4%	57	64	89.1%	56	65	86.2%	58	66	87.9%
島根	56	76	73.7%	63	79	79.7%	62	80	77.5%	62	82	75.6%	65	85	76.5%
岡山	241	368	65.5%	249	381	65.4%	256	397	64.5%	262	401	65.3%	272	408	66.7%
広島	286	545	52.5%	303	560	54.1%	326	578	56.4%	329	583	56.4%	341	594	57.4%
山口	118	157	75.2%	122	163	74.8%	126	170	74.1%	135	176	76.7%	137	177	77.4%
徳島	78	92	84.8%	79	92	85.9%	86	96	89.6%	84	93	90.3%	83	93	89.2%
香川	104	170	61.2%	102	172	59.3%	106	175	60.6%	107	172	62.2%	107	177	60.5%
愛媛	91	162	56.2%	95	163	58.3%	100	166	60.2%	102	164	62.2%	103	166	62.0%
高知	63	90	70.0%	63	88	71.6%	64	89	71.9%	65	86	75.6%	71	88	80.7%
福岡	663	1,148	57.8%	655	1,195	54.8%	722	1,244	58.0%	746	1,286	58.0%	738	1,319	56.0%
佐賀	83	98	84.7%	88	100	88.0%	91	103	88.3%	90	105	85.7%	92	108	85.2%
長崎	129	158	81.6%	128	156	82.1%	133	163	81.6%	135	159	84.9%	137	161	85.1%
熊本	170	256	66.4%	178	266	66.9%	185	273	67.8%	190	281	67.6%	192	282	68.1%
大分	89	151	58.9%	100	156	64.1%	104	160	65.0%	103	161	64.0%	101	156	64.7%
宮崎	103	130	79.2%	112	136	82.4%	117	142	82.4%	119	139	85.6%	113	136	83.1%
鹿児島	134	189	70.9%	141	197	71.6%	141	207	68.1%	149	211	70.6%	149	217	68.7%
沖縄	113	249	45.4%	129	254	50.8%	129	264	48.9%	144	268	53.7%	146	268	54.5%
合計	12,512	36,466	34.3%	13,409	37,722	35.5%	14,272	39,027	36.6%	14,867	40,098	37.1%	15,177	41,155	36.9%

付表 3-4 国選付添事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）

(件)

地方事務所	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
札幌	48	42	32	48	59
函館	19	12	9	6	6
旭川	1	5	12	2	9
釧路	10	15	15	10	11
青森	13	13	9	17	17
岩手	11	6	11	23	15
宮城	17	31	41	32	36
秋田	15	6	9	8	5
山形	3	7	8	9	17
福島	31	27	31	30	33
茨城	69	140	106	76	88
栃木	40	27	52	47	69
群馬	68	58	49	50	41
埼玉	164	187	167	177	147
川越	20	43	46	47	39
千葉	115	161	146	147	163
松戸	24	37	56	34	34
東京	190	266	170	194	200
多摩	112	120	105	98	135
神奈川	124	232	183	257	215
川崎	38	49	39	60	45
小田原	35	57	49	30	42
新潟	46	43	44	55	47
富山	11	15	21	21	18
石川	5	9	19	7	17
福井	12	13	15	4	0
山梨	14	38	22	30	14
長野	29	39	26	27	36
岐阜	31	29	45	42	31
静岡	12	32	20	20	11
浜松	22	45	21	15	29
沼津	31	29	33	16	36
愛知	140	152	142	234	209
三河	49	48	73	64	56
三重	53	31	41	23	42
滋賀	18	16	25	48	51
京都	75	89	81	63	64
大阪	307	399	373	333	474
兵庫	84	99	111	131	105
姫路	35	54	46	40	39
阪神	24	32	52	46	46
奈良	42	38	29	34	31
和歌山	20	27	24	28	14
鳥取	11	9	7	13	10
島根	4	10	12	7	13
岡山	47	67	73	71	47
広島	90	66	95	91	84
山口	21	36	23	33	36
徳島	21	28	13	25	13
香川	39	39	33	33	34
愛媛	52	55	40	26	32
高知	19	19	8	17	17
福岡	147	164	182	143	135
北九州	66	69	53	40	43
佐賀	33	40	37	24	14
長崎	29	25	29	33	13
熊本	24	40	25	20	42
大分	6	7	24	13	15
宮崎	23	47	40	43	26
鹿児島	21	29	44	38	42
沖縄	75	130	81	64	77
合計	2,955	3,698	3,427	3,417	3,489

4. 司法過疎対策と 常勤弁護士に関する業務



4-1 平成30年度における業務の概況

(1) 常勤弁護士とは

常勤弁護士とは、スタッフ弁護士とも呼ばれ、法テラスとの間で、総合法律支援法第30条に規定する法テラスの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約（勤務契約）をしている弁護士であり、民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策等の重要な担い手である。

近年は、司法ソーシャルワークに関する取組にも尽力しており、地域に密着した活動を行う常勤弁護士の役割は、法テラスの基本理念である司法へのアクセシビリティの向上を図る上で、ますます重要になってきている。

(2) 司法ソーシャルワークに関する取組

法テラスが行う司法ソーシャルワークとは、法律専門家である弁護士・司法書士と地方公共団体・福祉機関等の職員とが協働しながら、自発的には司法サービスを求めづらい高齢者・障害者のもとに出向くなど積極的に働きかけ、その方々の抱える様々な問題の総合的な解決を図るという取組である。

法テラスでは、このような取組の重要性を認識するとともに、その担い手として、出張法律相談や民事法律扶助を活用した事件受任などを意欲的に行っている常勤弁護士に大きな期待がかかると考え、この事業への取組を充実させてきた。平成30年度における具体的取組としては、平成26年度に策定した司法ソーシャルワーク事業計画を踏まえて、常勤弁護士による業務説明会を積極的に開催するなどして関係機関との連携を強化したほか、司法ソーシャルワークにおいて先駆的役割を果たしている常勤弁護士が他の常勤弁護士に1対1でノウハウなどについて個別指導をする実地研修などを行った。

今後も、司法ソーシャルワーク事業の拡充に向けて、さまざまな取組を行っていく予定である。

(3) 被災地での活動

平成30年7月豪雨（西日本豪雨）では、被災地に赴任する常勤弁護士が電話相談や巡回相談等の相談員として参加した。とりわけ、広島では、常勤弁護士が広島県災害復興支援士業連絡会の事務局として広島市役所との連絡調整や各専門士業の相談員を派遣するなどの中心的な役割を担うとともに、自らも相談員として参加し、被災地での法的サービスを提供した。

4-2 業務の概要

常勤弁護士がその重要な担い手となる司法過疎対策業務とは、「弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼すること」に困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること」である（総合法律支援法第30条第1項第7号）。

法テラスでは、司法過疎地域に地域事務所を設置して、常勤弁護士を常駐させ、法律相談や裁判代理等の法的サービスの提供を行っている。司法過疎地域事務所を設置していない地域では、巡回相談の実施などを行っている。

4-3 常勤弁護士の配置

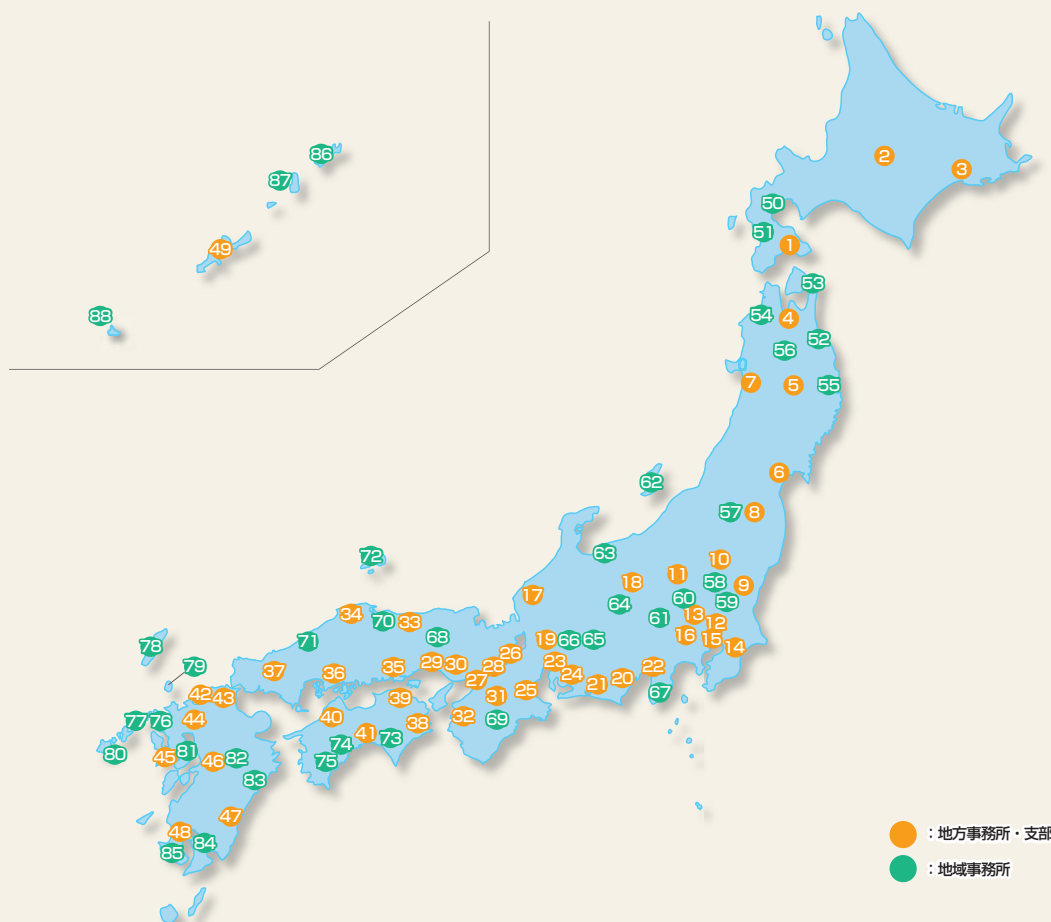
（1）配置

常勤弁護士は、平成31年3月31日現在、合計198名となり、資料4-1のとおり、合計88か所の事務所（全国49か所の地方事務所・支部、39か所の地域事務所）に配置されている。

常勤弁護士の配置数の推移は、資料4-2のとおりである。

各地の法テラスの法律事務所には、1名または複数名の常勤弁護士が配置されており、全国の配置数の合計は184名である（平成31年3月31日現在）。

資料 4-1 常勤弁護士配置先一覧（平成31年3月31日現在）



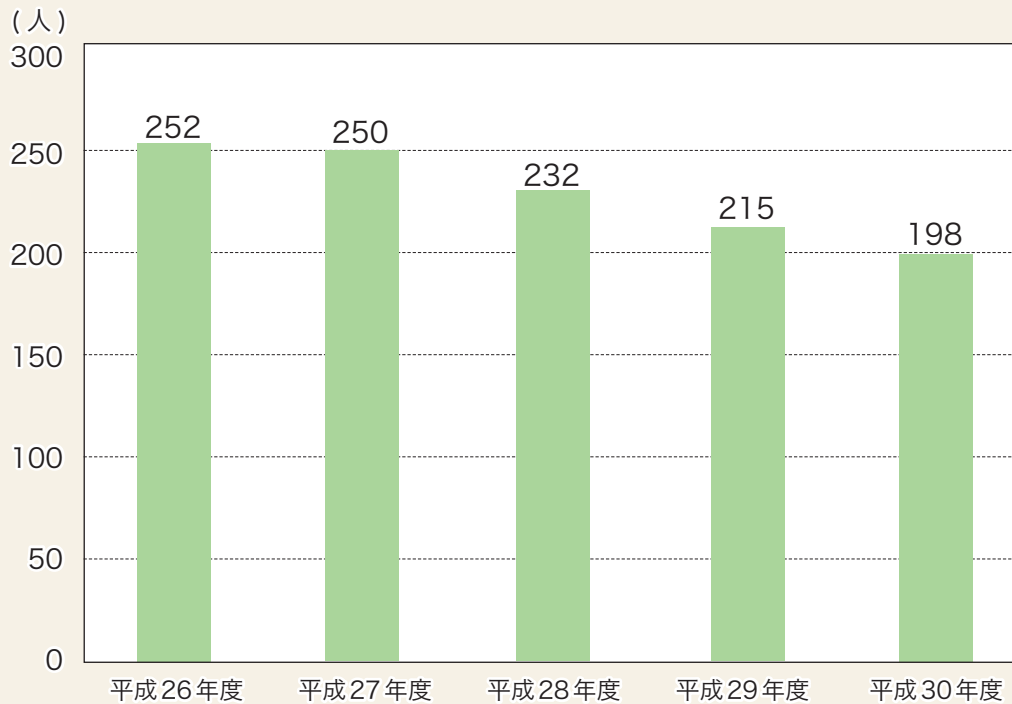
地方事務所（42か所）・支部（7か所）			
1 函館地方事務所	2 26 滋賀地方事務所	3	
2 旭川地方事務所	1 27 大阪地方事務所	4	
3 釧路地方事務所	2 28 京都地方事務所	4	
4 青森地方事務所	2 29 兵庫地方事務所	2	
5 岩手地方事務所	1 30 兵庫地方事務所阪神支部	3	
6 宮城地方事務所	1 31 奈良地方事務所	2	
7 秋田地方事務所	3 32 和歌山地方事務所	2	
8 福島地方事務所	1 33 鳥取地方事務所	1	
9 茨城地方事務所	3 34 島根地方事務所	2	
10 栃木地方事務所	1 35 岡山地方事務所	1	
11 群馬地方事務所	2 36 広島地方事務所	3	
12 埼玉地方事務所	5 37 山口地方事務所	2	
13 埼玉地方事務所川越支部	3 38 徳島地方事務所	1	
14 千葉地方事務所	7 39 香川地方事務所	4	
15 東京地方事務所	15 40 愛媛地方事務所	3	
16 東京地方事務所多摩支部	5 41 高知地方事務所	2	
17 福井地方事務所	1 42 福岡地方事務所	3	
18 長野地方事務所	1 43 福岡地方事務所北九州支部	2	
19 岐阜地方事務所	4 44 佐賀地方事務所	1	
20 静岡地方事務所	3 45 長崎地方事務所	2	
21 静岡地方事務所浜松支部	3 46 熊本地方事務所	3	
22 静岡地方事務所沼津支部	3 47 宮崎地方事務所	2	
23 愛知地方事務所	2 48 鹿児島地方事務所	1	
24 愛知地方事務所三河支部	3 49 沖縄地方事務所	4	
25 三重地方事務所	2		

地域事務所（39か所）			
50 八雲地域事務所	2	70 倉吉地域事務所	1
51 江差地域事務所	2	71 浜田地域事務所	2
52 八戸地域事務所	1	72 西郷地域事務所	1
53 むつ地域事務所	2	73 安芸地域事務所	2
54 鰯ヶ沢地域事務所	1	74 須崎地域事務所	2
55 宮古地域事務所	1	75 中村地域事務所	2
56 鹿角地域事務所	1	76 佐世保地域事務所	2
57 会津若松地域事務所	1	77 平戸地域事務所	1
58 下妻地域事務所	2	78 対馬地域事務所	1
59 牛久地域事務所	1	79 香岐地域事務所	1
60 熊谷地域事務所	3	80 五島地域事務所	1
61 秩父地域事務所	2	81 雲仙地域事務所	1
62 佐渡地域事務所	1	82 高森地域事務所	1
63 魚津地域事務所	2	83 延岡地域事務所	1
64 松本地域事務所	1	84 鹿屋地域事務所	1
65 中津川地域事務所	2	85 指宿地域事務所	1
66 可児地域事務所	2	86 奄美地域事務所	2
67 下田地域事務所	2	87 徳之島地域事務所	1
68 福知山地域事務所	1	88 宮古島地域事務所	2
69 南和地域事務所	3		

（注1） 熊谷、下妻、松本、佐世保地域事務所については、扶助・国選対応地域事務所である。

（注2） 各地域事務所の管轄地域における法律事務取扱業務量及び当該地域の登録弁護士数の増加状況等を総合的に勘案し、平成31年3月31日をもって、松本及び八戸地域事務所を閉鎖した。

資料 4-2 常勤弁護士の配置数の推移



(2) 司法修習直後の者からの採用

平成19年度から、日本弁護士連合会の協力を得て、司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する制度を導入した。

この制度によって採用した常勤弁護士については、常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成18年規程第22号）において、その契約期間を1年以内で理事長が個別に定める期間と定め、比較的短期間に即戦力となるよう養成するため、集合研修や養成事務所におけるOJTによる実務指導などを実施している。

この制度により、平成30年度は14名の常勤弁護士を新たに採用している。

なお、常勤弁護士の採用にあたっては、法テラスの職員としてのみならず、弁護士としての資質を見極め、より良い人材を確保するという観点から、日本弁護士連合会から常勤弁護士としての適性に関する意見を徴した上、法テラスの採用面接において、実務処理能力やコミュニケーション能力などを審査し、採用を行っている。

4-4 常勤弁護士の確保

有能で志の高い常勤弁護士を数多く確保するためには、常勤弁護士の業務内容、採用情報などに関する積極的な広報・説明が必要であることから、司法修習生、司法試験合格者、法科大学院生などを対象として、常勤弁護士採用案内のパンフレットや募集要項などを配布するとともに、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用条件などに関する説明会を実施している。平成30年度には、採用情報等に関する就職説明会を合計8回、法科大学院生を対象とした業務説明会を合計19回開催した。その他、弁護士会等が主催する就職説明会や大学生向けのイベントへの参加や法科大学院などの講義に常勤弁護士を派遣するなど、常勤弁護士の業務内容などを周知するための活動を行った。

さらに、一定の法曹経験を有する弁護士等からの応募者も確保するため、日本弁護士連合会の会員専用サイトの求人案内欄に常勤弁護士の募集案内を常時掲載した上、会員向けに毎月2回発信されているメールマガジンの求人案内情報欄にも募集案内のURLを常時掲載して周知を図るとともに、同連合会がソーシャルネットワーキングサービスを利用して運用している就職採用サイトにも就職情報を掲載している。このような取組により、転職を検討している既登録の弁護士に焦点を絞った情報提供を行い、経験豊富な中堅弁護士の確保に向けた効果的な周知を図るなど、より広い層に向けた積極的なリクルート活動を行っている。

また、早い段階から常勤弁護士への関心を促すために、司法試験合格発表会場において、常勤弁護士の採用案内などを配布する広報活動を行うとともに、司法研修所における選択型実務修習に参加し、各地の法テラスの事務所に司法修習生を受け入れるなどした。平成21年度からは、全国の法科大学院からのエクスターンシップの学生を広く受け入れ、各地の法テラスの事務所で法科大学院生の受入れも実施しており、常勤弁護士の業務を直接体験してもらうことにより、その業務への理解が深められるようにしている。

さらに、法テラスのホームページ及び法律・法務求人サイトにおいても、常勤弁護士の業務内容、採用情報などを掲載し、電話やメールによる常勤弁護士志望者からの問合せに対して、個別の説明も行っている。

4-5 司法過疎地域事務所の設置

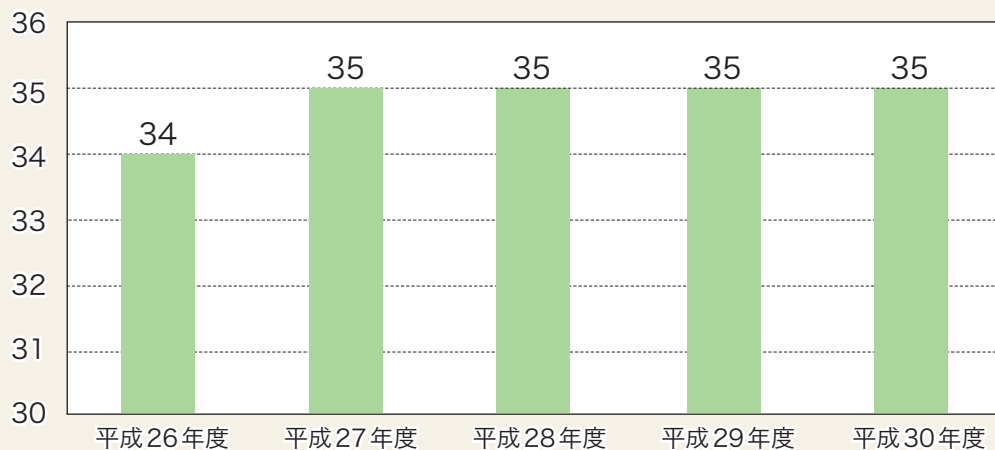
司法過疎対策としては、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士による司法サービスの提供が乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要がある。

そこで、司法過疎地域事務所は、地裁支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域を優先とし、加えて、地裁支部単位で実働弁護士1人あたりの人口が非常に多数である地域のうち、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、当該地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、また各地の弁護士会・地方公共団体など地域関係機関の支援体制などを考慮して設置している。

司法過疎地域事務所の設置数の推移については、資料4-3のとおりである。

資料 4-3 司法過疎地域事務所の設置数の推移

(地域事務所数)



いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件などのほか、有償で一般事件全般（総合法律支援法第30条第1項第7号に規定する有償事件）を幅広く取り扱い、地域住民の法的ニーズに応えている。

4-6 常勤弁護士の活動のための環境整備

(1) 実務研修

ア 本部主催の研修

法テラス法律事務所へ赴任した常勤弁護士については、日頃の実務に必要な知識・技術を身に付けられるような研修を実施している。

裁判員裁判においては、それ以前の刑事弁護とは異なる弁護技術が必要とされる部分があることから、裁判員裁判への対応に主眼を置いた受講者参加型の研修を実施している。具体的には、常勤弁護士が実際に行った裁判員裁判を素材とし、その内容を報告・研究する研修や、事前に与えられた課題について少人数でディスカッションを行う研修がある。

また、法律事務所に訪れる相談者が心理的問題、性格的問題、精神疾患を抱えていると思われる場合に、常勤弁護士がより専門的で多角的な視野を持ち、適切な対応ができることを目的としたパーソナリティ障害対応研修や、司法ソーシャルワークを推進するために同分野で先駆的役割を果たしている常勤弁護士からノウハウなどを学ぶ実務トレーニー・実務トレーナー研修を実施している。

さらに、平成28年度以降は、常勤弁護士のさらなる資質の向上を図るため、法律事務所に赴任して4年目以降の常勤弁護士を対象とした業務研修を実施している。

特に、司法修習終了直後に採用した新人常勤弁護士に対しては、他の常勤弁護士に比して、より綿密な指導・育成が必要であることから、法テラス本部主催の集合研修については、1月から1年間の勤務契約の期間に合わせ、期間終了時には常勤弁護士としての基本的な技能・知識を習得できるよう、通年の研修スケジュールに基づいて、民事事件・刑事事件の基礎的な処理方法を学ぶ研修などを実施している。

イ その他の研修

全国を9つのブロックに分けてブロック別研修を導入し、各地で勤務する常勤弁護士が研修内容などを企画し、地方の実情に応じた研修を実施している。

さらに、常勤弁護士を研修員として法務省に派遣し、外部研修を受けさせている。

資料 4-4 常勤弁護士に対する実務研修実施状況

1 本部主催研修

(1) 養成中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
平成31年1月17日～18日	【常勤弁護士新任業務研修】 法テラス概論、常勤弁護士ことはじめ、裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室について、ビジネスマナー、傾聴スキル、常勤弁護士の職務・業務上の注意事項について、先輩スタッフ弁護士からのアドバイス等
平成30年7月19日～20日 平成31年2月14日～15日	【定期業務研修】 刑事演習、民事演習、弁護士倫理、裁判官の立場から見た弁護活動、先輩弁護士の体験談・質疑応答等
平成30年5月31日	【裁判員裁判弁護技術研修】 否認事件における弁護戦略と技術
平成30年11月16日	【常勤弁護士赴任前研修】 扶助・国選・有償事件の手続、法律事務所のマネジメント～法律事務所職員との関わり方～、担当事件から生ずる債権の管理について、赴任手続等

(2) 裁判員裁判に関する研修

実施日	講義・演習内容
平成30年6月21日 平成30年11月30日	【裁判員裁判事例研究研修】 ケース・セオリーの立て方（因果関係を争うかどうか）、専門家尋問の準備、3号書面の争い方、殺意を争う弁護活動、責任能力を争う事件でのケースセオリー、精神の障害を量刑上どのように主張するか、犯情事実をどう争うか、量刑資料の利用について等
平成30年9月28日 平成31年1月25日	【裁判員裁判専門研修】 刑事事案におけるDNA鑑定、法医学講義、否認事件における弁護戦略と技術等

(3) その他の業務研修

実施日	講義・演習内容
平成30年9月13日～14日	【パーソナリティ障害対応研修】 精神的問題を抱える当事者への対応、模擬法律相談及びそのフィードバック・ディスカッション等
平成30年10月25日～26日	【常勤弁護士業務研修（労働）】 ケーススタディ労働実務、労働事件事例研究、司法と行政等
平成31年2月28日～3月1日	【赴任4年目業務研修】 民事事例研究、刑事演習、情報交換（ヒヤリハット事例、赴任地での苦労・工夫）等

2 ブロック別研修

各ブロック別地方事務所の構成と研修実施内容

(注) 常勤弁護士を配置していない事務所は記載していない。

関東Aブロック：埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟

実施日	研修内容
平成30年5月25日	地域包括ケアシステムについて
平成30年12月21日	福祉機関との連携について

関東Bブロック：東京・千葉・静岡・長野

実施日	研修内容
平成30年4月27日	事例報告・検討
平成30年10月19日～20日	高齢者・障害者に関する問題

近畿ブロック：大阪・京都・兵庫・奈良・滋賀・和歌山

実施日	研修内容
平成30年8月24日	精神保健医療・福祉の分野における弁護士の活動や医療・福祉機関との連携、社会資源について
平成30年12月7日	刑事司法と福祉の連続性ある連携という視点からの刑事弁護活動について

中部ブロック：愛知・三重・岐阜・福井・富山

実施日	研修内容
平成30年5月25日	事例報告・検討（原発ADR争訟事件、司法ソーシャルワークの実践等）
平成30年8月28日	事例報告・検討（生活保護受給者の相談・援助、個人再生等）
平成31年3月19日～20日	裁判官による地裁支部の扱う民事・刑事事件講義等

中国ブロック：広島・山口・岡山・鳥取・島根

実施日	研修内容
平成30年5月25日	離島における関係機関の実情と連携
平成30年12月7日	社会的弱者のための連携活動、災害時における初動対応と他機関との連携

九州ブロック：福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄

実施日	研修内容
平成30年4月27日～28日	起訴前公判弁護について
平成30年11月15日～16日	福祉専門職と弁護士のネットワークづくり、情報提供専門職員と常勤弁護士の連携

北海道・東北ブロック合同：函館・旭川・釧路・福島・山形・岩手・秋田・青森

実施日	研修内容
平成30年6月1日～2日	民事弁護におけるデジタル証拠の利用について、障害のある被疑者・被告人に関する刑事弁護
平成30年11月9日～10日	成年後見人としての処理事例紹介、刑事事件の実務上の諸問題の検討等

四国ブロック：香川・徳島・高知・愛媛

実施日	研修内容
平成30年5月11日～12日	性暴力被害者等の犯罪被害者支援について
平成30年11月2日～3日	刑事事件における依存症患者の被疑者・被告人の対応について

(2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室

裁判員裁判弁護技術研究室においては、刑事弁護分野の第一人者である弁護士が研究員として、日常的に、常勤弁護士が取り扱う裁判員裁判事件について個別具体的な指導・助言を行い、常勤弁護士の弁護技術の向上を図っている。

常勤弁護士業務支援室においては、弁護士実務経験の豊富な弁護士や司法研修所の弁護教官経験者、常勤弁護士のOBなどを専門員として、日常的に、常勤弁護士が取り扱う民事・家事・一般刑事事件などについて個別具体的な指導・助言を行い、かつ、新人常勤弁護士に対しては受任事件の起案の添削指導を行うなどして、常勤弁護士の業務能力の向上を図っている。

また、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室ともに、常勤弁護士に対する実務研修を企画・実施するとともに、アンケート結果などを踏まえて研修内容を随時見直し、より充実した研修の実施に努めている。

5. 犯罪被害者支援業務



5-1 平成30年度における業務の概況

(1) DV等被害者法律相談援助業務

平成30年1月24日から、新たな業務として特定侵害行為（DV、ストーカー及び児童虐待）の被害を現に受けている疑いがある方を対象に法律相談を実施する「DV等被害者法律相談援助業務」が開始され、1年あまりが経過した。制度施行から平成30年度末までに約900件の利用実績があり、性別・年代も様々な方に利用いただいた（実績の詳細はP.122「DV等被害者法律相談援助業務」参照）。

法テラス本部では、制度施行後に新たに生じた課題について、日本弁護士連合会、法務省及び関係機関との協議を重ねながら、適切な援助実施に向けた検討を行った。また、深刻な被害を伴う事件が発生し、児童虐待対策の重要性が一層増したことから、児童虐待に特化した案内チラシを作成して関係機関へ配布するなど、制度周知を行った。地方事務所においても、より多くのDV、ストーカー、児童虐待の被害者が本援助にアクセスできるよう、弁護士会をはじめとする関係機関との調整等を行い、地域ネットワークにおける関係機関等との連携強化や制度周知に努めた。

(2) 犯罪被害者支援業務の充実

法テラスは、平成16年12月に成立した犯罪被害者等基本法等の要請を受け、犯罪被害者に対する法的支援の分野で総合的な役割を果たすことを目指し、平成18年10月の業務開始当初から、犯罪被害者支援業務の体制を整備してきた。

被害者の支援に関する法制度や関係機関についての情報提供は、全国の地方事務所に加えコールセンターに設置した犯罪被害者支援ダイヤルでも実施しているところ、平成30年度には同ダイヤルでの対応件数が過去最多の15,145件となった。

犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（精通弁護士）の紹介も業務開始当初から実施しているほか、平成20年12月からは刑事裁判に参加する被害者等が経済的に余裕のない場合に国選被害者参加弁護士を選定する「被害者参加人のための国選弁護制度」に関する業務、平成25年12月からは被害者参加人への旅費等支給業務、平成30年1月からは先述のDV等被害者法律相談援助業務を開始するなど、法テラスの取り扱う支援業務は徐々に拡充され、利用も増加している。また、日本弁護士連合会及び各地の弁護士会の協力により、業務の担い手である精通弁護士、被害者参加弁護士契約弁護士等の確保にも努めている。

(3) 研修等の実施

平成30年度においては、DV被害者支援に熱心に取り組んでいる弁護士を職員研修の講師として、DV被害者支援と二次的被害防止についての講義を行い、職員の知識やスキルの向上に取り組んだ。研修の様子をDVDに録画して地方事務所に配布することにより、研修に参加できなかった職員にも研修の機会を提供した。

その他にも、職員が犯罪の被害に遭われた方の心情に配慮した対応ができるよう、精通弁護士紹介に至るケースを元にしたロールプレイ方式での研修を実施するとともに、関係機関が開催する各地の犯罪被害者支援員養成研修や講演会等へ積極的に参加して、幅広く知識を習得することにより、法テラスが提供する犯罪被害者支援の内容及び質の向上に努めている。

5-2 犯罪被害者支援業務

(1) 犯罪被害者支援業務等の概要

法テラスが実施する犯罪被害者支援業務は、犯罪の被害に遭われた方や家族の方などが、必要な支援を途切れることなく受けられるように、次の業務を行うものである。

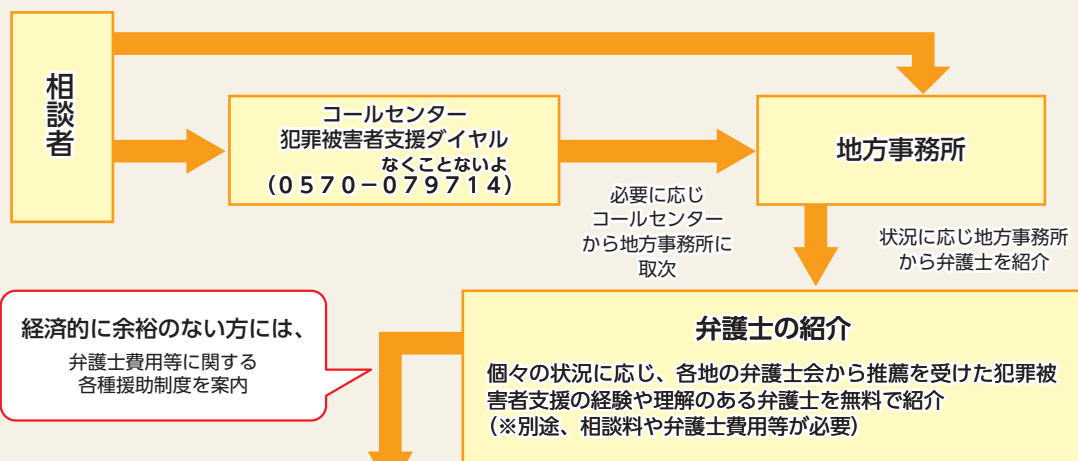
- (ア) 犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次ぎ等）
- (イ) 刑事手続の仕組みや、損害や苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報の提供
- (ウ) 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
- (エ) DV等被害者法律相談援助業務
- (オ) 被害者国選弁護関連業務（後記5-3で詳述する）
- (カ) 被害者参加旅費等支給業務（後記5-4で詳述する）

資料 5-1 犯罪被害者支援業務の流れ



経済的に余裕がなく、資力などについて一定の要件に該当する被害者等は、資料5-2に記載の弁護士費用等に関する援助制度を利用することができる。

資料 5-2 弁護士費用等に関する援助制度



弁護士費用等に関する援助制度

※利用には、それぞれ一定の要件等がある

民事法律扶助（民事裁判等手続）

民事裁判等手続に関して、無料法律相談や弁護士費用等の立替えを行う制度

- （例）・損害賠償命令制度の利用
・損害賠償請求（訴訟等）
・保護命令申立て など

DV等被害者法律相談援助

（民事／刑事／行政手続）

DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方に対し、資力にかかわらず、弁護士による法律相談を実施する制度

（平成30年1月24日開始）

被害者参加人のための国選弁護（刑事手続）

一定の事件の被害者やご家族の方などで、裁判所から刑事裁判への参加を許可された方（被害者参加人）の援助を行う弁護士（被害者参加弁護士）の費用等を国が負担する制度

【日本弁護士連合会委託援助】

犯罪被害者法律援助（刑事／行政手続）

殺人・傷害・性犯罪・ストーカー等の被害者やご家族の方などを対象に、刑事手続・少年審判についての手続及び行政手続に関する援助を行う制度

- （例）・被害届提出
・マスコミ対応
・少年審判傍聴付添 など

子どもに対する法律援助（行政／法的手続）

児童虐待その他の事由により人権救済を必要としており、親等からの協力を得られない子どもを対象に、行政手続、訴訟等に関する援助を行う制度

- （例）・行政機関（児童相談所等）や施設との交渉代理
・訴訟代理 など

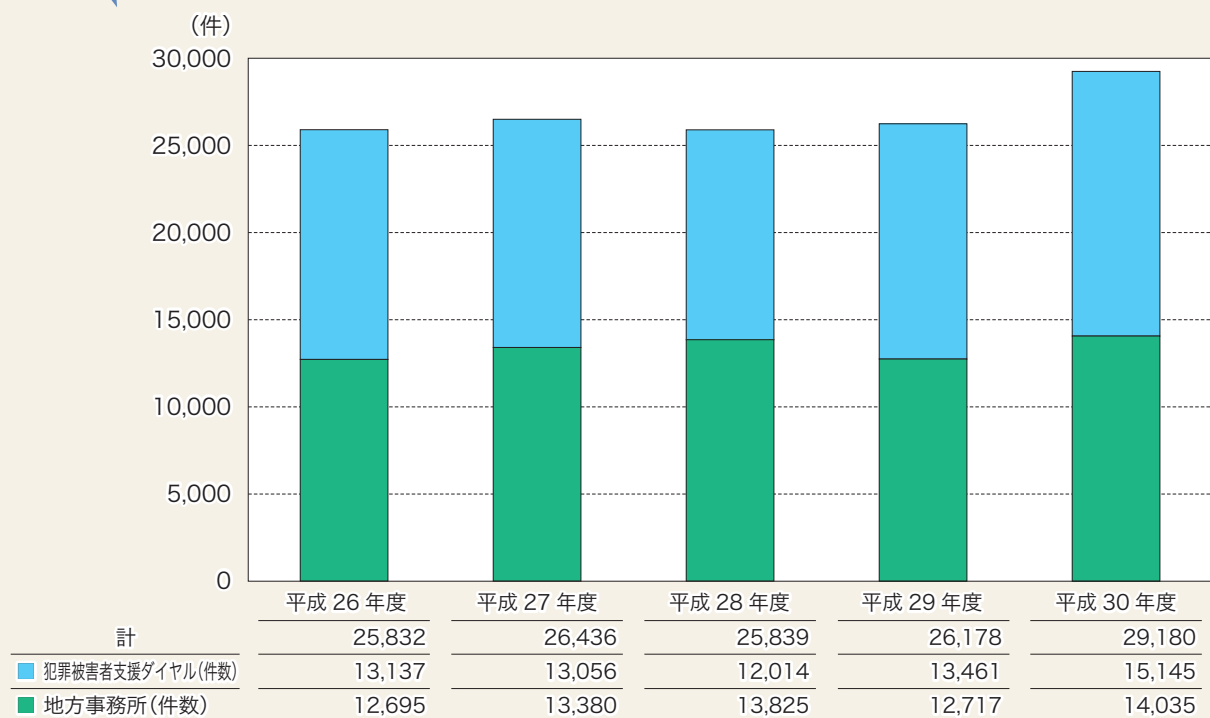
(2) 犯罪被害者支援ダイヤル

ア 問合せ件数

コールセンターには、一般ダイヤル（サポートダイヤル）の電話番号のほか、犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714（なくことないよ）」を設けている。犯罪被害者支援の知識や経験を有する担当者が、二次的被害を与えることがないように被害者等の心情に配慮しながら、情報提供を行っている。

年度ごとの問合せ件数は資料5-3のとおりである。平成30年度には、犯罪被害者支援ダイヤルと地方事務所で受け付けた犯罪被害に関する問合せの総数が、業務開始から累計で29万件に達した。

資料 5-3 犯罪被害者支援ダイヤルと地方事務所における問合せ件数の推移



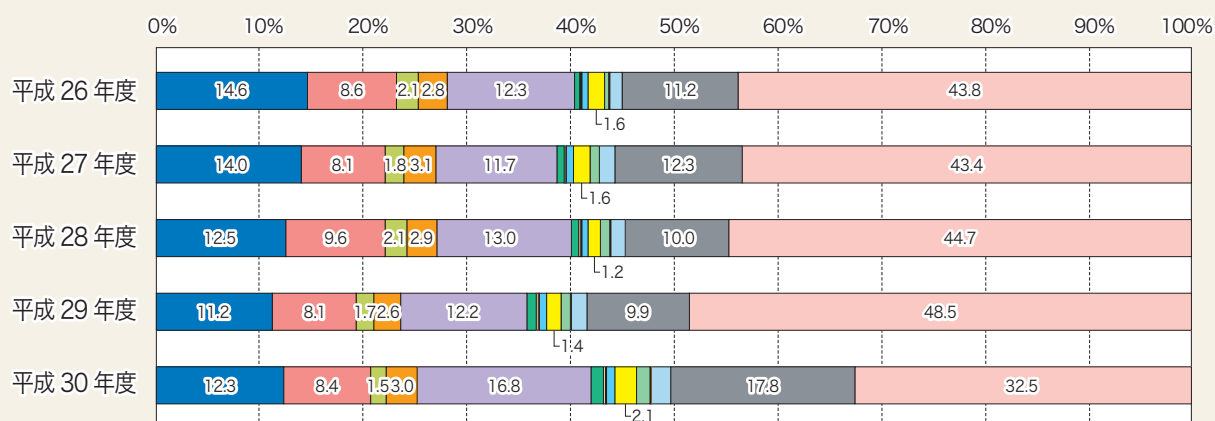
【参考】 業務開始（平成18年10月）～平成30年度末の
問合せ累計（件）

犯罪被害者支援ダイヤル(件数)	138,389 件
地方事務所(件数)	159,535 件
計	297,924 件

イ 問合せ内容

平成30年度における問合せ内容の内訳は、資料5-4のとおりである。昨年度同様、DVが最も大きな割合を占め、生命・身体犯被害、性被害が続いた。

資料5-4 犯罪被害者支援ダイヤル問合せ分野別内訳の推移



生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー
DV	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待
いじめ・嫌がらせ(子供・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力
名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	その他の被害者相談・刑事手続・犯罪の成否等	その他(消費者被害等)	

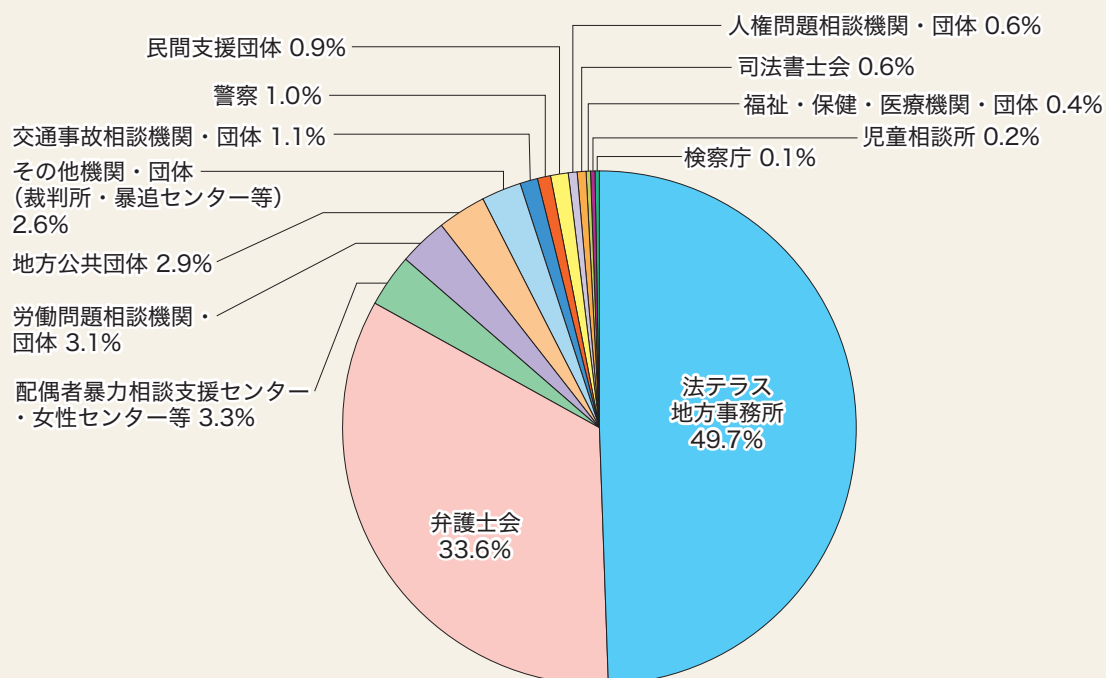
被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待	いじめ・嫌がらせ(子供・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	その他の被害者相談・刑事手続・犯罪の成否等	その他(消費者被害等)
平成26年度	14.6%	8.6%	2.1%	2.8%	12.3%	0.5%	0.1%	0.1%	0.6%	1.6%	0.4%	0.1%	1.2%	11.2%	43.8%
平成27年度	14.0%	8.1%	1.8%	3.1%	11.7%	0.7%	0.1%	0.1%	0.7%	1.6%	0.9%	0.0%	1.5%	12.3%	43.4%
平成28年度	12.5%	9.6%	2.1%	2.9%	13.0%	0.7%	0.2%	0.1%	0.6%	1.2%	0.9%	0.1%	1.4%	10.0%	44.7%
平成29年度	11.2%	8.1%	1.7%	2.6%	12.2%	0.9%	0.2%	0.1%	0.7%	1.4%	0.9%	0.1%	1.5%	9.9%	48.5%
平成30年度	12.3%	8.4%	1.5%	3.0%	16.8%	1.2%	0.2%	0.1%	0.8%	2.1%	1.3%	0.1%	1.9%	17.8%	32.5%

ウ 紹介先

平成30年度に犯罪被害者支援ダイヤルで受け付けた問合せに対する紹介先は、法テラス地方事務所が最も多く49.7%を占めている。犯罪被害者やその家族などがアクセスしやすい地方事務所を紹介し、その地方事務所において各種援助制度の案内や弁護士紹介などを行っている。次いで弁護士会が33.6%を占めるが、これは各地方の弁護士会で行う法律相談を案内することが多いためである。その他、配偶者暴力相談支援センターや労働問題相談機関など、各被害内容に応じた相談窓口の紹介を行っている。

資料5-5

平成30年度犯罪被害者支援ダイヤル紹介先関係機関内訳

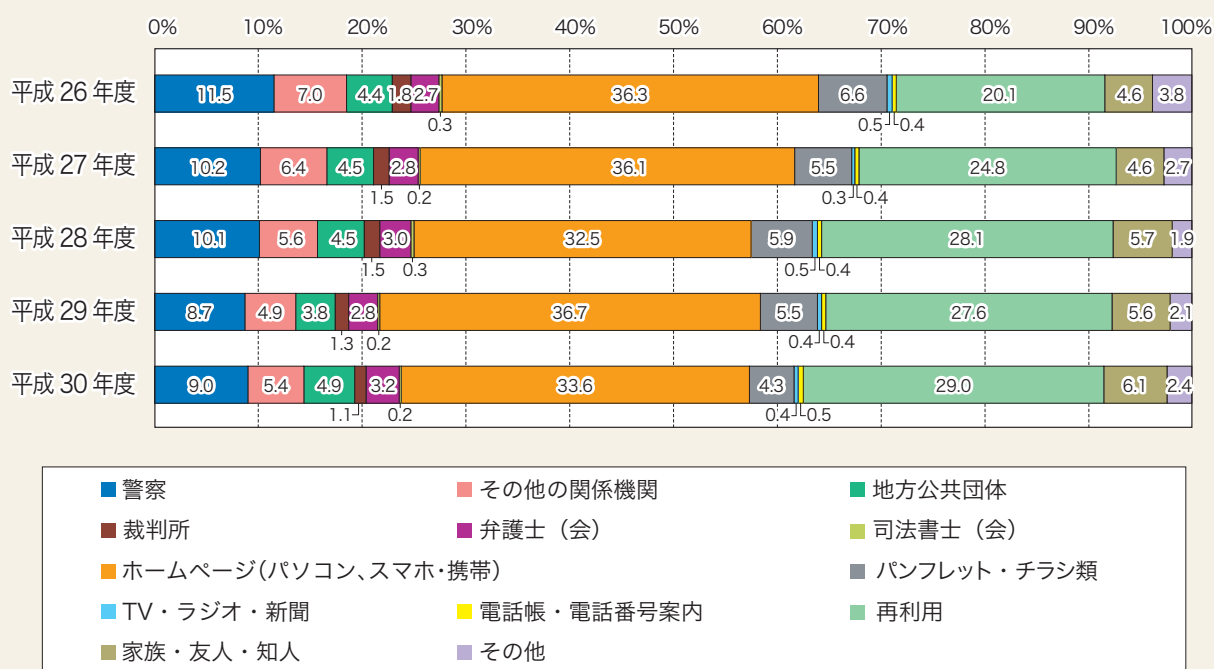


エ 認知媒体

犯罪被害者支援ダイヤルの認知媒体（注）は、例年ホームページが最も大きな割合を占めている。また、再利用及び家族・友人・知人が増加傾向であり、平成30年度には合わせて35.1%を占めた。利用者の高い満足度がうかがえる結果と言える。

（注）認知媒体：利用者が、何によって法テラスを知ったか、その媒体のこと。

資料5-6 犯罪被害者支援ダイヤル認知媒体内訳の推移



(3) 地方事務所

各地方事務所では、電話及び面談による情報提供、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介、DV等被害者法律相談援助業務及び被害者国選弁護関連業務を行っている。

ア 電話及び面談による情報提供

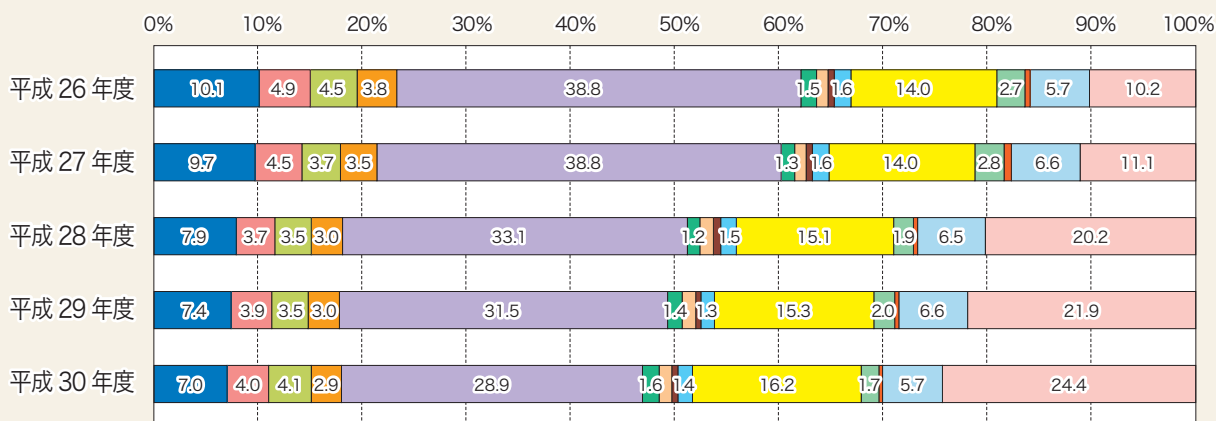
(ア) 問合せ件数

犯罪被害・刑事手続などに関する問合せ件数は、前掲資料5-3のとおりである。地方事務所ごとに広報活動を工夫するとともに、関係機関との連携を通じて業務内容の周知に取り組んでいる。業務開始以降の問合せ件数は累計約16万件となった。

(イ) 問合せ内容

平成30年度の問合せ内容内訳では、例年同様DVが最も多く、全体の28.9%を占めている。いじめ・嫌がらせ（職場）の割合は業務開始以来、減ることなく推移しており、16.2%となった。

資料5-7 地方事務所問合せ分野別内訳の推移



■ 生命・身体犯被害 ■ 性被害 ■ 交通犯罪 ■ ストーカー
 ■ DV ■ 児童虐待 ■ 高齢者虐待 ■ 障害者虐待
 ■ いじめ・嫌がらせ(子供・学生) ■ いじめ・嫌がらせ(職場) ■ セクシャル・ハラスメント ■ 民事介入暴力
 ■ 名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権) ■ その他

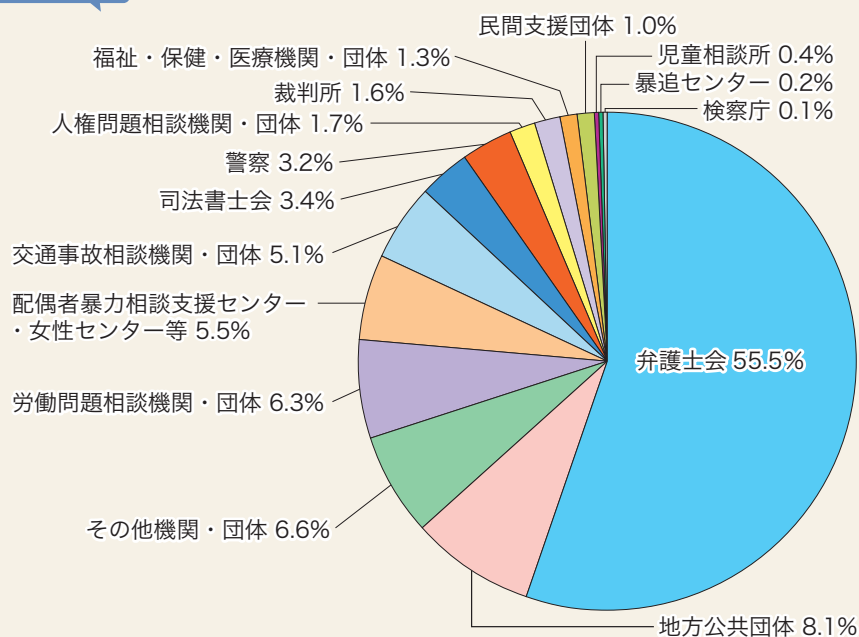
被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待	いじめ・嫌がらせ(子供・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	その他
平成26年度	10.1%	4.9%	4.5%	3.8%	38.8%	1.5%	1.1%	0.6%	1.6%	14.0%	2.7%	0.5%	5.7%	10.2%
平成27年度	9.7%	4.5%	3.7%	3.5%	38.8%	1.3%	1.1%	0.6%	1.6%	14.0%	2.8%	0.7%	6.6%	11.1%
平成28年度	7.9%	3.7%	3.5%	3.0%	33.1%	1.2%	1.3%	0.7%	1.5%	15.1%	1.9%	0.4%	6.5%	20.2%
平成29年度	7.4%	3.9%	3.5%	3.0%	31.5%	1.4%	1.3%	0.5%	1.3%	15.3%	2.0%	0.4%	6.6%	21.9%
平成30年度	7.0%	4.0%	4.1%	2.9%	28.9%	1.6%	1.2%	0.6%	1.4%	16.2%	1.7%	0.4%	5.7%	24.4%

(ウ) 紹介先

平成30年度に地方事務所で受け付けた問合せに対する紹介先は、弁護士会が55.5%と最も多く、過半数を占めている。次いで地方公共団体が8.1%となっている。

資料5-8

平成30年度地方事務所紹介先関係機関内訳

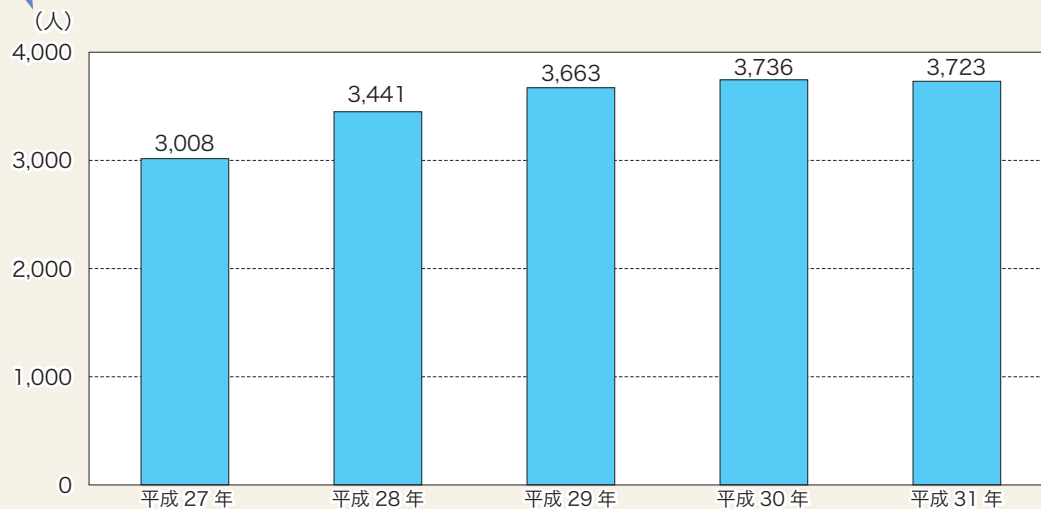


イ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介業務

(ア) 弁護士数

弁護士会から推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の数は、平成31年4月1日現在で3,723名となった。今後も日本弁護士連合会や各地の弁護士会との連携により、弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-9 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移



(注) いずれも4月1日現在

資料 5-10 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移（地方事務所別）

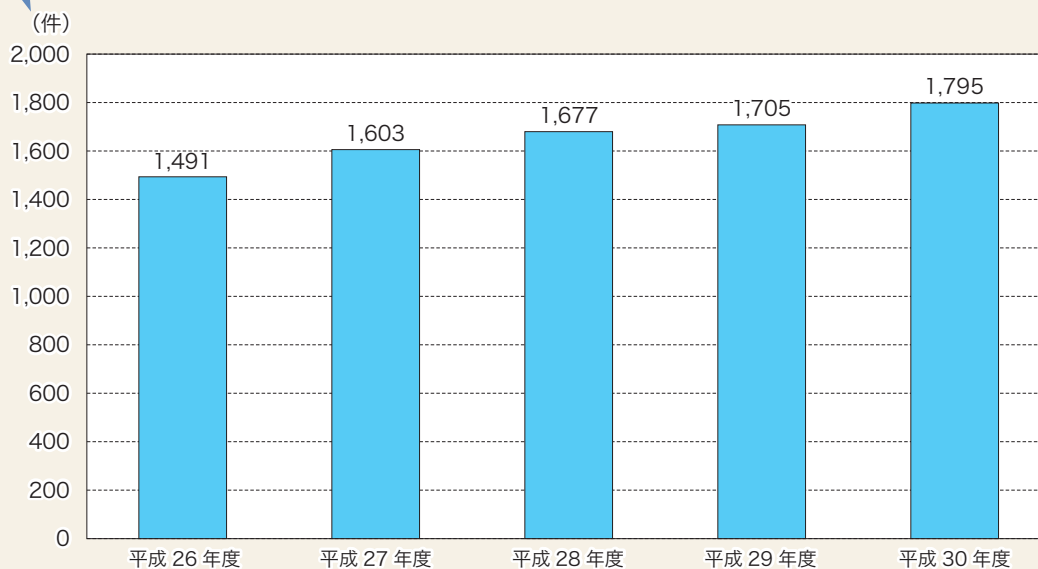
地方事務所名	人数				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
札幌	121	142	166	186	204
函館	30	29	28	34	34
旭川	13	13	14	14	14
釧路	23	23	33	35	35
青森	29	26	45	39	27
岩手	26	27	27	28	28
宮城	71	77	75	84	43
秋田	39	39	40	39	39
山形	47	54	54	64	56
福島	30	37	42	47	48
茨城	64	77	78	77	77
栃木	99	62	62	59	58
群馬	47	47	47	43	43
埼玉	37	38	41	41	41
千葉	145	86	85	93	85
東京	272	322	370	372	379
神奈川	156	201	204	210	213
新潟	63	72	72	78	78
富山	17	22	22	22	29
石川	43	44	46	58	55
福井	38	43	42	43	43
山梨	37	36	36	37	35
長野	75	152	152	152	163
岐阜	41	40	42	41	40
静岡	93	103	103	68	74
愛知	134	139	143	149	150
三重	30	57	57	42	41
滋賀	19	22	22	22	33
京都	102	150	164	194	202
大阪	53	152	219	219	210
兵庫	87	100	110	108	107
奈良	46	33	36	40	43
和歌山	33	33	41	32	32
鳥取	23	23	23	23	23
島根	28	28	27	21	23
岡山	58	68	33	35	35
広島	37	41	42	44	44
山口	29	29	42	56	53
徳島	46	53	52	46	43
香川	43	53	51	46	41
愛媛	51	48	51	60	58
高知	26	33	33	30	36
福岡	223	248	258	245	251
佐賀	40	40	48	50	52
長崎	46	58	59	57	57
熊本	29	35	35	39	40
大分	60	61	65	65	61
宮崎	32	31	32	35	35
鹿児島	43	51	52	52	50
沖縄	34	43	42	62	62
合計	3,008	3,441	3,663	3,736	3,723

(注) いずれも4月1日現在

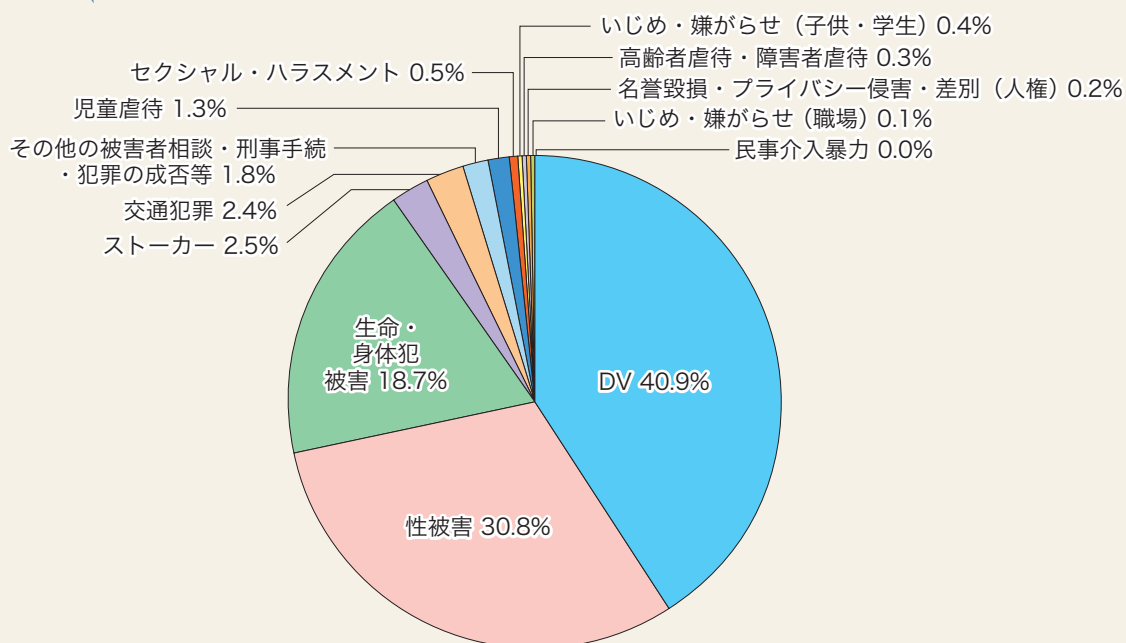
(イ) 弁護士紹介件数

平成30年度の弁護士紹介件数は1,795件となった。継続して増加しており、今後も全国で弁護士を紹介する態勢の整備と拡充を図っていかねばならない。弁護士を紹介した案件の主な被害種別は、DV、性被害、生命・身体犯被害で、これらの被害種別で全体の90.4%を占めている。

資料 5-11 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数の推移



資料5-12 平成30年度犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介案件の被害種別内訳



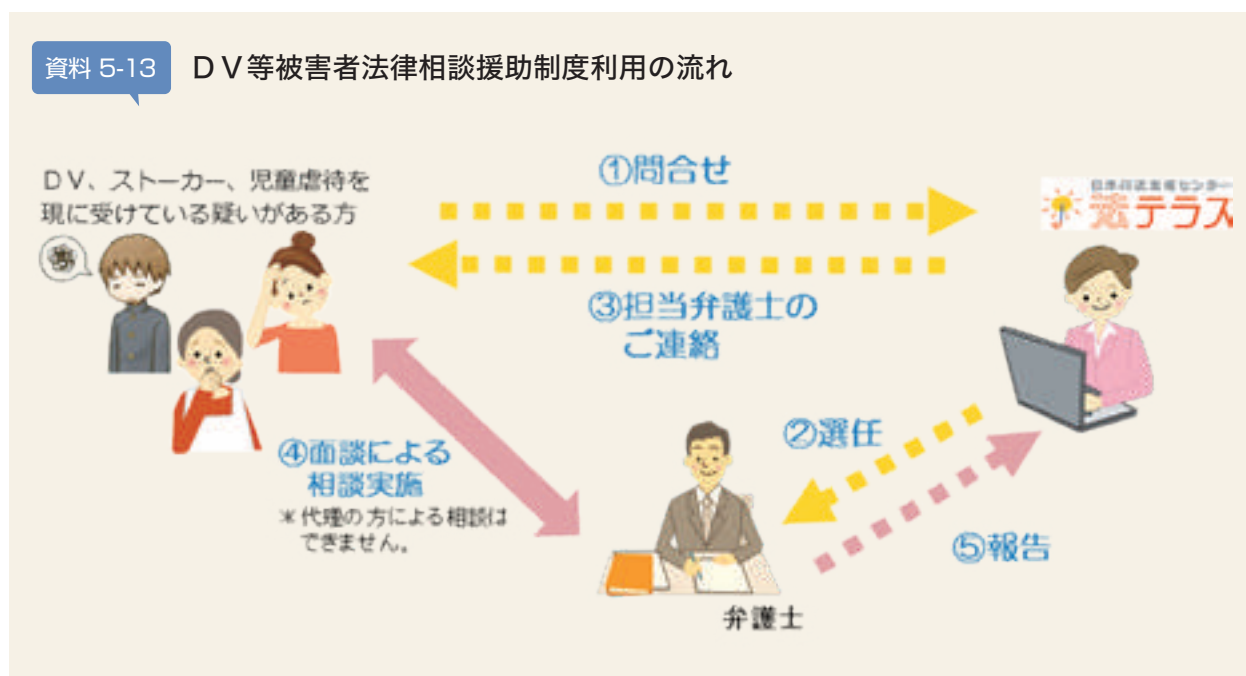
ウ DV等被害者法律相談援助業務

平成30年1月24日、特定侵害行為（DV、ストーカー及び児童虐待）の被害を現に受けている疑いがある方を対象に法律相談を実施する「DV等被害者法律相談援助業務」が開始された。

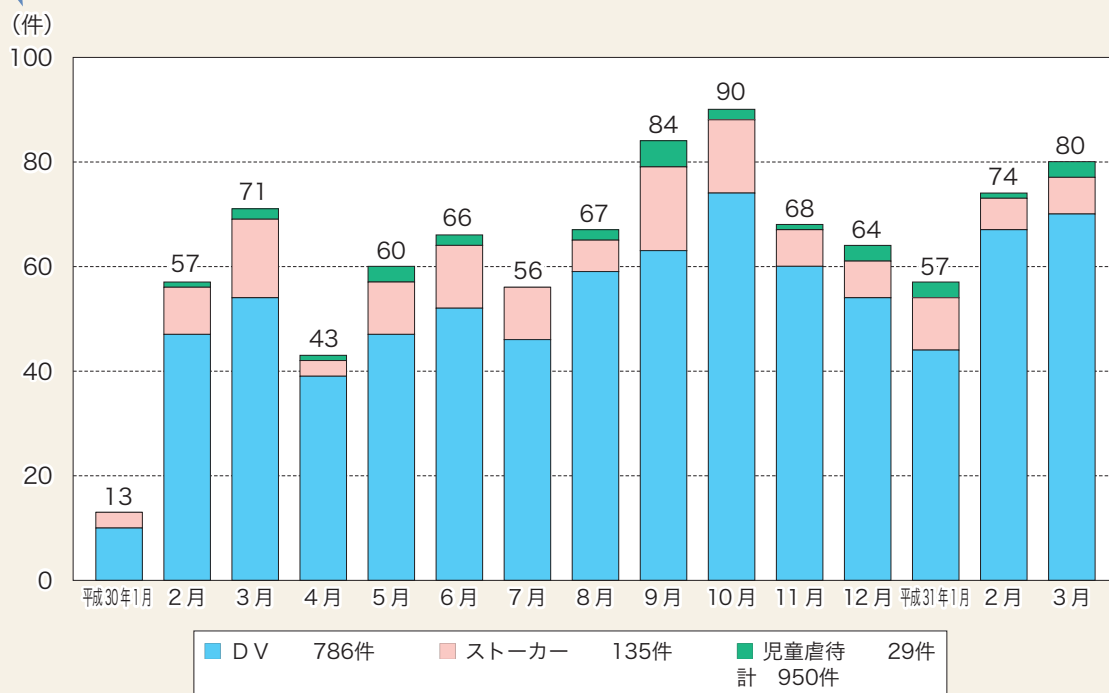
この援助制度は、対象者の資力にかかわらず、再被害の防止に必要であれば刑事・民事を問わず相談を実施できることなどを特徴としている（但し、対象者が一定の基準を超える資産を有する場合、法律相談料は対象者の負担となる）。制度開始から平成30年度末までの約14か月間で全国の相談件数は950件に上り、このうち利用者が法律相談料を負担したものは46件であった。

資料5-13は制度利用の流れを説明したもので、制度開始後の相談件数の月別推移は資料5-14のとおりである。

資料 5-13 DV等被害者法律相談援助制度利用の流れ



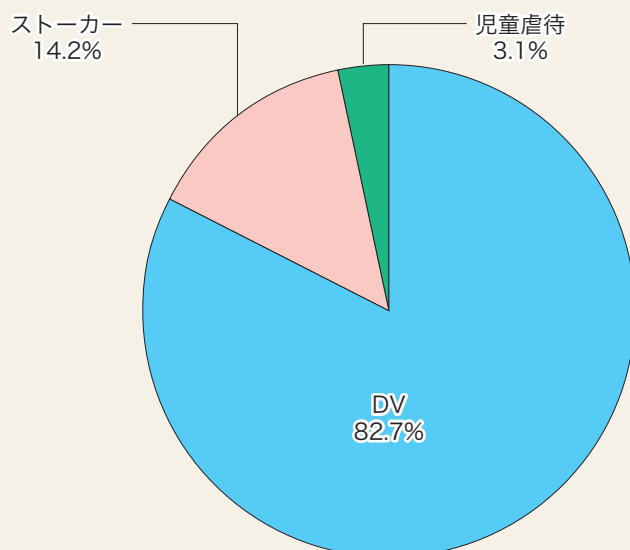
資料 5-14 DV等被害者法律相談援助月別件数の推移



(注) 平成30年1月24日～平成31年3月31日

被害種別内訳は、資料5-15のとおりである。DVが最も多く、全体の82.7%を占めた。DV被害の相談の中には、子どもも巻き込まれていることについて、併せて相談しているケースも多く見られた。

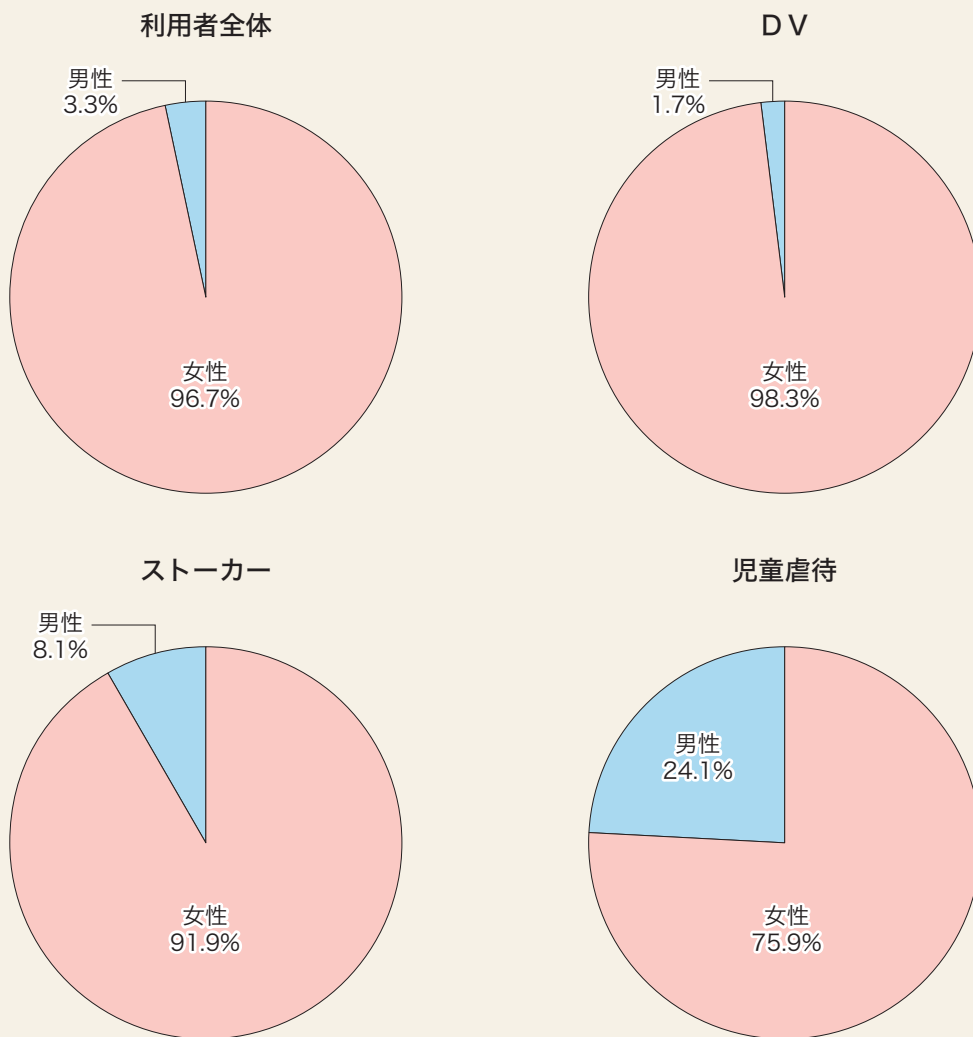
資料5-15 DV等被害者法律相談援助被害種別内訳



(注) 平成30年1月24日～平成31年3月31日

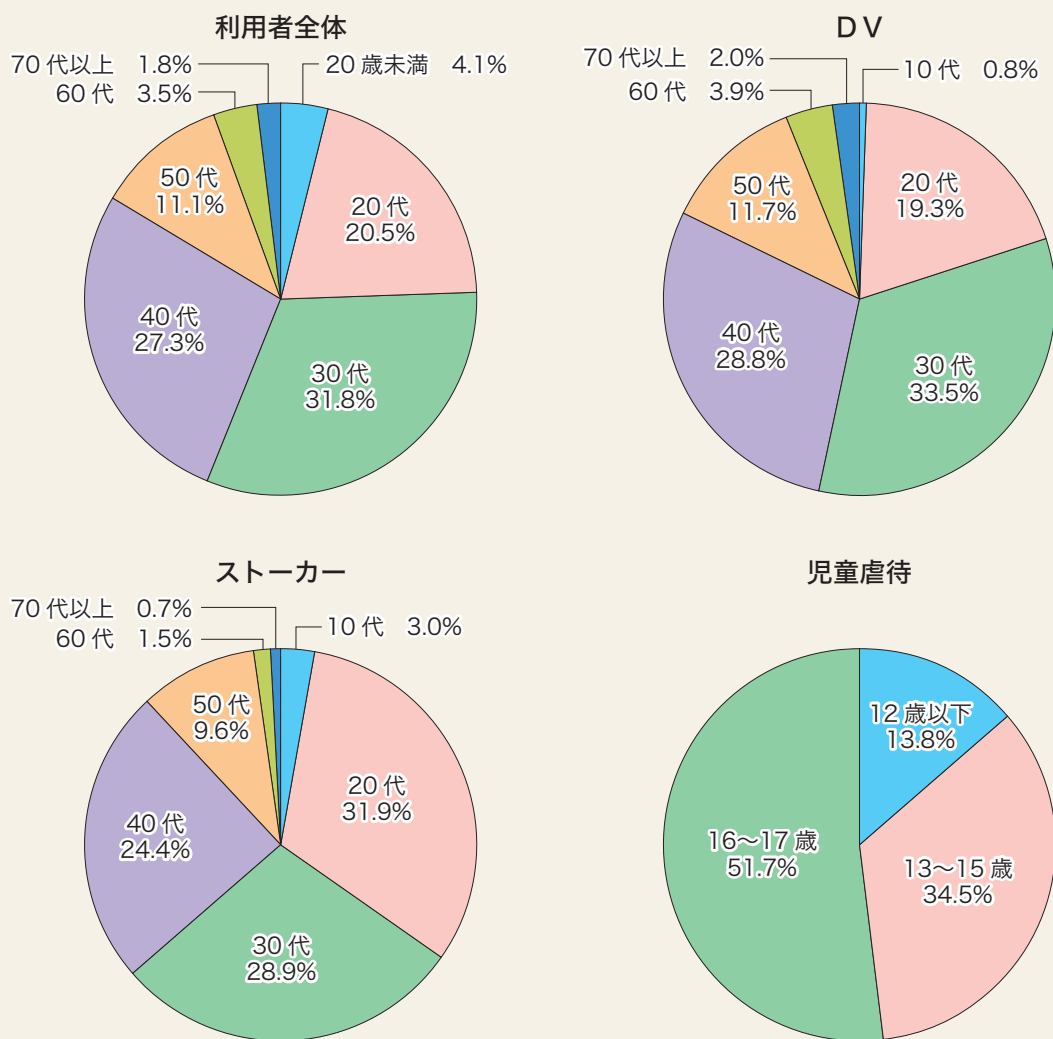
利用者の性別・年代の内訳は、資料5-16及び資料5-17のとおりである。女性が大きな割合を占めているが、全ての被害種別で男性利用者も一定数見られた。年代別では、児童虐待を除いて20代から40代が多数を占めた。

資料5-16 DV等被害者法律相談援助利用者の性別



(注) 平成30年1月24日～平成31年3月31日

資料5-17 DV等被害者法律相談援助利用者の年代



(注) 平成30年1月24日～平成31年3月31日

本制度の担い手となる「DV等被害者援助弁護士」の人数は、資料5-18のとおりである。今後も日本弁護士連合会や各地の弁護士会との連携により、弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-18 DV等被害者援助弁護士数（平成31年4月1日現在）

		(人)			(人)			(人)
地方事務所名	人数		地方事務所名	人数		地方事務所名	人数	
札幌	90		新潟	26		島根	11	
函館	16		富山	19		岡山	40	
旭川	26		石川	50		広島	23	
釧路	34		福井	30		山口	28	
青森	23		山梨	30		徳島	23	
岩手	31		長野	31		香川	23	
宮城	49		岐阜	22		愛媛	16	
秋田	10		静岡	31		高知	16	
山形	40		愛知	85		福岡	91	
福島	39		三重	13		佐賀	32	
茨城	36		滋賀	20		長崎	37	
栃木	11		京都	33		熊本	32	
群馬	26		大阪	68		大分	47	
埼玉	55		兵庫	29		宮崎	16	
千葉	47		奈良	30		鹿児島	9	
東京	267		和歌山	30		沖縄	13	
神奈川	61		鳥取	17		合 計	1,882	

5-3 被害者国選弁護関連業務

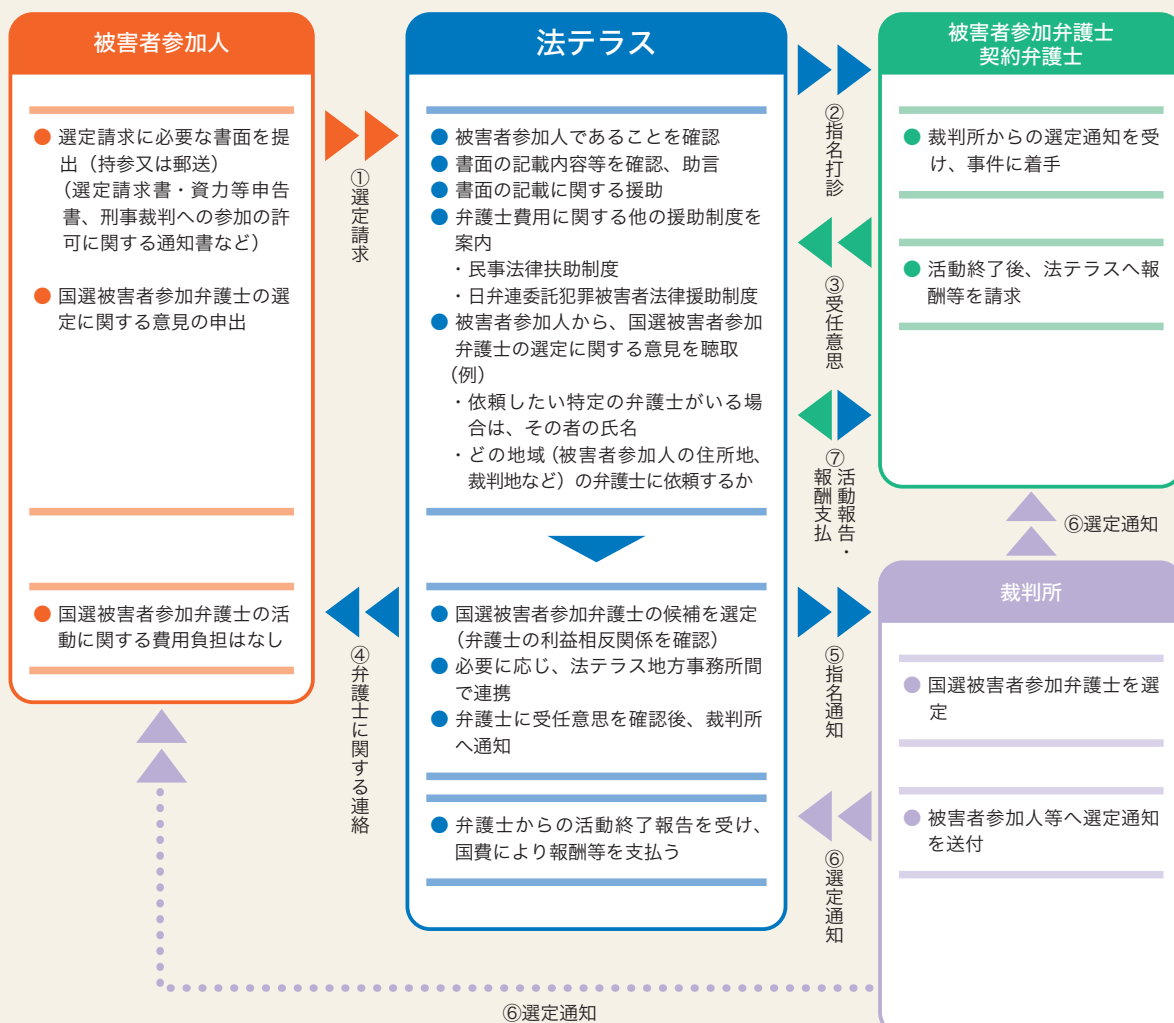
(1) 被害者参加制度と被害者参加人のための国選弁護制度

被害者参加制度とは、一定の犯罪の被害者等が、裁判所の許可を受けて公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度である。一定の犯罪とは、①殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②強制わいせつ・強制性交等（平成29年7月の改正刑法施行以前における罪名は強姦）等の罪、③自動車運転過失致死傷等の罪、④逮捕及び監禁の罪、⑤略取、誘拐、人身売買の罪等である。

被害者参加人のための国選弁護制度とは、刑事裁判への参加を許可された被害者等（被害者参加人）が、経済的に余裕がない場合でも弁護士による援助を受けられるように、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度である。

法テラスでは、全国の地方事務所において、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、被害者参加人の意見聴取、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。

資料 5-19 国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ

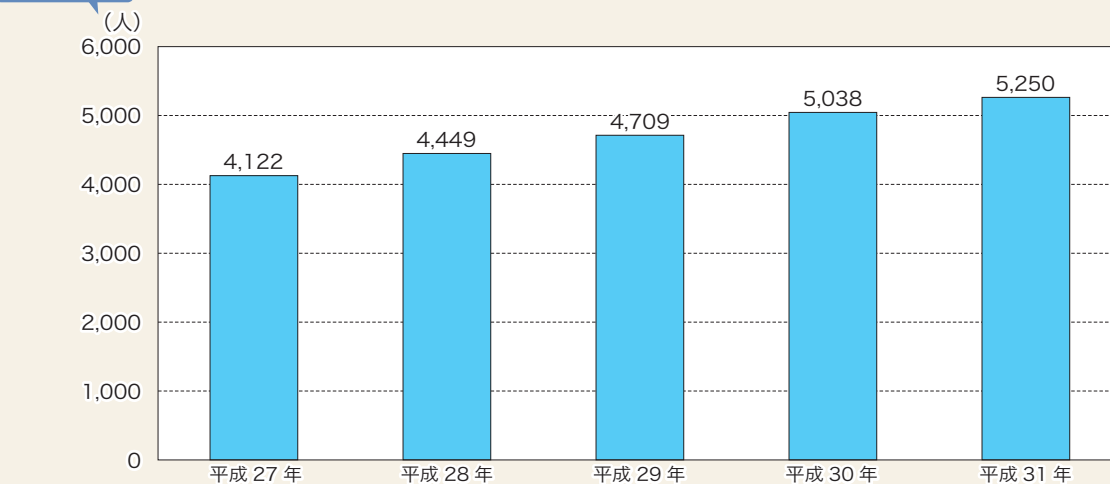


(2) 被害者国選弁護関連業務の実施状況

ア 被害者参加弁護士契約弁護士

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は、平成31年4月1日現在で5,250名となった。前年度より212名、被害者参加制度が施行された平成20年度からは計3,703名の増加である。被害者参加人のための国選弁護制度の円滑な実施のために、今後も日本弁護士連合会や各弁護士会との連携のもと契約弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-20 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移



(注) いずれも4月1日現在

資料 5-21 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移（地方事務所別）

地方 事務所名	人数				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
札幌	141	160	183	204	219
函館	30	32	34	34	34
旭川	48	54	59	57	53
釧路	40	45	45	48	50
青森	26	26	27	27	27
岩手	34	34	32	34	36
宮城	77	83	81	98	100
秋田	27	27	26	28	27
山形	46	43	52	52	55
福島	39	45	50	54	56
茨城	111	114	131	140	142
栃木	92	80	74	84	80
群馬	74	74	71	68	76
埼玉	66	68	71	79	83
千葉	226	238	240	252	258
東京	451	494	552	673	708
神奈川	197	219	234	245	251
新潟	83	107	113	114	119
富山	21	27	27	35	35
石川	54	53	52	63	59
福井	47	48	49	54	58
山梨	38	39	40	41	42
長野	127	135	117	121	144
岐阜	33	33	35	35	34
静岡	77	101	91	104	114

地方 事務所名	人数				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
愛知	140	144	152	161	187
三重	50	57	59	58	56
滋賀	32	36	37	37	38
京都	137	165	178	173	169
大阪	150	168	199	215	229
兵庫	103	113	127	136	157
奈良	42	31	34	76	79
和歌山	33	33	41	35	34
鳥取	43	42	42	36	36
島根	33	41	42	35	39
岡山	64	78	72	74	77
広島	129	138	145	144	152
山口	82	89	95	102	103
徳島	49	52	52	53	50
香川	28	24	36	36	37
愛媛	31	35	39	46	48
高知	38	39	38	39	45
福岡	215	246	263	268	279
佐賀	60	59	71	64	70
長崎	81	79	81	85	90
熊本	135	132	139	135	136
大分	71	75	80	80	75
宮崎	87	90	96	98	97
鹿児島	42	49	55	55	55
沖縄	42	55	50	53	52
合 計	4,122	4,449	4,709	5,038	5,250

(注) いずれも4月1日現在

イ 選定請求状況

平成30年度は635件の選定請求を受け、制度が施行された平成20年12月から平成31年3月までに受け付けた選定請求は累計4,110件となった。過去5年間の罪名内訳を見ると、強制わいせつ・強制性交等は毎年度増加を続け、平成30年度は295件に上っている。

資料 5-22 選定請求件数及び罪名内訳

罪 名	選定請求件数					(割合)
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
殺人(殺人未遂)	56	66	57	58	79	(12.4%)
傷害	61	79	65	71	73	(11.5%)
傷害致死	29	22	25	34	31	(4.9%)
強制わいせつ、強制性交等等	207	228	249	273	295	(46.5%)
危険運転致死傷	12	17	14	19	12	(1.9%)
業務上過失致死傷	5	5	3	1	2	(0.3%)
重過失致死傷	0	0	2	0	1	(0.2%)
過失運転致死傷等	37	66	66	58	75	(11.8%)
逮捕・監禁等	9	9	10	7	10	(1.6%)
略取・誘拐等	1	3	2	5	10	(1.6%)
人身売買	0	0	0	0	0	(0.0%)
強盗致死傷、強盗・強制性交等等	30	26	17	25	40	(6.3%)
その他刑法犯	3	0	1	6	7	(1.1%)
特別法犯	1	0	0	4	0	(0.0%)
合計	451	521	511	561	635	

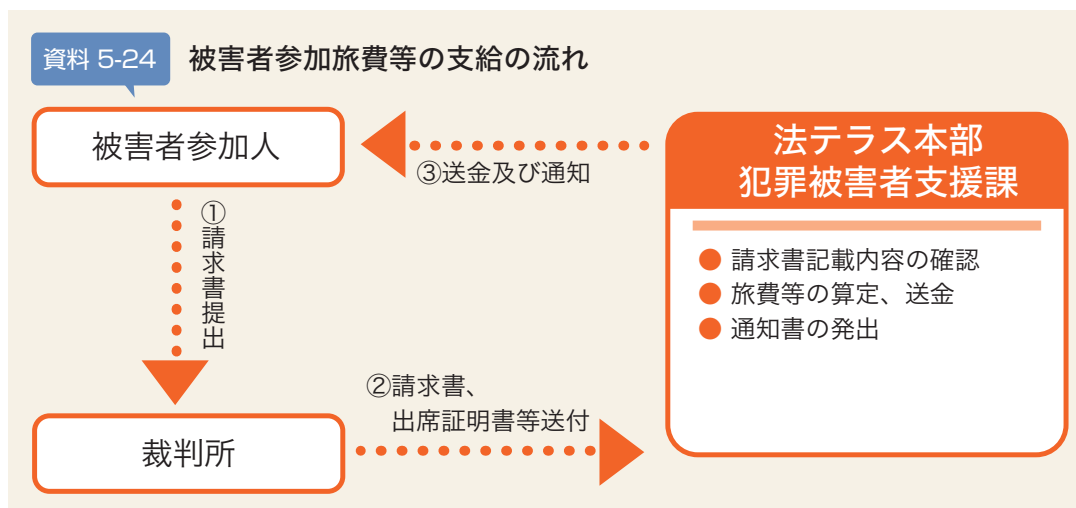
資料 5-23 通常第一審事件のうち被害者参加を許可された人員数と
国選被害者参加弁護士への委託人員数 (司法統計による)

罪名	被害者参加を許可された人員数						国選被害者参加弁護士への委託人員数						国選率 (B/A)
	26年	27年	28年	29年	30年	合計(A)	26年	27年	28年	29年	30年	合計(B)	
殺人(殺人未遂)	101	155	130	94	150	630	55	73	80	44	89	341	54.1%
傷害	106	128	137	126	114	611	51	70	68	65	70	324	53.0%
傷害致死	41	68	92	48	67	316	27	34	48	36	43	188	59.5%
強制わいせつ、強制性交 等等	254	270	290	321	344	1,479	177	179	213	238	276	1,083	73.2%
危険運転致死傷	34	17	5	0	0	56	9	6	0	0	0	15	26.8%
業務上過失致死傷	45	56	26	29	18	174	4	1	8	11	0	24	13.8%
重過失致死傷	6	2	4	5	3	20	0	0	1	0	0	1	5.0%
自動車運転過失致死傷	467	168	29	10	4	678	66	20	5	1	0	92	13.6%
逮捕・監禁等	5	4	7	16	16	48	0	4	4	8	10	26	54.2%
略取・誘拐等	9	16	2	14	8	49	1	14	2	7	4	28	57.1%
強盗致死傷、強盗・強制 性交等等	74	62	54	56	28	274	51	44	30	31	14	170	62.0%
その他刑法犯	12	30	18	26	28	114	8	19	10	21	20	78	68.4%
道路交通法違反	43	34	44	47	49	217	9	8	11	14	11	53	24.4%
自動車運転致死傷処罰法違反	26	357	559	585	652	2,179	2	60	98	75	110	345	15.8%
その他特別法犯	4	10	3	3	4	24	2	1	2	1	2	8	33.3%
合計	1,227	1,377	1,400	1,380	1,485	6,869	462	533	580	552	649	2,776	40.4%

5-4 被害者参加旅費等支給業務

(1) 被害者参加旅費等支給制度の概要

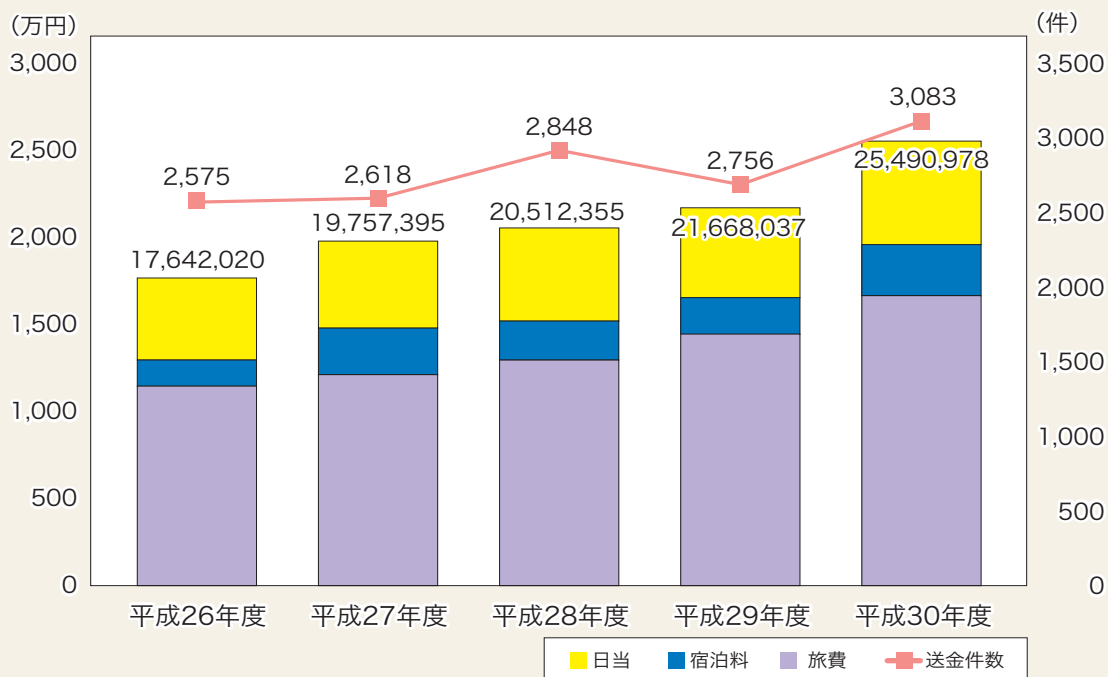
被害者参加旅費等支給制度とは、被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席した被害者等に、国がその旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的に支援する制度である。資力等にかかわらず、全ての被害者参加人が支給を受けることができる。法テラスでは、旅費等の算定・送金業務などを行っている。



(2) 被害者参加旅費等支給業務の実績

平成30年度は被害者参加人から3,111件の請求を受け、計2549万978円の旅費等を送金した。請求件数、送金額共に過去最多となり、請求件数は初めて3,000件を超えた。今後も裁判所等との連携のもと、迅速な旅費等の支給に努める。

資料 5-25 被害者参加旅費等支給業務実績の推移



	請求 件数	送金							
				旅費		日当		宿泊料	
		件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
平成 26 年度	2,578	2,575	17,642,020	2,529	11,440,220	2,506	4,707,200	91	1,494,600
平成 27 年度	2,594	2,618	19,757,395	2,526	12,098,595	2,531	4,989,100	121	2,669,700
平成 28 年度	2,912	2,848	20,512,355	2,771	12,916,455	2,758	5,340,200	126	2,255,700
平成 29 年度	2,685	2,756	21,668,037	2,687	14,394,937	2,701	5,152,400	157	2,120,700
平成 30 年度	3,111	3,083	25,490,978	2,992	16,628,478	3,002	5,934,500	174	2,928,000
計	13,880	13,880	105,070,785	13,505	67,478,685	13,498	26,123,400	669	11,468,700

6. 災害対応



6-1 法テラスにおける災害対応

大規模災害は、広範囲かつ長期的に多数の被災者の生命・生活に深刻な影響を及ぼす。それに伴い、多数の被災者が、不動産・二重ローン・相続・損害賠償などさまざまな法的問題を抱えることになる。被災地の復旧・復興を図り、被災者が平穏な生活を取り戻すためには、被災者の司法アクセスを確保し、これらの法的問題を解決していくことが不可欠となっている。

1 東日本大震災への対応

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」）直後、被災者への法的支援は、主として従来の情報提供業務と民事法律扶助業務の中で行われていた。しかしながら、民事法律扶助業務においては、被災者であっても資力要件を満たす必要がある点や、費用の立替えの対象となる事件が限定されていることなどが、被災者への法的支援にはそぐわないとして疑義が呈されることがあった。そこで、平成24年3月23日、被災者の実情により即した法的支援を目的とする「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「法テラス震災特例法」）が成立し、同年4月1日から施行された。これにより、法テラスは、総合法律支援法の定める業務に加え、東日本大震災法律援助業務を行うこととなった。

法テラス震災特例法による新たな制度には、被災者の実情に沿った支援を可能とする工夫が盛り込まれ、既存の民事法律扶助制度に比べ、被災者が法的支援を受けやすいものとなっている。具体的には、震災当時、被災地に住居や営業所等があった者であれば、資力を問わず援助を受けられること、裁判所の手続のほかに原発ADRなどが代理援助・書類作成援助の対象となること、事件の進行中は立替金の返済が猶予されること、などが特色である。

2 総合法律支援法改正と被災者法律相談援助

法テラスは、法テラス震災特例法に基づく事業等により、被災者に対する法的支援についてもその一翼を担うようになった。他方で、東日本大震災被災者への法的支援を通して、大規模災害の被災者に対する迅速・適切な法的支援を行うための仕組みや制度創設の必要性なども認識されるようになった。

すなわち、東日本大震災被災者に対する支援として成立した法テラス震災特例法は、その施行までに1年以上を要しており、大規模災害の都度特例法を制定するのでは、即応性の点で不十分である、というものである。そして、今後起こりうる大規模災害に備え、被災者が抱える多種多様な法的問題解決の迅速な道筋をつけられるような法的支援の恒久的仕組みを、法テラスの基本法である総合法律支援法の中に予め定めておく必要性が指摘された。

このような議論を踏まえ、東日本大震災から5年後の平成28年5月27日、総合法律支援法が改正され、同年6月3日に公布された。これにより、新たな制度となる「大規模災害の被災者に対する法律相談援助制度」（以下「被災者法律相談援助」）が、法テラスの業務となった。

この改正総合法律支援法は、平成28年（2016年）熊本地震（以下「平成28年熊本地震」）発生時にはまだ国会で法案審議中であつたが、その後成立し、同年7月1日、被災者法律相談援助が政令により平成28年熊本地震に適用されることとなった。そして、地震発生の日から1年間となる平成29年4月

13日まで、被災者を対象とした資力を問わない無料法律相談が実施された。

なお、この被災者法律相談援助は、その後第2例目として、「平成30年7月豪雨」（西日本豪雨）に適用された（後述）。

3 被災者への情報提供

被災者がまず必要とするのは、法的支援制度に関する情報も含めた各種情報である。

法テラスでは、東日本大震災後、法テラス・サポートダイヤルによる情報提供のほかに、被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）を開設し、被災者の生活再建に役立つ法制度や各種手続、相談窓口などの情報提供を行っている。

また、メールによる問合せにも対応するほか、ホームページ上に各災害から派生する法的トラブルに関するQ&Aを掲載した特設ページを開設するなどし、被災者への情報提供を拡充している。

資料 6-1

法テラス災害対応年表

年	月・日	内 容
平成23年	3月11日	東日本大震災発生
	3月12日	理事長を本部長とする東日本大震災対策本部発足
	3月23日	日本弁護士連合会並びに東京三弁護士会と共催で電話相談を開始（以降順次、仙台弁護士会（4月11日）、日本司法書士会連合会（4月18日）、岩手弁護士会（5月23日）とも共催で電話相談を実施）
	3月31日	避難所等において、民事法律扶助制度による巡回法律相談開始
	9月21日	被災者対応のため業務方法書を改正（民事法律扶助制度の特例措置）、法務大臣認可
	10月2日	・被災地出張所「法テラス南三陸」を開所（以降、平成25年3月までにさらに6か所の被災地出張所を開所） ・各出張所で「よろず相談」を順次開始
	10月3日	被災者を対象とした民事法律扶助制度の特例措置開始（平成24年3月31日まで）
	11月1日	コールセンターに被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）を開設し、情報提供を開始
	11月22日	「東日本大震災相談実例Q & A集」を10万部発行
平成24年	3月29日	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（法テラス震災特例法）公布
	4月1日	・法テラス震災特例法施行（平成27年3月31日まで） ・法テラス震災特例法による被災者を対象とした資力を問わない無料法律相談等（東日本大震災法律援助業務）を開始
平成27年	3月31日	法テラス震災特例法が改正され、有効期限の延長が決定（平成30年3月31日まで）
平成28年	4月14日	平成28年熊本地震発生
	4月18日	平成28年熊本地震に関するQ & Aを掲載した特設ページをホームページに開設
	5月14日	被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）を平成28年熊本地震被災者も利用可能とし、情報提供を開始
	6月3日	・総合法律支援法の一部を改正する法律（改正総合法律支援法）公布 ・大規模災害の被災者に対する資力を問わない無料法律相談（被災者法律相談援助事業）が創設される
	7月1日	・改正総合法律支援法により被災者法律相談援助事業が施行 ・政令により平成28年熊本地震に同事業が適用され、業務開始（平成29年4月13日まで）
平成29年	7月5日～7月6日	平成29年7月九州北部豪雨発生
	7月11日	平成29年7月九州北部豪雨に関するQ & Aを掲載した特設ページをホームページに開設
平成30年	3月30日	法テラス震災特例法が改正され、有効期限の2度目の延長が決定（令和3年3月31日まで）
	6月18日	大阪府北部地震発生
	6月28日～7月8日	平成30年7月豪雨発生
	7月11日	平成30年7月豪雨に関するQ & A等を掲載した特設ページをホームページに開設
	7月14日	・平成28年熊本地震に続き、政令により平成30年7月豪雨に被災者法律相談援助事業が適用され、業務開始（令和元年6月27日まで） ・被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）を平成30年7月豪雨被災者も利用可能とし、情報提供を開始
	9月4日	台風第21号日本上陸（徳島県南部）
	9月6日	平成30年北海道胆振東部地震発生
	9月14日	平成30年北海道胆振東部地震に関するQ & Aを掲載した特設ページをホームページに開設

業務	情報提供業務	民事法律扶助業務		震災法律援助業務
		一般法律相談援助	被災者法律相談援助	震災法律相談援助
根拠法令 条文	総合法律支援法 成立日：平成16年5月26日 (法律第74号) 施行日：平成16年6月2日 (第30条1項1号)	総合法律支援法 成立日：平成16年5月26日 (法律第74号) 施行日：平成16年6月2日 (第30条1項2号)	総合法律支援法の一部を改正 する法律(改正総合法律支援 法) 成立日：平成28年5月27日 (法律第53号) 施行日：平成28年7月1日 (第30条1項4号)	東日本大震災の被災者に対する 援助のための日本司法支援セン ターの業務の特例に関する法律 (法テラス震災特例法) 成立日：平成24年3月23日 (法律第6号) 施行日：平成24年4月1日 (第1条)
サービスの 概要	①解決に役立つ法制度や相談 窓口等の情報提供(電話や メール等)、ホームページ に災害に関するQ&A等を 掲載 ②被災者専用フリーダイヤル (震災 法テラスダイヤル) にて情報提供 ③東日本大震災の被災地に開 設した被災地出張所にて、 「よろず相談」を実施	経済的に余裕のない方などが 法的トラブルにあった際に、 無料で法律相談を行う。	政令で指定された一定の大規 模災害により被災された方に 対し、災害発生から最長で1 年間、無料で法律相談を行う。	東日本大震災に際し、災害救助 法が適用された区域に平成23 年3月11日に住居等があった 方に対し、無料で法律相談を行 う。
利用者の 条件	特になし	収入や資産(預貯金・不動産 等)が一定額以下である方	・大規模災害が発生した日に、 政令で定められた被災地に 住所、居所、営業所又は事 務所を有していた方 ・資力は問わない	・東日本大震災に際し災害救助 法が適用された市町村(東京 都を除く)に平成23年3月 11日に住居や営業所等があっ た方 ・資力は問わない
無料法律相談の 対象		刑事事件を除くすべて	刑事事件を除くすべて	刑事事件を除くすべて
適用災害	①サポートダイヤル：すべての 災害 ②被災者専用フリーダイヤル (震災 法テラスダイヤル)： 東日本大震災、平成28年熊 本地震、平成30年7月豪雨 ③よろず相談：東日本大震災	すべての災害	・平成28年熊本地震 ・平成30年7月豪雨	東日本大震災
弁護士・司法書士による援助が必要な場合	業務	代理援助／書類作成援助		震災代理援助 ／震災書類作成援助
	サービスの 概要	弁護士・司法書士費用等の立替え		弁護士・司法書士費用等の立替 え
	利用者の 条件	以下のいずれにも該当する方 ・収入や資産が(預貯金・不動産等)が一定額以下であること ・勝訴の見込みがないとはいえないこと ・民事法律扶助の趣旨に適すること		・東日本大震災に際し災害救助 法が適用された市町村(東京 都を除く)に平成23年3月 11日に住居や営業所等があっ た方 ・資力は問わない
	代理援助 ／ 書類作成 援助の 対象	[代理援助の対象] ・民事・家事・行政に関する裁判所の手続(民事裁判等手続 に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む) [書類作成援助の対象] ・訴状等の民事裁判上の書類		[代理援助の対象] 震災に起因する事件の以下の手 続 ・民事・家事・行政に関する裁 判所の手続(民事裁判等手続 に先立つ和解の交渉で特に必 要と認められるものを含む) ・ADR機関の手続 ・行政不服審査などの行政手続 ・各種示談交渉(東京電力(株) に対する請求書提出等) [書類作成援助の対象] 震災に起因する事件の以下の書 類 ・訴状等の民事裁判上の書類 ・ADR手続上の書類 ・行政不服手続上の書類 ・東京電力(株)に対する請求書 等
	立替費用の 返済	原則として事件の開始時から毎月返済		事件の終結後から毎月返済

6-2 平成30年度における災害対応

1 平成30年度の災害

平成30年度は、日本列島各地で自然災害が相次いだ。

なかでも、6月28日から7月8日にかけて発生した平成30年7月豪雨では、気象庁が過去最多の11府県に大雨特別警報を出すなど、西日本を中心に広範囲かつ長時間の記録的な大雨が降り続いた。消防庁によれば、平成31年1月時点の平成30年7月豪雨による人的被害は、死者237名、行方不明者8名、住宅被害は全壊6,767棟を含む50,000棟以上にのぼり、「平成最悪の豪雨」災害となった。

また、9月6日に北海道胆振東部地方で発生した地震(平成30年北海道胆振東部地震)は、北海道で初めてとなる最大震度7を観測し、死者40名以上、重軽傷者670名以上の死傷者を出すとともに、地震の影響により国内で初めての大規模な停電(ブラックアウト)が起きた。

このほか、6月には大阪府北部地震、9月には台風第21号により猛烈な高潮と高波が発生した結果、関西国際空港が閉鎖となるなど、想定を超える事態への対応が求められた。



読売新聞（平成30年7月8日）

2 平成30年7月豪雨対応

法テラスでは、平成30年7月豪雨発生直後に、被災者の生活再建に役立つ情報提供の一環として、ホームページに「平成30年7月豪雨（西日本豪雨）Q＆A」を開設した。

7月14日には、政府により、平成30年7月豪雨につき、特定非常災害特別措置法及び総合法律支援法に基づく特別措置を適用するための各政令が閣議決定された。これにより法テラスでは、平成28年熊本地震に続き、令和元年6月27日までの約1年間、平成30年7月豪雨被災者を対象とした無料法律相談（被災者法律相談援助）を実施することとなった。また、被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）を平成30年7月豪雨被災者にも利用可能とし、電話による情報提供を開始した。

平成28年熊本地震時と異なるのは、当業務の援助対象地域が11府県110市町村にも及んだことであった。法テラスでは、各地の弁護士会・司法書士会、地方公共団体等の関係機関やマスコミなどを通じて、当制度の周知に一層努めた。

また、災害時において、迅速・適切な法的支援を提供するには、災害の都度、業務継続計画を見直して、今後の災害に備え平常時にいかに準備をしておくか、特に、各地の弁護士会・司法書士会、地方公共団体等の関係機関との連携・協力関係をいかに強化しておくか、その重要性について改めて認識させられた。



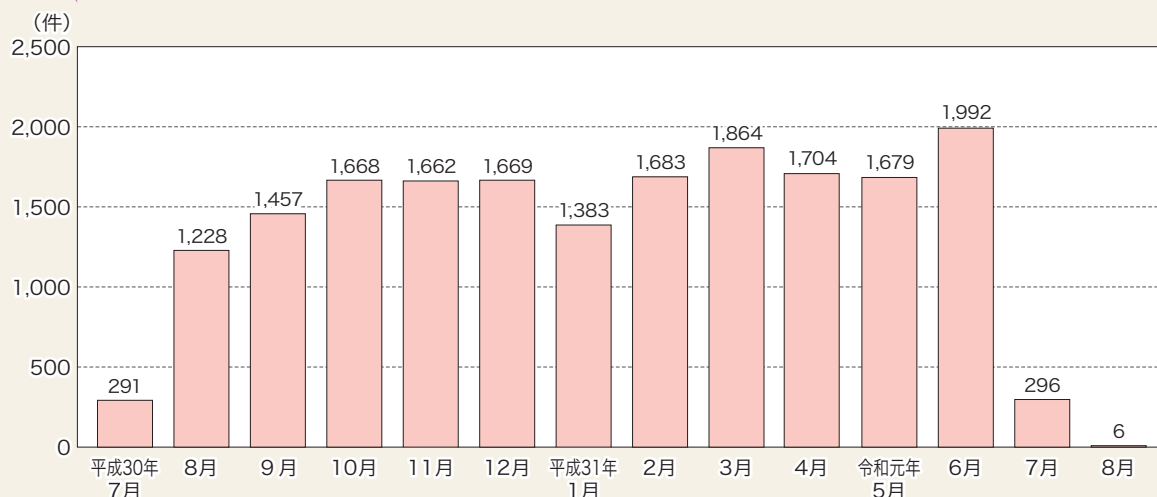
愛媛新聞（平成30年9月15日）

(1) 被災者法律相談援助業務の実施状況

ア 全体の件数及び推移（月別）

業務開始以降、本援助による法律相談の実施件数は、落ち着きを見せた時期はあったものの増加傾向で、援助が終了する6月には月間過去最高件数を記録し、累計18,582件となった。

資料 6-3 被災者法律相談援助の月別件数の推移



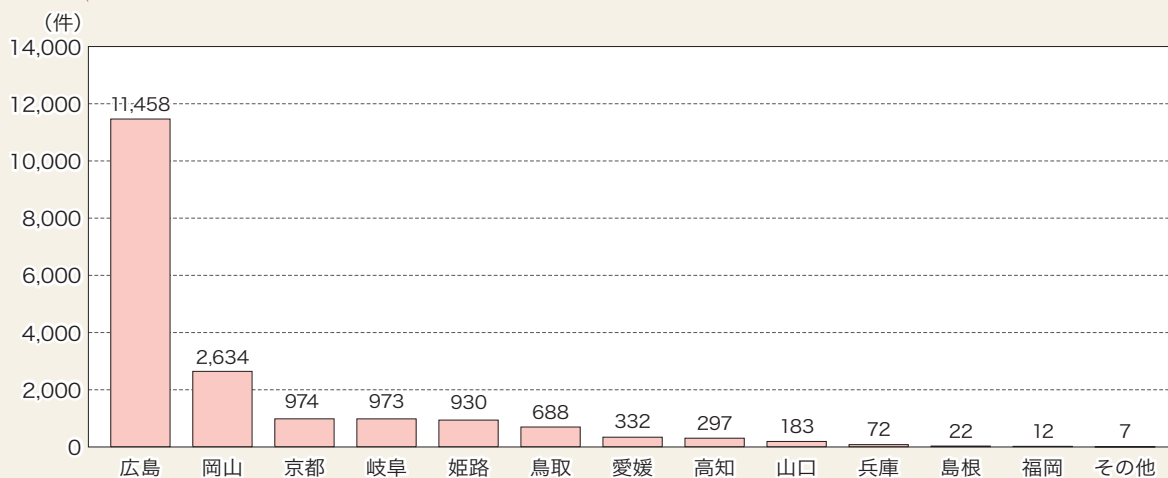
(注) 平成30年7月～令和元年8月実施分
なお、令和元年6月27日までに相談申込があれば以降においても実施可能であるため、7月・8月にも実績がある。

イ 事務所別件数

広島と岡山とで全体の約7割を占めている。

両県は土砂災害による被害や河川の氾濫による浸水被害が多い地域を抱えており、人口も多いことから、被災地域の状況を如実に反映しているものと考えられる。

資料 6-4 被災者法律相談援助の事務所別件数



(注1) 平成30年7月～令和元年8月実施分

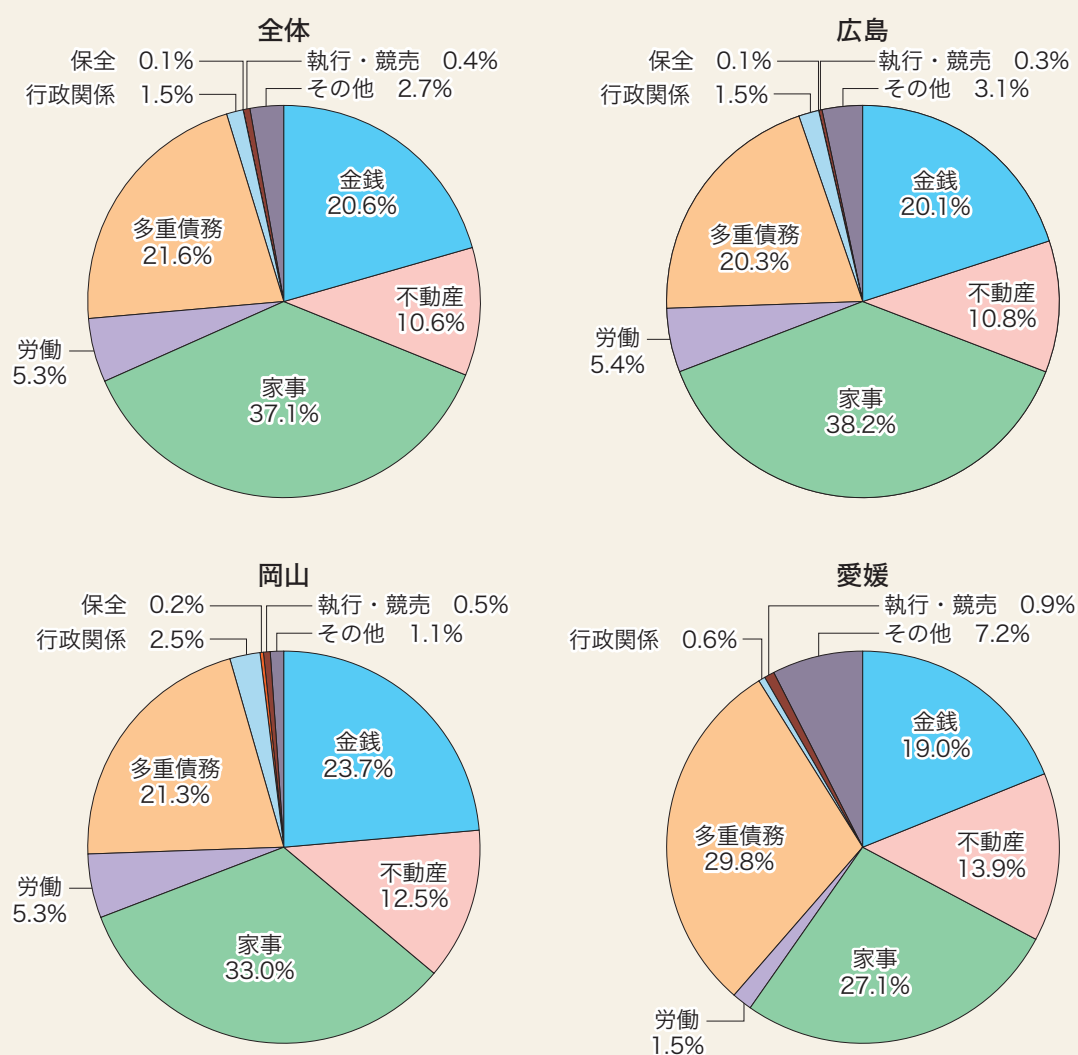
(注2) 「その他」は、平成30年7月豪雨に係る災害救助法適用区域を有していない4事務所での合計件数

ウ 相談内容の傾向

相談内容を分野別に見ると、離婚や相続などの家族に関するトラブル、損害賠償請求などの金銭トラブル、借金やローンなどの問題が大きな割合を占めた。

家事事件は、本援助による法律相談を始めた当初から最も大きな割合を占めており、多重債務事件がこれに次いでいる。広島と岡山に並んで特に被害の大きかった愛媛においては、多重債務事件の割合が家事事件を上回った。

資料6-5 被災者法律相談援助の事件別内訳



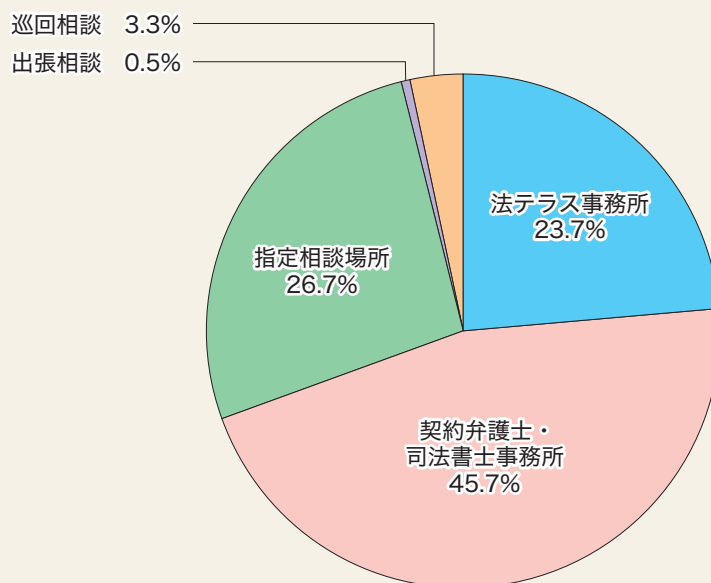
(注1) 金銭…損害賠償、貸金返還請求など
 不動産…土砂の流入問題、家賃滞納など
 家事…離婚、相続問題など
 労働…未払賃金、職場でのトラブルなど
 多重債務…住宅ローン滞納、連帯保証債務など
 行政関係…支援金申請、生活保護など
 保全…不動産の仮差押など
 執行・競売…不動産の強制競売など
 (注2) 平成30年7月から令和元年8月実施分

エ 相談を実施した場所の傾向

本援助による法律相談の半数近くが、法テラスと契約した弁護士・司法書士の事務所で行われた。

本援助の開始当初から、法テラスの事務所や指定相談場所（弁護士会や司法書士会等）での相談も一定程度の件数を維持していたが、時間の経過とともに契約弁護士・司法書士事務所における法律相談の割合が増加した。

資料 6-6 被災者法律相談援助の実施場所別件数



(注) 平成30年7月～令和元年8月実施分

オ 地方事務所別法律相談件数の伸び率

特に被害の大きかった3県（広島、岡山、愛媛）における、平成30年7月14日から令和元年8月31日までの民事法律扶助法律相談援助件数（被災者法律相談援助を含む速報値）を前年同時期と比較すると、いずれも全国平均（103.2%）をはるかに上回る高い伸び率を示している。

資料 6-7 法律相談援助件数の前年同時期比（広島、岡山、愛媛）

地方事務所	前年同時期比 (%)	平成30年7月14日 ～令和元年8月31日	平成29年7月14日 ～平成30年8月31日
広島	169.0%	16,216	9,595
岡山	132.6%	5,970	4,502
愛媛	115.3%	3,391	2,942

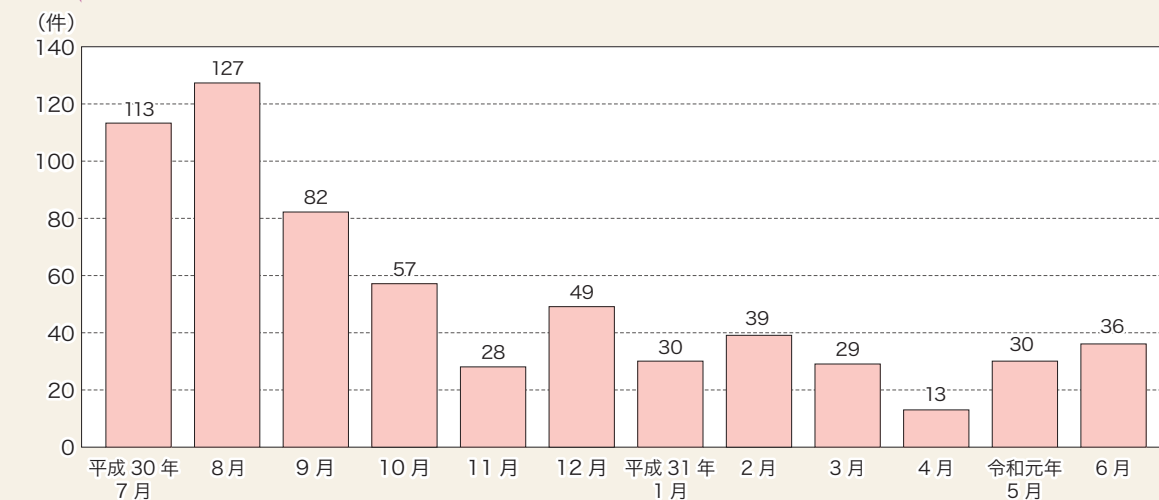
(2) 情報提供業務の実施状況

法テラスでは平成30年7月11日から、ホームページ上に「平成30年7月豪雨（西日本豪雨）Q&A」を掲載した。また、7月14日からは、東日本大震災の被災者援助のために設けた被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）で、平成30年7月豪雨の被災者からの問合せも受け付け始めた。

ア 問合せ件数の推移（月別）

問合せ件数は、災害が発生した翌月の平成30年8月に127件に達したのち、減少傾向にあるものの、災害発生から約1年が経過した令和元年6月の時点においても、36件の問合せがある。

資料 6-8 平成30年7月豪雨に関する問合せ月別件数の推移

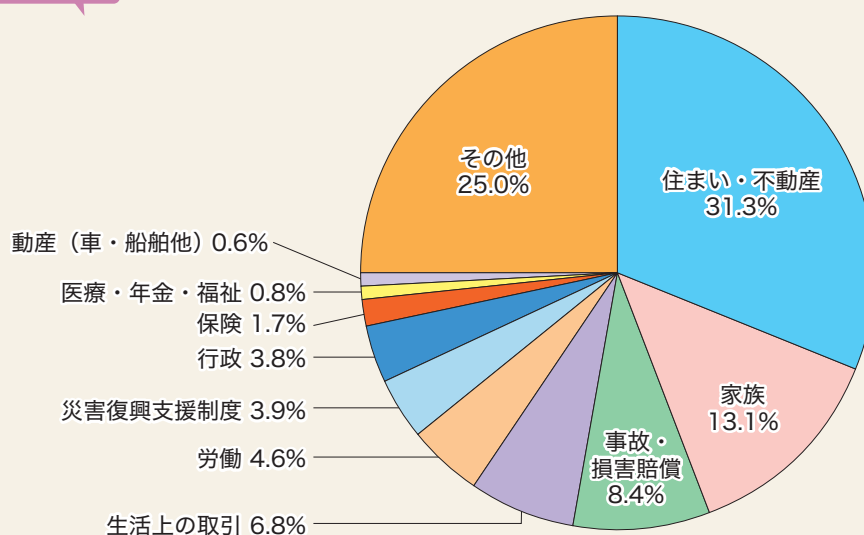


(注) 平成30年7月～令和元年6月

イ 問合せの傾向

住まい・不動産に関する問合せが最も多く、次いで家族、事故・損害賠償と続いている。

資料 6-9 平成30年7月豪雨に関する問合せ分野別内訳



(注) 平成30年7月～令和元年6月

問合せ例として、「豪雨で被災した家を解体することになったが、家族と他の親族の共有財産になっている。どこに相談すればよいか。」「息子が西日本豪雨で死亡した。遺産に関する法律の仕組みはどのようなになっているか。」などがある。

広島における災害対応体制の構築について

法テラス広島法律事務所 弁護士 林 雅子

広島には、「広島県災害復興支援士業連絡会」（以下「連絡会」）という組織があります。これは、平成23年5月、東日本大震災を契機に、広島に避難している被災者の支援を目的として発足したもので、法律・技術・福祉系の士業14団体及び法テラス広島地方事務所で構成され、法テラス広島のスタッフ弁護士が事務局を務めています。

「連絡会」は、平時から各専門士業間で情報交換をし、事務局は行政等と調整を行いながら、相談会などに専門士業を派遣しています。平成26年に発生した広島の土砂災害時には、「連絡会」はボランティアセンターに運営スタッフを派遣するとともに、各地で複数専門士業によるワンストップ相談会を開催しました。



平成30年7月6日深夜、平成30年7月豪雨災害で甚大な被害が発生しました。これを受けて翌7日の午前には、広島弁護士会が災害対策本部を設立し、法テラス広島のスタッフ弁護士は、法テラスの一員及び「連絡会」の事務局としてこれに加わりました。

各士業自身も被災者であるため、人材確保が危ぶまれながらも、「連絡会」は7月10日から各ボランティアセンターに弁護士を含む延べ301名を派遣しました。7月12日には、広島市危機管理室から、「安芸区役所の相談窓口には被災者が殺到している」として緊急の応援要請があった際は、2時間後には法律専門職の派遣を開始し、以降連日で、延べ224名を派遣しました。このほか、8月18日から翌年2月23日まで、広島県、広島市及びNPOと連携し、10か所の被災地で開催されたワンストップ相談会に、延べ50名の専門士業を派遣しました。

これらの活動により、土砂の撤去方法、家の修繕方法、義援金・給付金、税務等、被災者が抱える様々な相談に、専門士業が迅速に対応することができました。また、弁護士・司法書士による法的な問題に関する相談については、この「連絡会」に加えて、弁護士会・司法書士会独自の相談会も実施され、法テラスのサービスである「被災者法律相談援助」の利用が促されました。このように、被災者に対し、災害発生直後から支援を提供できたことは、平時からの士業間での交流及び行政等関係機関との良好な連携構築があったからにほかなりません。

そして平成30年10月30日、平成30年7月豪雨被災者へのさらなる支援のため、広島県及び広島県地域支え合いセンターとの間で、「被災者の見守り・相談支援業務に関する協定書」の締結に至りました。同センターからの要請を受けて「連絡会」が専門職を派遣するスキーム（「広島方式」）が構築され、現在も各地への専門士業派遣が継続しています。

今後の課題として、災害発生時に備え、平時から被災者支援のための対応態勢等に係る取り決めを、行政等関係機関と結ぶことが重要であると考えます。そして、法テラスがさらなる連携構築においても、また災害発生時の法的支援の提供においても、大きな役割を担えるよう努めたいと考えます。

3 平成30年北海道胆振東部地震対応

法テラスでは震災直後から、ホームページ上に「平成30年北海道胆振東部地震に関するQ&A」を掲載し、サポートダイヤルでも情報提供を開始した。

この地震で北海道全域が停電となり、道内4か所にある地方事務所（札幌、函館、旭川、釧路）も停電した。このため、9月6日から7日にかけて、当該4地方事務所への問合せをコールセンターが受電する態勢を整えた。

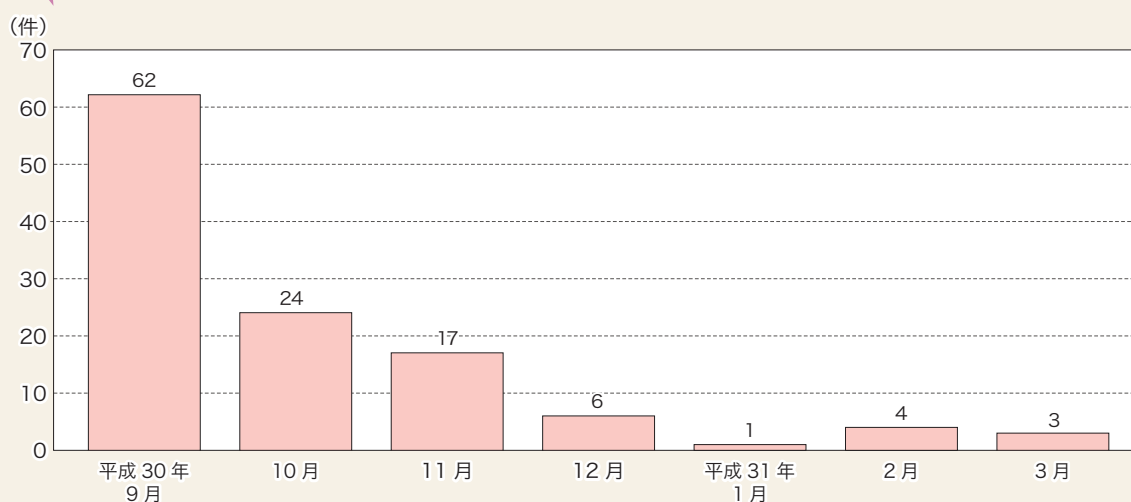
また、法テラスの業務のひとつである国選弁護等関連業務においては、電話・ファクシミリにより迅速な指名通知業務を実施しているところ、これらが使用できない状況のなか、裁判所と相互に直接行き来するなど連携して対応し、また、契約弁護士の協力もあって、すべての受理事件に対し、「遅滞のない指名通知」（「3-2（4）国選弁護人候補の指名通知」参照）を行った。

（1）情報提供業務の実施状況

ア 問合せ件数の推移（月別）

問合せ件数は災害が発生した9月に62件に達したのち減少を続け、平成30年12月以降は6件以下で推移している。

資料 6-10 平成30年北海道胆振東部地震に関する問合せ件数の推移



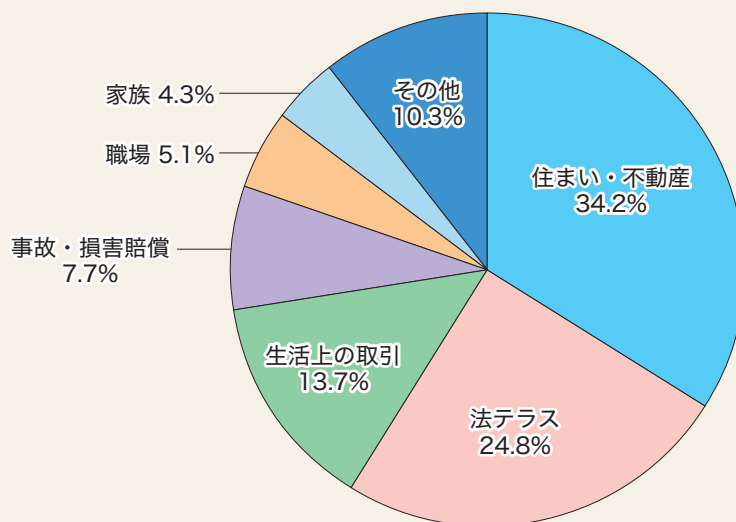
(注)平成30年9月7日～平成31年3月31日

イ 問合せの傾向

住まい・不動産に関するものが最も多く、次いで法テラス（法テラスの制度に関する問合せ等）、生活上の取引と続いている。

資料 6-11

平成30年北海道胆振東部地震に関する問合せ分野別内訳



(注) 平成30年9月7日～平成31年3月31日

問合せ例として、「賃貸物件に住んでいるが、大家さんが壁のヒビを直してくれない。どうすればよいか。」「地震で隣の墓が崩れて自分の家の墓に損害が生じた。損害賠償請求するにはどうしたらよいか。」などがある。

6-3 東日本大震災対応

前述のとおり、平成24年4月1日に施行された「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（法テラス震災特例法）は、当初、平成27年3月31日までの3年間の期限付きの法律であったが、平成30年3月30日に2度目の延長が決定し、令和3年3月31日まで本業務を行うこととなった。

東日本大震災への対応としては、法テラス震災特例法に基づく「東日本大震災法律援助業務」のほか、被災地7か所（平成31年3月31日現在）に設置した被災地出張所での「よろず相談」、「被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）」（通話料無料）における全国各地の被災者への情報提供を実施している。

1 震災法律援助業務の実施状況

（1）業務の状況

震災法律相談援助件数は平成24年度の業務開始以降、毎年増加していたが、平成28年度は52,995件（前年度比2.9%減）と初めて減少した。しかし、平成29年度は53,433件（前年度0.8%増）、平成30年度は54,765件（前年度2.5%増）と再び増加し、震災法律相談援助のニーズは依然として高いといえる。

震災代理援助件数は、平成30年度は216件（前年度比1.4%減）と減少し、震災書類作成援助は実績がなかった。

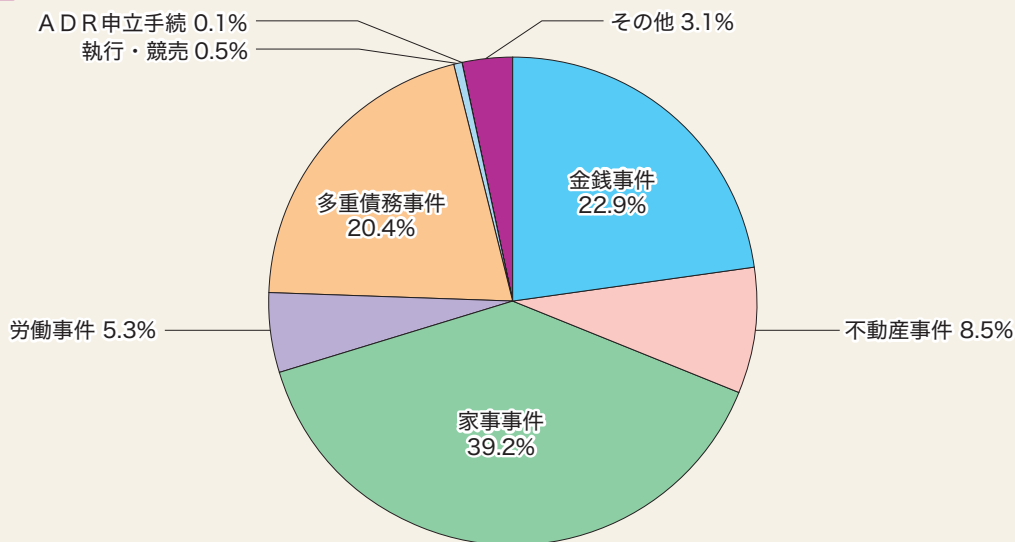
資料 6-12 震災法律相談援助、震災代理援助・震災書類作成援助開始決定件数の推移

(件)

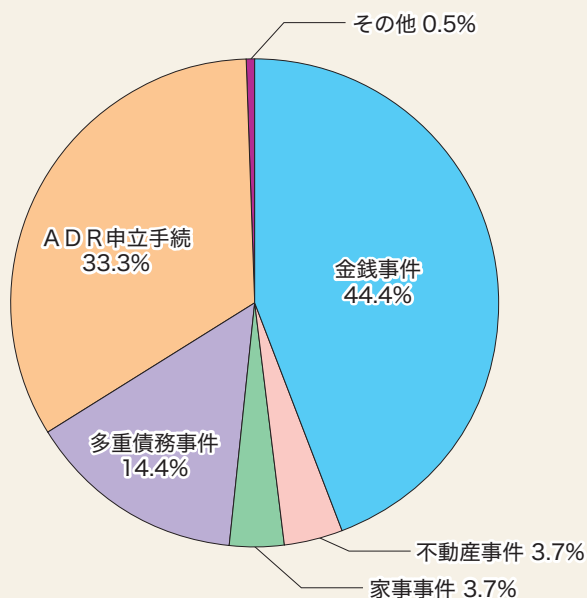
地 方 事 務 所	震災法律相談援助							震災代理援助							震災書類作成援助						
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
札 幌	0	2	0	3	2	0	1	1	8	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
函 館	2	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭 川	3	0	0	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
釧 路	0	0	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
青 森	160	167	148	229	262	413	517	2	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩 手	7,424	8,916	9,299	9,489	9,225	9,463	9,135	74	37	27	20	23	20	11	0	0	0	0	0	0	0
宮 城	18,675	19,789	20,636	21,050	20,263	20,119	20,808	323	203	113	89	51	30	30	4	2	2	37	26	14	0
秋 田	10	3	1	0	3	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山 形	235	452	234	126	68	21	27	119	1,087	957	413	111	51	42	0	0	0	0	0	0	0
福 島	9,564	10,583	11,237	12,930	11,591	11,208	10,947	390	174	279	231	106	62	30	2	6	5	5	1	6	0
茨 城	4,555	5,802	6,711	7,420	8,150	8,858	9,864	45	19	10	4	6	3	1	0	0	0	0	0	0	0
栃 木	1,387	1,955	2,519	2,619	2,595	2,576	2,723	3	4	3	3	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0
群 馬	1	5	4	3	0	0	4	0	4	1	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
埼 玉	44	15	12	9	6	6	4	1	10	6	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
千 葉	164	310	332	380	505	504	401	7	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
東 京	258	80	64	58	37	32	64	1,694	366	24	1,260	144	45	92	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	60	12	4	1	6	4	1	5	3	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
新 潟	306	248	299	220	255	194	250	1	314	329	74	20	4	0	0	0	0	0	0	0	0
富 山	4	3	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石 川	2	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
福 井	4	2	0	0	0	0	2	11	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
山 梨	14	5	4	1	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長 野	1	0	0	2	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐 阜	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静 岡	2	3	2	2	3	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 知	1	4	0	7	1	6	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
三 重	4	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
滋 賀	3	2	0	0	1	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京 都	28	6	3	2	3	5	2	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
大 阪	14	9	1	1	1	0	0	2	2	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0
兵 庫	6	5	2	3	1	0	0	3	2	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈 良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥 取	0	7	2	2	0	0	0	0	5	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島 根	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡 山	8	2	0	0	2	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	8	0
広 島	11	8	5	8	3	1	1	6	3	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山 口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳 島	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 媛	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
高 知	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福 岡	0	0	3	1	3	1	0	0	0	18	13	4	0	0	0	1	1	0	0	0	0
佐 賀	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長 崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊 本	3	0	2	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 分	9	5	4	1	2	0	0	0	11	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮 崎	1	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	3	5	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖 縄	8	5	8	1	4	6	8	1	1	2	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0
全国合計	42,981	48,418	51,542	54,575	52,995	53,433	54,765	2,699	2,267	1,802	2,126	471	219	216	8	13	9	43	31	29	0

平成30年度の震災法律相談援助を事件内容別に見ると、家事事件が最も多く39.2%となっている。震災代理援助では、金銭事件が最も多く、全体の44.4%を占めている。

資料 6-13 平成30年度震災法律相談援助の事件別内訳



資料 6-14 平成30年度震災代理援助の事件別内訳



(2) 震災法律援助契約弁護士数・司法書士数の推移

震災法律援助の担い手になる弁護士、司法書士は、民事法律扶助事業と別の新たな契約を交わす必要がある。この契約弁護士数は平成27年度に微減したが、平成28年度から再び増加し、平成30年度は前年比1.1%増となった。契約司法書士数は毎年増加していたが、平成30年度は前年度比0.4%減となっている。

資料 6-15 震災法律援助契約弁護士数・震災法律援助契約司法書士数の推移

(人)

地 方 事 務 所	震災法律援助契約弁護士数							震災法律援助契約司法書士数						
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
札 幌	166	180	181	191	197	201	207	36	34	34	33	33	33	33
函 館	15	17	26	20	22	22	22	3	3	3	3	3	3	3
旭 川	15	16	19	23	27	27	26	4	4	4	4	4	4	4
釧 路	16	17	20	19	19	20	20	3	4	4	4	4	4	4
青 森	32	38	52	45	44	44	43	9	10	12	11	11	9	7
岩 手	76	83	87	85	87	87	88	16	25	28	32	33	35	44
宮 城	322	343	370	384	391	407	403	50	55	56	61	59	65	66
秋 田	43	48	49	46	46	47	46	15	17	17	17	17	18	17
山 形	60	66	69	70	72	67	68	25	28	28	29	30	31	31
福 島	151	155	170	175	180	175	180	56	63	68	70	72	74	74
茨 城	148	170	202	198	216	218	225	12	37	45	47	49	51	52
栃 木	69	75	88	88	87	99	100	2	3	5	5	6	6	6
群 馬	49	51	53	52	50	48	47	27	27	27	26	25	25	25
埼 玉	25	39	65	47	50	54	57	15	17	17	17	17	18	19
千 葉	79	112	125	138	144	154	159	22	26	31	36	38	40	40
東 京	339	399	538	526	537	547	558	75	110	119	122	127	129	129
神奈川	49	51	55	59	61	68	69	18	21	20	18	19	19	18
新 潟	93	103	111	110	115	116	118	24	25	25	25	26	29	28
富 山	9	10	13	10	12	12	11	10	10	10	10	10	10	10
石 川	39	39	40	43	41	41	38	22	24	24	24	24	24	24
福 井	21	25	27	27	26	26	27	6	6	6	6	6	6	6
山 梨	18	18	22	21	21	20	19	14	16	16	16	16	16	16
長 野	2	2	5	5	8	9	10	23	24	25	25	27	28	28
岐 阜	18	30	38	29	29	29	30	5	5	5	5	5	5	5
静 岡	64	69	91	78	86	88	90	57	56	56	57	58	55	55
愛 知	8	11	16	13	16	17	18	57	62	74	86	85	85	83
三 重	35	35	37	33	32	32	31	20	20	24	20	20	20	19
滋 賀	25	25	30	25	25	25	26	3	3	3	3	3	3	3
京 都	66	67	71	65	65	67	66	21	21	22	22	22	22	21
大 阪	11	15	30	21	24	24	25	80	80	79	81	83	89	88
兵 庫	11	18	23	20	25	26	27	5	5	5	5	5	5	5
奈 良	10	10	16	15	15	15	19	6	6	6	6	6	5	5
和歌山	33	41	47	45	41	41	41	8	8	8	8	8	7	7
鳥 取	2	2	4	2	2	4	4	1	2	1	1	1	1	1
島 根	3	3	9	6	6	6	6	3	3	3	3	3	2	2
岡 山	42	42	43	42	41	40	39	22	21	19	19	19	19	16
広 島	14	29	34	29	30	30	30	40	37	35	34	33	32	33
山 口	12	16	20	15	15	15	13	23	25	26	27	29	28	28
徳 島	20	20	21	19	19	19	18	0	4	4	4	4	4	4
香 川	6	7	12	6	7	7	7	4	4	4	4	4	4	4
愛 媛	2	3	6	2	3	6	6	7	8	8	8	9	11	11
高 知	6	6	13	4	4	4	4	8	7	7	8	9	11	12
福 岡	12	13	24	15	18	18	18	96	94	92	89	84	80	78
佐 賀	18	18	22	21	20	19	19	1	1	1	1	1	1	1
長 崎	6	6	16	7	8	8	8	5	5	5	3	3	3	3
熊 本	48	53	57	53	55	54	51	13	14	13	13	14	14	13
大 分	25	28	34	39	41	41	41	7	7	7	7	6	6	6
宮 崎	4	5	8	5	5	5	5	14	13	13	13	12	12	12
鹿児島	20	20	25	18	15	14	14	9	9	9	9	9	9	9
沖 縄	30	32	39	34	34	34	34	15	15	15	15	14	14	11
全国合計	2,387	2,681	3,173	3,043	3,134	3,197	3,231	1,017	1,124	1,168	1,192	1,205	1,224	1,219

(注) いずれも各年度末現在

2 被災地出張所における専門士業による「よろず相談」

法テラスは、平成25年3月までに、宮城、福島、岩手の3県に合計7か所の被災地出張所を設置した。被災地出張所では、弁護士、司法書士による法律相談とともに、税理士、土地家屋調査士、建築士、行政書士、社会保険労務士、社会福祉士など各専門士業による「よろず相談」を実施し、被災者の複合的な悩みにワンストップで対応できるようにしている。平成28年度から平成30年度における各出張所での相談件数・内訳の推移は、資料6-16のとおりである。相談内容は、各地それぞれの傾向はあるが、家族、住まい・不動産の割合が高い地域が多い。

資料 6-16

被災地出張所における「よろず相談」件数と内訳の推移

(注1) 年度ごとに、件数の割合が一番高い相談内容を赤色、次に高い相談内容を青色で示した。

(注2) 1件の相談で複数の相談内容を含む場合には、複数回カウントしている。

〈宮城〉

法テラス南三陸（平成23年10月相談開始）

相談内容	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	93	24.2%	66	21.3%	98	34.3%
住まい・不動産	74	19.3%	57	18.4%	36	12.6%
生活上の取引	29	7.6%	29	9.4%	39	13.6%
保険	13	3.4%	10	3.2%	6	2.1%
医療・年金・福祉	34	8.9%	39	12.6%	12	4.2%
事故・損害賠償	8	2.1%	13	4.2%	11	3.8%
動産	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
労働	18	4.7%	9	2.9%	24	8.4%
行政	57	14.8%	41	13.2%	20	7.0%
災害復興支援制度	2	0.5%	2	0.6%	2	0.7%
その他（津波・原発・その他）	56	14.5%	44	14.2%	38	13.3%
合計	384	100.0%	310	100.0%	286	100.0%

法テラス山元（平成23年12月相談開始）

相談内容	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	64	29.8%	76	27.3%	89	37.1%
住まい・不動産	37	17.2%	53	19.1%	40	16.7%
生活上の取引	11	5.1%	31	11.1%	20	8.3%
保険	4	1.9%	2	0.7%	1	0.4%
医療・年金・福祉	30	14.0%	31	11.1%	27	11.3%
事故・損害賠償	5	2.3%	8	2.9%	3	1.3%
動産	1	0.5%	0	0.0%	0	0.0%
労働	9	4.2%	6	2.2%	9	3.8%
行政	32	14.9%	50	18.0%	32	13.3%
災害復興支援制度	0	0.0%	1	0.4%	1	0.4%
その他（津波・原発・その他）	22	10.1%	20	7.2%	18	7.5%
合計	215	100.0%	278	100.0%	240	100.0%

法テラス東松島（平成24年2月相談開始）

相談内容	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	189	28.9%	187	30.6%	267	32.2%
住まい・不動産	108	16.5%	67	10.9%	87	10.5%
生活上の取引	59	9.0%	72	11.7%	106	12.8%
保険	5	0.8%	8	1.3%	7	0.8%
医療・年金・福祉	96	14.7%	101	16.5%	136	16.4%
事故・損害賠償	29	4.4%	30	4.9%	60	7.2%
動産	1	0.2%	1	0.2%	0	0.0%
労働	45	6.9%	39	6.4%	61	7.4%
行政	95	14.5%	87	14.2%	83	10.0%
災害復興支援制度	0	0.0%	1	0.2%	2	0.2%
その他（津波・原発・その他）	26	4.1%	19	3.1%	20	2.4%
合計	653	100.0%	612	100.0%	829	100.0%

〈福島〉

法テラス二本松（平成24年10月相談開始）

相談内容	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	197	32.2%	212	30.2%	267	28.9%
住まい・不動産	137	22.4%	125	17.8%	187	20.2%
生活上の取引	54	8.8%	86	12.3%	120	13.0%
保険	0	0.0%	6	0.9%	8	0.9%
医療・年金・福祉	44	7.2%	38	5.4%	47	5.1%
事故・損害賠償	21	3.4%	38	5.4%	65	7.0%
動産	0	0.0%	0	0.0%	2	0.2%
労働	33	5.4%	59	8.4%	59	6.4%
行政	51	8.3%	52	7.4%	90	9.7%
災害復興支援制度	1	0.2%	1	0.2%	4	0.4%
その他（津波・原発・その他）	73	12.1%	84	12.0%	76	8.2%
合計	611	100.0%	701	100.0%	925	100.0%

法テラスふたば（平成25年3月相談開始）

相談内容	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	80	36.2%	76	38.0%	79	36.1%
住まい・不動産	45	20.4%	34	17.0%	25	11.4%
生活上の取引	17	7.7%	16	8.0%	50	22.8%
保険	0	0.0%	0	0.0%	1	0.5%
医療・年金・福祉	5	2.3%	8	4.0%	3	1.4%
事故・損害賠償	4	1.8%	3	1.5%	11	5.0%
動産	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
労働	13	5.9%	18	9.0%	11	5.0%
行政	50	22.6%	38	19.0%	28	12.8%
災害復興支援制度	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他（津波・原発・その他）	7	3.1%	7	3.5%	11	5.0%
合計	221	100.0%	200	100.0%	219	100.0%

〈岩手〉

法テラス大槌（平成24年3月相談開始）

相談内容	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	30	27.5%	30	34.8%	41	35.7%
住まい・不動産	40	36.7%	35	40.7%	41	35.7%
生活上の取引	9	8.3%	6	7.0%	10	8.7%
保険	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
医療・年金・福祉	4	3.7%	0	0.0%	2	1.7%
事故・損害賠償	1	0.9%	1	1.2%	5	4.3%
動産	0	0.0%	0	0.0%	1	0.9%
労働	3	2.8%	1	1.2%	5	4.3%
行政	15	13.8%	7	8.1%	6	5.2%
災害復興支援制度	1	0.9%	0	0.0%	0	0.0%
その他（津波・原発・その他）	6	5.4%	6	7.0%	4	3.5%
合計	109	100.0%	86	100.0%	115	100.0%

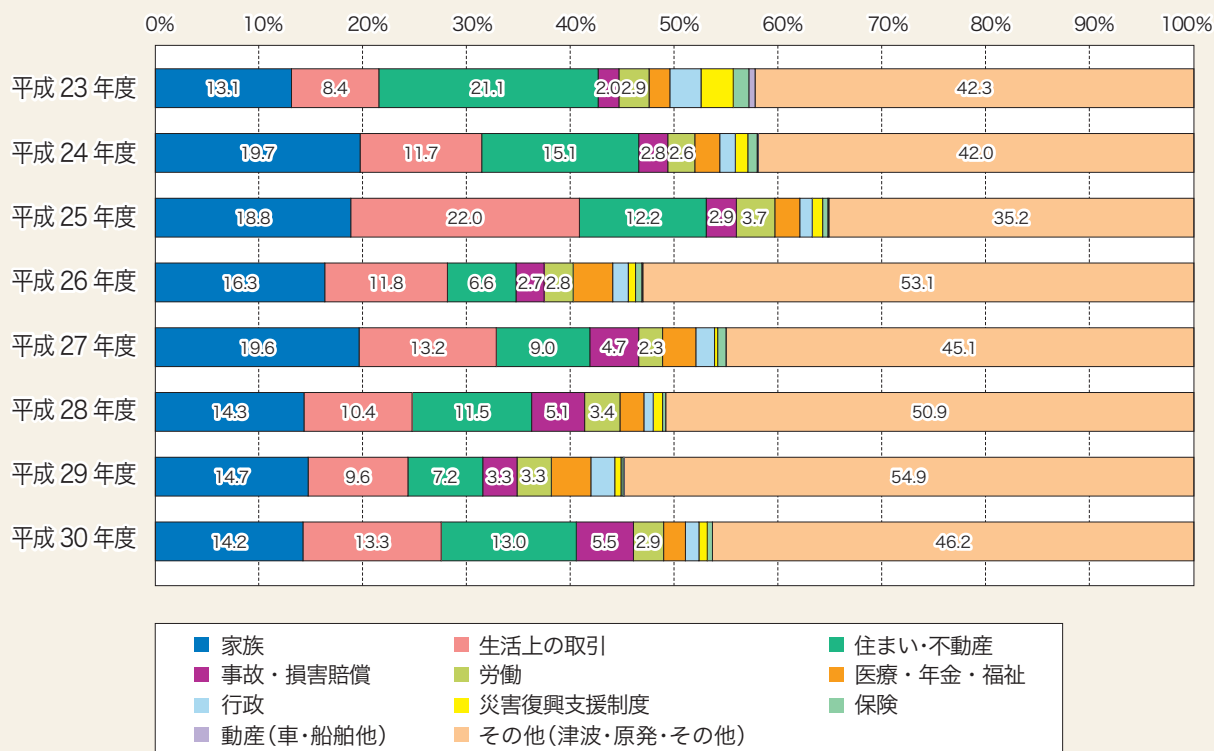
法テラス気仙（平成25年3月相談開始）

相談内容	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	69	40.8%	50	39.7%	43	30.1%
住まい・不動産	25	14.8%	12	9.5%	24	16.8%
生活上の取引	8	4.7%	10	7.9%	18	12.6%
保険	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
医療・年金・福祉	10	5.9%	10	7.9%	8	5.6%
事故・損害賠償	0	0.0%	1	0.8%	0	0.0%
動産	1	0.6%	0	0.0%	1	0.7%
労働	8	4.7%	3	2.4%	6	4.2%
行政	41	24.3%	38	30.2%	36	25.2%
災害復興支援制度	1	0.6%	0	0.0%	1	0.7%
その他（津波・原発・その他）	6	3.6%	2	1.6%	6	4.2%
合計	169	100.0%	126	100.0%	143	100.0%

3 被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）

法テラスでは、平成23年11月から被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）を開設し、全国各地の被災者に通話料無料で法的な問題の解決に役立つ法制度などについて、情報提供を行っている。問合せ内容の内訳では、家族、生活上の取引の割合が高い傾向が続いている。住まい・不動産に関する問合せは減少傾向にあったが、平成30年度には、前年度に比べ約6ポイント増加した。

資料 6-17 被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）問合せ内訳の推移



	家族	生活上の取引	住まい・不動産	事故・損害賠償	労働	医療・年金・福祉	行政	災害復興支援制度	保険	動産（車・船舶他）	その他（津波・原発・その他）	合計（件数）
平成23年度	13.1%	8.4%	21.1%	2.0%	2.9%	2.0%	3.0%	3.1%	1.5%	0.6%	42.3%	1,143
平成24年度	19.7%	11.7%	15.1%	2.8%	2.6%	2.4%	1.5%	1.2%	0.9%	0.1%	42.0%	2,981
平成25年度	18.8%	22.0%	12.2%	2.9%	3.7%	2.4%	1.2%	1.0%	0.5%	0.1%	35.2%	4,952
平成26年度	16.3%	11.8%	6.6%	2.7%	2.8%	3.8%	1.5%	0.7%	0.6%	0.1%	53.1%	3,743
平成27年度	19.6%	13.2%	9.0%	4.7%	2.3%	3.2%	1.8%	0.3%	0.8%	0.0%	45.1%	1,897
平成28年度	14.3%	10.4%	11.5%	5.1%	3.4%	2.3%	0.9%	0.9%	0.3%	0.0%	50.9%	1,573
平成29年度	14.7%	9.6%	7.2%	3.3%	3.3%	3.8%	2.3%	0.6%	0.2%	0.1%	54.9%	1,070
平成30年度	14.2%	13.3%	13.0%	5.5%	2.9%	2.1%	1.3%	0.8%	0.5%	0.0%	46.2%	759

（注）東日本大震災に関する問合せ件数である。

災害は忘れる間もなくやって来る

法テラス理事 北原 斗紀彦（元時事通信社解説委員）

平成時代は自然災害多発の時代でもあった。なかでも平成30年7月豪雨は広島、岡山、愛媛の3県を中心に死者・行方不明者が200人以上に上り、平成最悪の豪雨災害となった。また、令和元年の台風は、東日本を中心に記録的な大雨と強風による被害をもたらした。こうした災害を引き起こす異常気象の原因として地球温暖化が指摘されており、大規模災害は常態化しつつある。そして首都直下型地震、南海トラフ地震など巨大地震の発生可能性は高まっているとされる。

この中で、法テラスの役割はますます重要になっている。法テラスの災害対応態勢は法テラス発足5年目に発生した東日本大震災（平成23年3月）と、熊本地震（平成28年4月）の2度の大地震を経て強化された。きわめて大規模な災害では被災者の資力に関係なく無料で法律相談を行うなど法的支援が拡充されたほか、被災者が抱える問題に即した法制度や相談窓口を紹介する専用ダイヤルも設けられた。

災害発生後、被災者の救援活動が軌道に乗ると、被災者が直面するのは平穏な日常を取り戻すこと、すなわち生活をどのように再建していくのかという問題だ。内閣府のホームページによれば、被災者のための国の制度は経済・生活面の支援や中小企業・自営業への支援、安全な地域づくりの支援など合計73に及ぶ。このほか地方公共団体独自の施策也多岐にわたる。法テラスは専属の弁護士（スタッフ弁護士）を擁し、日ごろから行政、福祉機関のほか社会福祉士など関連士業などとのネットワークをつくって問題解決に当たっている。こうした支援制度を使いこなし、生活再建につなげるうえで法テラスの役割は大きい。

「災害関連死」という言葉がある。災害による直接死ではなく、避難生活が長引き生活再建が遅れたため病気になるなどして亡くなることを言う。将来を悲観した自死も含む。熊本県によると、熊本地震では建物倒壊などによる直接死は50人だったが、災害関連死と認められ災害弔慰金が支給された死者数は、地震から2年6カ月後の平成30年10月には215人に達した。また西日本豪雨の直接死は222人、災害関連死者数は発災から1年間で53人に上る。迅速な生活再建がなされなければならない。

災害は“弱者”を直撃する。法テラスは平成30年1月から特定援助対象者法律相談援助を開始し障害者や高齢者らに対する支援を拡大する一方、在留外国人増加を見すえて外国人支援を強化している。これらの人びとは災害時に通常の避難行動を取りにくい「災害弱者」（災害時要援護者）でもある。そして彼らは災害に巻き込まれる可能性が高いだけでなく、災害から難を逃れた後、生活再建に困難を抱えるリスクも大きい。災害時にこそ法テラスの真価が問われる。

7. 受託業務



7-1 業務の概要

総合法律支援法第30条第2項の規定により、法テラスは、本来業務（同条第1項）の遂行に支障のない範囲で、国、地方公共団体、非営利法人又は国際機関の委託を受けて、被害者等の援助その他に関し、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる等の業務を行うことができることになっている。この規定に基づき、平成19年4月1日から、公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得支援業務」を、また、同年10月1日からは日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」をそれぞれ開始し、現在に至っている。

こうした受託業務を通じて、法テラスは、本来業務にとどまらない、より広い法的サービスを提供することが可能となっている。

各業務の内容等は、以下のとおりである。

（1）日本弁護士連合会委託援助業務

ア 業務内容

総合法律支援法が規定する法テラスの本来業務である民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされない人々を対象として、人権救済の観点から弁護士報酬及び費用等の援助を行うというものであり、紛争解決制度の利用をより容易にし、法律専門家のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な法律支援の一環を成す事業である。具体的には、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障害者に対する法律援助、⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助の9項目にわたり、活動をした弁護士の報酬や費用等を援助するものである。

各援助項目の対象者と援助内容は、資料7-1のとおりである。

	対象者	援助内容
①	身体を拘束された刑事被疑者（勾留状が発せられた被疑者を除く。）	被疑者との接見とアドバイス、警察官等との折衝、被害者との示談交渉その他逮捕段階の刑事弁護活動全般
②	家庭裁判所に送致された少年（抗告・再抗告を含む。）。ただし、家庭裁判所又は抗告裁判所が国選付添人を付さなければならない場合を除く。	少年との面会とアドバイス、家庭裁判所との折衝、環境調整、被害者との示談交渉その他付添人活動全般
③	生命、身体若しくは自由（性的自由を含む。）に関する犯罪又はストーカー行為若しくはDVの被害を受けた者又はその親族若しくは遺族	被害届の提出、告訴・告発、検察審査会申立て、法廷傍聴付添、少年審判状況説明聴取、修復的司法の一環としての加害者側との対話、刑事手続における和解交渉、犯罪被害者等給付金申請及び報道機関への対応・折衝その他犯罪被害者支援のために必要な活動
④	難民認定申請者	難民認定申請、申請却下に対する審査請求、難民不認定処分等の取消訴訟等の活動
⑤	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする外国人	1 在留資格等の入管関係、就籍・帰化等の戸籍・国籍関係、社会保障関係の行政手続の代理等 2 在留資格がないために、民事法律扶助が利用できない外国人の訴訟代理
⑥	人権救済を必要としている子ども	1 児童相談所等との交渉、虐待を行う親との関係調整、離縁訴訟等の支援 2 触法少年の警察官調査に関する付添人活動 3 子どもの手続代理人の活動（国選、私選を問わない）
⑦	精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に係る退院請求・処遇改善請求等の行政手続の代理
⑧	医療観察法の心神喪失者	心神喪失者等医療観察法に係る退院許可申立て・処遇改善等の行政手続の代理、国選付添人の医師に対する協力費用
⑨	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする高齢者・障害者・ホームレス等	生活保護申請、生活保護法に基づく審査請求の代理
⑩	上記①②を除く対象者	上記①②を除く各援助に関する法律相談

イ 援助要件等

日本弁護士連合会委託援助を利用するためには、①対象者に該当すること、②資力に乏しいこと、③弁護士に依頼する必要性・相当性があることの3つの要件を満たさなければならない。

弁護士がこの援助制度を利用した案件を取り扱うためには、法テラスとの間で委託援助契約を締結する必要がある（総合法律支援法第29条第8項、第30条第2項1号）。同契約を締結した弁護士は、個別案件を申し込むにあたり援助希望者から事情聴取を行い、上記①から⑩の要件該当性を判断する。申込みの受付は、当該弁護士の所属弁護士会に対応する法テラス地方事務所本所のみが行う。

援助開始決定、終結決定は地方事務所長が行い、委託要綱で定めた報酬、費用相当額を援助業務の活動内容に応じて支払う。また、弁護士による活動の結果、被援助者が事件の終結により財産的利益を取得するなどして、生活状況が改善し、弁護士報酬、費用相当分を支払うことができないという状態を脱し、

かつ、被援助者に負担させることが相当でないと言えなくなった場合、弁護士報酬等は被援助者の負担となることがある。負担の要否は受任弁護士の意見を尊重して地方事務所長が決定するが、負担金を求める手続は日本弁護士連合会又は各地の弁護士会が行うこととなっている。

ウ 業務実績（資料7-2、7-3、7-4参照）

平成30年度は、15,158件の援助申込みを受理した。平成30年度は、6月から刑事被疑者弁護援助が改正刑事訴訟法に基づく被疑者国選制度の拡大により件数減少となり、平成29年度実績の約51%まで減少した。さらに少年保護事件付添援助は改正少年法に基づく国選付添人制度の拡大による件数の減少が進み、平成29年度実績の約82%まで減少した。また、難民認定に関する法律援助及び外国人に対する法律援助も減少に転じたため、平成29年度と比較すると、全体で7,048件の減少（前年度比31.8%減）であった。これら以外の援助項目は、若干の増加傾向にある。

平成30年度の各地方事務所における申込受理件数の実績は資料7-2のとおりであるが、申込受理件数を援助項目ごとに見ると、平成29年度では刑事被疑者弁護援助と少年保護事件付添援助で全体の70%を占めていたが、前述の要因から合わせて57.1%まで減少した。平成26年度から平成30年度までの援助項目ごとの年度別申込受理件数の実績は、資料7-3のとおりである。

エ 援助費用

平成30年度の援助費用は全体で10億1734万8652円であった。刑事被疑者弁護援助等の減少により、平成29年度と比較すると5億5896万2351円減少（前年度比35.5%減）した。

援助費用の内訳を項目別に見ると、件数は減少したものの刑事被疑者弁護援助が31.0%、少年保護事件付添援助は20.6%を占め、この2つの援助で費用全体の52%を占めた。

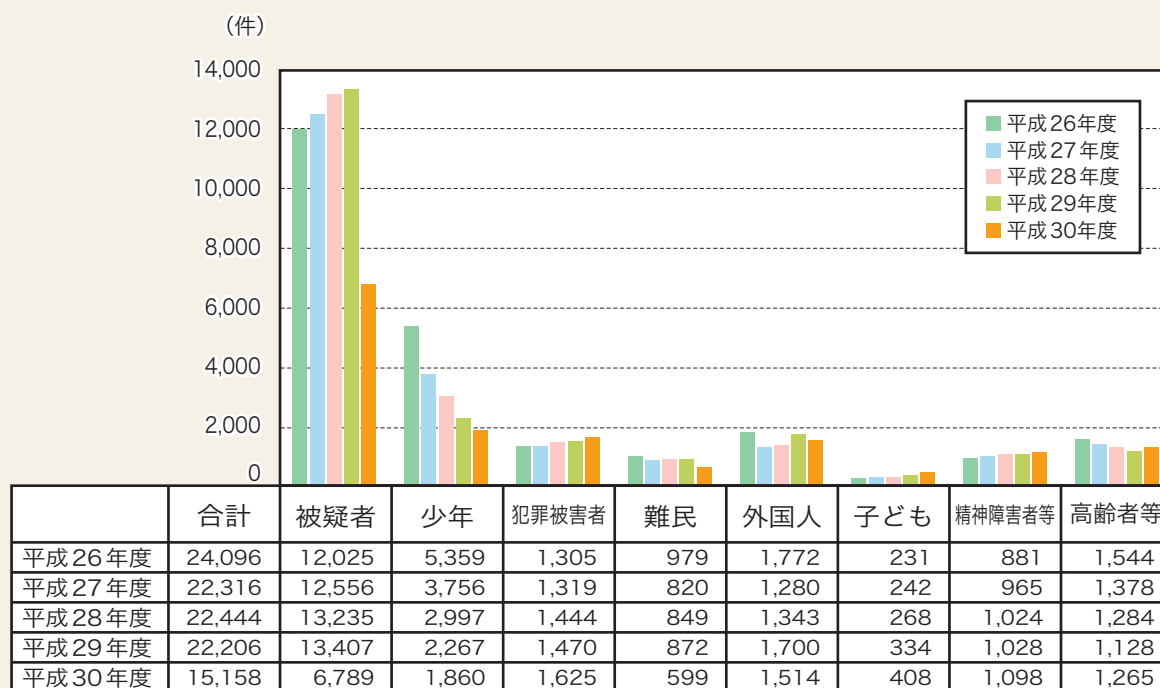
平成26年度から平成30年度までの援助項目ごとの費用の実績は、資料7-4のとおりである。なお、援助に要する費用は、すべて日本弁護士連合会から法テラスに支払われる委託経費から支出されている。

資料 7-2 平成30年度申込受理件数（地方事務所別）

	合計	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	子ども	外国人	精神障害者等	高齢者等
札幌	770	464	33	55	0	5	1	107	105
函館	117	71	4	25	0	2	0	6	9
旭川	70	55	5	0	0	2	0	6	2
釧路	32	11	6	12	0	1	0	0	2
青森	37	21	2	8	0	0	0	0	6
岩手	45	20	11	8	0	0	0	2	4
宮城	197	124	21	26	0	2	0	1	23
秋田	23	10	4	4	0	2	0	2	1
山形	38	16	10	4	0	3	1	0	4
福島	40	12	13	7	0	0	1	1	6
茨城	141	15	15	6	44	2	58	0	1
栃木	52	14	17	5	0	7	5	0	4
群馬	86	23	28	11	3	3	10	1	7
埼玉	677	307	60	71	9	3	56	19	152
千葉	630	283	109	66	7	19	57	5	84
東京	4,704	2,560	247	310	419	88	830	34	216
神奈川	596	123	110	263	15	25	23	11	26
新潟	69	31	16	13	0	4	2	1	2
富山	49	19	14	3	0	0	1	0	12
石川	122	37	15	11	0	8	0	33	18
福井	64	33	9	11	0	4	0	0	7
山梨	47	10	13	5	0	2	7	1	9
長野	23	6	2	5	0	1	3	1	5
岐阜	55	11	23	5	2	2	1	0	11
静岡	223	95	67	25	0	2	16	3	15
愛知	741	203	154	50	20	25	229	13	47
三重	40	9	19	2	0	0	1	2	7
滋賀	52	8	14	8	1	2	0	8	11
京都	362	209	48	40	0	6	2	29	28
大阪	1,671	1,031	183	73	40	60	98	50	136
兵庫	400	104	139	90	6	11	8	9	33
奈良	80	13	20	18	10	1	13	1	4
和歌山	54	8	11	15	0	15	0	0	5
鳥取	42	7	3	3	0	1	23	0	5
島根	43	11	5	13	0	0	2	5	7
岡山	148	48	38	34	0	19	2	0	7
広島	233	64	48	26	0	17	13	45	20
山口	44	15	18	2	0	3	0	1	5
徳島	42	6	5	28	0	1	1	0	1
香川	141	10	26	32	0	8	2	0	63
愛媛	65	20	17	19	0	1	1	0	7
高知	53	7	7	22	0	13	0	1	3
福岡	1,183	368	145	81	19	12	13	440	105
佐賀	105	52	9	7	0	2	1	25	9
長崎	98	22	17	11	4	2	26	7	9
熊本	98	19	7	23	0	1	0	41	7
大分	68	28	4	13	0	2	1	14	6
宮崎	116	40	10	26	0	3	0	35	2
鹿児島	114	9	13	15	0	1	0	73	3
沖縄	258	107	46	15	0	15	6	65	4
合計	15,158	6,789	1,860	1,625	599	408	1,514	1,098	1,265

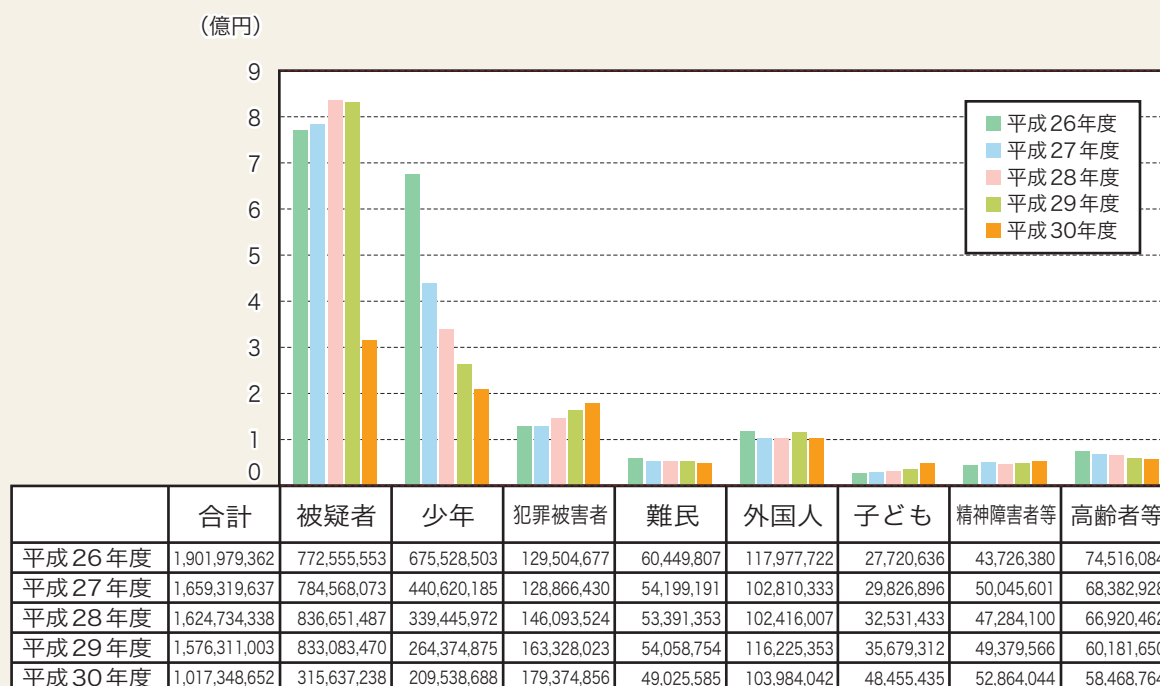
(注) 精神障害者等の数値には、医療観察法の心神喪失者を含めている。

資料 7-3 事業種別申込受理件数の推移



(注) 精神障害者等の数値には、医療観察法の心神喪失者を含めている。

資料 7-4 事業種別受託業務援助費用の推移



(注) 精神障害者等の数値には、医療観察法の心神喪失者を含めている。

(2) 中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得支援業務

日本に永住帰国した中国残留邦人等の戸籍訂正手続その他戸籍に関する手続について援助する事業である。対象者は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」第2条の中国残留邦人等のうち、身元が判明している者。平成30年度は新規の援助申込みはなかった。なお、援助に要する費用は全て、公益財団法人中国残留孤児援護基金が、法テラスに支払う委託経費から支出される。

資料 7-5 平成30年度申込受理件数（本部取扱い）

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数	0件	0件	0件	1件	0件

8. その他



8-1 組織

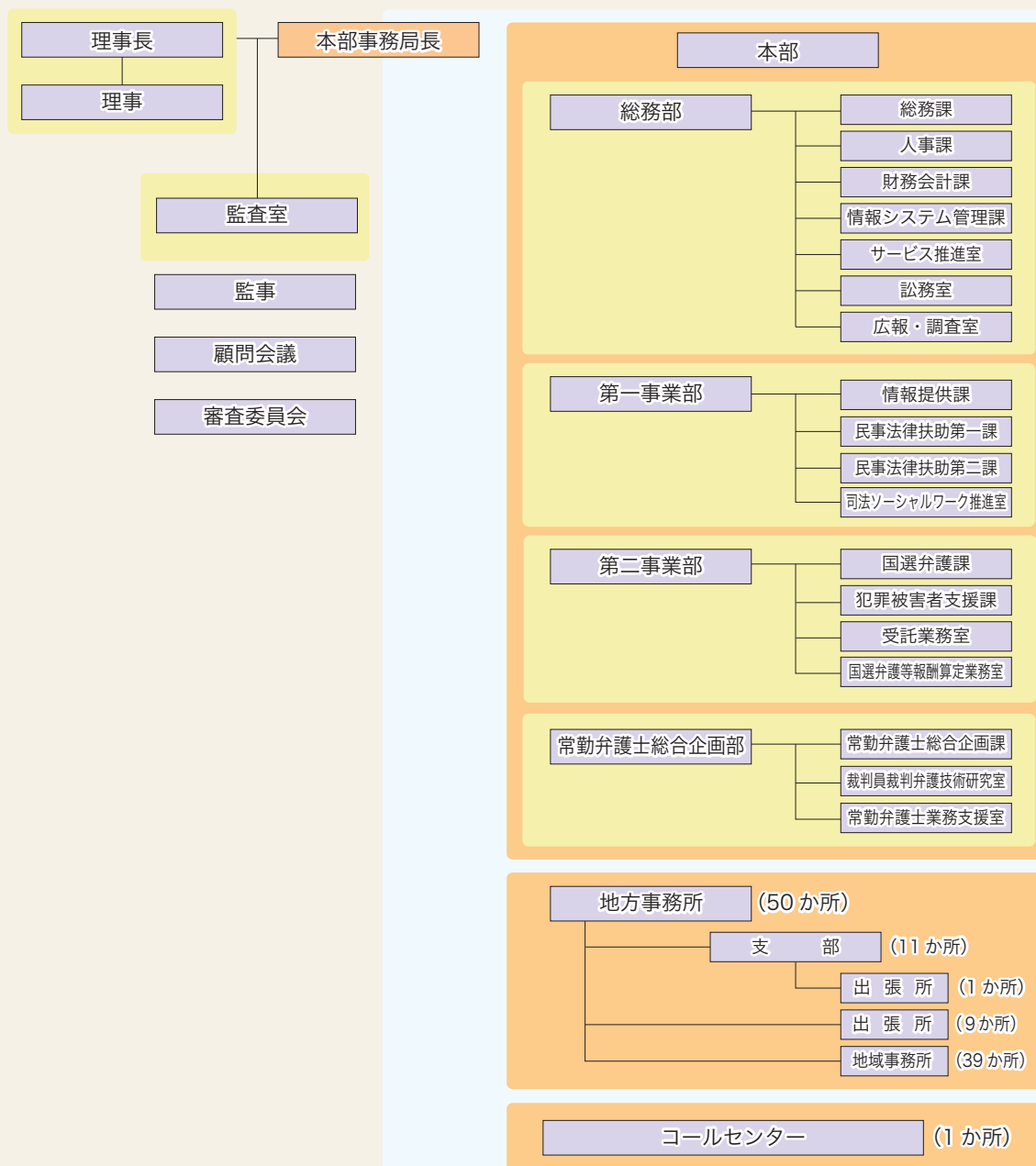
(1) 本部と地方事務所の組織

本部及び地方事務所の組織図は、資料8-1のとおりである。

資料 8-1

本部及び地方事務所組織図

(平成31年3月31日現在)



(注) 地域事務所2か所は平成31年3月31日をもって閉鎖

(2) 事務所

全国の事務所所在地は、資料8-2のとおりである。

資料 8-2 法テラス全国事務所所在地（平成31年3月31日現在）

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
札幌地方事務所	060-0061	北海道札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル8F（注1）	0503383-5555
函館地方事務所	040-0063	北海道函館市若松町6-7 三井生命函館若松町ビル5F（注1）	0503383-5560
八雲地域事務所	049-3106	北海道二海郡八雲町富士見町21-1	0503383-8366
江差地域事務所	043-0034	北海道檜山郡江差町中歌町199-5	0503383-5563
旭川地方事務所	070-0033	北海道旭川市3条通9-1704-1 TKフロンティアビル6F	0503383-5566
釧路地方事務所	085-0847	北海道釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	0503383-5567
青森地方事務所	030-0861	青森県青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	0503383-5552
八戸地域事務所（注2）	031-0086	青森県八戸市大字八日町36 八戸第一ビル3F	0503383-0466
むつ地域事務所	035-0073	青森県むつ市中央1-5-1	0503383-0067
鱒ヶ沢地域事務所	038-2761	青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷9-4 鱒ヶ沢町総合保健福祉センター内	0503383-8369
岩手地方事務所	020-0022	岩手県盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	0503383-5546
宮古地域事務所	027-0076	岩手県宮古市栄町3-35 キャトル宮古5F	0503383-0518
気仙出張所	022-0003	岩手県大船渡市盛町字宇津野沢9-5	0503383-1402
大槌出張所	028-1115	岩手県上閉伊郡大槌町上町1-3	0503383-1350
宮城地方事務所	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F	0503383-5535
東松島出張所	981-0503	宮城県東松島市矢本字大溜1-1	0503383-0009
山元出張所	989-2203	宮城県亶理郡山元町浅生原字日向13-1	0503383-0213
南三陸出張所	986-0725	宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田56	0503383-0210
秋田地方事務所	010-0001	秋田県秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F	0503383-5550
鹿角地域事務所	018-5201	秋田県鹿角市花輪字下花輪50 鹿角市福祉保健センター2F	0503383-1416
山形地方事務所	990-0042	山形県山形市七日町2-7-10 NANABEANS 8F	0503383-5544
福島地方事務所	960-8131	福島県福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F	0503383-5540
会津若松地域事務所	965-0871	福島県会津若松市栄町5-22 フジヤ会津ビル1F	0503383-0521
二本松出張所	964-0904	福島県二本松市郭内1-196-1 福島県男女共生センター4F	0503381-3803
ふたば出張所	979-0407	福島県双葉郡広野町広洋台1-1-89	0503381-3805
茨城地方事務所	310-0062	茨城県水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	0503383-5390
下妻地域事務所	304-0063	茨城県下妻市小野子町1-66 JA常総ひかり県西会館1F	0503383-5393
牛久地域事務所	300-1234	茨城県牛久市中央5-20-11 牛久駅前ビル4F	0503383-0511
栃木地方事務所	320-0033	栃木県宇都宮市本町4-15 宇都宮NIIビル2F	0503383-5395
群馬地方事務所	371-0022	群馬県前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5F	0503383-5399
埼玉地方事務所	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0503383-5375
川越支部	350-1123	埼玉県川越市脇田本町10-10 KJビル3F	0503383-5377
熊谷地域事務所	360-0037	埼玉県熊谷市筑波3-195 熊谷駅前ビル7F	0503383-5380
秩父地域事務所	368-0041	埼玉県秩父市番場町11-1 サンウッド東和2F	0503383-0023
千葉地方事務所	260-0013	千葉県千葉市中央区中央4-5-1 Qiball（きぼーる）2F	0503383-5381
松戸支部	271-0092	千葉県松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館3F	0503383-5388
東京地方事務所	160-0023	東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル13F	0503383-5300
霞が関分室	100-0013	東京都千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館3F	0503383-5330
上野出張所	110-0005	東京都台東区上野2-7-13 JTB・損保ジャパン日本興亜上野共同ビル6F	0503383-5320
多摩支部	190-0012	東京都立川市曙町2-8-18 東京建物ファースト立川ビル5F	0503383-5327
多摩支部八王子出張所	192-0046	東京都八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル4F	0503383-5310
神奈川地方事務所	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	0503383-5360
川崎支部	210-0007	神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎ビル10F	0503383-5366
小田原支部	250-0012	神奈川県小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5F	0503383-5370

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
新潟地方事務所	951-8116	新潟県新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F	0503383-5420
佐渡地域事務所	952-1314	新潟県佐渡市河原田本町394 佐渡市役所佐和田行政サービスセンター2F	0503383-5422
富山地方事務所	930-0076	富山県富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F	0503383-5480
魚津地域事務所	937-0067	富山県魚津市釈迦堂1-12-18 魚津商工会議所ビル5F	0503383-0030
石川地方事務所	920-0937	石川県金沢市丸の内7-36 金沢弁護士会館内	0503383-5477
福井地方事務所	910-0004	福井県福井市宝永4-3-1 サクラNビル2F	0503383-5475
山梨地方事務所	400-0032	山梨県甲府市中央1-12-37 I R I Xビル1・2F	0503383-5411
長野地方事務所	380-0835	長野県長野市新田町1485-1 長野市もんげんぶら座4F	0503383-5415
松本地域事務所（注2）	390-0873	長野県松本市丸の内8-3 丸の内ビル3F	0503383-5417
岐阜地方事務所	500-8812	岐阜県岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F	0503383-5471
中津川地域事務所	508-0037	岐阜県中津川市えびす町7-30 イシックス駅前ビル1F	0503383-0068
可児地域事務所	509-0214	岐阜県可児市広見5-152 サン・ノーブルビレッジ・ヒロミ1F	0503383-0005
静岡地方事務所	420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町2-1-1 札の辻ビル5F	0503383-5400
浜松支部	430-0929	静岡県浜松市中区中央1-2-1 イーステージ浜松オフィス4F	0503383-5410
沼津支部	410-0833	静岡県沼津市三園町1-11	0503383-5405
下田地域事務所	415-0035	静岡県下田市東本郷1-1-10 パールビル3F	0503383-0024
愛知地方事務所	460-0008	愛知県名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル15F	0503383-5460
三河支部	444-8515	愛知県岡崎市十王町2-9 岡崎市役所西庁舎1F（南棟）	0503383-5465
三重地方事務所	514-0033	三重県津市丸之内34-5 津中央ビル	0503383-5470
滋賀地方事務所	520-0047	滋賀県大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F	0503383-5454
京都地方事務所	604-8005	京都府京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427 京都朝日会館9F	0503383-5433
福知山地域事務所	620-0054	京都府福知山市末広町1-1-1 中川ビル4F	0503383-0519
大阪地方事務所	530-0047	大阪府大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F	0503383-5425
堺出張所	590-0075	大阪府堺市堺区南花田口町2-3-20 三共堺東ビル6F	0503383-5430
兵庫地方事務所	650-0044	兵庫県神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワービル13F	0503383-5440
姫路支部	670-0947	兵庫県姫路市北条1-408-5 光栄産業株第2ビル	0503383-5448
阪神支部	660-0052	兵庫県尼崎市七松町1-2-1 フェスタ立花北館5F	0503383-5445
奈良地方事務所	630-8241	奈良県奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F	0503383-5450
南和地域事務所	638-0821	奈良県吉野郡大淀町下淵68-4 やすらぎビル4F	0503383-0025
和歌山地方事務所	640-8155	和歌山県和歌山市九番丁15 九番丁MGビル6F	0503383-5457
鳥取地方事務所	680-0022	鳥取県鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F	0503383-5495
倉吉地域事務所	682-0023	鳥取県倉吉市山根572 サンク・ビエスビル202号室	0503383-5497
島根地方事務所	690-0884	島根県松江市南田町60	0503383-5500
浜田地域事務所	697-0022	島根県浜田市浅井町1580 第二龍河ビル6F	0503383-0026
西郷地域事務所	685-0015	島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口24-9 NTT隠岐ビル1F	0503383-5326
岡山地方事務所	700-0817	岡山県岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F	0503383-5491
広島地方事務所	730-0013	広島県広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1F	0503383-5485
山口地方事務所	753-0072	山口県山口市大手町9-11 山口県自治会館5F	0503383-5490
徳島地方事務所	770-0834	徳島県徳島市元町1-24 アミコビル3F	0503383-5575
香川地方事務所	760-0023	香川県高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F	0503383-5570
愛媛地方事務所	790-0001	愛媛県松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F	0503383-5580
高知地方事務所	780-0870	高知県高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F	0503383-5577
安芸地域事務所	784-0003	高知県安芸市久世町9-20 すまいるあき4F	0503383-0029
須崎地域事務所	785-0003	高知県須崎市新町2-3-26	0503383-5579
中村地域事務所	787-0014	高知県四万十市駅前町13-15 アメニティオフィスビル1F	0503383-0467
福岡地方事務所	810-0004	福岡県福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F	0503383-5501
北九州支部	802-0006	福岡県北九州市小倉北区魚町1-4-21 魚町センタービル5F	0503383-5506
佐賀地方事務所	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F	0503383-5510

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
長崎地方事務所	850-0875	長崎県長崎市栄町 1-25 長崎MSビル 2F	0503383-5515
佐世保地域事務所	857-0806	長崎県佐世保市島瀬町 4-19 バードハウジングビル 402 号室	0503383-5516
平戸地域事務所	859-5121	長崎県平戸市岩の上町 1507-1 NTT平戸ビル本館 2F	0503383-0468
対馬地域事務所	817-0013	長崎県対馬市厳原町中村 606-3 おおたビル 3F	0503383-0517
杵岐地域事務所	811-5135	長崎県杵岐市郷ノ浦町郷ノ浦 174 吉田ビル 3F	0503383-5517
五島地域事務所	853-0018	長崎県五島市池田町 2-20	0503383-0516
雲仙地域事務所	854-0514	長崎県雲仙市小浜町北本町 14 雲仙市小浜総合支所 3F	0503383-5324
熊本地方事務所	860-0844	熊本県熊本市中央区水道町 1-23 加地ビル 3F	0503383-5522
高森地域事務所	869-1602	熊本県阿蘇郡高森町大字高森 1609-1 NTT西日本高森ビル 1F	0503383-0469
大分地方事務所	870-0045	大分県大分市城崎町 2-1-7	0503383-5520
宮崎地方事務所	880-0803	宮崎県宮崎市旭 1-2-2 宮崎県企業局 3F	0503383-5530
延岡地域事務所	882-0043	宮崎県延岡市祇園町 1-2-7 UMK祇園ビル 2F	0503383-0520
鹿児島地方事務所	892-0828	鹿児島県鹿児島市金生町 4-10 アーバンスクエア鹿児島ビル 6F	0503383-5525
鹿屋地域事務所	893-0009	鹿児島県鹿屋市大手町 14-22 南商ビル 1F	0503383-5527
指宿地域事務所	891-0402	鹿児島県指宿市十町 912-7	0503383-0027
奄美地域事務所	894-0006	鹿児島県奄美市名瀬小浜町 4-28 AISビルA棟 1F	0503383-0028
徳之島地域事務所	891-7101	鹿児島県大島郡徳之島町亀津 553-1 徳之島合同庁舎 2F	0503381-3471
沖縄地方事務所	900-0023	沖縄県那覇市楚辺 1-5-17 プロフェスビル那覇 2・3F	0503383-5533
宮古島地域事務所	906-0012	沖縄県宮古島市平良字西里 1125 宮古合同庁舎 1F	0503383-0201
本部			
本部	164-8721	東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8F	0503383-5333
裁判員裁判弁護技術研究室	160-0004	東京都新宿区四谷 1-4 四谷駅前ビル 6F	0503383-0062
常勤弁護士業務支援室	160-0004	東京都新宿区四谷 1-4 四谷駅前ビル 6F	0503383-0062

(注1) 令和元年10月1日現在、住所等に変更あり。詳細はホームページをご確認ください。

(注2) 平成31年3月31日をもって閉鎖

(3) 根拠法

総合法律支援法（平成16年6月2日公布、法律第74号）

(4) 主務大臣

法務大臣

(5) 資本金

3億5100万円（国の全額出資）

(6) 役員の状況

平成31年4月10日現在の役員は、次のとおりである。

理事長	板東久美子	平成30年4月10日就任
理事	丸島 俊介	平成29年10月1日就任
同	山崎 学	平成28年4月10日就任
同	北原斗紀彦	平成30年4月10日就任
同	新保 美香	平成30年4月10日就任
監事	津熊 寅雄	平成27年12月21日就任
同	山下 泰子	平成24年9月3日就任

(7) 職員の状況

平成31年3月31日現在の職員の総数は1,479名（地方事務所の所長などの非常勤職員を含む）である。

8-2 法テラスの認知状況

(1) 認知状況の推移

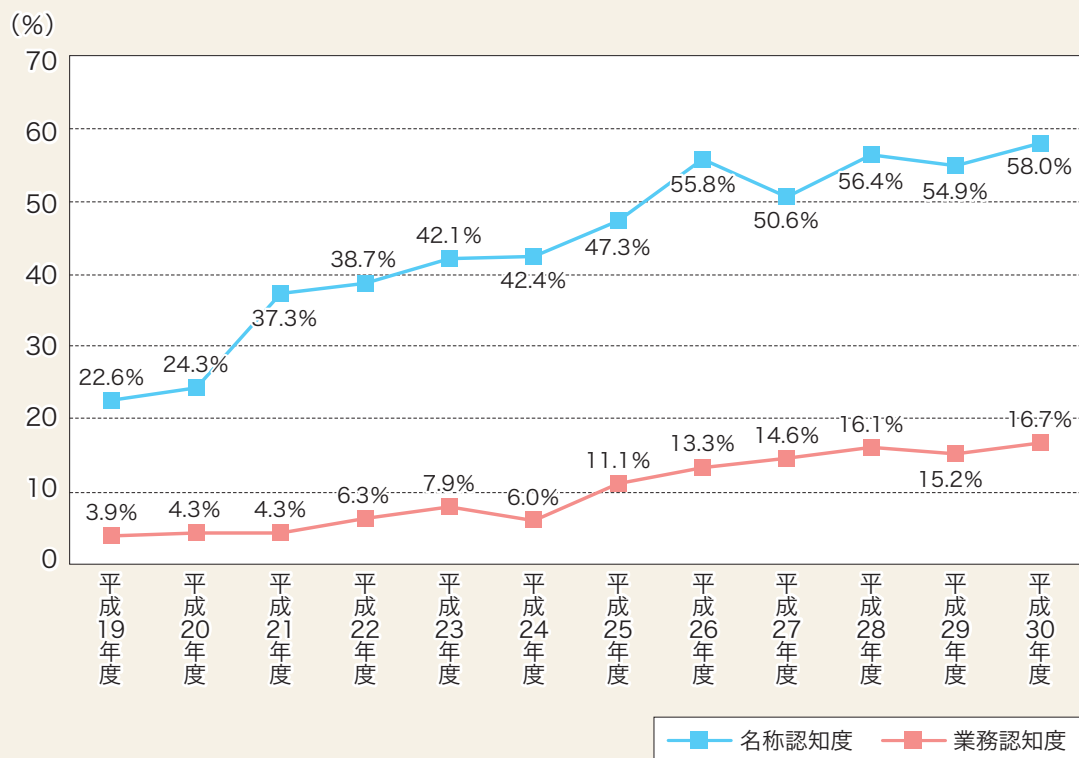
法テラスでは、国民の法テラスの認知状況を把握し、広報活動や各業務遂行上の参考とするため、平成19年度から毎年「認知状況等調査」を実施している。

調査方法は、平成19年度から平成25年度までは電話による調査（※1）で、平成26年度以降はインターネットによる調査（※2）である。

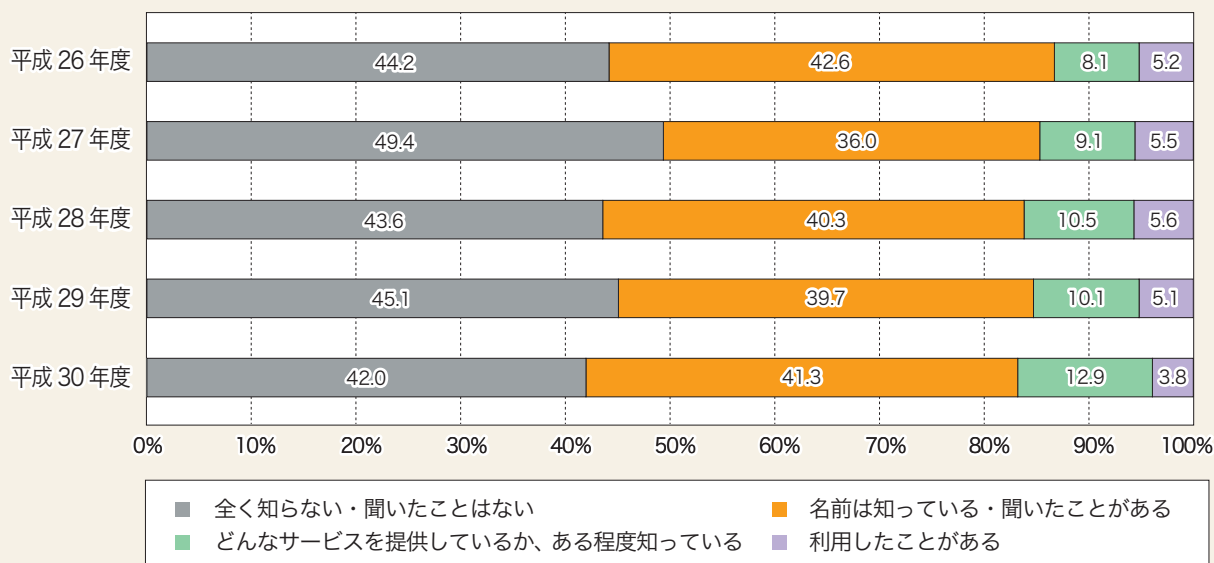
（※1）サンプルは20代以上の男女1,100名。

（※2）平成26年度から平成29年度までのサンプルは、都道府県ごとに20代、30代、40代、50代及び60代以上の男女各10名ずつで100名、合計4,700名。平成30年度のサンプルは、全国を9ブロック（北海道、東北、関東1、関東2、中部、関西、中国、四国、九州・沖縄）に分け、同様に各年代の男女50名ずつで500名、合計4,500名。

資料8-3 名称認知度及び業務認知度の推移



資料8-4 認知状況の推移



名称認知度（「全く知らない」を除く回答割合）は、平成19年度22.6%であったのが、年々上がり、平成26年度に初めて5割を超え、以降は5割以上を維持し、平成30年度は58.0%であった。

業務認知度（※3）は、平成19年度3.9%であったのが、おおむね年を追うごとに上がっていき、平成25年度に11.1%と初めて10%台となり、平成30年度は16.7%であった。

（※3）平成23年度から平成25年度までは、「名前も知っているし、業務内容もある程度知っている」との回答及び「実際に利用したことがある」との回答を合計した割合であり、平成26年度以降は、「どんなサービスを提供しているか、ある程度知っている（利用したことはない。）」との回答及び「利用したことがある」との回答を合計した割合である。

（2）性別・年代別認知度

平成30年度の性別・年代別の調査において、名称認知度が最も高かったのは男性40代、業務認知度が最も高かったのは男性50代であった。

一方、男女とも20代の認知度が最も低く、続いて男女とも30代の認知度が低かった。特に女性20代は、名称認知度・業務認知度ともに最も低かった。

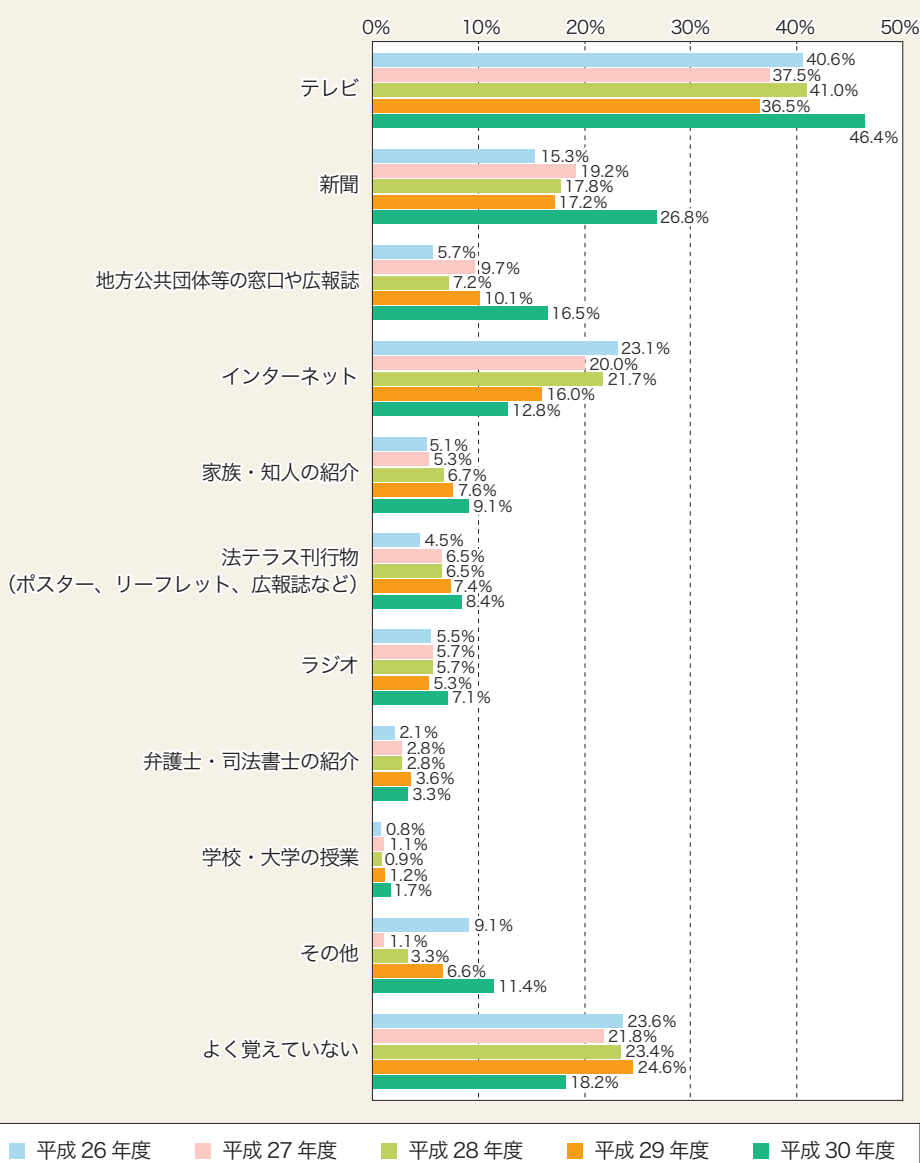
(3) 認知経路

法テラスをなにで知ったか（認知経路）について尋ねた結果は資料8-5のとおりである。

「テレビ（テレビ番組・テレビCM）」、「新聞（新聞記事・新聞広告）」、「地方公共団体等の窓口や広報誌」は前年度よりポイントが大幅に高くなり、「インターネット（バナー広告、ニュース記事、SNSなど）」は12.8%とポイントは比較的高いものの、前年度（16.0%）より低くなった。

資料 8-5

認知経路の内訳の推移



(注1) 回答は複数回答である。

(注2) 平成30年度の「その他」には、当年度の調査で認知経路の選択肢に追加された「政府広報4.7%」、「駅構内の広告や電車・バスの車内広告2.2%」、「イベント（街頭・図書館・各種勉強会など）1.8%」、「郵便局やスーパー、コンビニなどに置いた電子看板に流しているアニメーション動画広告1.2%」も含まれる。

8-3 法テラスに寄せられた皆様からの声

法テラスでは、総合法律支援法に基づく各種の法的サービスを提供しており、サービス提供の窓口となるサポートダイヤルや地方事務所はもとより、本部においても、利用者の方々から、電話や書面、メールなどで様々な苦情やご意見・ご要望（以下「苦情等」という。）が寄せられている。

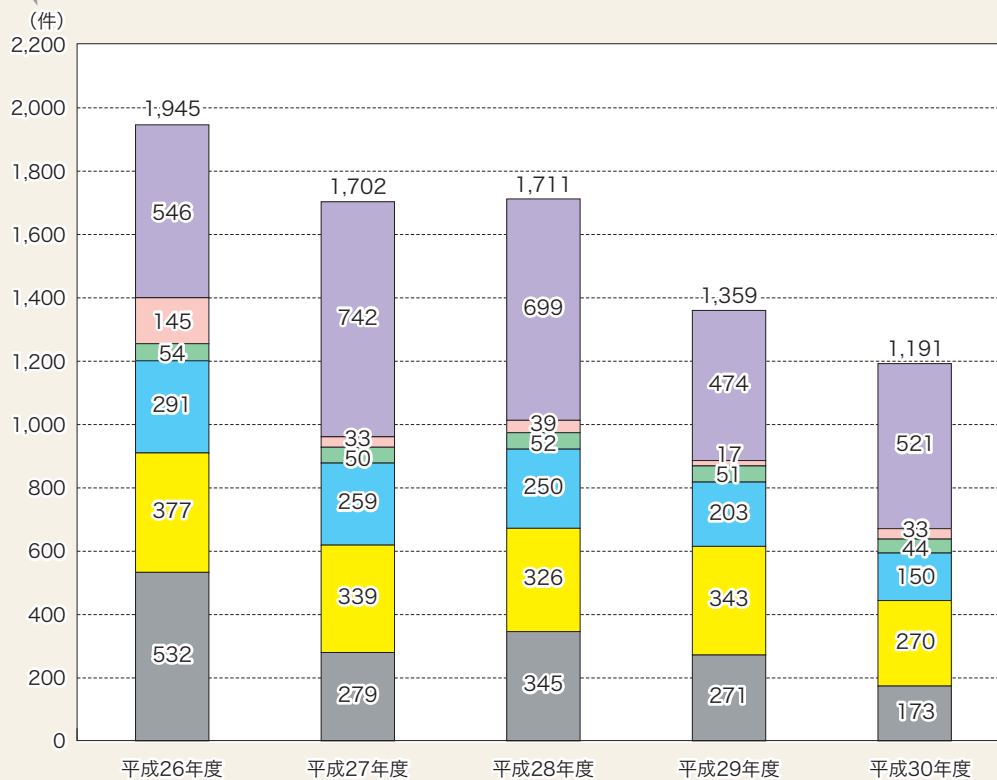
平成30年度の苦情等の受付件数は1,191件で、平成29年度の件数1,359件から、約12.4%（168件）減少した。（資料8-6）

最も多く寄せられた苦情等は「地方事務所への電話が混み合っている」という苦情等であり、平成29年度の474件から9.9%（47件）増加して521件となった。地方事務所で受電しきれない入電をサポートダイヤルに転送する取組を平成27年10月から行っているが、引き続きこの取組を進め、「電話が混み合って、なかなかつながらない」といった苦情が少なくなるよう改善に努めている。

また、その他の苦情等としては、多い順に「契約弁護士・司法書士に関するもの」、「制度・業務等に関するもの」、「地方事務所の職員に関するもの」、「コールセンターのオペレーターに関するもの」、「その他（関係機関に関するご意見等）」となっている。（資料8-6、8-7）

これらの苦情等に対する取扱結果は、資料8-8のとおりであり、具体的取組事例等の一部を資料8-9で紹介している。

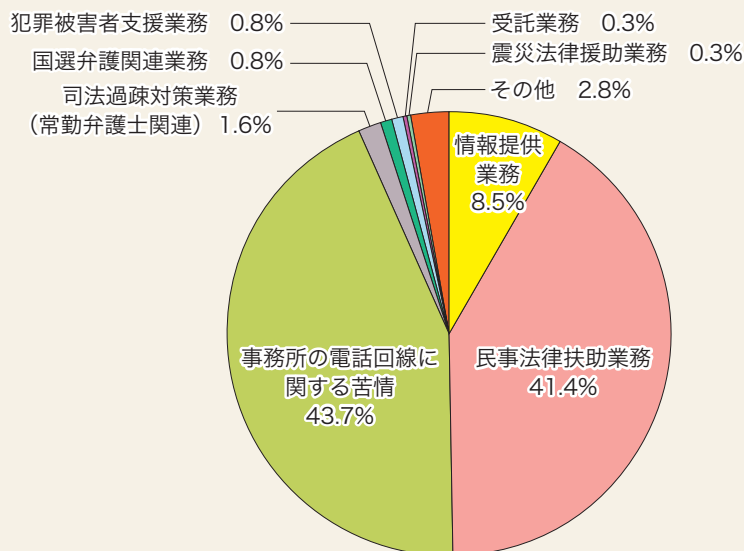
資料 8-6 苦情等受付件数・対象別苦情内訳の推移



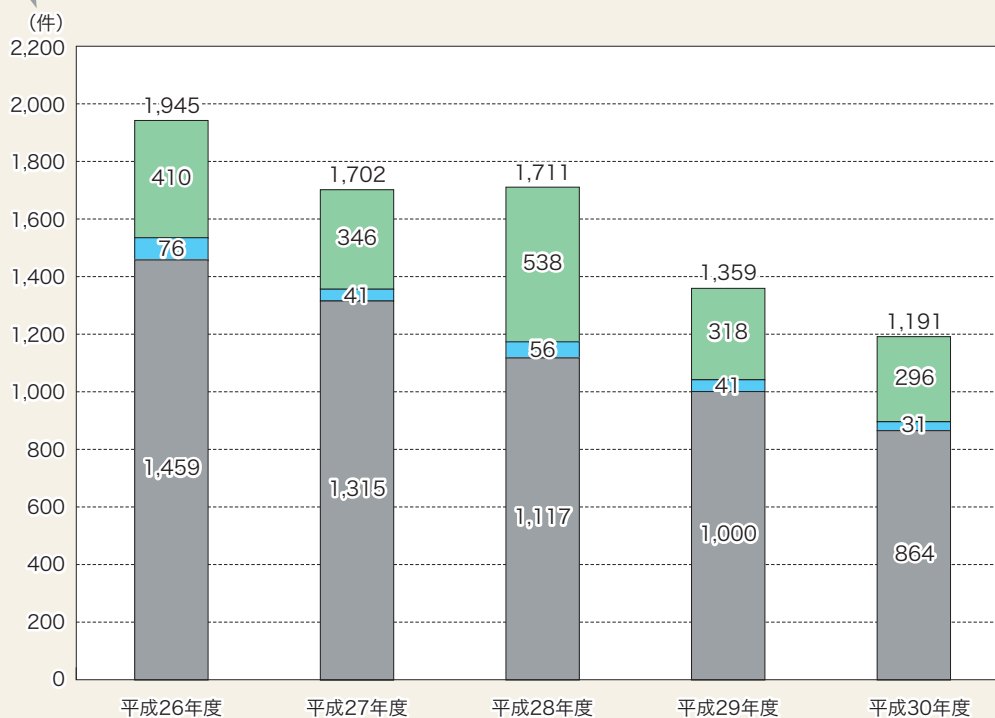
〈苦情等の対象別〉

- 地方事務所への電話が混み合っているとしてコールセンターにお問合せがあったもの
- その他（関係機関に関するご意見等）
- コールセンターのオペレーターに関するもの
- 地方事務所の職員に関するもの
- 契約弁護士・司法書士に関するもの
- 制度・業務等に関するもの

資料 8-7 平成30年度業務別苦情内訳



資料 8-8 苦情等取扱結果の推移



〈苦情等取扱い結果の主な内容〉

- 関係課室・事務所等に苦情内容を伝え配慮を求めたもの、対応策を実施したもの等
- 関係課室・事務所等で検討中のもの、関係機関との協議に付されているもの等
- 申出者や事案の特定ができなかったもの、初期対応で申出者が納得し、以上の対応を要しないと判断されたもの等

	皆様からの声	➡	法テラスの取組事例等
【情報提供関連業務】	サポートダイヤルに電話をし、相談内容を一通り話したところ、地方事務所へ何の断りもなく転送されてしまった。 サポートダイヤルから地方事務所へ転送するときは、相談者の意見を聞いてから転送するように指導してほしい。	➡	対応したオペレーターは、実際には断りを入れて地方事務所へ転送していたが、多くの情報を伝えすぎており、相談者を混乱させていた。当該オペレーターには、利用者に合わせて柔軟に対応するようフィードバックを行った。
	サポートダイヤルから相談窓口の情報を教えてもらい、電話したところ「現在使われておりません。」というアナウンスが流れた。	➡	対応したオペレーターに確認したところ、電話番号を誤って案内していたことが判明した。 当該オペレーターには、相談窓口の電話番号を案内する際には、復唱等を行って注意を払うようフィードバックを行った。
【民事法律扶助制度】	労働問題について無料法律相談を利用したところ、相談担当弁護士から「示談金は少額しか取れない」と言われ、非常に不快な思いをした。 相手方には弁護士がついており、個人では対応できないので、専門家にアドバイスを求めたのに、弁護士はお金のお話ばかりで、逆に傷ついた。	➡	お気持ちに寄り添えず、傷つけてしまったことをお詫びした。 改めて民事法律扶助制度の無料法律相談は同一案件で3回まで利用できることを説明し、別の弁護士への相談を提案した。
	代理援助の申込みの際に、法テラスを利用していることを家族に知られたくないため、今後、法テラスから送付される書類は、受任弁護士宛てに送付してもらうようお願いしていた。 その後、事件も終了し、きちんと償還してきたが、法テラスから手紙が届いた。家族が開封してしまい、法テラスの利用が知られてしまった。	➡	ご迷惑をおかけしたことをお詫びした。 事実関係を確認したところ、郵送の際には配慮する必要があったにもかかわらず、確認漏れが生じ、書類を発送していたことが判明した。改めて個人情報の利用範囲を説明し、ご理解いただいた。
	自己破産申立事件で民事法律扶助制度を利用している。援助開始決定から4年経過しているが、一向に進展がない。 受任弁護士に問い合わせたところ、辞任するという趣旨のことを言われ、大変困惑している。	➡	別の弁護士に依頼したいとの申し出があったため、解任手続を案内した。その後、解任届を受領し、終結決定をした。 後任の弁護士も見つかり、援助開始決定となった。
【その他】	法テラス事務所内での法律相談だと案内してもらっていたが、実際は契約弁護士事務所での相談ということが判明した。わざわざ法テラスまで足を運んだことが無駄になってしまった。	➡	相談予約を取った職員の案内に誤りがあったことが判明した。 相談の予約を取る場合は、相談申込者に誤解のないように相談場所の説明を行うことを徹底した。
【感謝の言葉】	皆様からの声		
	弁護士に出張相談を実施していただいた。担当の弁護士が親身になって話を聞いてくれたおかげで心がほぐれた。相談当時は、精神的につらい状態であったが、現在は幸せに暮らすことができている。つらい思いをしている人々を代表してお礼を言いたい。		
	家族の件で、サポートダイヤルで相談先を紹介してもらった。おかげで迅速に対応することができて、問題が解決した。 対応してくれたオペレーターに感謝したい。		

法テラスでは、これらの苦情等に対応する姿勢を「基本方針」（以下に掲載）としてまとめ、苦情等に対する取組事例等と併せ、ホームページに公表している。

基本方針

法律的なことで悩んでいる方や、困っている方、さまざまな事情で法律専門家等の援助が受けられない方のために、解決に向けた道しるべとなり、法律専門家等との架け橋となること。これが法テラスの仕事です。

法テラスでは、この仕事を、より多くの方に向けて、より良い方法で行うために、常に仕事のやり方を工夫したいと考えています。

このために、法テラスは、ご意見、ご要望、苦情など、法テラスに寄せられるさまざまな声を、法テラスのみならず、職員全員に宛てられたメッセージとして受け止め、責任ある対応をいたします。

お寄せいただいたご意見、ご要望、苦情をきっかけとして、業務のあり方を工夫するよう心掛けます。

法テラスに声をお寄せいただいた方の個人情報は、保有個人情報保護管理規程に基づいて保護します。

法テラスでは、以上を基本方針として、寄せられるさまざまな声を取り扱ってまいります。

8-4 審査委員会

(1) 審査委員会とは

ア 審査委員会の設置趣旨

法テラスは、政府全額出資により設立された公的な法人であり、公正中立で透明性の高い運営が求められるため、組織形態は独立行政法人に準じた枠組みで作られており、その内部組織の構成は、独立行政法人としての自律性に基づき、自ら決定すべきものである。

一方で、法テラスは、その業務運営に当たり、業務遂行を担う契約弁護士及び司法書士等の法律専門家の職務の独立性などに配慮する必要もある。

そこで、総合法律支援法（以下、「支援法」という。）第29条は、契約弁護士等の職務の特性に配慮して判断すべき事項について、弁護士等の職務の独立性を確保するとともに、その判断の客観性を確保するため第三者機関である審査委員会を法テラス内部に設置し、法テラスが契約弁護士等に対して契約上の措置をとる場合には、審査委員会の議決を経なければならないこととした（支援法第29条第8項第1号）。契約上の措置は、本来は、法テラスが契約当事者として判断すべき事項ではあるが、半面、契約弁護士等の職務の独立性にも深く関わる問題であることから、この点に配慮し、他の独立行政法人等にはない、審査委員会という独自の組織により審議を行う制度を設けたものである。

イ 法令上の根拠

「支援センターに、その業務の運営に関し特に弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に配慮して判断すべき事項について審議させるため、審査委員会を置く。」（支援法第29条第1項）

ウ 構成（資料8-10参照）

最高裁判所推薦裁判官1名、検事総長推薦検察官1名、日本弁護士連合会会長推薦弁護士2名、有識者5名の計9名で、理事長が任命する（支援法第29条第2項）。

エ 委員の任期

2年（支援法第29条第3項）。

なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となる（支援法第29条第4項）。

資料8-10

日本司法支援センター審査委員会委員名簿（平成31年4月10日現在）

委員長	高橋宏志	東京大学名誉教授
委員	飯室勝彦	前中京大学文学部教授
委員	伊藤雅人	東京地方裁判所判事
委員	岡本直美	中央労働委員会委員・日本労働組合総連合会顧問
委員	加藤啓二	弁護士（山梨県弁護士会）
委員	小林利治	前独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長
委員	佐藤太勝	弁護士（札幌弁護士会）
委員	早川清人	司法書士（静岡県司法書士会）
委員	森本加奈	最高検察庁検事

（委員については、五十音順・敬称略）

(2) 審査委員会の審議事項

ア 審査委員会の審議事項

審査委員会は、契約弁護士等の法律事務の取扱いについて苦情があった場合の措置その他の当該契約に基づき契約弁護士等に対してとる措置に関する事項（あらかじめ、審査委員会が軽微なものとしてその議決を経ることを要しないものとして定めたものを除く）、並びに法律事務取扱規程の作成及び変更に関する事項を審議し、議決するものとされている（支援法第29条第8項）。

契約弁護士等に対して契約に基づいてとる措置に関する事項について、審査委員会は、当該契約弁護士等に対し、契約に基づいた措置をとるべきか否か、措置をとるとしてどのような措置にするのかを審議し、議決することとなる（支援法第29条第8項第1号）。

契約弁護士等がその契約に違反した場合の措置については、法律事務取扱規程に定めるとされている（支援法第35条第2項）ため、法律事務取扱規程の作成及び変更についても、審査委員会の議決を経なければならないこととされている（支援法第29条第8項第2号）。

イ 審査委員会の運営

委員長は委員の互選によってこれを定め（支援法第29条第9項）、委員長が審査委員会を主宰する（支援法第29条第10項）。

ウ 審査委員会の開催頻度等

平成30年度は、毎月1回程度開催した。

エ 審査委員会議決の内訳（資料8-11参照）

オ 公表事項

審査委員会議事録及び契約弁護士等にとった措置は、法テラスのホームページ上に掲載している。

資料 8-11 審査委員会議決の内訳

年	不措置	契約の効力の停止等	契約解除・契約締結拒絶期間設定措置							合計
			1年未満	1年	1年を超え2年未満	2年	2年を超え3年未満	3年	計	
平成26年度	9	1	1	4	0	13	0	15	33	43
平成27年度	3	5	1	3	1	13	0	14	32	40
平成28年度	2	1	2	3	2	11	3	13	34	37
平成29年度	8	1	1	6	0	10	2	18	37	46
平成30年度	11	4	0	8	1	10	1	9	29	44

8-5 顧問会議

(1) 設立の趣旨

法テラス本部では、より一層利用者本位の姿勢で業務を運営するため、各界の有識者から、利用者である国民の立場に立った幅広い意見を聴取し、業務運営にいかすことを目的として、平成20年4月10日、顧問会議を設置した。

平成30年度は下記のとおり1回開催し、平成30年度の業務実績（概況）について報告を行い、外国人に対する取組及び認知度調査とこれを踏まえた広報の在り方について意見を聴取した。

(2) 顧問会議メンバー（平成31年3月31日現在、敬称略）

＜座 長＞	片山 善博	早稲田大学公共経営大学院教授
	石井 卓爾	東京商工会議所特別顧問
	高木 剛	全国勤労者福祉・共済振興協会顧問
	滝鼻 卓雄	ジャーナリスト
	津島 雄二	弁護士
	坂東真理子	昭和女子大学理事長
	中山 弘子	元新宿区長
	村木 厚子	元厚生労働事務次官
	長谷部由起子	学習院大学大学院法務研究科教授

(3) 顧問会議の開催状況

第17回 平成31年2月27日（水）

【報告案件】

- ・平成30年度業務実績（概況）について
- ・改正総合法律支援法の施行（特定援助対象者法律相談援助及びDV等被害者法律相談援助）について

【協議案件】

- ・外国人に対する取組について
- ・認知度調査とこれを踏まえた広報の在り方について

8-6 地方協議会

開催の目的、状況

法テラスは、総合法律支援法第32条第4項で、地域における業務の運営に当たり、協議会の開催等により、広く利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めなければならないとされている。そこで、全国の地方事務所において管内関係機関・団体が参加する地方協議会を開催している。

開催に当たっては、特定援助対象者法律相談援助及び司法ソーシャルワークを議題とするなど工夫し、制度説明以外にも各業務の活用事例を報告するなど具体的な情報を周知することで、関係機関との更なる連携強化を図った。

平成30年度は、特定援助対象者法律相談援助の更なる利用促進を図るため、福祉機関・団体を中心に参加を呼びかけた地方事務所が多くあった。地方事務所ごとの主な内容は資料8-12のとおりであり、平成30年度中の延べ開催数は全国で94回となった。

資料 8-12 平成30年度地方協議会開催一覧

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
札幌	平成30年8月7日	・弁護士による「高齢者・障害者における法テラスの活用事例」についての講演 ・特定援助対象者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討	36名
	平成31年3月5日	・生活困窮者自立支援について ・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討	11名
函館	平成30年11月6日	・特定援助対象者法律相談援助について ・DV等被害者法律相談援助について ・被疑者国選弁護の対象事件拡大について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討	26名
	平成30年11月8日	同上	16名
	平成30年11月21日	同上	16名
旭川	平成30年9月25日	・特定援助対象者法律相談援助について ・DV等被害者法律相談援助について ・被疑者国選弁護の対象事件拡大について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討	20名
	平成30年12月6日	同上	61名
釧路	平成30年10月16日	・特定援助対象者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討	47名
	平成30年10月23日	同上	57名
	平成30年12月18日	同上	125名

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
青森	平成30年6月25日	・特定援助対象者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討	27名
	平成30年11月14日	同上	12名
	平成30年12月17日	同上	64名
岩手	平成30年6月27日	・特定援助対象者法律相談援助について ・DV等被害者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討	36名
	平成30年10月30日	・特定援助対象者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討	15名
	平成30年11月20日	同上	41名
宮城	平成30年11月28日	・特定援助対象者法律相談援助について ・成年後見制度について ・業務説明、業務報告、事例検討	91名
秋田	平成30年10月16日	・特定援助対象者法律相談援助について ・DV等被害者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討	45名
山形	平成30年11月16日	・特定援助対象者法律相談援助について ・業務説明、業務報告、事例検討	37名
	平成31年2月8日	同上	60名
福島	平成30年6月15日	・特定援助対象者法律相談援助について ・DV等被害者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討	32名
	平成30年6月29日	同上	16名
	平成30年11月16日	同上	17名
茨城	平成30年6月21日	・生活困窮者支援について ・成年後見制度について ・女性を取り巻く法律問題について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討	20名
	平成30年7月25日	・成年後見制度について ・特定援助対象者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討	29名
	平成30年10月22日	・生活困窮者支援について ・成年後見制度について ・女性を取り巻く法律問題について ・特定援助対象者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討	205名
	平成30年11月30日	・成年後見制度について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討	37名
栃木	平成31年2月22日	・特定援助対象者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討	24名

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
群馬	平成30年10月22日	・高齢者・障害者支援の取組みについて ・自殺対策について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討	28名
	平成30年10月29日	同上	29名
	平成30年11月16日	同上	38名
	平成30年11月22日	同上	20名
	平成30年12月12日	・自殺問題について ・DV等被害者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討	73名
埼玉	平成30年11月21日	・弁護士による「障害当事者弁護士より福祉分野で働く方々へ」と題する講演 ・特定援助対象者法律相談援助について ・業務説明、業務報告、事例検討	151名
埼玉 (川越支部)	平成31年1月10日	・高齢者・障害者支援について ・特定援助対象者法律相談援助について ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討	67名
千葉	平成30年11月7日	・特定援助対象者法律相談援助について ・業務説明、業務報告、事例検討	21名
	平成30年11月19日	同上	15名
	平成30年12月6日	同上	17名
	平成30年12月14日	同上	24名
東京	平成31年2月20日	・特定援助対象者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討	32名
東京 (多摩支部)	平成30年12月11日	・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討	17名
神奈川 (川崎支部と共催)	平成31年1月28日	・特定援助対象者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討	49名
神奈川 (小田原支部)	平成30年11月2日	・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討	35名
新潟	平成30年6月27日	・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討	27名
	平成30年11月14日	同上	20名
富山	平成31年2月20日	・弁護士による「家事事件におけるDV等犯罪被害者支援と弁護士」と題する講演 ・DV等被害者法律相談援助について ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討	32名
石川	平成31年1月28日	・特定援助対象者法律相談援助について ・DV等被害者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討	64名
福井	平成30年7月25日	・特定援助対象者法律相談援助について ・業務説明、業務報告、事例検討	25名
	平成31年1月31日	同上	9名

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
山梨	平成30年6月15日	・特定援助対象者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討	80名
	平成30年11月9日	同上	62名
	平成31年1月30日	・生活困窮者自立支援について ・特定援助対象者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討	48名
長野	平成30年11月14日	・特定援助対象者法律相談援助について ・DV等被害者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討	13名
岐阜	平成30年8月17日	・瑞穂法律センターの開設について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討	83名
静岡	平成31年3月5日	・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討	88名
静岡 (沼津支部)	平成31年2月4日	・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討	24名
静岡 (浜松支部)	平成31年2月25日	・特定援助対象者法律相談援助について ・DV等被害者法律相談援助について ・被疑者国選弁護の対象事件拡大について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討	62名
愛知	平成30年11月20日	・生活困窮者への法的支援について ・業務説明、業務報告、事例検討	32名
愛知 (三河支部)	平成30年12月6日	・成年後見制度の利用促進について ・業務説明、業務報告、事例検討	20名
三重	平成30年11月16日	・特定援助対象者法律相談援助について ・DV等被害者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討	15名
滋賀	平成30年11月30日	・特定援助対象者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討	13名
	平成31年1月11日	同上	33名
京都	平成30年10月19日	・特定援助対象者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討	29名
大阪	平成30年10月24日	・特定援助対象者法律相談援助について ・DV等被害者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討	61名
	平成30年10月30日	同上	28名
兵庫	平成30年11月27日	・特定援助対象者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討	156名

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
奈良	平成31年2月27日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ DV等被害者法律相談援助について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 業務説明、業務報告、事例検討	36名
和歌山	平成30年12月14日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 業務説明、業務報告、事例検討	26名
	平成31年1月25日	同上	27名
鳥取	平成30年11月7日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ DV等被害者法律相談援助について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 常勤弁護士の活動報告について ・ 業務説明、業務報告、事例検討	29名
島根	平成30年6月18日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ DV等被害者法律相談援助について ・ 常勤弁護士の活動報告について ・ 業務説明、業務報告、事例検討	41名
	平成30年11月26日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ DV等被害者法律相談援助について ・ 業務説明、業務報告、事例検討	20名
岡山	平成30年11月20日	・ 多重債務問題の状況及び取組について ・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 業務説明、業務報告、事例検討	20名
広島	平成30年10月24日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 業務説明、業務報告、事例検討	50名
山口	平成30年9月5日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ DV等被害者法律相談援助について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 常勤弁護士の活動報告について ・ 業務説明、業務報告、事例検討	13名
	平成30年12月13日	・ 高齢者・障害者支援について ・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ DV等被害者法律相談援助について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 常勤弁護士の活動報告について ・ 業務説明、業務報告、事例検討	58名
徳島	平成30年12月7日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ DV等被害者法律相談援助について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 業務説明、業務報告、事例検討	69名
香川	平成30年11月6日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ DV等被害者法律相談援助について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 常勤弁護士の活動報告について ・ 業務説明、業務報告、事例検討	22名
	平成31年1月25日	同上	38名
愛媛	平成31年2月20日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 常勤弁護士の活動報告について ・ 業務説明、業務報告、事例検討	50名
高知	平成30年10月31日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 常勤弁護士の活動報告について ・ 業務説明、業務報告、事例検討	30名
	平成30年12月7日	同上	19名
	平成31年2月15日	同上	23名

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
福岡	平成30年10月19日	・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討	57名
福岡 (北九州支部)	平成30年11月28日	・特定援助対象者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討	18名
	平成31年2月22日	・相続法の改正について ・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討	72名
佐賀	平成31年1月22日	・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討	15名
長崎	平成31年1月24日	・生活困窮者自立支援機関との連携について ・特定援助対象者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討	26名
熊本	平成31年2月15日	・消費者問題について ・特定援助対象者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討	21名
大分	平成30年11月22日	・特定援助対象者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・業務説明、業務報告、事例検討	44名
	平成31年1月29日	同上	16名
宮崎	平成30年12月12日	・成年後見制度について ・特定援助対象者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討	90名
鹿児島	平成30年10月4日	・特定援助対象者法律相談援助について ・DV等被害者法律相談援助について ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討	12名
沖縄	平成30年9月14日	・特定援助対象者法律相談援助について ・DV等被害者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・業務説明、業務報告、事例検討	44名

法テラス用語の解説

総務系

1 司法制度改革／司法制度改革審議会意見書

「国民の期待に応える司法制度の構築」、「司法制度を支える法曹の在り方」及び「国民の司法参加」の3つの柱を基本理念として行われた司法制度全般に関する改革（司法制度改革）において、平成13年6月、司法制度改革審議会が最終意見書を内閣に提出。

同報告書内の「国民の期待に応える司法制度の構築」において、「司法へのアクセスを拡充するため、利用者の費用負担の軽減、民事法律扶助の拡充、司法に関する総合的な情報提供を行うアクセス・ポイントの充実等を図る」とされ、法テラスの設立につながった。

2 総合法律支援法

司法制度改革審議会意見書を受け、民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを基本理念とする総合法律支援構想を具体化するため、平成16年6月2日に公布された法律。

法テラスは、この法律に基づき独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である。

3 法テラス震災特例法

東日本大震災の被災者への法的支援を目的として、平成24年3月23日に「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（法テラス震災特例法）が制定された。

法テラスはこの特例法に基づき、震災法律援助業務を行っている。

4 全国の法テラス事務所

- 地方事務所：地方裁判所の本庁所在地に設置。当該都道府県内の支部・出張所・地域事務所を管轄する役割を持ち、法テラスが行うすべての業務を行う。
- 支部：人口や裁判事件数が多い都市など、地方事務所だけではカバーしきれない地域の事件を管轄し、法テラスが行う5つの本来業務を行う。
- 出張所：民事法律扶助業務・震災法律援助業務を中心に、情報提供業務も行う。
- 地域事務所：弁護士・司法書士の数が少ないなどの理由で法律サービスが行き届かない地域に設置し、常勤弁護士が常駐する。
- 被災地出張所：東日本大震災の被災者支援のために岩手、宮城、福島県の7か所に設置された臨時出張所。いずれも、沿岸部の津波被災地や原発事故の被害者が多く住む地域に置かれ、車内で相談できる移動相談車両を備えている。各種専門士業による「よろず相談」も実施している。

情報提供業務

5 法テラス・サポートダイヤル

全国からの問合せに応じるための、法テラス独自のコールセンター。研修を受けたオペレーターが対応し、電話とメールによる、法的トラブルの解決に役立つ法制度と相談窓口についての情報提供を行っている。

電話番号は「0570-078374（おなやみなし）」。

6 多言語情報提供サービス

外国語話者からの問合せに応じるためのサービス。専用電話番号を設け、利用者、通訳業者、法テラス職員の3者間で繋ぎ、法的トラブルの解決に役立つ日本の法制度や相談窓口についての情報提供を外国語で行っている。

電話番号は「0570-078377（おなやみなイナイ）」。

7 被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）

東日本大震災の発生をきっかけに設けられた被災者専用のフリーダイヤル。政令で指定された一定の大規模災害により被災された方に対し、無料で法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口についての情報提供を行っている。

これまでの対象災害は、東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨。

電話番号は「0120-078309（おなやみレスキュー）」。

8 「よくある質問と答え」(FAQ)

サポートダイヤルや地方事務所に入った問合せに対し情報提供をするために、法制度情報を「よくある質問と答え」として法テラスがデータベース化して整備したもの。平成31年3月31日現在、約5,000件のFAQを整備している。

9 よろず相談

東日本大震災をきっかけに、宮城、福島、岩手3県に設けられた被災地出張所において実施。被災者の複合的な悩みにワンストップで対応できるよう、弁護士、司法書士のほか、税理士、土地家屋調査士、建築士、行政書士、社会保険労務士、社会福祉士などの各専門士業による相談会を実施している。

民事法律扶助業務

10 センター相談／事務所相談

- センター相談：法テラスの事務所で実施する法律相談
- 事務所相談：契約弁護士・司法書士の事務所で実施する法律相談

11 出張相談／巡回相談／指定相談場所

- 出張相談：弁護士又は司法書士が出張して実施する法律相談
- 巡回相談：地方公共団体等の施設を一時的な指定相談場所として指定し、弁護士・司法書士がその場所に赴いて実施する法律相談
- 指定相談場所：地方事務所長が指定して、法律相談援助を行う場所

12 援助(資力)要件

- 収入や資産が一定の基準を超えていないこと。
- 法律相談援助、代理援助・書類作成援助を利用するには、当該要件に該当する必要がある。

13 法律相談援助

- 民事法律扶助業務で最も一般的な法律相談。
- 収入や資産が一定の基準を下回る方を対象に、弁護士又は司法書士による無料法律相談を行う。

14 特定援助対象者法律相談援助

- 平成30年1月24日施行
- 認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等（特定援助対象者）に対して、支援機関からの申し入れにより、資力にかかわらず弁護士・司法書士が出張法律相談を行う。
- 対象者の収入や資産が一定の基準を超える場合は、法律相談料は対象者の負担となる。

15 被災者法律相談援助

- 平成28年7月1日施行
- 政令で指定された一定の大規模災害により被災された方に対し、災害発生日から最長で1年間、資力を問わない無料法律相談を行う。
- これまでに平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨に適用された。

16 震災法律相談援助

- 「法テラス震災特例法」に基づき、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方等を対象として、無料で法律相談を行う。

17 代理援助／書類作成援助

- 代理援助：民事裁判等手続に関して、代理人となる弁護士・司法書士費用（実費・報酬など）の立替えを行う。
- 書類作成援助：裁判所に提出する書類を司法書士又は弁護士に作成を依頼する費用の立替えを行う。
- いずれも立替金の償還は原則として事件の開始時から始まる。

18 震災代理援助／震災書類作成援助

- 「法テラス震災特例法」に基づき、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方等を対象として、震災に起因する事件について、弁護士・司法書士の費用の立替えを行う（震災代理援助、震災書類作成援助）。
- いずれも立替金の償還は事件の終結後から始まる。

19 簡易援助

- 法律相談に付随して被援助者名義の簡易な法的文書の作成をすること。

20 援助開始決定／終結決定

- 援助開始決定：代理援助・書類作成援助を開始することを審査で決定すること。審査では、立替額や事件の処理方針などを決定する。
- 援助終結決定：事件が終了したとき又は援助を継続する必要がなくなったときに、代理援助・書類作成援助の終了を審査で決定すること。審査では、報酬金・立替残金の支払い方法などを決定する。

21 立替金(着手金・実費・報酬金)

- 弁護士・司法書士費用等について、法テラスが被援助者に代わって一時的に立替払いした金員。被援助者は原則毎月法テラスに返済する。以下の金員を立て替える。
- 着手金：弁護士が事件の依頼を受けたときに支払いを受ける金員。事件等の結果の成功、不成功の如何にかかわらず弁護士が受け取るもの。
- 実費：弁護士が受任した事件の事務の処理に伴って必要となる費用。裁判記録謄写料、照会手数料、出廷・打合せのための交通費、通信費、予納郵便など。
- 報酬金：弁護士が一定の成果を得られたときに支払いを受ける金員。

法テラス用語の解説

22 償還

法テラスが立て替えた費用を被援助者が返済すること。

23 免除／猶予

- 免除：立替金の償還を不要とすること。
- 猶予：立替金の償還を一定期間止めること。
いずれも、一定の要件等がある。

24 ハーグ条約

オランダのハーグで採択された、国家間の不法な児童連れ去り防止を目的とした多国間条約である「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」の通称。

法テラスでは、ハーグ条約事件の日本国内における民事裁判等手続について、民事法律扶助事業を行っている。

25 民事法律扶助契約弁護士・司法書士

法テラスとの間で、民事法律扶助業務に係る事務の取扱いについて契約を締結した弁護士・司法書士のこと。

国選弁護等関連業務

26 国選弁護制度(国選弁護人契約、国選弁護人契約弁護士)

刑事事件で勾留・起訴された人が、貧困等の理由で自ら弁護人を依頼できない場合に、法テラスとの間で国選弁護人の事務を取り扱う契約（国選弁護人契約）を結んだ弁護士（国選弁護人契約弁護士）の中から、法テラスが指名した弁護士を、裁判所が国選弁護人として定める制度。

27 国選付添制度(国選付添人契約、国選付添人契約弁護士)

少年事件について、一定の重大事件等の場合に、法テラスとの間で国選付添人の事務を取り扱う契約（国選付添人添契約）を結んだ弁護士（国選付添人契約弁護士）の中から、法テラスが指名した弁護士を、裁判所が国選付添人として定める制度。

28 指名通知請求／指名打診／指名通知／選任

個別事件の国選弁護人等を定めるために、裁判所は法テラスに対し、候補者を裁判所に通知するように依頼する（指名通知請求）。

法テラスは、契約弁護士の中から候補者を選び、国選弁護人等に指名することを候補者に打診し（指名打診）、承諾を得て裁判所に通知する（指名通知）。

これを受けて、裁判所は、同候補者を国選弁護人等として選任する（選任）。

司法過疎対策・常勤弁護士

29 常勤弁護士(スタッフ弁護士)

法テラスとの間で、総合法律支援法第30条に規定する法テラスの業務に関して他人の法律事務を契約している弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約（勤務契約）をしている弁護士。司法過疎対策、民事法律扶助及び国選弁護等の重要な担い手である。

30 司法過疎地域

弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者（以下「弁護士等」という。）がその地域にいないことその他の事情により、当該地域の居住者が、弁護士等に対して、法律事務の取扱いを依頼することに困難な状況にある地域。

31 司法過疎地域事務所

法テラスが司法過疎地域に設置した法律事務所。当該司法過疎地域の居住者等の依頼に応じ、相当の対価を得て、常勤弁護士（スタッフ弁護士）が法律事務を取り扱う。

32 有償事件

民事法律扶助、国選弁護等関連事件及び受託事件以外の事件で、依頼者等から相当の対価を得て法律事務を行う事件。基本的には、司法過疎地域事務所においてスタッフ弁護士が取り扱っているが、地方裁判所の本庁所在地等に設置している法テラスの法律事務所においても、スタッフ弁護士が例外的に取り扱っている。

33 隣接法律専門職者

弁護士及び弁護士法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者。

34 司法ソーシャルワーク

地方公共団体・福祉機関等の職員と法律専門家である弁護士・司法書士とが協働しながら、自発的には司法サービスを求めづらい高齢者・障がい者のもとに向くなど積極的に働きかけ、その方々の抱える様々な問題の総合的な解決を図る取組。

35 養成事務所・養成弁護士

常勤弁護士（スタッフ弁護士）が、全国各地の法テラスの法律事務所へ赴任するために、原則1年間、一般の法律事務所において、経験豊富な指導弁護士による指導を受けながら業務を行うことを「養成」という。養成を受ける法律事務所のことを養成事務所といい、養成期間中の常勤弁護士のことを養成弁護士という。

犯罪被害者支援業務

36 犯罪被害者支援ダイヤル

コールセンターに設置している、犯罪被害に関する問合せ専用の電話窓口。犯罪被害者支援の知識や経験を持ったオペレーターが法制度や相談窓口等の情報を提供を行っている。

必要に応じて法テラス地方事務所へ支援の引き継ぎを行う。

電話番号は「0570-079714（なくことないよ）」。

37 DV等被害者法律相談援助

平成30年1月24日施行

特定侵害行為（DV、ストーカー、児童虐待）を現に受けている方（現に受けている疑いがある方も含む）に対し、資力にかかわらず弁護士が再被害の防止に必要な法律相談を行う。

対象者に一定の基準を超える資産がある場合、法律相談料は対象者の負担となる。

38 被害者参加制度（被害者参加人、被害者参加弁護士）

一定の犯罪の被害者等が、裁判所の決定により、刑事裁判に直接参加することができる制度。

刑事裁判への参加を許可された被害者等を被害者参加人、被害者参加人の委託を受けた弁護士を被害者参加弁護士という。

39 被害者参加人のための国選弁護制度（被害者参加弁護士契約弁護士）

経済的に余裕がない被害者参加人に対し、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度。法テラスが、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約、国選被害者参加弁護士候補の指名、国選被害者参加弁護士に対する報酬の算定・支払等の業務を行っている。

なお、国選被害者参加弁護士となるための契約を法テラスと結んだ弁護士を被害者参加弁護士契約弁護士という。

40 選定請求／指名打診／指名通知／選定通知

被害者参加人のための国選弁護制度を利用する被害者参加人は、裁判所に対し、国選被害者参加弁護士を選定することを請求する（選定請求）。必要書類の提出は法テラスを通して行う。

法テラスは、被害者参加弁護士契約弁護士に対し、国選被害者参加弁護士の候補として指名することを打診し（指名打診）、承諾を得て、裁判所に通知する（指名通知）。

裁判所は、被害者参加人・被害者参加弁護士契約弁護士・法テラスに対し、当該弁護士を国選被害者参加弁護士として選定したことを通知する（選定通知）。

41 被害者参加旅費等支給制度

被害者参加制度を利用して裁判に出席した被害者参加人に、国が旅費・日当・宿泊料（宿泊が必要と認められる場合）を支給する制度。

法テラスが、旅費等の算定・支払等の業務を行っている。

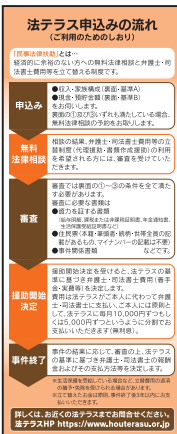
法テラスの刊行物

法テラスのことをわかりやすく説明したさまざまな刊行物を作成しています。各刊行物については、法テラスのホームページからPDFデータでダウンロードすることができます。

法テラスを利用したい方へ



一般リーフレット



パンフレット



白書



法人パンフレット

利用対象者別パンフレット



高齢者支援パンフレット



知的障害者支援
パンフレット



点字パンフレット

犯罪被害者支援リーフレット





法律相談Q&Aシリーズ

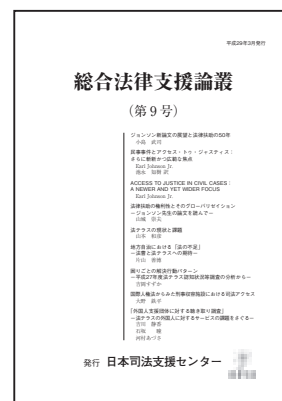
広報誌



シリーズ内容
離婚問題、相続問題、労働問題、建物賃貸借問題、
多重債務問題、成年後見、身近なトラブル、消費者トラブル、近隣トラブル

調査報告書

紀要



東日本大震災の被災者等への法的支援に関する
ニーズ調査報告書

法律扶助のニーズ及び
法テラス利用状況に関する
調査報告書

総合法律支援論叢

法テラス白書 平成30年度版

令和元年11月発行

編著・発行者 日本司法支援センター
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
電話 0503383-5333
<https://www.houterasu.or.jp/>

印刷・製本 株式会社 アイネット



法的トラブルのお問合せは…

法テラス・サポートダイヤル

お な や み な し
0570-078374

※IP電話からは、03-6745-5600にお電話ください。

犯罪被害者支援ダイヤル

な く こ と な い よ
0570-079714

※IP電話からは、03-6745-5601にお電話ください。

期間限定 被災者専用フリーダイヤル
(震災 法テラスダイヤル)

お な や み レスキュー
0120-078309

※被災者の方専用のダイヤルとなりますので、ご注意ください。

受付時間／平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00

法テラス ホームページ

<https://www.houterasu.or.jp>

法テラス 携帯サイト

<https://www.houterasu.or.jp/k>



スマートフォンサイト



携帯サイト



日本司法支援センター

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F TEL0503383-5333(IP電話)